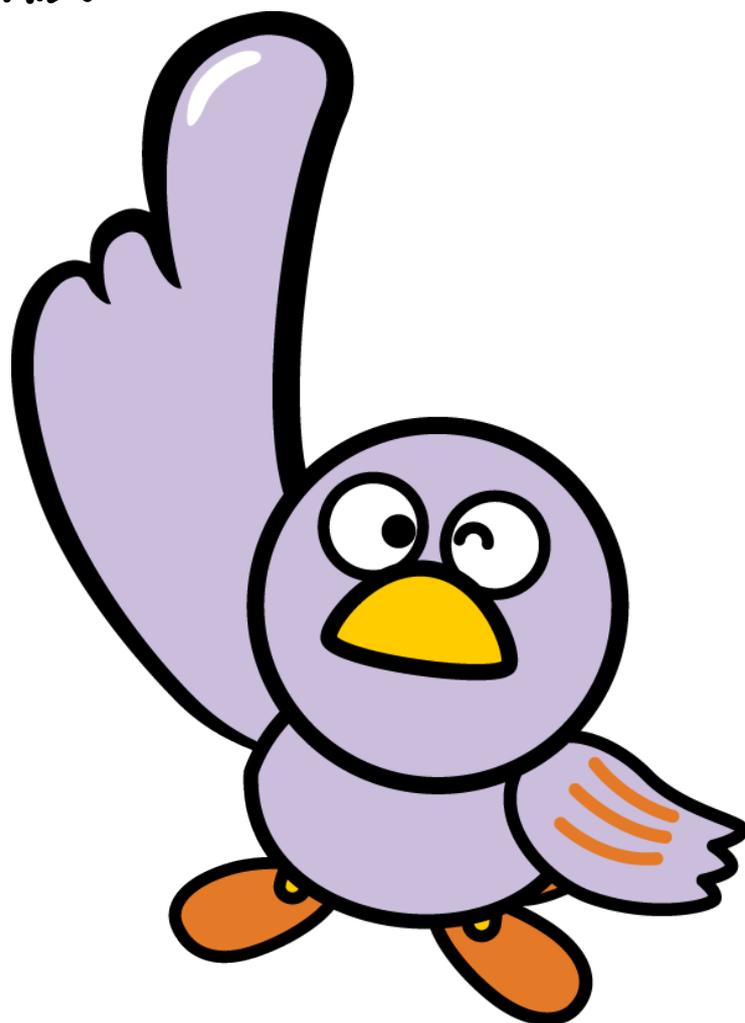


# 認定NPO法人 ガイドブック 埼玉県版



埼玉県のマスコット コバトン



# 目次

|  |           |
|--|-----------|
| <b>第1章 認定NPO法人制度について</b> .....         | <b>1</b>  |
| 1 認定NPO法人制度の概要 .....                   | 2         |
| (1) 認定NPO法人とは .....                    | 2         |
| (2) 特例認定NPO法人とは .....                  | 2         |
| (3) 認定NPO法人等になることによるメリット .....         | 2         |
| (4) 認定の基準 .....                        | 3         |
| (5) 欠格事由 .....                         | 3         |
| (6) 認定等の有効期間等 .....                    | 4         |
| 事前チェックシート .....                        | 6         |
| 2 認定NPO法人等の税制上の措置 .....                | 22        |
| <b>第2章 認定の申請手続・認定の基準について</b> .....     | <b>27</b> |
| 1 認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けるための申請手続 ..... | 29        |
| (1) 認定を受けようとする場合 .....                 | 29        |
| (2) 特例認定を受けようとする場合 .....               | 29        |
| (3) 認定の有効期間の更新を受けようとする場合 .....         | 30        |
| (4) 認定NPO法人等の役員報酬規程等の提出義務 .....        | 30        |
| 2 認定等の基準の概要 .....                      | 39        |
| (1) 認定の基準の概要 .....                     | 39        |
| (2) 欠格事由の概要 .....                      | 42        |
| 3 認定NPO法人としての認定を受けるための基準 .....         | 43        |
| 4 特例認定NPO法人として特例認定を受けるための基準 .....      | 55        |
| 5 欠格事由 .....                           | 56        |
| <b>第3章 認定NPO法人の管理・運営について</b> .....     | <b>59</b> |
| 1 認定NPO法人等の報告義務 .....                  | 60        |
| (1) 事業年度終了後の役員報酬規程等の報告 .....           | 60        |
| (2) 助成金の報告 .....                       | 61        |
| (3) その他の報告 .....                       | 62        |
| 2 認定NPO法人等の情報公開 .....                  | 64        |

|                                |            |
|--------------------------------|------------|
| (1) 認定 NPO 法人等の情報公開（閲覧）        | 64         |
| (2) 所轄庁の情報公開（閲覧・謄写）            | 65         |
| 3 認定 NPO 法人等に対する監督等            | 66         |
| (1) 認定 NPO 法人等に対する報告及び検査       | 66         |
| (2) 認定 NPO 法人等に対する勧告、命令等       | 67         |
| (3) その他の事業の停止                  | 68         |
| (4) 認定 NPO 法人等に対する認定等の取消し      | 68         |
| (5) 罰則                         | 69         |
| <b>第 4 章 認定 NPO 法人等の合併について</b> | <b>71</b>  |
| 1 NPO 法人の合併                    | 72         |
| 2 合併法人に係る認定等の基準の適用             | 72         |
| (1) 合併によって設立された NPO 法人が申請を行う場合 | 72         |
| (2) 合併後存続した NPO 法人が申請を行う場合     | 76         |
| (3) 認定 NPO 法人等の合併              | 79         |
| <b>認定 NPO 法人に関する Q&amp;A</b>   | <b>85</b>  |
| <b>関係法令・様式集</b>                | <b>105</b> |

本書において使用している省略語は、次のとおりです。

|             |  |
|-------------|--|
| 法           | 特定非営利活動促進法(平成 10 年法律第 7 号)   |
| 法令          | 特定非営利活動促進法施行令(平成 23 年政令第 319 号)  |
| 法規          | 特定非営利活動促進法施行規則(平成 23 年内閣府令第 55 号)  |
| 法附則         | 特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(平成 23 年法律第 70 号)附則  |
| NPO 法人      | 特定非営利活動促進法第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人   |
| 認定 NPO 法人   | 特定非営利活動促進法第 44 条第 1 項に規定する認定特定非営利活動法人  |
| 特例認定 NPO 法人 | 特定非営利活動促進法第 58 条第 1 項に規定する特例認定特定非営利活動法人  |
| 所轄庁         | 特定非営利活動促進法第 9 条に規定するその主たる事務所が所在する都道府県の知事(その事務所が一の指定都市の区域内のみに所在する特定非営利活動法人にあっては、当該指定都市の長) |
| 措法          | 租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)   |
| 措令          | 租税特別措置法施行令(昭和 32 年政令第 43 号)  |
| 措規          | 租税特別措置法施行規則(昭和 32 年大蔵省令第 15 号)   |
| 法人法         | 法人税法(昭和 40 年法律第 34 号)  |
| 法人令         | 法人税法施行令(昭和 40 年政令第 97 号)   |
| 法人規         | 法人税法施行規則(昭和 40 年大蔵省令第 12 号)  |
| 所法          | 所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)  |
| 所令          | 所得税法施行令(昭和 40 年政令第 96 号)   |
| 所規          | 所得税法施行規則(昭和 40 年大蔵省令第 11 号)  |
| 相規          | 相続税法施行規則(昭和 25 年大蔵省令第 17 号)  |
| 組登令         | 組合等登記令(昭和 39 年 3 月 23 日政令第 29 号)   |
| 行手法         | 行政手続法(平成 5 年 11 月 12 日法律第 88 号)  |

※このガイドブックは、令和 6 年 4 月 1 日現在で施行されている法令に基づいて作成しています。

# 第 1 章 認定 NPO 法人制度について

## 1 認定NPO法人制度の概要

認定NPO法人制度は、NPO法人への寄附を促すことにより、NPO法人の活動を支援するために税制上設けられた措置として、NPO法人のうち一定の要件を満たすものについて、これまで、国税庁長官が認定を行う制度でしたが、平成23年の法改正により、所轄庁が認定を行う新たな認定制度が創設され、平成24年4月1日から実施されるものです。

### (1) 認定NPO法人とは

認定NPO法人とは、NPO法人のうちその運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するものにつき一定の基準（パブリック・サポート・テストを含みます。）に適合したものとして、所轄庁の認定を受けたNPO法人をいいます（法2③、44①）。

### (2) 特例認定NPO法人とは

特例認定NPO法人とは、NPO法人であって新たに設立されたもの（設立後5年以内のものをいいます。）のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって特定非営利活動の健全な発展の基盤を有し公益の増進に資すると見込まれるものにつき一定の基準（パブリック・サポート・テストは含まれません。）に適合したものとして、所轄庁の特例認定を受けたNPO法人をいいます（法2④、58①）。

平成28年の法改正により名称を「仮認定NPO法人」から「特例認定NPO法人」に改められました。

### (3) 認定NPO法人等になることによるメリット

#### ① 寄附者に対する税制上の措置

##### イ 個人が寄附した場合

個人が認定NPO法人等に対し、その認定NPO法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合には、特定寄附金に該当し、寄附金控除（所得控除）又は税額控除のいずれかの控除を選択適用できます（措法41の18の2①②）。また、都道府県又は市区町村が条例で指定した認定NPO法人等に個人が寄附した場合、個人住民税（地方税）の計算において、寄附金税額控除が適用されます（地方税法37の2①三・四、314の7①三・四）。

##### ロ 個人が現物資産を寄附した場合

個人が認定NPO法人等に対し、土地、建物、株式等の現物資産を寄附した場合のみなし譲渡所得税について、その寄附財産を基金に組み入れる方法により管理するなどの一定の要件を満たす場合、国税庁長官の非課税承認又は不承認の決定が申請から一定期間内に行われなかったときに自動的に承認があったものとみなされます。また、非課税措置の適用を受けた寄附資産について、基金に組み入れて管理し、その後買い換えた資産を当該基金の中で管理する等の一定の要件を満たす場合には、国税庁長官へ必要書類を提出することで、引き続き非課税措置の適用を受けることができます（措法40）。

##### ハ 法人が寄附した場合

法人が認定NPO法人等に対し、その認定NPO法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合は、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、特定公益増進法人に対する寄附金の額と合わせて、特別損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます（措法66の11の2②）。

## ニ 相続人等が相続財産等を寄附した場合

相続又は遺贈により財産を取得した者が、その取得した財産を相続税の申告期限までに認定NPO法人（特例認定NPO法人は適用されません。）に対し、その認定NPO法人が行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合、その寄附をした財産の価額は相続税の課税価格の計算の基礎に算入されません（措法70⑩）。

### ② 認定NPO法人のみなし寄附金制度

認定NPO法人が、その収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業で特定非営利活動に係る事業に支出した金額は、その収益事業に係る寄附金の額とみなされ、一定の範囲内で損金算入が認められます（特例認定NPO法人は適用されません。措法66の11の2①）。

## (4) 認定の基準

認定NPO法人等になるためには、次の基準に適合する必要があります（法45、59）。

- ① パブリック・サポート・テスト（PST）に適合すること（特例認定NPO法人は除きます。）。
- ② 事業活動において、共益的な活動の占める割合が、50%未満であること。
- ③ 運営組織及び経理が適切であること。
- ④ 事業活動の内容が適正であること。
- ⑤ 情報公開を適切に行っていること。
- ⑥ 事業報告書等を所轄庁に提出していること
- ⑦ 法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと。
- ⑧ 設立の日から1年を超える期間が経過していること。

（注）上記①～⑧の基準を満たしていても（特例認定NPO法人は①を除きます。）、欠格事由（法47）に該当するNPO法人は、認定（特例認定）を受けることはできないこととなります。

## (5) 欠格事由

次のいずれかの欠格事由に該当するNPO法人は認定等を受けることができません（法47）。

### ① 役員のうち、次のいずれかに該当する者がいる法人

イ 認定又は特例認定を取り消された法人において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者

ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ハ NPO法、暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

### ニ 暴力団又はその構成員等

### ② 認定又は特例認定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない法人

### ③ 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人

### ④ 国税又は地方税の滞納処分が執行されている又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法

人

- ⑤ 国税又は地方税に係る重加算税等を課された日から3年を経過しない法人
- ⑥ 暴力団、又は、暴力団若しくは暴力団の構成員等の統制下にある法人

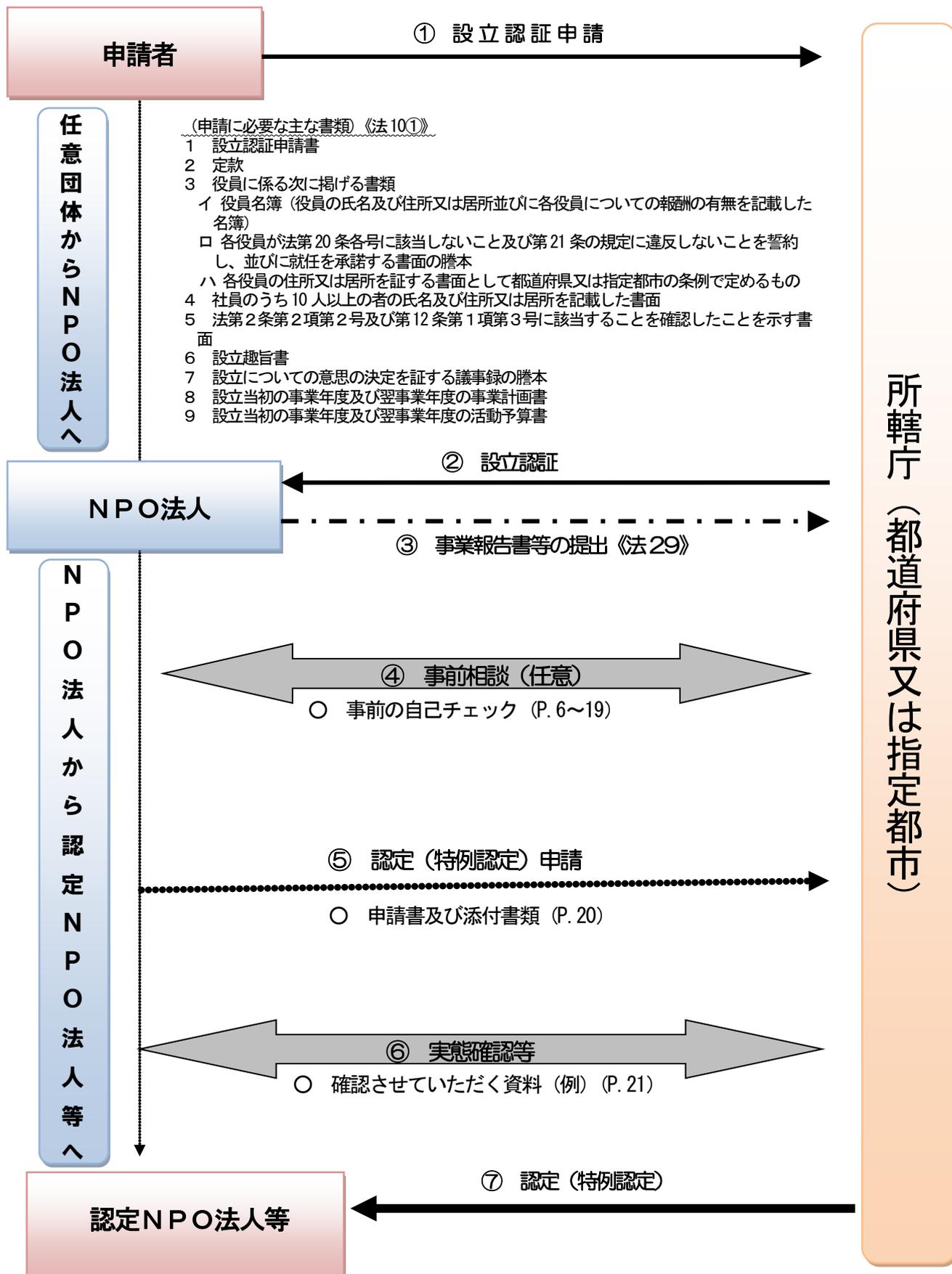
**(6) 認定等の有効期間等**

認定の有効期間は、所轄庁による認定の日から起算して5年となります（法51①）。

特例認定の有効期間は、所轄庁による特例認定の日から起算して3年となります（法60）。

なお、認定の有効期間の満了後、引き続き、認定NPO法人として特定非営利活動を行おうとする認定NPO法人は、その有効期間の更新を受ける必要があります（特例認定の有効期間の更新はありません。）（法51②）。

# 認定 NPO 法人等になるまでの流れ



# 事前チェックシート

- 認定又は特例認定を受けるためには、法令に定められた次に掲げる基準等(特例認定を受ける場合は①を除く)に適合する必要があります。  
(注) 特例認定は、設立の日から5年を経過した法人及び過去に認定又は特例認定を受けたことがある法人は受けることができません。
- 申請書の提出を検討されている方は、まず、以下の9項目(特例認定を受ける場合は①を除く)のチェックポイントを確認してください。
- 項目①イ・ロ、②、④D・Eは実績判定期間において、項目①ハは申請日の前日において、項目③、④A・B・C、⑤、⑥、⑦は、認定時まで継続して、各基準に適合しておく必要があります。
- 実績判定期間とは、認定基準等の判定対象となる期間のことです。チェックに当たっては、直前に終了した事業年度以前の5事業年度分(初めて認定又は特例認定を受けようとする法人は2事業年度分)の各科目の合計金額を使用します。詳しくは次のページでご確認ください。

## 《チェックポイント》

|   |   |     |
|---|---|-----|
| ①<br>(<br>特<br>例<br>認<br>定<br>除<br>く<br>) | イ【相対値基準】収入金額に占める寄附金の割合が20%以上である(P.8)<br>又は<br>ロ【絶対値基準】年3,000円以上の寄附者の数が平均100人以上である(P.9)<br>又は<br>ハ【条例個別指定】都道府県又は市区町村の条例による個別指定を受けている(P.10) | 適・否 |
| ②   | 事業活動において、共益的な活動の占める割合が50%未満である(P.11)  | 適・否 |
| ③   | 運営組織及び経理が適切である(P.13)  | 適・否 |
| ④   | 事業活動の内容が適正である(P.14)   | 適・否 |
| ⑤   | 情報公開を適切に行っている(P.15)   | 適・否 |
| ⑥   | 所轄庁に対して事業報告書などを提出している(P.16)   | 適・否 |
| ⑦   | 法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がない(P.17)   | 適・否 |
| ⑧   | 設立の日から1年を超える期間が経過している(P.18)   | 適・否 |
| ⑨   | 欠格事由のいずれにも該当しない(P.19)   | 適・否 |

## ご注意ください！

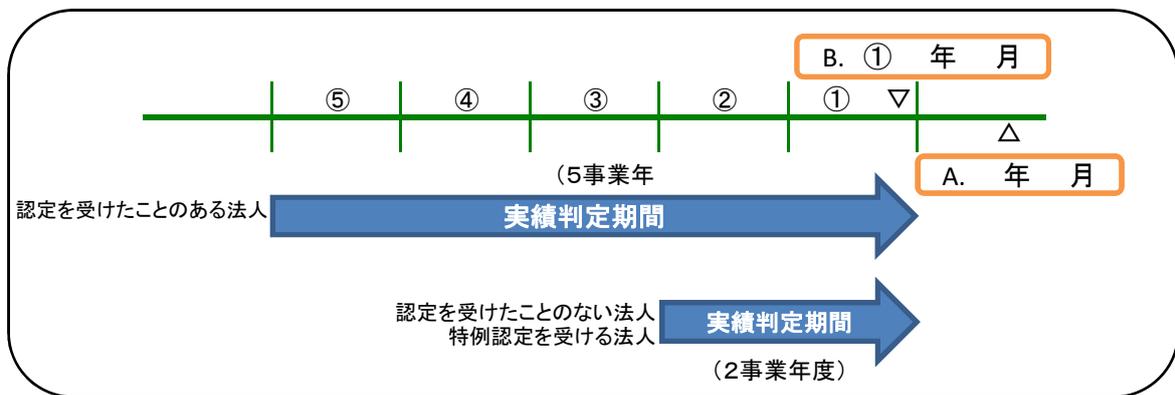
- このチェックシートは、認定基準等を満たしているかどうかを簡易的に自己チェックするためのもので、全てのチェック項目が「適」となった場合でも必ず認定又は特例認定を受けることができるとは限りません。

— 実績判定期間について —

- 実績判定期間とは、認定を受けようとする法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年（過去に認定を受けたことのない法人又は特例認定を受ける法人の場合は2年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいいます。

|                           |                                  |
|---------------------------|----------------------------------|
| A. 申請(予定)年月日<br>( 年 月 日 ) | B. 直前終了事業年度<br>(① 年 月 日 ~ 年 月 日) |
|---------------------------|----------------------------------|

|           |                     |
|-----------|---------------------|
| Bの1年前事業年度 | ② ( 年 月 日 ~ 年 月 日 ) |
| Bの2年前事業年度 | ③ ( 年 月 日 ~ 年 月 日 ) |
| Bの3年前事業年度 | ④ ( 年 月 日 ~ 年 月 日 ) |
| Bの4年前事業年度 | ⑤ ( 年 月 日 ~ 年 月 日 ) |



☆ 認定基準等①については、イ、ロ、ハのいずれかの基準を選択して適用いただくことになります。

☆ 特例認定を受けようとするNPO法人は、認定基準等①の確認は必要ありません。

認定基準等①-イ —パブリックサポートテスト(PST)について—  
【相対値基準】

実績判定期間における

|                                  |   |    |
|----------------------------------|---|----|
| A. 活動計算書の「総収入金額 <sup>(注)</sup> 」 | ( | 円) |
| B. 国・地方公共団体からの補助金等               | ( | 円) |
| C. 資産売却による臨時収入                   | ( | 円) |
| D. 1,000円未満の寄附金(同一者からの合計額)       | ( | 円) |
| E. 氏名又は名称が明らかでない寄附金              | ( | 円) |
| F. 休眠預金等交付金関係助成金                 | ( | 円) |
| G. 差引金額(A - B - C - D - E - F)   | ( | 円) |

(注)「総収入金額」欄には、活動計算書の経常収益計と経常外収益計の合計額を記載します。

実績判定期間における

|                                 |   |    |
|---------------------------------|---|----|
| H. 受け入れた「寄附金総額 <sup>(注)</sup> 」 | ( | 円) |
| I. 同一者からの寄附金のうち、Hの10%を超える額の合計   | ( | 円) |
| J. 1,000円未満の寄附金(同一者からの合計額)      | ( | 円) |
| K. 氏名又は名称が明らかでない寄附金             | ( | 円) |
| L. 休眠預金等交付金関係助成金                | ( | 円) |
| M. 差引金額(H - I - J - K - L)      | ( | 円) |

(注)対価性のない助成金等を含みます。



$$\frac{\text{Mの金額( )}}{\text{Gの金額( )}} \geq 20\% \text{である}$$

はい

いいえ

( 適 )  
認定基準等①-イに  
適合すると思われます

( 否 )  
認定基準等に  
適合しません

※ 認定の申請をする場合は、実績判定期間に係る寄附者名簿を作成し、申請書に添付してください。

- ☆ 認定基準等①については、イ、ロ、ハのいずれかの基準を選択して適用いただくことになります。
- ☆ 特例認定を受けようとするNPO法人は、認定基準等①の確認は必要ありません。

認定基準等①-ロ —パブリックサポートテスト(PST)について—  
【絶対値基準】

実績判定期間において、年間3,000円以上(ただし、休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、3,000円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額を加算した金額以上)の寄附者の数が年平均100人以上である。

はい

いいえ

( 適 )  
認定基準等①-ロに  
適合すると思われます

( 否 )  
認定基準等に  
適合しません

(注意事項)

- 寄附者の氏名(法人・団体にあつては、その名称)及びその住所が明らかな寄附者のみを数えます。
- 寄附者本人と生計を一にする者を含めて一人として数えます。
- 申請法人の役員及びその役員と生計を一にする者が寄附者の場合は、これらの者は寄附者数に含めません。

- ★ 実績判定期間中に、年3,000円以上(ただし、休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、3,000円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額を加算した金額以上)の寄附者が100人以上でない事業年度がある場合には、次の算式により年平均100人となるかどうか判定してください。
- ★ 実績判定期間中に、一月に満たない月がある場合は、それを一月とみなして月数を数えます。

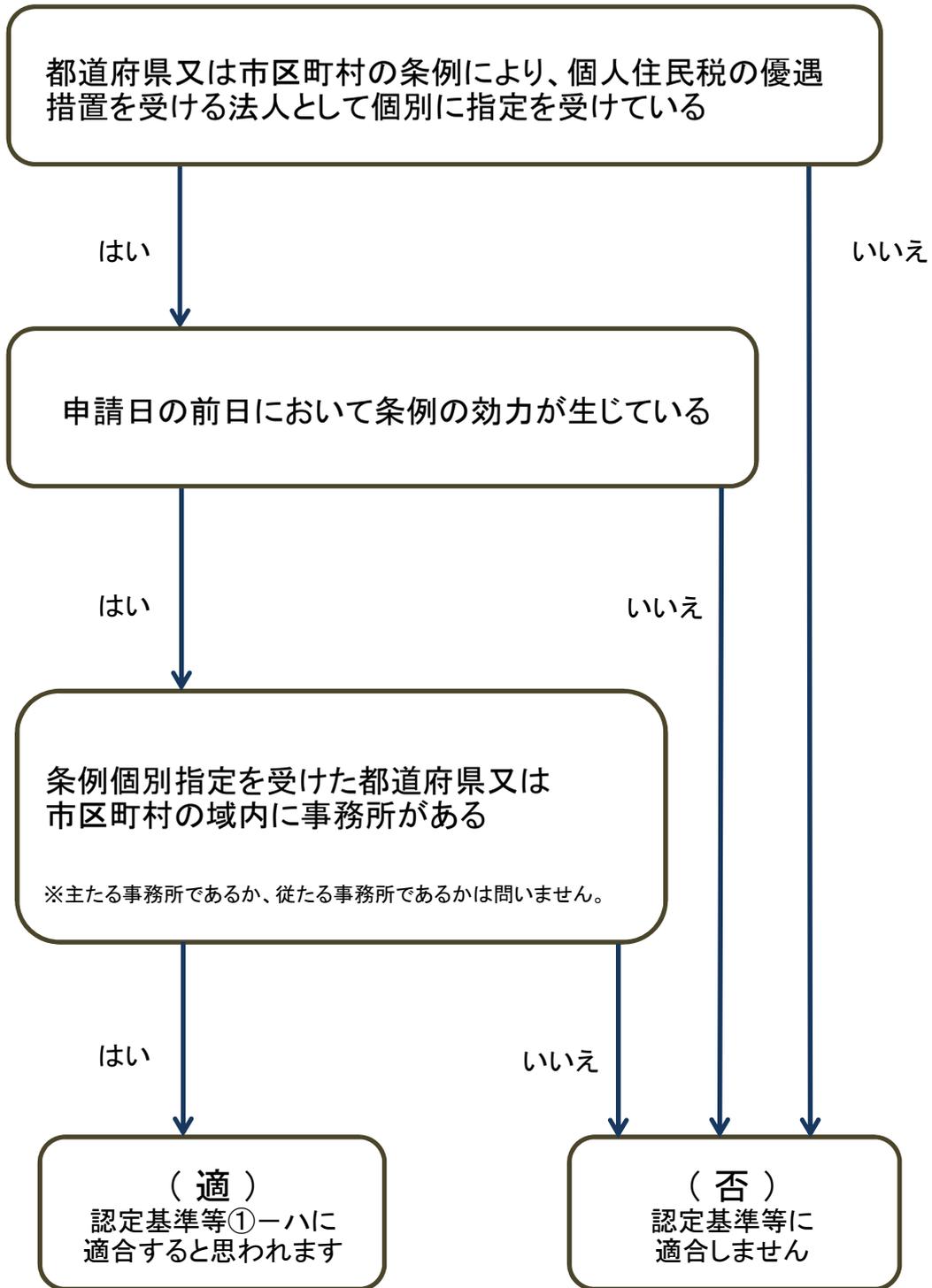
| 実績判定期間月数(A) |     |   |   | 年3,000円以上の寄附者数(B) |   |   |
|-------------|-----|---|---|-------------------|---|---|
| ①           | 自   | 年 | 月 | 日                 | 月 | 人 |
|             | 至   | 年 | 月 | 日                 |   |   |
| ②           | 自   | 年 | 月 | 日                 | 月 | 人 |
|             | 至   | 年 | 月 | 日                 |   |   |
| ③           | 自   | 年 | 月 | 日                 | 月 | 人 |
|             | 至   | 年 | 月 | 日                 |   |   |
| ④           | 自   | 年 | 月 | 日                 | 月 | 人 |
|             | 至   | 年 | 月 | 日                 |   |   |
| ⑤           | 自   | 年 | 月 | 日                 | 月 | 人 |
|             | 至   | 年 | 月 | 日                 |   |   |
|             | 合 計 |   |   |                   | 月 | 人 |

$$\frac{Bの合計( \quad ) \times 12}{Aの合計( \quad )} = \boxed{\text{年平均}} \geq 100 \text{ 人}$$

※ 認定の申請をする場合は、実績判定期間に係る寄附者名簿を作成し、申請書に添付してください。

- ☆ 認定基準等①については、イ、ロ、ハのいずれかの基準を選択して適用いただくことになります。
- ☆ 特例認定を受けようとするNPO法人は、認定基準等①の確認は必要ありません。

認定基準等①-ハ ―パブリックサポートテスト(PST)について―  
【条例個別指定法人】



※ 申請書に寄附者名簿の添付は必要ありません。

認定基準等② — 活動の対象について —

実績判定期間における事業活動

A. 会員等のみを対象とした物品の販売やサービスの提供

B. 会員等のみが参加する会議や会報誌の発行

C. 特定のグループにのみ便益が及ぶ活動

D. 特定の人物や著作物に関する普及啓発や広告宣伝などの活動

E. 特定の者の意に反した行為を求める活動

F. 特定の地域に居住する者にのみ便益が及ぶ活動

AからF(条例で個別に指定されている法人は、AからE)の事業活動の割合は、NPO法人の事業活動全体の50%未満である

はい

いいえ

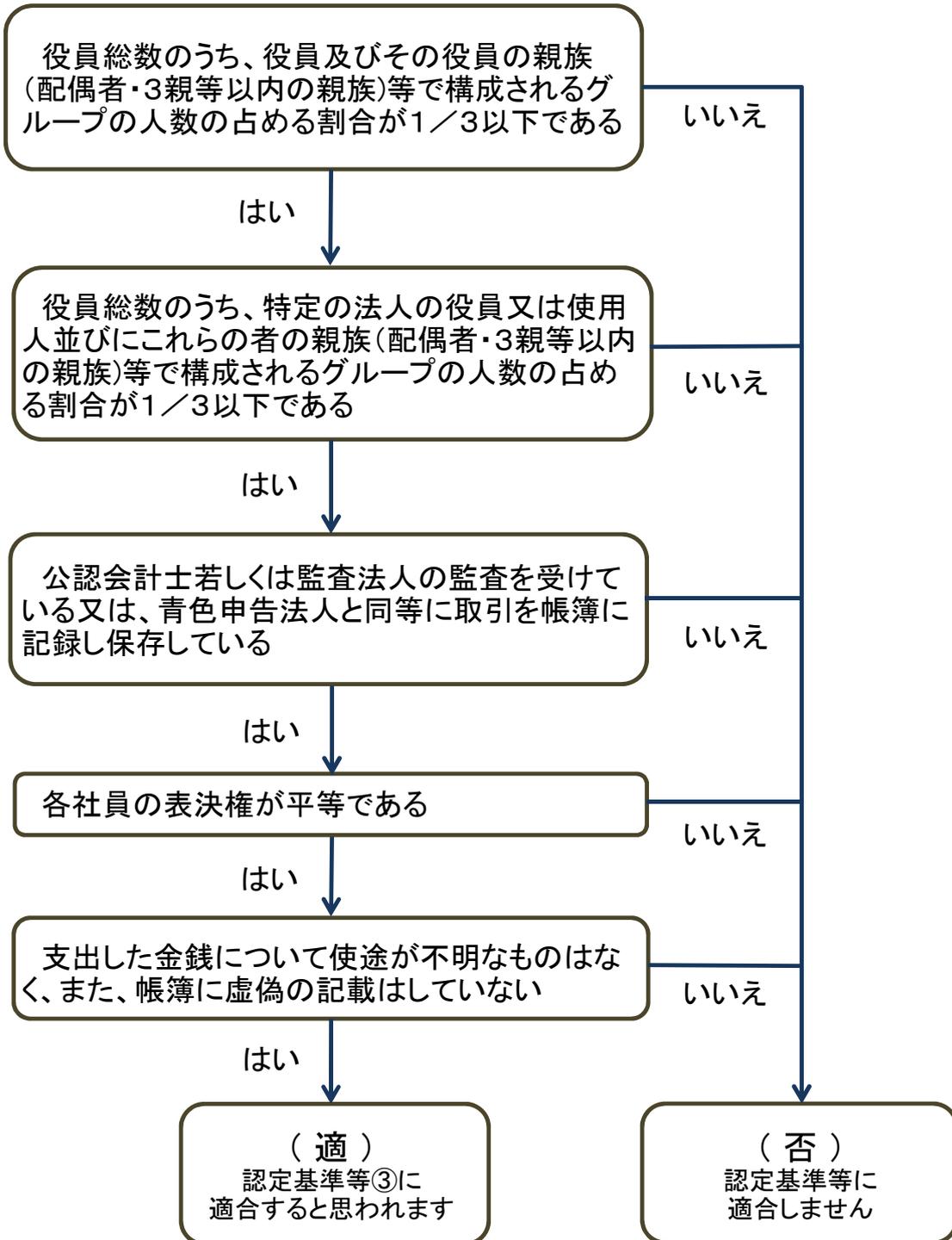
( 適 )  
認定基準等②に  
適合すると思われます

( 否 )  
認定基準等に  
適合しません

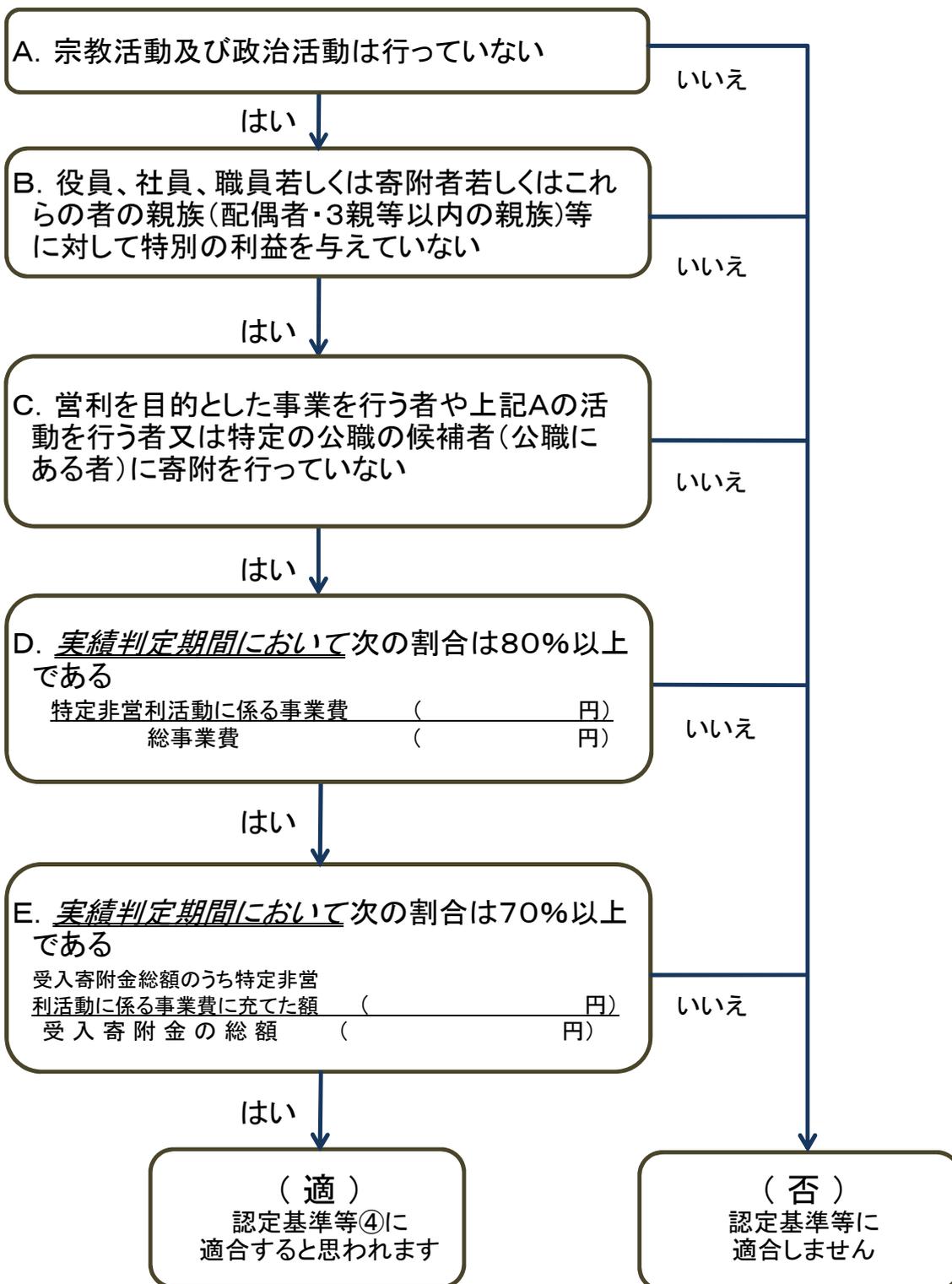
※ 「会員等」の定義については、P12を参照願います。



認定基準等③ — 運営組織及び経理について —

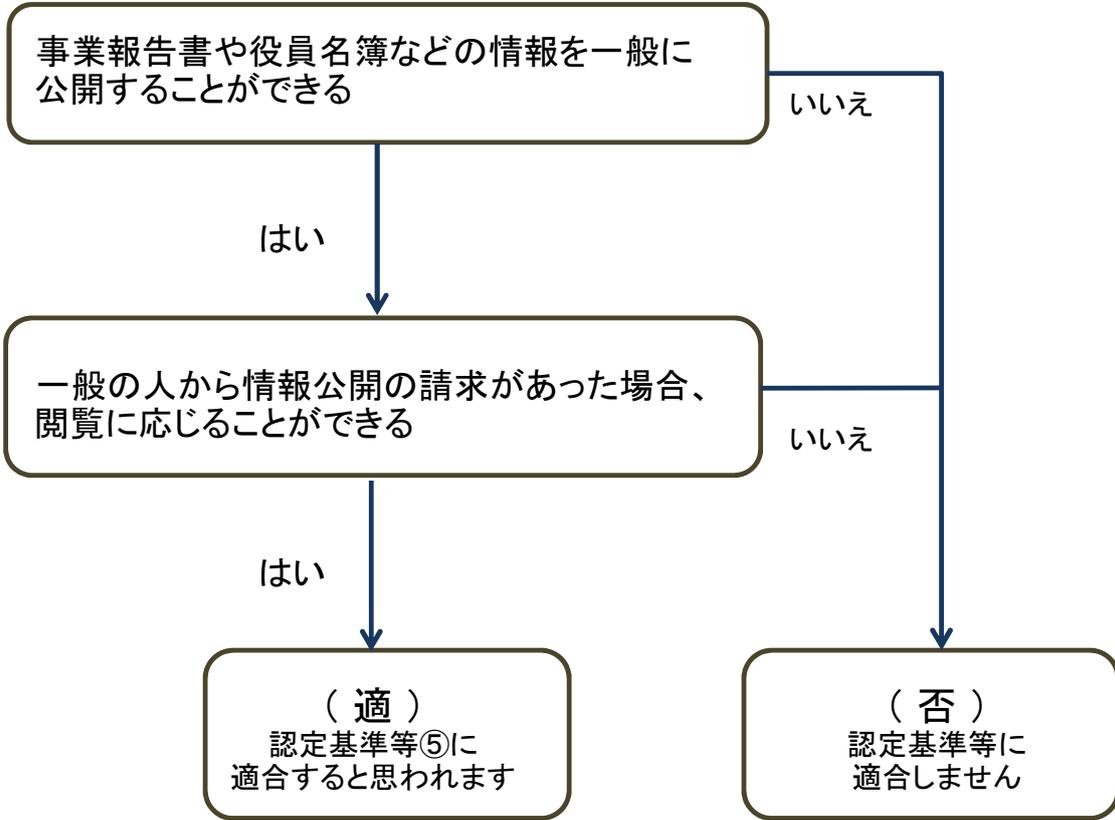


認定基準等④ — 事業活動について —



※ 事業費とは、法人の事業の目的のために直接要した費用で管理費以外のものをいいます。

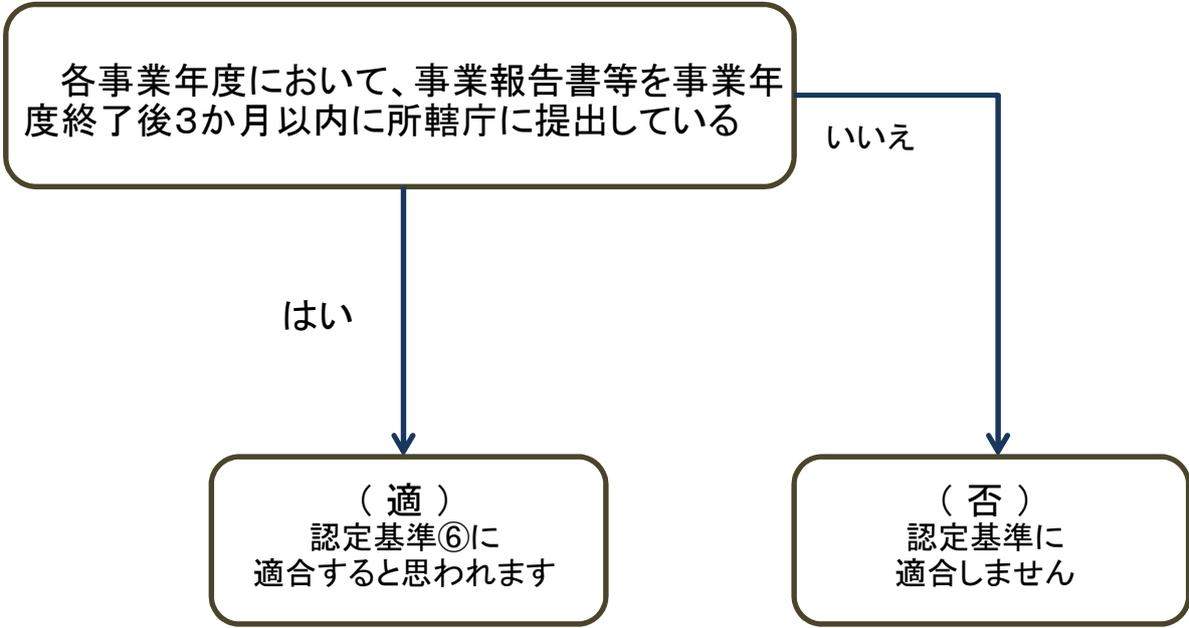
認定基準等⑤ — 情報公開について —



※ 閲覧の対象となる書類

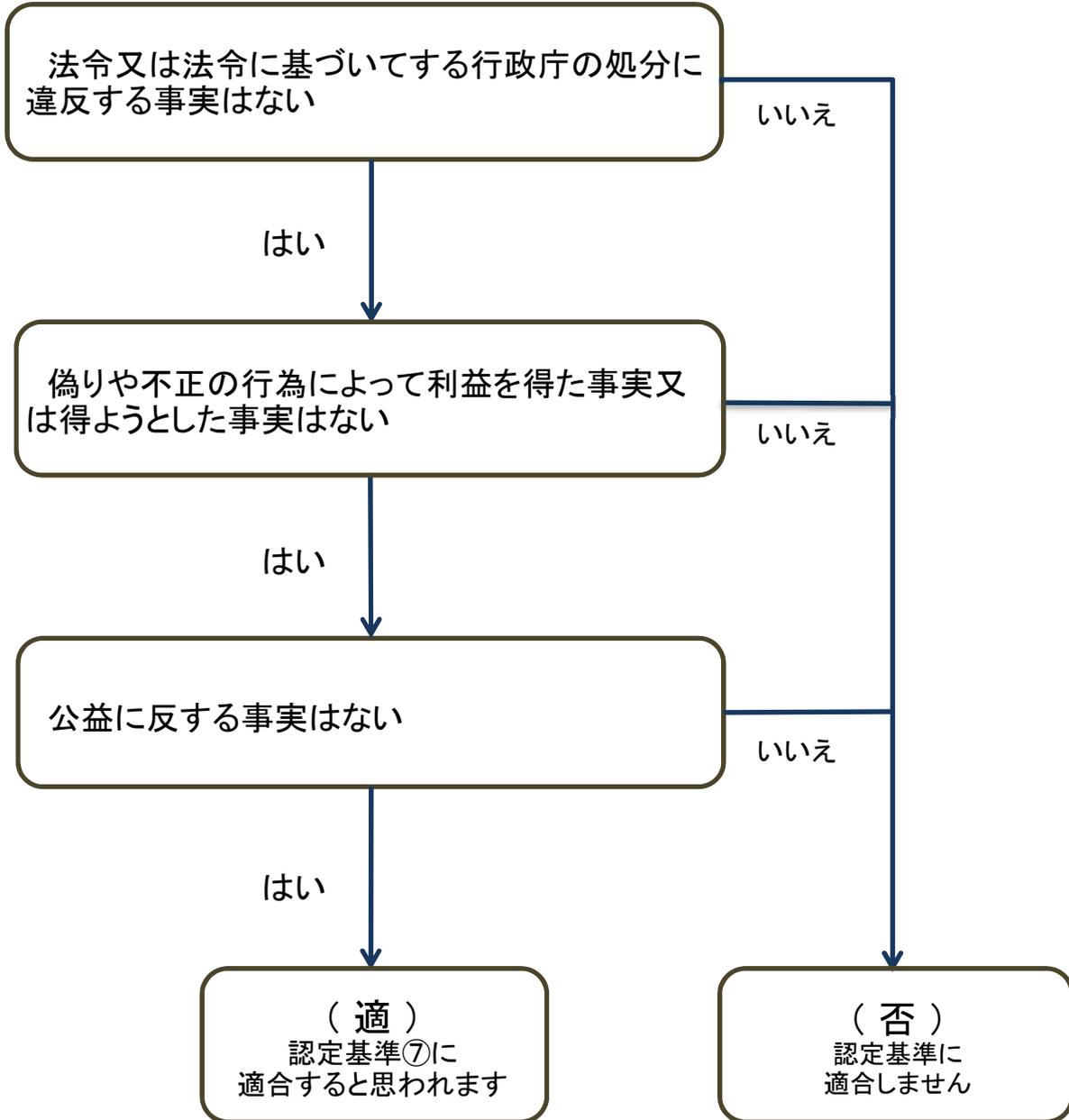
- ・ 事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）
- ・ 各認定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
- ・ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
- ・ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
- ・ 収益の明細その他資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項等を記載した書類
- ・ 助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し

認定基準⑥ — 所轄庁への書類提出について —

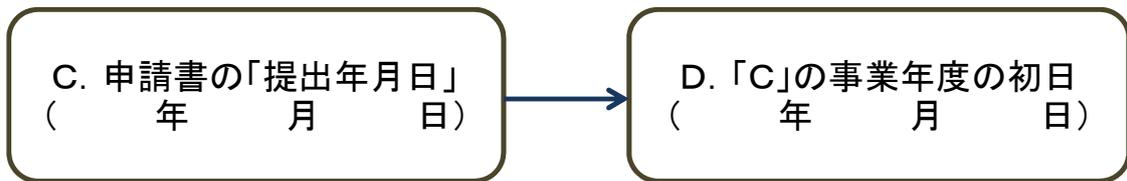
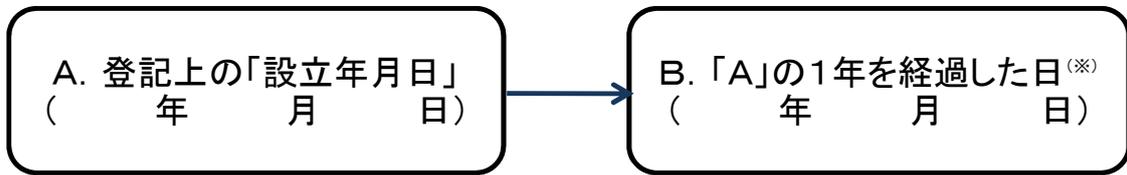


- ※ 事業報告書等
- ・ 事業報告書
  - ・ 活動計算書
  - ・ 貸借対照表
  - ・ 財産目録
  - ・ 年間役員名簿
  - ・ 社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面

認定基準⑦ — 不正行為等について —



認定基準⑧ — 設立後の経過期間について —



「D」は「B」より遅い日付である

はい

いいえ

( 適 )  
認定基準⑧に  
適合すると思われます

( 否 )  
認定基準に  
適合しません

※ 合併によって設立したNPO法人が申請を行う場合は、各合併消滅法人の設立の日から1年を経過した日のうち最も早い日を記入します。

また、合併によって存続したNPO法人が申請を行う場合は、合併法人及び各合併消滅法人の設立の日から1年を経過した日のうち最も早い日を記入します。

— 欠格事由について —

○役員の中に、次のA～Dのいずれかに該当する者がある

A. 認定又は特例認定を取り消された法人において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者

B. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

C. NPO法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

D. 暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者(J.において「暴力団の構成員等」といいます。)

はい

いいえ

E. 認定又は特例認定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない

はい

いいえ

F. 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している

はい

いいえ

G. 国税又は地方税の滞納処分が執行されているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない

はい

いいえ

H. 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない

はい

いいえ

○次のいずれかに該当する法人

I. 暴力団

J. 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人

はい

いいえ

(適)

欠格事由に該当しないと  
思われます。

(否)

欠格事由に該当します

## 認定等申請手続

認定又は特例認定を受けようとするNPO法人は、認定申請書等を、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、所轄庁に提出することとされています（法44②、58②）。

ただし、申請書の提出に当たっては、提出日を含む事業年度の初日において、設立の日から1年を超える期間が経過している必要があります（法45①八、59一）。

### ◎ 認定又は特例認定を受けるための申請書及びその添付書類（条例で定める書類）

| 申 請 書            |                                     |
|------------------|-------------------------------------|
| 記<br>載<br>事<br>項 | ① 申請者（NPO法人）の名称                     |
|                  | ② 代表者の氏名                            |
|                  | ③ 主たる事務所の所在地とその他の事務所の所在地            |
|                  | ④ 設立の年月日                            |
|                  | ⑤ 申請者（NPO法人）が現に行っている事業の概要など条例で定める事項 |

| 申 請 書 の 添 付 書 類 |                                 |
|-----------------|---------------------------------|
| ①               | 寄附者名簿（実績判定期間内の日を含む各事業年度分）       |
| ②               | 各認定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 |
| ③               | 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類     |

（注）①の書類については、条例個別指定の基準に適合する法人、特例認定NPO法人としての特例認定を受けようとする法人は、添付の必要はありません（法44②、58②）。

（参考）

| 毎事業年度1回所轄庁への提出が必要な書類 |                                |
|----------------------|--------------------------------|
| ①                    | 事業報告書                          |
| ②                    | 活動計算書                          |
| ③                    | 貸借対照表                          |
| ④                    | 財産目録                           |
| ⑤                    | 年間役員名簿                         |
| ⑥                    | 社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面 |

## 確認させていただく資料（例）

認定基準等の該当性や申請書類の記載内容を確認するための参考資料として提示（又は提出）をお願いする可能性がある書類は次のとおりです。

| 確認させていただく書類の事例 |  | (参考)<br>確認する主な認定基準   |
|----------------|--|----------------------|
| 1              | NPO法人の事業活動内容がわかる資料<br>(パンフレット、会報誌、マスコミで紹介されている記事、事業所一覧等)             | パブリック・サポート・テストに関する基準 |
|                |  | 活動の対象に関する基準          |
|                |  | 事業活動に関する基準           |
|                |  | 不正行為等に関する基準          |
| 2              | NPO法人の従業員一覧、給与台帳   | 運営組織及び経理に関する基準       |
|                |  | 事業活動に関する基準           |
|                |  | 不正行為等に関する基準          |
| 3              | 総勘定元帳など作成している帳簿や取引記録<br>(会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている場合の「監査証明書」を含みます。) | パブリック・サポート・テストに関する基準 |
|                |  | 活動の対象に関する基準          |
|                |  | 運営組織及び経理に関する基準       |
|                |  | 不正行為等に関する基準          |
| 4              | 申請書に記載された数字の計算根拠となる資料<br>(例)・事業費と管理費の区分基準<br>・役員の総数に占める一定のグループの人数割合  | パブリック・サポート・テストに関する基準 |
|                |  | 活動の対象に関する基準          |
|                |  | 運営組織及び経理に関する基準       |
|                |  | 事業活動に関する基準           |
| 5              | 事業費の内容がわかる資料<br>(事業活動の対象、イベント等の実績(開催回数、募集内容等)、支出先など)                 | 活動の対象に関する基準          |
|                |  | 運営組織及び経理に関する基準       |
|                |  | 事業活動に関する基準           |
| 6              | 寄附金・会費の内容がわかる資料<br>(現物寄附の評価額、寄附金・会費に係る特典等)                           | パブリック・サポート・テストに関する基準 |
|                |  | 活動の対象に関する基準          |
|                |  | 事業活動に関する基準           |
| 7              | 絶対値基準(寄附金額の合計額が年3,000円以上の者の人数が年平均100人以上)の算出方法がわかる資料                  | パブリック・サポート・テストに関する基準 |
| 8              | 条例により個別に指定を受けていることがわかる資料   | パブリック・サポート・テストに関する基準 |
| 9              | 助成金・補助金収入を受けている場合、その募集要項、申請書及び報告書等                                   | パブリック・サポート・テストに関する基準 |
| 10             | 閲覧に関する細則(社内規則)   | 情報公開に関する基準           |
| 11             | NPO法人が特定の第三者を通じて活動を行っている場合、特定の第三者の活動内容及びNPO法人と特定の第三者との関係がわかる資料       | 活動の対象に関する基準          |
|                |  | 事業活動に関する基準           |
|                |  | 不正行為等に関する基準          |

(注) これらは、確認させていただく資料の一例であり、認定審査の過程において、必要に応じて、これら以外の資料を確認させていただく場合があります。また、これらの資料は、事前相談の際にも確認させていただく場合があります。

## 2 認定 NPO 法人等の税制上の措置

認定 NPO 法人及び特例認定 NPO 法人（以下「認定 NPO 法人等」といいます。）にかかる税制上の措置とは、次の5つをいいます。

### ① 個人が支出した認定 NPO 法人等への寄附金に対する措置

#### <所得税>

個人が認定 NPO 法人等に対し、その認定 NPO 法人等の行う法第 2 条第 1 項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除きます。）をした場合には、特定寄附金に該当し、寄附した個人の所得税の計算において、次の(1)又は(2)のいずれかの控除を選択適用できます（所法 78②、措法 41 の 18 の 2①②）。



#### (1) 寄附金控除（所得控除）

その年中に支出した特定寄附金の額の合計額から 2 千円を控除した金額を、その年分の総所得金額等から控除できます。

#### <<算式>>

$$\text{特定寄附金の額の合計額} - 2 \text{千円} = \text{寄附金控除額}$$

（注） 特定寄附金の額の合計額は、所得金額の 40%相当額が限度です。

#### (2) 認定 NPO 法人等寄附金特別控除（税額控除）

その年中に支出した認定 NPO 法人等に対する寄附金の額の合計額から 2 千円を控除した金額の 40%相当額（所得税額の 25%相当額を限度）を、その年分の所得税額から控除できます。

#### <<算式>>

$$(\text{認定 NPO 法人等に対する寄附金の額の合計額} - 2 \text{千円}) \times 40\% = \text{税額控除額}$$

（注） 認定 NPO 法人等に対する寄附金の額の合計額は所得金額の 40%が限度です。ただし、認定 NPO 法人等に対する寄附金の額以外の特定寄附金の額又は公益社団法人等に対する寄附金の額がある場合には、これらの寄附金の合計額と認定 NPO 法人等に対する寄附金の合計額は、所得金額の 40%相当額を限度とします。

なお、税額控除額は、所得税額の 25%相当額が限度です。

#### 【証明書の添付又は提示等】

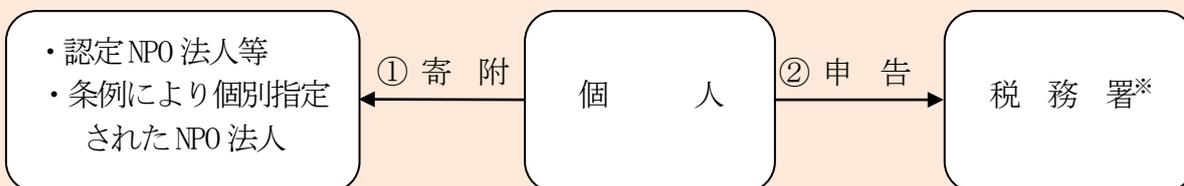
(1) の適用を受けるためには、寄附をした日を含む年分の確定申告書の提出の際に、確定申告書に記載した特定寄附金の明細書と①特定寄附金を受領した旨（その寄附金が認定 NPO 法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金である旨を含みます。）②その金額及び受領年月日を認定 NPO 法人等が証した書類を添付又は提示する必要があります（所令 262①、所規 47 の 2③）。

(2) の適用を受けるためには、寄附金の税額控除額の計算明細書と上記①及び②を認定 NPO 法人等が証した書類<sup>(注)</sup>（寄附者の氏名と住所が記載されたもの）を確定申告書に添付する必要があります（措法 41 の 18 の 2③、措規 19 の 10 の 4）。

（注）平成 30 年分以後の所得税については、確定申告書を添付すべき寄附金控除に関する証明書の範囲に電子証明書等に記録された情報の内容を、国税庁長官が定める方法により出力した書面が加えられました。

## <個人住民税>

認定NPO法人等に対する特定寄附金又は個人がNPO法人の行う法第2条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除きます。）をした寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として都道府県・市区町村が条例で個別に指定した寄附金は、個人住民税の控除を受けることができます（地方税法第37条の2、第314条の7）。



### 《算式》

$$(\text{寄附金}^{(注1)} - 2\text{千円}) \times 10\%^{(注2)} = \text{税額控除額}$$

（注1）寄附金の合計は、総所得金額等の30%相当額が限度です。

（注2）条例で指定する寄附金の場合は、次の率により算出します。

- ・都道府県が指定した寄附金は4%

- ・市区町村が指定した寄附金は6%

（都道府県と市区町村双方が指定した寄附金の場合は10%）

※政令指定都市が指定した寄附金は8%（その場合の個人県民税寄附金税額控除は2%）

### 【寄附金税額控除に関する申告】

所得税の確定申告を行うことにより、個人住民税控除の適用も受けることができます（所得税の確定申告を行う方は住民税の申告は不要です。）。このとき、寄附先の法人から受け取った領収書などを申告書に添付することが必要です。

また、個人住民税の寄附金控除だけを受けようとする場合には、所得税の申告の代わりに、住所地の市区町村に申告を行っても構いません（この場合、所得税の控除は受けられません。）。

※条例で個別に指定されたNPO法人で認定NPO法人以外の法人への寄附金は、個人住民税の控除の対象となりますが、所得税の控除対象となっていないため、控除を受ける場合は、確定申告とは別に、市区町村への申告が必要となります（地方税法45の2⑤）。

## ② 法人が支出した認定NPO法人等への寄附金に対する措置

法人が認定NPO法人等に対し、その認定NPO法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合は、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、特定公益増進法人に対する寄附金の額と合わせて、特別損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます。

なお、寄附金の額の合計額が特別損金算入限度額を超える場合には、その超える部分の金額は一般寄附金の額と合わせて、一般寄附金の損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます（法人法37④、措法66の11の2②）。



### (一般寄附金の損金算入限度額)

損金算入限度額とは、普通法人の場合、次の算式により求められた金額をいいます。

$$(\text{資本金等の額} \times 0.25\% + \text{所得金額} \times 2.5\%) \times \frac{1}{4}$$

**(特別損金算入限度額)**

特別損金算入限度額とは、普通法人の場合、次の算式により求められた金額をいいます。

$$(\text{資本金等の額} \times 0.375\% + \text{所得金額} \times 6.25\%) \times \frac{1}{2}$$

(注) 事業年度が1年未満である場合には計算式が異なりますので、ご注意ください。

**(証明書の保存等)**

この措置の適用を受けるためには、寄附金を支出した日を含む事業年度の確定申告書にその金額を記載するとともに明細書を添付し、その寄附金が認定NPO法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金である旨をその認定NPO法人等が証する書類を保存しておく必要があります(法人法37⑨、措規22の12)。

**③ 相続人等が認定NPO法人に寄附した相続財産等に対する措置**

相続又は遺贈により財産を取得した者が、その取得した財産を相続税の申告期限までに認定NPO法人(特例認定NPO法人は適用されません。)に対し、その認定NPO法人が行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合には、その寄附をした者又はその親族等の相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となる場合を除き、その寄附をした財産の価額は相続又は遺贈に係る相続税の課税価格の計算の基礎に算入されません。



ただし、その寄附を受けた認定NPO法人が、寄附のあった日から2年を経過した日までに認定NPO法人に該当しないこととなった場合又はその寄附により取得した財産を同日においてなお特定非営利活動に係る事業の用に供していない場合には、適用されません(措法70①②⑩)。

**(寄附財産の非課税)**

この措置の適用を受ける寄附をした財産は、相続税の課税価格の計算の基礎に算入されません。つまり、相続税の課税の対象とはなりません。

**(証明書の添付等)**

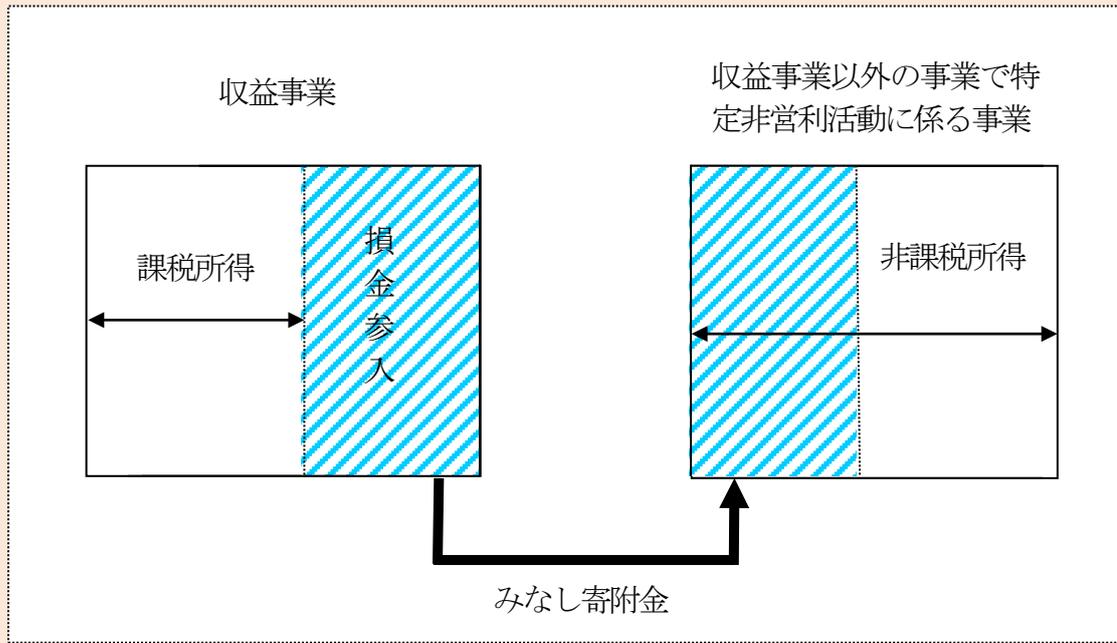
この措置の適用を受けるためには、相続税の申告書にこの措置の適用を受ける旨などを記載するとともに、その財産の寄附を受けた認定NPO法人が、①その寄附が特定非営利活動に係る事業に関連する寄附である旨、②その寄附を受けた年月日及びその財産の明細、③その財産の使用目的を記載した書類を添付する必要があります(措法70⑤⑩、措規23の5)。

#### ④ 認定NPO法人のみなし寄附金制度

認定NPO法人については、その収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業で特定非営利活動に係る事業に該当するもののために支出した金額はその収益事業に係る寄附金の額とみなされます（みなし寄附金）。このみなし寄附金の損金算入限度額は、所得金額の50%又は200万円のいずれか多い額までの範囲となります。

なお、みなし寄附金制度は特例認定NPO法人には適用されません（法人法37⑤、法人令73①、法人規22の4、措法66の11の2①）。

また、NPO法上の特定非営利活動と税法上の収益事業以外の事業は必ずしも一致しません。



#### ⑤ 認定NPO法人等に対する個人からの現物資産寄附のみなし譲渡所得税の非課税措置

個人が土地、建物、株式等の現物資産を寄附した場合には、その現物資産は寄附時の時価により譲渡があったものとみなされ、その資産の取得時から寄附時までの値上がり益に対して、寄附した人に「みなし譲渡所得税」が課税されます。

ただし、その寄附が一定の要件を満たすときは、国税庁長官の承認を得ることで、みなし譲渡所得税が非課税となります。この非課税措置には、全てのNPO法人が対象となる「一般特例」と、認定NPO法人及び特例認定法人が対象となる「承認特例」の2つの制度があり、それぞれ承認要件などが異なります。

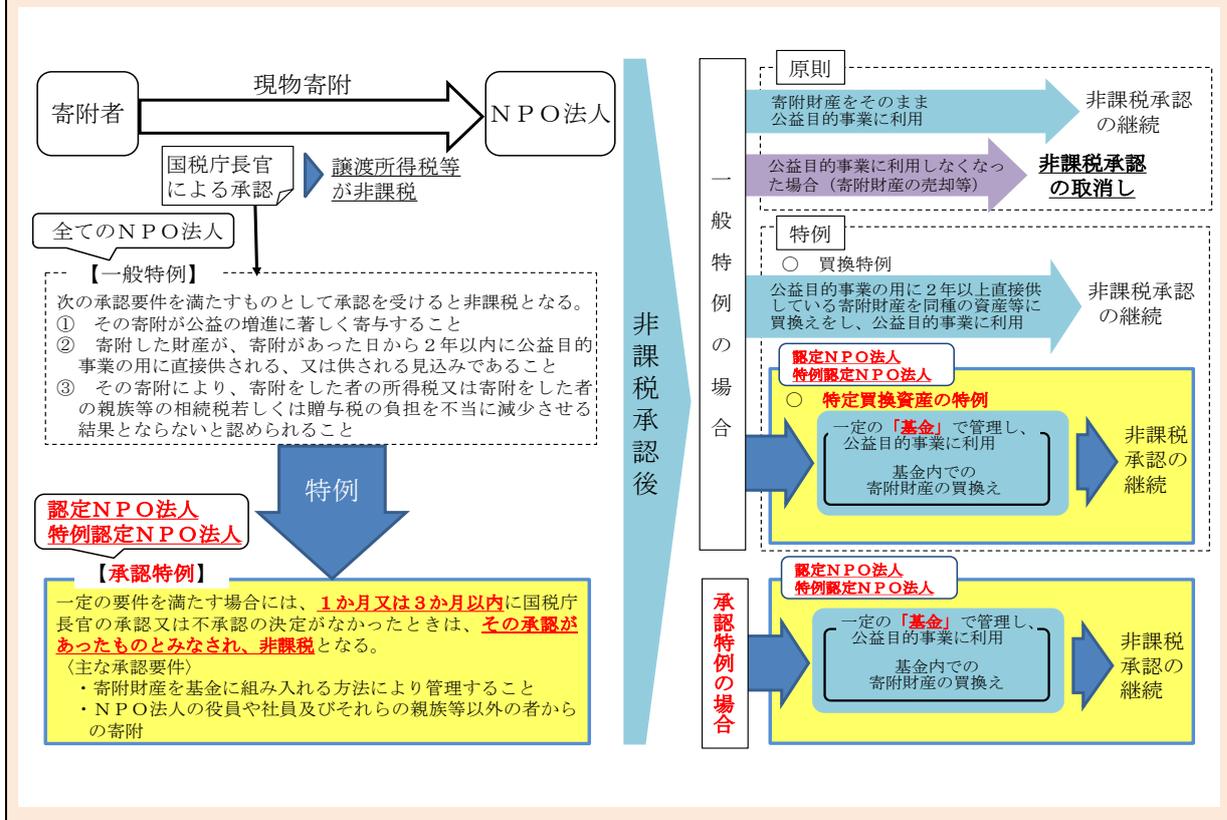
また、寄附者が寄附資産について非課税措置の適用を受けた後に、NPO法人がその適用を受けた寄附資産の買換えを行う際には、一定の要件を満たす場合、引き続き非課税措置の適用を受けることができます（「買換え特例」及び「特定買換え資産の特例」）。

非課税承認を受けた後であっても、例えば、寄附財産が、寄附を受けた認定NPO法人等の公益目的事業の用に直接供されなくなった場合等には、国税庁長官は、その非課税承認を取り消すことができますこととされています。

非課税承認が取り消された場合には、その取り消されることとなった事実の内容に応じ、寄附をした人又は寄附を受けた認定NPO法人等に対して、原則として、その取り消された日の属する年分の譲渡所得等として所得税が課されます。

措法40、措令25の17、措規18の19、平成30年3月内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省告示第1号

※ 詳細については、内閣府 NPO ホームページに掲載されている「認定 NPO 法人等に対する個人からの現物資産寄附のみなし譲渡所得税非課税承認～証明申請等の手引き～」や、国税庁ホームページに掲載されている『租税特別措置法第 40 条の規定による承認申請書』の記載のしかた」等をご参照ください。



### ○ 税制上の措置の対象となる寄附

#### (個人又は法人が支出した認定NPO法人等への寄附金に対する措置)

措置の対象となるのは、認定 NPO 法人等に対し、認定又は特例認定の有効期間内に支出をした、その法人の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附となります。

したがって、認定又は特例認定を受けていない NPO 法人に対する寄附金や認定又は特例認定の有効期間に含まれない日に支出をした寄附金は、2①～③(22～24 頁)の措置の対象とはなりませんのでご注意ください。

#### (個人が認定NPO法人等に寄附した現物資産に対する措置)

措置の対象となるのは、認定 NPO 法人等に対し、認定又は特例認定の有効期間内に支出をした、その法人の行う特定非営利活動に係る事業に関連する現物資産寄附となります。

ただし、非課税措置の適用を受けた後において一定の事由に該当することが判明した場合には、当該寄附資産に関する非課税承認が取り消され、その取り消された年分等の所得として、寄附者又は認定 NPO 法人等に課税されることがあります。

#### (相続人等が認定NPO法人等に寄附した相続財産等に対する措置)

措置の対象となるのは、相続又は遺贈により取得した財産をその相続税の申告期限内に認定 NPO 法人に対して行った、その法人の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附となります。

ただし、その寄附を受けた認定 NPO 法人が、寄附のあった日から 2 年を経過した日までに認定 NPO 法人に該当しないこととなった場合又はその寄附により取得した財産を同日においてなお特定非営利活動に係る事業の用に供していない場合には、適用がなくなります。

## 第2章 認定の申請手続・認定の基準について

# 認定手続等の概要

## NPO法人

（特定非営利活動を行うことを主たる目的とする等の一定の要件を満たし、特定非営利活動促進法の規定に基づき、所轄庁の認証を受けて設立された特定非営利活動法人をいいます（法2②、10①）。

### 事前相談(任意)

- ◎ 認定申請をお考えの方は、まず、事前相談をお願いします。
  - 認定を受けるための基準についてはP. 39～57をご確認ください。
  - 申請前に、事前チェックシート（P. 6～19）をご記入ください。

### 申請書提出

- ◎ NPO法人の所轄庁に認定（特例認定）申請書を提出してください。
  - 申請手続についてはP. 29～38をご確認ください。
  - 申請様式については「様式集」P. 133～176をご確認ください。

### 実態確認等

- ◎ 所轄庁の担当者が実態確認等を行う場合があります（法73）。
  - 確認させていただく資料（例）についてはP. 21をご確認ください。

### —認定NPO法人—

NPO法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するものとして、所轄庁の認定を受けたものをいいます（法2③、44①）。

### —特例認定NPO法人—

NPO法人の設立の日から5年経過しないもののうち、その運営組織及び事業活動が適正であって特定非営利活動の健全な発展の基盤を有し公益の増進に資すると見込まれるものとして、所轄庁の特例認定を受けたものをいいます（法2④、58①）。

### 役員報酬規程等の提出

（P. 60～61 参照）

- ◎ 認定NPO法人等は、役員報酬規程等及び助成金支給の実績等に関する書類を所轄庁や所轄庁以外の関係知事に提出しなければなりません。ただし、役員報酬規程と職員給与規程については、既に所轄庁に提出されているものから内容に変更がない場合、毎事業年度の提出は不要です（法55①②、62）。

### 情報公開

（P. 64～66 参照）

- ◎ 認定NPO法人等は、事業報告書等、役員名簿、定款、認定等申請の添付書類、役員報酬規程等の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させなければなりません（法52④、54④、62）。なお、閲覧させる際、役員名簿・社員名簿等については、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除くことができます（法52⑤）。

### 異動の届出等

（P. 62～63 参照）

- ◎ 認定NPO法人等は、認定等されたとき、代表者の変更があったときなど所定の異動・変更等が生じた場合には、その旨を記載した書類等（添付書類を含みます。）を、所轄庁や所轄庁以外の関係知事に提出しなければなりません（法49④、52①～③、53①④、62、法規30、31②）。

# 1 認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けるための申請手続

## (1) 認定を受けようとする場合

イ 認定 NPO 法人として認定を受けようとする NPO 法人は、所轄庁の条例で定めるところにより、次の①～③の書類を添付した申請書を所轄庁に提出し、認定を受けることとなります（法 44②）。

（注）申請書及び添付書類については、様式集 133 頁～176 頁をご覧ください。

- ① 実績判定期間内の日を含む各事業年度の寄附者名簿（寄附金の支払者ごとの氏名（法人の名称）と住所並びに寄附金の額、受け入れた年月日を記載したもの）

（注）実績判定期間とは、認定を受けようとする NPO 法人の直前に終了した事業年度の末日以前 5 年（過去に認定を受けたことのない法人の場合は 2 年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間となります（法 44③）。詳しくは、33 頁「参考 1（実績判定期間）」を参照してください。

- ② 認定の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類

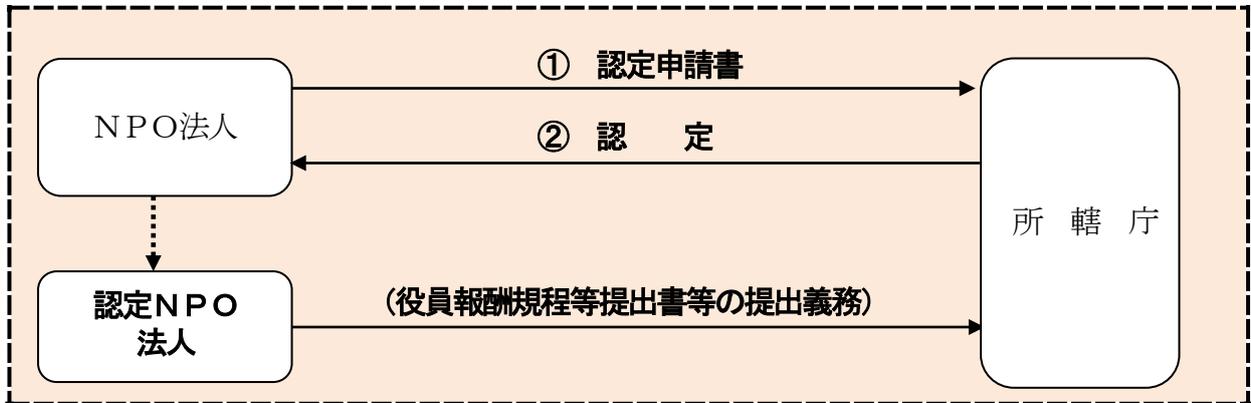
（注）認定の各基準については 43 頁～55 頁を、欠格事由については 56 頁～57 頁をご覧ください。

- ③ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

ロ 認定の申請書の提出は、申請書を提出した日を含む事業年度開始の日において、設立の日以後 1 年を超える期間が経過している必要があります（法 45①ハ）。

ハ 認定の有効期間は、所轄庁による認定の日から起算して 5 年となります（法 51①）。

認定の有効期間の満了後、引き続き、認定 NPO 法人として特定非営利活動を行おうとする認定 NPO 法人は、その有効期間の更新を受ける必要があります（30 頁の「(3) 認定の有効期間の更新を受けようとする場合」を参照してください。）（法 51②）。



## (2) 特例認定を受けようとする場合

イ 特例認定 NPO 法人として特例認定を受けようとする NPO 法人は、所轄庁の条例で定めるところにより、次の①及び②の書類を添付した申請書を所轄庁に提出し、特例認定を受けることとなります（法 44②、58②）。

（注）申請書及び添付書類については、様式集 133 頁～176 頁をご覧ください。

- ① 特例認定の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類

（注 1）特例認定の各基準及び欠格事由については「3 認定 NPO 法人としての認定を受けるための基準（PST 基準を除きます。）」（50 頁～57 頁）をご覧ください。

（注 2）特例認定の各基準に係る実績判定期間は、特例認定を受けようとする NPO 法人の直前に終了した事業年度の末日以前 2 年以内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間となります（法 44③、58②）。詳しくは、33 頁～35 頁を参照してください。

- ② 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

ロ 特例認定の申請ができる NPO 法人は、次の掲げる基準に適合する必要があります（法 45①八、59 一～三）。

- ① 特例認定の申請書を提出した日を含む事業年度開始の日において、設立の日以後 1 年を超える期間が経過していること
- ② 特例認定の申請書を提出した日の前日において、その設立の日から 5 年を経過しない法人であること
- ③ 認定又は特例認定を受けたことがないこと

ハ 特例認定の有効期間は、所轄庁による特例認定の日から起算して 3 年となります（法 60）。

特例認定の有効期間が経過したときは、特例認定は失効しますので、特例認定の有効期間中又は有効期間の経過後に認定 NPO 法人として認定を受けたい場合は、認定の申請を行う必要があります。

なお、特例認定の有効期間中に認定 NPO 法人として認定を受けた場合には、特例認定の効力を失います（法 61①四）。

### (3) 認定の有効期間の更新を受けようとする場合

イ 認定の有効期間の更新を受けようとする認定 NPO 法人は、有効期間の満了の日の 6 月前から 3 月前までの間（以下「更新申請期間」といいます。）に、所轄庁の条例で定めるところにより、次の①～②の書類を添付した有効期間の更新の申請書を所轄庁に提出し、有効期間の更新を受けることとなります（法 51②③⑤）。

- ① 認定の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類

（注）更新に係る認定の基準については 39 頁～55 頁を、欠格事由については 56 頁～57 頁をご覧ください。

- ② 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

（注 1）申請書及び添付書類については、様式 133 頁～176 頁をご覧ください。認定の有効期間の更新の申請書には、寄附者名簿の提出は不要ですが、当該名簿の作成の日から 5 年間事務所に備え置く必要があります（法 51⑤、54②一）。

（注 2）認定の有効期間の更新の申請に係る実績判定期間は、更新を受けようとする NPO 法人の直前に終了した事業年度の末日以前 5 年以内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間となります（法 44③、51⑤）。

（注 3）上記①、②に係る書類については、既に所轄庁に提出している当該書類の内容に変更がないときは、その添付を省略することができます（法 51⑤ただし書）。

ロ 認定の有効期間の更新がされた場合の認定の有効期間は、従前の認定の有効期間の満了の日の翌日から起算して 5 年となります（法 51①）。

なお、認定の有効期間の更新の申請があった場合において、従前の認定期間の満了の日までに当該申請に対する処分がされないときは、従前の認定は、従前の認定の有効期間の満了後も処分がなされるまでの間は、なお効力を有することとなります（法 51④）。

### (4) 認定 NPO 法人等の役員報酬規程等の提出義務

イ 認定 NPO 法人等は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、毎事業年度 1 回、役員報酬規程等を所轄庁（2 以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定 NPO 法人等にあつては、所轄庁及び所轄庁以外の関係知事）に提出しなければなりません（法 54②③、55、62）。提出する書類等の詳細は、60 頁～61 頁「(1) 事業年度終了後の役員報酬規程等の報告」をご覧ください。

ロ 認定又は特例認定（以下「認定等」といいます。）の通知を受けた認定 NPO 法人等（所轄庁以外の都道府県の区域内に事務所を設置する法人に限ります。）は、遅滞なく、次に掲げる書類を所轄庁以外の関係知事に提出しなければなりません（法 49④、62、法規 27②）。

- ① 法規第 27 条第 2 項に規定する様式第 1 号
- ② 直近の事業報告書等 (A事業報告書、B活動計算書、C貸借対照表、D財産目録、E年間役員名簿 (直近の事業年度において役員であったことのある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者の当該事業年度における報酬の有無を記載した名簿をいいます。)、F直近の事業年度末日における社員のうち 10 人以上の者の氏名 (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) 及び住所又は居所を記載した書面)
- ③ 役員名簿
- ④ 定款等 (A定款、B認証に関する書類の写し、C登記事項証明書の写し)
- ⑤ 所轄庁に提出した申請書及び添付書類の写し
- ⑥ 認定又は特例認定に関する書類の写し

ハ 認定の有効期間の更新の通知を受けた認定 NPO 法人 (所轄庁以外の都道府県の区域内に事務所を設置する法人に限ります。) は、遅滞なく、次に掲げる書類を所轄庁以外の関係知事に提出しなければなりません (法 49④、51⑤、法規 28)

- ① 法規第 28 条に規定する様式第 2 号
- ② 所轄庁に提出した認定の有効期間の更新を受けるための申請書及び添付書類の写し
- ③ 認定の更新に関する書類の写し

## 《参 考》

### 1 認定 NPO 法人等の名称等の使用制限

認定 NPO 法人等でない者は、その名称又は商号中に認定 NPO 法人であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならず、また、何人も、不正の目的をもって他の認定 NPO 法人等であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用してはならないこととされております (法 50①②、62)。

なお、これらの規定に違反している場合には、罰則の適用があります (法 78 二～五)。

### 2 所轄庁による認定等の通知

所轄庁は、NPO 法人からの申請について、認定等又は認定の有効期間の更新をしたときはその旨を当該申請法人に対し書面により通知することになります。また、認定等又は認定の有効期間の更新をしないことを決定したときはその旨とその理由を、申請法人に対し書面により通知することになります (法 49①、51⑤、62)。

また、所轄庁は、所轄庁以外の都道府県の区域内に事務所を設置する NPO 法人について認定等を行ったときは、その認定 NPO 法人等の名称その他一定の事項を、その主たる事務所が所在する都道府県以外の都道府県でその事務所が所在する都道府県の知事 (以下「所轄庁以外の関係知事」といいます。) に通知することとされております (法 49③、62、法規 27①)。

### 3 認定の公示

所轄庁は、認定 NPO 法人等の認定等又は認定の有効期間の更新をしたときは、インターネットの利用その他適切な方法により、次に掲げる事項を公示することとされております (法 49②、51⑤、62)。

(公示事項)

- ① 認定 NPO 法人等の名称
- ② 代表者の氏名
- ③ 主たる事務所の所在地とその他の事務所の所在地
- ④ 認定等の有効期間
- ⑤ ①～④に掲げるもののほか、所轄庁の条例で定める事項

また、所轄庁は、認定 NPO 法人等について、以下に掲げる事項に変更があったときも、インターネットの利用その他適切な方法により、その旨を公示することとされております (法 53②、62)。

- ⑥ 上記（公示事項）①、③、⑤に掲げる事項に係る定款の変更の認証をしたとき
- ⑦ 上記（公示事項）③、⑤に掲げる事項に係る定款変更（所轄庁の認証を受けなければならない事項を除きます。）の届出を受けたとき
- ⑧ 代表者の氏名に変更があった旨の届出を受けたとき
- ⑨ 上記（公示事項）⑤に掲げる事項に変更があったとき

#### 4 認定等の失効

認定NPO法人等は、次のいずれかに掲げる事由が生じたとき、その認定等の効力を失います（法57①、61）。

- イ 認定等の有効期間が経過したとき（法51④の場合にあっては、更新拒否処分されたとき）
- ロ 認定NPO法人等が認定NPO法人等でないNPO法人と合併をした場合、その合併が法63①の認定を経ずにその効力を生じたとき（法63④の場合にあっては、その合併の不認定処分がされたとき）
- ハ 認定NPO法人等が解散したとき
- ニ 特例認定NPO法人が認定NPO法人として認定を受けたとき

なお、所轄庁は、認定NPO法人等が認定等の効力を失ったとき、インターネットの利用その他適切な方法により、その旨を公示することとされております（法57②）

また、所轄庁は、所轄庁以外の都道府県の区域内に事務所を設置する認定NPO法人等がその認定等の効力を失ったときは、その旨を所轄庁以外の関係知事に通知することとされております（法57③、62）。

#### 5 協力依頼

所轄庁は、NPO法の施行のために必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができるものとされています（法73）。この規定により、所轄庁が認定申請中のNPO法人や認定NPO法人等に対し、申請書の内容の確認や認定又は特例認定を取り消すべき理由が発生していないかどうか等を確認するために実態確認を実施することがあります。

## 参 考 1 (実績判定期間)

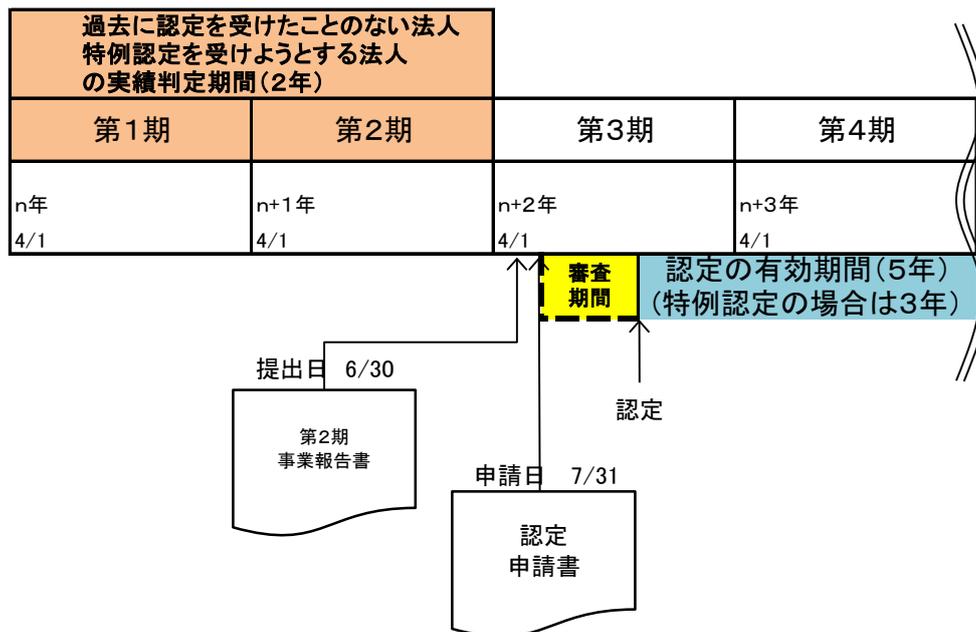
実績判定期間とは、認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けようとする法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年（過去に認定を受けたことのない法人又は特例認定を受けようとする法人の場合は2年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいいます（法 44③、51⑤、58②）。

### 【具体例1】

《過去に認定を受けたことのない法人（又は特例認定を受けようとする法人）の申請の場合》

- 事業年度 4月1日～翌年3月31日
- 事業報告書等の所轄庁への提出日 n+2年6月30日
- 申請書を提出した日 n+2年7月31日
- 実績判定期間 n年4月1日（第1期）～n+2年3月31日（第2期）

過去に認定を受けたことのない法人（又は特例認定を受けようとする法人）が申請を行う場合の実績判定期間は、n年4月1日（第1期）からn+2年3月31日（第2期）までの2年間となり、実績判定期間で算定する認定基準（PST基準等）については、第1期から第2期までの事業報告書等に基づき算定することとなります。



【具体例2】

認定の有効期間内に更新を受けようとする場合のタイムスケジュールを作成すると、おおむね次表のとおりとなります。

- 事業年度 : 4月1日～翌年3月31日
- 事業報告書等の所轄庁への提出日 : n+2年6月30日
- 初回の認定申請書の提出日 : n+3年3月16日
- 認定の有効期間 : n+3年8月1日～n+8年7月31日
- 更新申請期間 : n+8年1月31日～n+8年4月30日
- 更新の申請書の提出日

≪ケースA：更新申請期間中のn+8年1月31日～n+8年3月31日の間に更新の申請書を提出する場合≫

- 実績判定期間：n+2年4月1日（第3期）～n+7年3月31日（第7期）

更新申請期間中のn+8年1月31日～n+8年3月31日の間に更新の申請書を提出する場合の実績判定期間は、n+2年4月1日（第3期）～n+7年3月31日（第7期）となります。

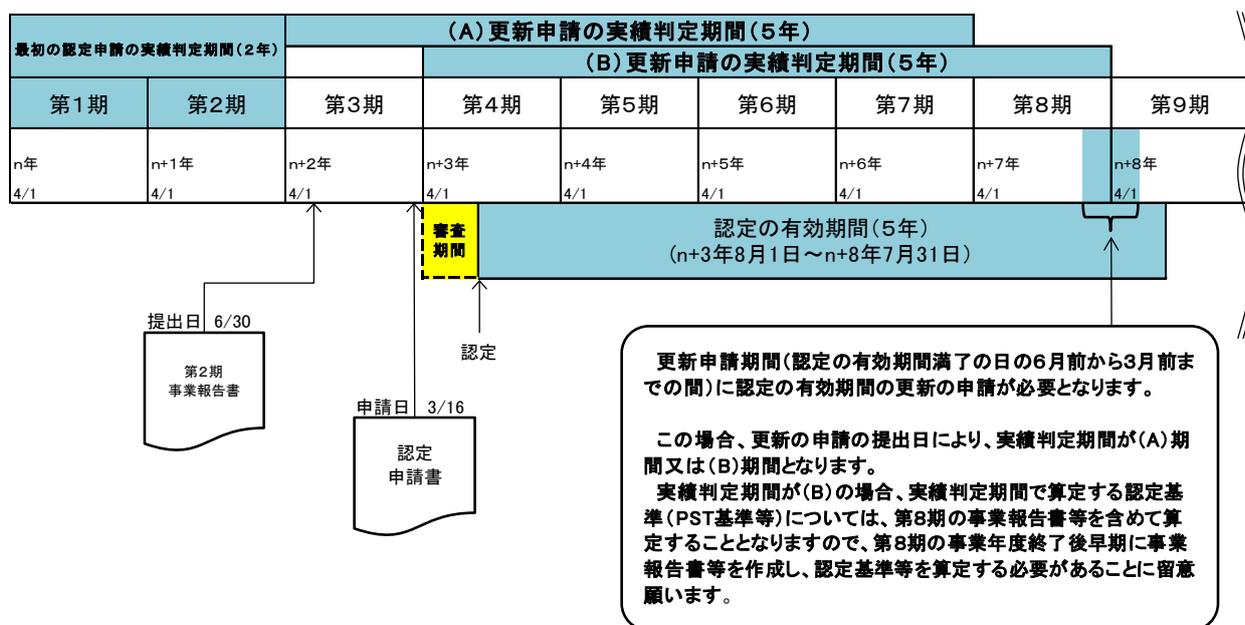
この場合の実績判定期間で算定する認定基準（PST基準等）については、第3期から第7期までの事業報告書等に基づき算定することとなります。

≪ケースB：更新申請期間中のn+8年4月1日～n+8年4月30日に更新の申請書を提出する場合≫

- 実績判定期間：n+3年4月1日（第4期）～n+8年3月31日（第8期）

更新申請期間中のn+8年4月1日～n+8年4月30日に更新の申請書を提出する場合の実績判定期間は、n+3年4月1日（第4期）～n+8年3月31日（第8期）となります。

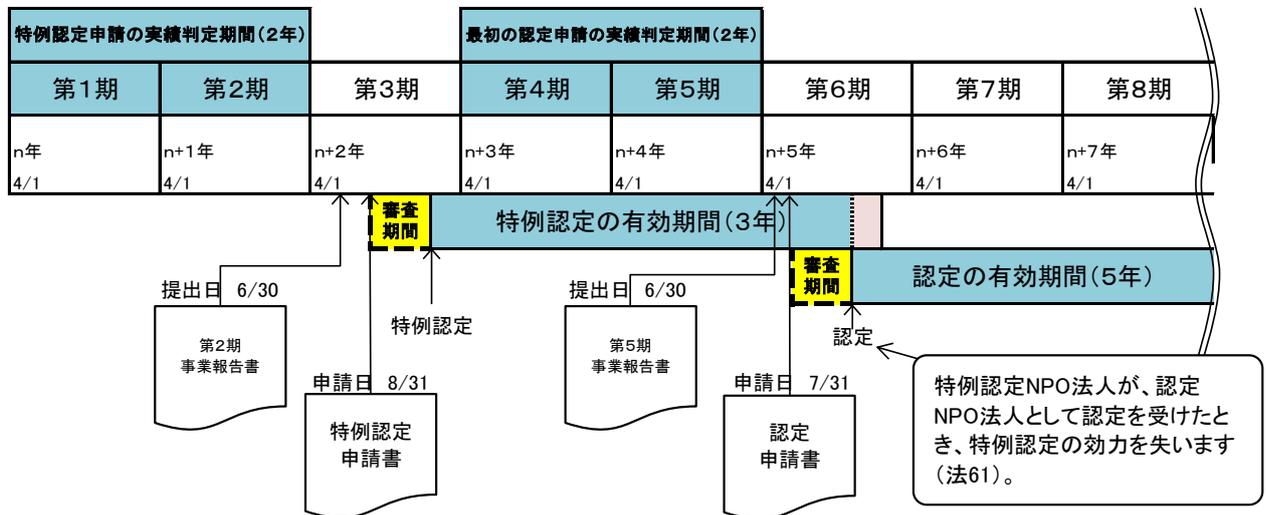
この場合の実績判定期間で算定する認定基準（PST基準等）については、第4期から第8期までの事業報告書等に基づき算定することとなりますので、第8期の事業年度終了後早期に事業報告書等を作成し、認定基準等を算定する必要があることに留意願います。



【具体例3】

特例認定の有効期間中に認定を受けようとする場合のタイムスケジュールを作成すると、おおむね次のとおりとなります。

- 事業年度 : 4月1日～翌年3月31日
- 事業報告書の所轄庁への提出日 : n+2年6月30日
- 特例認定申請書の提出日 : n+2年8月31日
- 特例認定申請に係る実績判定期間 : n年4月1日(第1期)～n+2年3月31日(第2期)
- 特例認定の有効期間 : n+2年12月16日～n+5年11月15日
- 認定申請書の提出日 : n+5年7月31日
- 認定申請に係る実績判定期間 : n+3年4月1日(第4期)～n+5年3月31日(第5期)
- 認定の有効期間 : n+5年11月16日～n+10年11月15日



## 参考 2 (認定を受けるための申請書及び添付書類)

### イ 認定を受けるための申請書及び添付書類一覧

| 申請書・添付書類                          |                                    |
|-----------------------------------|------------------------------------|
| 認定特定非営利活動法人としての認定を受けるための申請書       |                                    |
| 1 寄附者名簿 <sup>(注)</sup>            |                                    |
| 2 認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 |                                    |
| 一<br>号<br>基<br>準                  | イ、ロ、ハのいずれか1つの基準を選択してください。          |
|                                   | イ 相対値基準・原則 又は 相対値基準・小規模法人          |
|                                   | 認定基準等チェック表 (第1表 相対値基準・原則用)         |
|                                   | 認定基準等チェック表 (第1表 相対値基準・小規模法人用)      |
|                                   | 受け入れた寄附金の明細表 (第1表付表1 相対値基準・原則用)    |
|                                   | 受け入れた寄附金の明細表 (第1表付表1 相対値基準・小規模法人用) |
|                                   | 社員から受け入れた会費の明細表 (第1表付表2 相対値基準用)    |
|                                   | ロ 絶対値基準                            |
|                                   | 認定基準等チェック表 (第1表 絶対値基準用)            |
|                                   | ハ 条例個別指定基準                         |
| 認定基準等チェック表 (第1表 条例個別指定法人用)        |                                    |
| 二<br>号<br>基<br>準                  | いずれかの書類を提出することとなります。               |
|                                   | 認定基準等チェック表 (第2表)                   |
|                                   | 認定基準等チェック表 (第2表 条例個別指定法人用)         |
| 三<br>号<br>基<br>準                  | 認定基準等チェック表 (第3表)                   |
|                                   | 役員 の 状 況 (第3表付表1)                  |
|                                   | 帳簿組織の状況 (第3表付表2)                   |
| 四<br>号<br>基<br>準                  | 認定基準等チェック表 (第4表)                   |
|                                   | 役員等に対する報酬等の状況 (第4表付表1)             |
|                                   | 役員等に対する資産の譲渡等の状況等 (第4表付表2)         |
| 基<br>準<br>五<br>号                  | 認定基準等チェック表 (第5表)                   |
| 基<br>準<br>六<br>号<br>人             | 認定基準等チェック表 (第6、7、8表)               |
|                                   | 欠格事由チェック表                          |
| 3 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類     |                                    |

(注意事項)

条例個別指定基準に適合する法人は、寄附者名簿の添付は必要ありません (法44②ただし書)。

ロ 認定の有効期間の更新の申請書及び添付書類一覧

| 申請書・添付書類                          |                                    |                      |      |
|-----------------------------------|------------------------------------|----------------------|------|
| 認定特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新の申請書        |                                    |                      |      |
| 1 寄附者名簿 (注1)                      |                                    |                      |      |
| 2 認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 |                                    |                      |      |
| 一<br>号<br>基<br>準                  | イ、ロ、ハのいずれか1つの基準を選択してください。          |                      |      |
|                                   | イ 相対値基準・原則 又は 相対値基準・小規模法人          |                      |      |
|                                   | 認定基準等チェック表 (第1表 相対値基準・原則用)         |                      |      |
|                                   | 認定基準等チェック表 (第1表 相対値基準・小規模法人用)      |                      |      |
|                                   | 受け入れた寄附金の明細表 (第1表付表1 相対値基準・原則用)    |                      |      |
|                                   | 受け入れた寄附金の明細表 (第1表付表1 相対値基準・小規模法人用) |                      |      |
|                                   | 社員から受け入れた会費の明細表 (第1表付表2 相対値基準用)    |                      |      |
|                                   | ロ 絶対値基準                            |                      |      |
|                                   | 認定基準等チェック表 (第1表 絶対値基準用)            |                      |      |
|                                   | ハ 条例個別指定基準                         |                      |      |
|                                   | 認定基準等チェック表 (第1表 条例個別指定法人用)         |                      |      |
|                                   | 二<br>号<br>基<br>準                   | いずれかの書類を提出することとなります。 |      |
|                                   |                                    | 認定基準等チェック表 (第2表)     |      |
|                                   | 認定基準等チェック表 (第2表 条例個別指定法人用)         |                      |      |
| 三<br>号<br>基<br>準                  | 認定基準等チェック表 (第3表)                   | }                    | (注3) |
|                                   | 役員 の 状 況 (第3表付表1)                  |                      |      |
|                                   | 帳簿組織の状況 (第3表付表2)                   |                      |      |
| 四<br>号<br>基<br>準                  | 認定基準等チェック表 (第4表)                   | }                    | (注2) |
|                                   | 役員等に対する報酬等の状況 (第4表付表1)             |                      |      |
|                                   | 役員等に対する資産の譲渡等の状況等 (第4表付表2)         |                      |      |
| 基<br>準<br>五<br>号                  | 認定基準等チェック表 (第5表)                   | }                    | (注3) |
| 基<br>準<br>六<br>号                  | 認定基準等チェック表 (第6、7、8表)               |                      |      |
| 欠格事由チェック表                         |                                    |                      |      |
| 3 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類     |                                    |                      |      |

(注意事項)

- 寄附者名簿については、現地確認の際に領収書等と突合を行うこととしていますが、あらかじめ認定基準の対象となる寄附者の確認等を行うため、認定更新申請書の提出時に、年度ごとに作成した寄附者名簿を電子データで提出してください。
- 法第55条第1項に基づき所轄庁に提出した書類 (役員報酬規程等提出書類) に記載した事項は、省略することができます (法51⑤ただし書)。
- 「認定基準等チェック表 (第3表) ロ」欄及び「認定基準等チェック表 (第6表) 並びに (第8表)」欄の記載は必要ありません。

## ハ 特例認定を受けるための申請書及び添付書類一覧

| 申請書・添付書類                          |                           |
|-----------------------------------|---------------------------|
| 特例認定特定非営利活動法人としての特例認定を受けるための申請書   |                           |
| 1 認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 |                           |
| 一<br>号<br>基<br>準                  | いずれかの書類を提出することとなります。      |
|                                   | 認定基準等チェック表（第2表）           |
|                                   | 認定基準等チェック表（第2表 条例個別指定法人用） |
| 三<br>号<br>基<br>準                  | 認定基準等チェック表（第3表）           |
|                                   | 役員状況（第3表付表1）              |
|                                   | 帳簿組織の状況（第3表付表2）           |
| 四<br>号<br>基<br>準                  | 認定基準等チェック表（第4表）           |
|                                   | 役員等に対する報酬等の状況（第4表付表1）     |
|                                   | 役員等に対する資産の譲渡等の状況等（第4表付表2） |
| 基<br>準<br>五<br>号                  | 認定基準等チェック表（第5表）           |
| 基<br>準<br>六<br>号                  | 認定基準等チェック表（第6、7、8表）       |
| 欠格事由チェック表                         |                           |
| 2 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類     |                           |

（注意事項）

寄附者名簿及び一号基準に関する書類の添付は必要ありません（法58②、59一）。

（参 考）

| 所轄庁に提出していることが必要な書類  |
|---|
| ① 事業報告書   |
| ② 計算書類（活動計算書、貸借対照表）                                       |
| ③ 財産目録  |
| ④ 年間役員名簿（役員であったことのある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者への報酬の有無を記載した名簿） |
| ⑤ 社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面                          |

（注意事項）

上記書類は認定申請書への添付は不要ですが、法第29条の規定に基づき所轄庁に提出していることが認定基準の一つとなっています（法45①六）。

## 2 認定等の基準の概要

### (1) 認定の基準の概要

認定NPO法人としての認定を受けるためには、その運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資することにつき、次に掲げる(1)から(8)までの基準に適合する必要があります(法44①、45)。

また、特例認定NPO法人として特例認定を受けるためには、NPO法人として新たに設立されたもののうち、その運営組織及び事業活動が適正であって特定非営利活動の健全な発展の基盤を有し公益の増進に資すると見込まれることにつき、次に掲げる(2)から(10)までの基準に適合する必要があります(法45、58、59)。

次表は認定基準等の概要をまとめたものですが、詳細については43頁以降をご覧ください。

| 項 目  | 認 定 基 準 の 概 要   |
|--|---|
| <p>(1) パブリック・サポート・テスト(PST)について</p> <p>※特例認定には適用しません。</p> | <p>広く市民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準として、次の3つの基準のいずれかに適合すること。</p> <p><b>1 相対値基準</b></p> <p><b>イ 原則</b></p> <p>実績判定期間における</p> $\text{寄附金等収入金額} \div \text{経常収入金額} \geq \frac{1}{5}$ <p>(注) 寄附金等収入金額、経常収入金額の詳細については、44～46頁を参照してください。</p> <p><b>ロ 小規模法人の特例</b></p> <p>実績判定期間における</p> $\frac{\text{受入寄附金総額} - \text{ホの金額} + \text{ヘの金額}}{\text{総収入金額} - \text{ニの金額}} \geq \frac{1}{5}$ <p>(注1) 上記の小規模法人の特例を適用するか否は、法人の選択になります。<br/> (注2) 小規模法人の定義、ニの金額、ホの金額、ヘの金額については、43頁及び46～47頁を参照してください。</p> <p>※ 上記イ又はロの相対値基準の計算において、その法人に国の補助金等がある場合には、法人の選択により国の補助金等をPSTの分母・分子に算入することができます。その詳細については、47頁～48頁を参照してください。</p> <p><b>2 絶対値基準</b></p> <p>実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上(ただし、休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、3,000円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額を加算した金額以上)である寄附者の数の合計数が年平均100人以上であること。</p> <p>(注1) 氏名又は名称及び住所が明らかな寄附者のみを数えます。<br/> (注2) 寄附者本人と生計を一にする者も含めて一人として数えます。<br/> (注3) 寄附者が、そのNPO法人の役員及び役員と生計を一にする者である場合は、これらの者は、寄附者数に含めません。</p> |

|                  |   |            |  |   |              |        |   |              |  |   |               |  |  |               |        |   |              |  |   |
|------------------|---|------------|--|---|--------------|--------|---|--------------|--|---|---------------|--|--|---------------|--------|---|--------------|--|---|
|                  | <p>(注4) 休眠預金等交付金関係助成金とは、「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」(平成28年法律第101号)に基づき事業を実施するために指定活用団体、資金分配団体、民間公益活動を行う団体から受け取った助成金のことです。</p> <p><b>3 条例個別指定基準</b></p> <p>都道府県又は市区町村が、個人住民税の寄附金税額控除の対象として条例により個別に指定したNPO法人(その都道府県又は市区町村の区域内に事務所を有するNPO法人に限ります。)については、パブリック・サポート・テスト基準を満たしているものとして取り扱われます。</p>  |            |  |   |              |        |   |              |  |   |               |  |  |               |        |   |              |  |   |
| (2) 活動の対象について    | <p>実績判定期間における事業活動のうち、次に掲げる活動の占める割合が50%未満であること。</p> <p>イ 会員等に対する資産の譲渡等及び会員等が対象である活動<br/> ロ 特定の範囲の者に便益が及ぶ活動<br/> ハ 特定の著作物又は特定の者に関する活動<br/> ニ 特定の者の意に反した活動</p> <p>※ (1) 3の都道府県又は市区町村が条例により個別に指定したNPO法人については、ロのうち、「便益の及ぶ者が地縁に基づく地域に居住する者等である活動」を除いて判定することとなります。</p>   |            |  |   |              |        |   |              |  |   |               |  |  |               |        |   |              |  |   |
| (3) 運営組織及び経理について | <p>次のいずれの基準にも適合していること。</p> <p>イ 運営組織が次のいずれにも該当すること。</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">役員のうち親族関係を</td> <td></td> <td style="text-align: right;">1</td> </tr> <tr> <td>① 有する者等で構成する</td> <td>÷ 役員の数</td> <td style="text-align: right;">—</td> </tr> <tr> <td>最も大きなグループの人数</td> <td></td> <td style="text-align: right;">3</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="padding-top: 10px;">役員のうち特定の法人の役員</td> </tr> <tr> <td>② 又は使用人等で構成する</td> <td>÷ 役員の数</td> <td style="text-align: right;">1</td> </tr> <tr> <td>最も大きなグループの人数</td> <td></td> <td style="text-align: right;">3</td> </tr> </table> <p>ロ 各社員の表決権が平等であること。</p> <p>ハ 会計について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けているか、法人税法施行規則第53条～第59条に規定する青色申告法人と同等に取引を記録し、帳簿を保存していること。</p> <p>ニ 不適正な経理を行っていないこと。</p> | 役員のうち親族関係を |  | 1 | ① 有する者等で構成する | ÷ 役員の数 | — | 最も大きなグループの人数 |  | 3 | 役員のうち特定の法人の役員 |  |  | ② 又は使用人等で構成する | ÷ 役員の数 | 1 | 最も大きなグループの人数 |  | 3 |
| 役員のうち親族関係を       |   | 1          |  |   |              |        |   |              |  |   |               |  |  |               |        |   |              |  |   |
| ① 有する者等で構成する     | ÷ 役員の数  | —          |  |   |              |        |   |              |  |   |               |  |  |               |        |   |              |  |   |
| 最も大きなグループの人数     |   | 3          |  |   |              |        |   |              |  |   |               |  |  |               |        |   |              |  |   |
| 役員のうち特定の法人の役員    |   |            |  |   |              |        |   |              |  |   |               |  |  |               |        |   |              |  |   |
| ② 又は使用人等で構成する    | ÷ 役員の数  | 1          |  |   |              |        |   |              |  |   |               |  |  |               |        |   |              |  |   |
| 最も大きなグループの人数     |   | 3          |  |   |              |        |   |              |  |   |               |  |  |               |        |   |              |  |   |

|                      |  |
|----------------------|--|
| (4) 事業活動について         | <p>次のいずれの基準にも適合していること。</p> <p>イ 次に掲げる活動を行っていないこと。</p> <p>① 宗教活動</p> <p>② 政治活動</p> <p>③ 特定の公職者等又は政党を推薦、支持又は反対する活動</p> <p>ロ 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の親族等に特別の利益を与えないこと及び営利を目的とした事業を行う者や上記イの活動を行う者または特定の公職の候補者（公職にある者）に寄附を行っていないこと。</p> <p>ハ 実績判定期間における<br/>特定非営利活動に係る事業費 <math>\div</math> 総事業費 <math>\geq</math> 80%</p> <p>ニ 実績判定期間における受入寄<br/>附金総額のうち特定非営利活<br/>動に係る事業費に充てた額 <math>\div</math> 受入寄附金総額 <math>\geq</math> 70%</p> |
| (5) 情報公開について         | <p>次に掲げる書類をその事務所において閲覧させること。</p> <p>イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）</p> <p>ロ ① 各認定の基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類並びに寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類</p> <p>② 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程及び収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類</p> <p>③ 助成の実績を記載した書類</p>   |
| (6) 事業報告書類等の提出について   | <p>各事業年度において、事業報告書等を法第29条の規定により所轄庁に提出していること。</p>   |
| (7) 不正行為等について        | <p>法令又は法令に基づいてする行政庁の処分違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実等がないこと。</p>  |
| (8) 設立後の経過期間について     | <p>認定又は特例認定の申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、設立の日以後1年を超える期間が経過していること。</p>   |
| (9) 過去の認定等の有無について    | <p>過去に認定又は特例認定を受けたことがないこと。</p>   |
| (10) 設立の日からの経過期間について | <p>特例認定の申請書を提出した日の前日において、設立の日から5年を経過しない法人であること。</p>  |

認定NPO法人等の上記基準のうち、(1)の1と2、(2)、(4)のハとニの基準は、実績判定期間において適合する必要がありますが、(3)、(4)のイとロ、(5)、(6)、(7)の基準は、実績判定期間内の各事業年度だけでなく認定時又は特例認定時まで適合している必要があります（ただし、実績判定期間中に認定又は特例認定を受けていない期間が含まれる場合には、その期間については(5)ロの基準を除きます。）（法45①九）。

認定又は特例認定を受けた後に(3)、(4)のイとロ、(7)の基準に適合しなくなった場合には、所轄庁は認定又は特例認定を取り消すことができます（法67②）。

## (2) 欠格事由の概要

認定又は特例認定の基準の規定にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定又は特例認定を受けることができません（法47、62）。

次表は各欠格事由の概要をまとめたものですが、詳細については56頁～57頁をご覧ください。

| 項 目  | 欠 格 事 由 の 概 要  |
|--|--|
| (1) 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある                  | <p>NPO 法人の役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合には、欠格事由に該当します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 認定NPO 法人が認定を取り消された場合又は特例認定NPO 法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定 NPO 法人又は当該特例認定 NPO 法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの</li> <li>2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</li> <li>3 法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</li> <li>4 暴力団の構成員等</li> </ol> |
| (2) 認定等取消の日から5年を経過していない                    | <p>認定又は特例認定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない場合には、欠格事由に該当します。</p>  |
| (3) 定款又は事業計画書の内容が法令に違反している                 | <p>NPO 法人の定款又は事業計画書の内容が法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反している場合には、欠格事由に該当します。</p>  |
| (4) 国税又は地方税の滞納処分を受けている                     | <p>国税又は地方税の滞納処分の執行がされている NPO 法人、又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過していない NPO 法人は、欠格事由に該当します。</p>  |
| (5) 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課されてから3年を経過していない | <p>国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過していない NPO 法人は、欠格事由に該当します。</p>   |
| (6) 次のいずれかに該当する                            | <p>NPO 法人が次のいずれかに該当する場合は、欠格事由に該当します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 暴力団</li> <li>2 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にある</li> </ol>  |

### 3 認定 NPO 法人としての認定を受けるための基準

認定 NPO 法人としての認定を受けるためには、次の(1)～(8)の認定基準に適合する必要があります(法 45①、法令 1～5)。

#### (1) パブリック・サポート・テスト (PST) に関する基準

パブリック・サポート・テスト基準の判定に当たっては、次の①～③のいずれかの基準を選択できます。

##### ① 相対値基準

実績判定期間における経常収入金額のうち寄附金等収入金額の占める割合が5分の1以上であること。

なお、小規模法人の特例の適用、国の補助金等を算入するかどうかの選択に応じて次の4つのケースに分かれます。

| 項 目    |                        | 小規模法人の特例   |   |
|--------|------------------------|--|---|
|        |                        | 選択しない  | 選択する  |
| 国の補助金等 | 相対値基準計算上の分母・分子に算入しない場合 | <b>《算式1》</b><br>原則<br>(44～46 頁参照)                          | <b>《算式2》</b><br>小規模法人の特例<br>(46～47 頁参照)                 |
|        | 相対値基準計算上の分母・分子に算入する場合  | <b>《算式3》</b><br>国の補助金等を算入する場合(小規模法人の特例適用なし)<br>(47～48 頁参照) | <b>《算式4》</b><br>国の補助金等を算入する場合(小規模法人の特例適用あり)<br>(48 頁参照) |

##### 《小規模法人の特例》

小規模法人の特例を適用するか否かは法人の選択になります。

この特例を選択適用できる法人は、実績判定期間における総収入金額に12を乗じて、これを実績判定期間の月数で除した金額が800万円未満で、かつ、実績判定期間において受け入れた寄附金の額の総額が3,000円以上である寄附者(役員又は社員を除きます。)の数が50人以上である法人に限られます(法 45②、法令 3)。

##### 【算式】

$$\frac{\text{実績判定期間の総収入金額}}{\text{実績判定期間の月数}} \times 12 < 800\text{万円}$$

かつ

$$\text{実績判定期間において受け入れた寄附金の額の総額が} \geq 50\text{人}$$

3,000円以上である寄附者(役員、社員除く)の数

② 絶対値基準 《算式5》

実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が 3,000 円以上（ただし、休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、3,000 円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額を加算した金額以上）である寄附者の数の合計数が年平均 100 人以上であること（49 頁参照）。

- （注1） 寄附者の氏名（法人にあつては、その名称）及びその住所が明らかな寄附者のみを数えます。
- （注2） 寄附者数の算出に当たっては、寄附者本人と生計を一にする者を含めて一人として数えます。
- （注3） 申請法人の役員及びその役員と生計を一にする者が寄附者である場合は、これらの者は寄附者数に含めません。

【算式】

$$\frac{\text{実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が} \\ \text{3,000 円以上（ただし、休眠預金等交付金関係助成金を受け} \\ \text{取っている場合は、3,000 円に当該休眠預金等交付金関係助} \\ \text{成金の額を加算した金額以上）の寄附者の合計人数} \times 12}{\text{実績判定期間の月数}} \geq 100 \text{ 人}$$

③ 条例個別指定基準

認定 NPO 法人として認定を受けるための申請書を提出した日の前日において、都道府県又は市区町村の条例により、個人住民税の寄附金税額控除の対象となる法人として個別に指定を受けていること（その都道府県又は市区町村の区域内に事務所を有する NPO 法人に限ります。）。

ただし、認定申請書を提出する前日において条例の効力が生じている必要があります。

《算式 1》 相対値基準（原則）

実績判定期間における

$$\frac{\text{寄 附 金 等 収 入 金 額}}{\text{経 常 収 入 金 額}} \geq \frac{1}{5}$$

【経常収入金額とは？】

$$\text{総 収 入 金 額} - \boxed{\text{イの金額}}$$

【寄附金等収入金額とは？】

$$\text{受 入 寄 附 金 総 額} - \boxed{\text{ロの金額}} + \boxed{\text{ハの金額}}$$

（解説）

実績判定期間における経常収入金額（総収入金額<sup>（注1）</sup>からイの金額を控除した金額）のうち寄附金等収入金額（受入寄附金総額からロの金額を控除した金額（一定の要件を満たす法人にあつては、それにハの金額を加算した金額））の占める割合が5分の1以上であること（法45①一イ、法令1）。

(注1) 総収入金額とは、活動計算書の経常収益計と経常外収益計の合計額です。ただし、活動計算書にボランティア受入評価益、施設等受入評価益等の法人自身が金額換算し計上した科目に係る金額については、経常収益計から控除することとなります。

**イの金額** ⇒ 次に掲げる金額の合計額 (法45①一イ(1)、法規5)

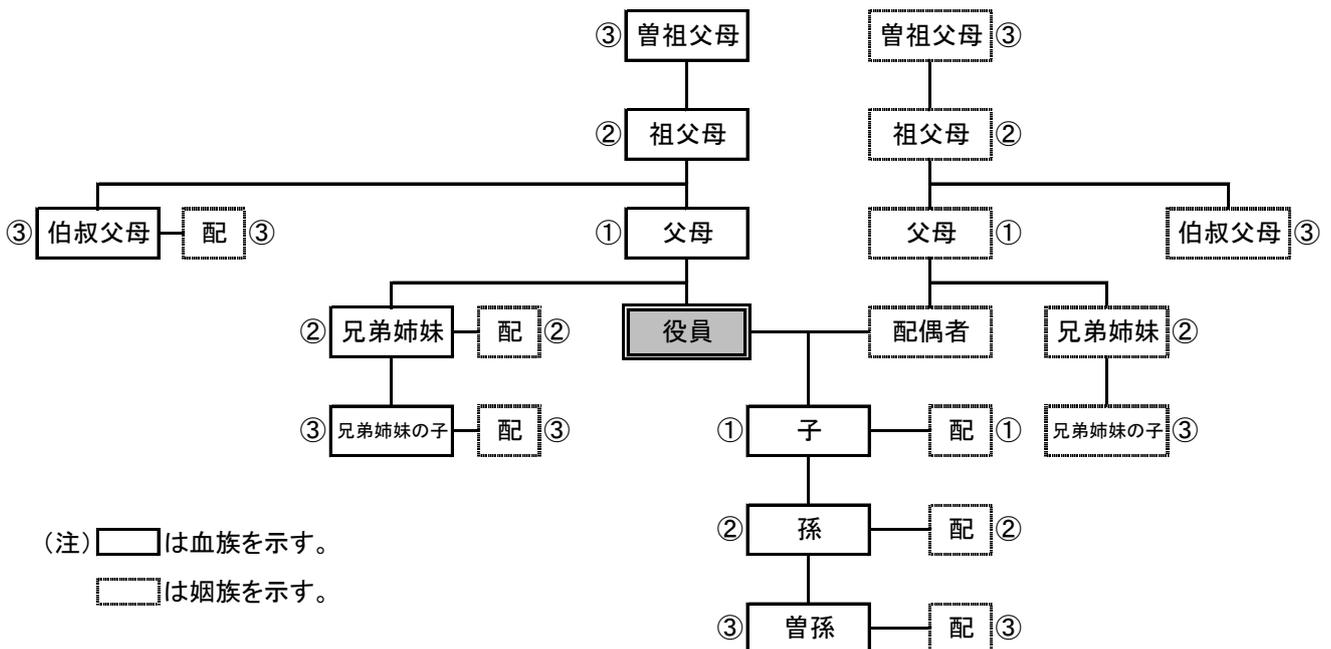
- ① 国等 (国、地方公共団体、法人税法別表第一に掲げる独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関をいいます。以下同じです。) からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付するもの (以下「国の補助金等」といいます。)
- ② 委託の対価としての収入で国等から支払われるもの
- ③ 法律又は政令の規定に基づき行われる事業でその対価の全部又は一部につき、その対価を支払うべき者に代わり国又は地方公共団体が負担することとされている場合のその負担部分
- ④ 資産の売却による収入で臨時的なもの
- ⑤ 遺贈 (贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。) により受け入れた寄附金、贈与者の被相続人に係る相続の開始のあったことを知った日の翌日から10か月以内に当該相続により当該贈与者が取得した財産の全部又は一部を当該贈与者からの贈与 (贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除きます。) により受け入れた寄附金のうち、一者当たり基準限度超過額に相当する部分
- ⑥ 実績判定期間における同一の者から受け入れた寄附金の額の合計額が1,000円に満たないもの
- ⑦ 寄附者の氏名 (法人にあつては、その名称) 及びその住所が明らかでない寄附金
- ⑧ 休眠預金等交付金関係助成金

(注2) 役員が寄附者の場合、他の寄附者のうちに当該役員の配偶者及び3親等以内の親族並びに当該役員と特殊の関係のある者がいるときは、これらの者は役員と同一の者とみなします (いわゆる親族合算) (法規8)。

上記の「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます (法規4ニ・16)。

- a 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
- b 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係
- c a又はbに掲げる関係のある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

### 《3親等以内の親族図》



ロの金額 ⇒ 次に掲げる金額の合計額（法 45①一イ(2)、法規 6、7）

- ① 受け入れた寄附金の額のうち一者当たり基準限度超過額に相当する金額
- ② 実績判定期間における同一の者から受け入れた寄附金の額の合計額が 1,000 円に満たないものの合計額
- ③ 寄附者の氏名（法人にあっては、その名称）及びその住所が明らかでない寄附金
- ④ 休眠預金等交付金関係助成金

（注 3） 役員が寄附者の場合は、他の寄附者のうちに当該役員の配偶者及び 3 親等以内の親族並びに当該役員と特殊の関係のある者がいるときは、これらの者は役員と同一の者とみなします（いわゆる親族合算）（法規 8）。

上記「特殊の関係」については、イの金額（注 2）をご覧ください。

（注 4） 「一者当たり基準限度超過額」とは、同一の者からの寄附金の額の合計額のうち受入寄附金総額の 100 分の 10 を超える部分の金額をいいます。ただし、特定公益増進法人、認定 NPO 法人からの寄附金については、同一の法人からの寄附金の額の合計額のうち受入寄附金総額の 100 分の 50 を超える部分の金額となります（法規 6）。

（注 5） 「一者当たり基準限度超過額」及び「1,000 円未満（同一の者からの合計額）の寄附金」の判定については、実績判定期間に受け入れた寄附金の合計額で計算します（法 45①一イ、法規 7）。

ハの金額（法 45①一イ(3)、法規 4）

社員から受け入れた会費の合計額から、この合計額のうち共益的な活動等に係る部分の金額（「(2)活動の対象に関する基準」に定める割合（50 頁参照）を乗じて計算した金額をいいます。）を控除した金額（ただし、受入寄附金総額 － ロの金額 を限度とします。）

（注 6） ハの金額を P S T の分子に加算するには、次の要件を満たす必要があります（法規 4）。

（イ） 社員の会費の額が合理的と認められる基準により定められていること。

（ロ） 社員（役員並びに役員配偶者及び 3 親等以内の親族関係並びに役員と特殊の関係のある者を除きます）

「特殊の関係」については、イの金額（注 2）と同様です。）の数が 20 人以上であること。

（注 7） 上記の「共益的な活動等に係る部分の金額」とは、社員から受け入れた会費の合計額に法人の行った事業活動に係る事業費の額等の合理的な指標に基づき算出した事業活動に占める共益的な活動等の割合（50 頁(2)の事業活動のうちに会員等に対する共益的な活動等の占める割合をいいます。）を乗じた金額をいいます。

## 《算式 2》 相対値基準（小規模法人の特例）

実績判定期間における

$$\frac{\text{受入寄附金総額} - \text{ホの金額} + \text{ヘの金額}}{\text{総収入金額} - \text{ニの金額}} \geq \frac{1}{5}$$

（注） 小規模法人の要件（43 頁参照）に該当する法人であれば、本特例を選択適用可能

（解説）

実績判定期間における、総収入金額からニの金額を控除した金額のうちに、受入寄附金総額からホの金額を控除した金額（一定の要件を満たす法人にあっては、それにヘの金額を加算した金額）の占める割合が 5 分の 1 以上であること（法令 5②）。

**ニの金額** ⇒ 次に掲げる金額の合計額（法45①一イ(1)、法令5②一、法規5、25②）

- ① 国の補助金等
- ② 委託の対価としての収入で国等から支払われるもの
- ③ 法律又は政令の規定に基づき行われる事業でその対価の全部又は一部につき、その対価を支払うべき者に代わり国又は地方公共団体が負担することとされている場合のその負担部分
- ④ 資産の売却による収入で臨時的なもの
- ⑤ 遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）により受け入れた寄附金、贈与者の被相続人に係る相続の開始のあったことを知った日の翌日から10か月以内に当該相続により当該贈与者が取得した財産の全部又は一部を当該贈与者からの贈与（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除きます。）により受け入れた寄附金のうち、一者当たり基準限度超過額に相当する部分
- ⑥ 休眠預金等交付金関係助成金

（注8）ここに掲げるものは、《算式1》の**イの金額**の①～⑤及び⑧と同一です。

**ホの金額** ⇒ 次に掲げる金額の合計額（法45①一イ(2)、法令5②二、法規6）

- ① 受け入れた寄附金のうち一者当たり基準限度超過額の合計額
- ② 休眠預金等交付金関係助成金

（注9）ここに掲げるものは、《算式1》の**ロの金額**の①及び④と同一です。なお、①については、《算式1》の場合と異なり、小規模法人の特例を適用する場合には、役員が寄附者の場合であっても、いわゆる親族合算を行う必要はありません。

（注10）「一者当たり基準限度超過額」については、《算式1》の（注4）をご参照ください。

**ヘの金額**（法令5②、法規4、25①）

社員から受け入れた会費の合計額から、この合計額のうち共益的な活動等に係る部分の金額（「(2)活動の対象に関する基準」に定める割合（50頁参照）を乗じて計算した金額）を控除した金額（ただし、受入寄附金総額－**ホの金額**を限度とします。）

（注11）これは《算式1》の**ヘの金額**と同一です（注6、注7をご覧ください）。

（注12）**ヘの金額**をPSTの分子に加算するには、次の要件を満たす必要があります（法規4、25①）。

（イ）社員の会費の額が合理的と認められる基準により定められていること。

（ロ）社員（役員及び役員と親族関係を有する者並びに役員と特殊の関係のある者を除きます。）の数が20人以上であること。

（注13）共益的な活動等に係る部分の金額は、社員から受け入れた会費の合計額に法人の行った事業活動に係る事業費の額等の合理的な指標に基づき算出した事業活動に占める共益的な活動等の割合（50頁(2)の事業活動のうちに会員等に対する共益的な活動等の占める割合をいいます。）を乗じた金額となります。

### 《算式3》 相対値基準（国の補助金等を算入する場合（小規模法人の特例適用なし））

実績判定期間における

$$\frac{\text{寄附金等収入金額} + \text{チの金額}}{\text{経常収入金額} + \text{トの金額}} \geq \frac{1}{5}$$

（注）国の補助金等をPSTに算入するか否か選択適用可能

(解説)

国の補助金等を受け入れている場合、選択により、当該国の補助金等を相対値基準計算上の分母・分子に算入することが可能です(法令5①)。ただし、分子に算入する国の補助金等の額( **チの金額** )は、受入寄附金総額から **ロの金額** (46頁参照) を控除した金額が限度となります(分母には、国の補助金等の額の全額( **トの金額** ) を算入します。)

上記算式のうち、寄附金等収入金額及び経常収入金額については、《算式1》(44頁) を参照してください。

**トの金額** (法令5①)

国の補助金等の全額

**チの金額** ⇒ 次のいずれか少ない金額(法令5①)

- ① 国の補助金等の額
- ② 受入寄附金総額から **ロの金額** (46頁参照) を控除した金額

#### 《算式4》 相対値基準(国の補助金等を算入する場合(小規模法人の特例適用あり))

実績判定期間における

$$\frac{\text{受入寄附金総額} - \text{ホの金額} + \text{ヘの金額} + \text{リの金額}}{\text{総収入金額} - \text{ニの金額} + \text{トの金額}} \geq \frac{1}{5}$$

(注) 国の補助金等をPSTに算入するか否か選択適用可能

(解説)

小規模法人の特例を選択適用する小規模法人で国の補助金等を受けている場合、選択により、当該国の補助金等を相対値基準計算上の分母・分子に算入することが可能です(法令5③)。ただし、分子に算入する国の補助金等の額( **リの金額** )は、受入寄附金総額から **ホの金額** を控除した金額が限度となります。(分母には、国の補助金等の全額( **トの金額** ) を算入します。)

上記算式のうち、**ニの金額**、**ホの金額**及び**ヘの金額**については、47頁を参照してください。

**トの金額** (法令5③)

国の補助金等の全額

**リの金額** ⇒ 次のいずれか少ない金額(法令5③)

- ① 国の補助金等の額
- ② 受入寄附金総額から **ホの金額** を控除した金額

## 《算式5》 絶対値基準

$$\frac{\text{実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が} \\ \text{3,000円以上(ただし、休眠預金等交付金関係助成金を受け取} \\ \text{っている場合は、3,000円に当該休眠預金等交付金関係助成} \\ \text{金の額を加算した金額以上)の寄附者の合計人数} \times 12}{\text{実績判定期間の月数}} \geq 100 \text{人}$$

- (注) 1 寄附者の氏名(法人にあつては、その名称)及びその住所の明らかな寄附者のみを数えます。  
2 寄附者本人と生計を一にする者も含めて一人として数えます。  
3 寄附者が、そのNPO法人の役員及び役員と生計を一にする者である場合は、これらの者は、寄附者数に含めません。  
4 月数は暦に従って計算し、一月未満の端数は切り上げて一月とします。

(解説)

実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上である寄附者の数(※)の合計数が年平均100人以上であること(法45①一ロ、法令2、法規9)。

なお、実績判定期間の各事業年度単位で、年3,000円以上の寄附者数(※)が100人以上となっている場合には、上記算式を当てはめるまでもなく基準に適合することとなります。

※休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、3,000円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額を加算した金額以上の寄附者数となります。

## 条例個別指定基準

認定NPO法人として認定を受けるための申請書を提出した日の前日において、都道府県又は市区町村の条例により、個人住民税の寄附金税額控除の対象となる法人として個別に指定を受けていること

- (注) 1 その都道府県又は市区町村の区域内に事務所を有するNPO法人に限ります。  
2 認定申請書を提出する前日において条例の効力が生じている必要があります。

(解説)

条例による個別指定とは、個人住民税の寄附金控除の対象となる寄附金を受け入れるNPO法人として、これらの寄附金を定める条例により定められている場合、認定に係るPST基準を満たすものとして認められるというものです(当該条例を定めている都道府県又は市区町村の区域内に事務所を有するNPO法人に限ります。)(法45①一ハ、地方税法37の2①四、314の7①四)。

なお、条例による個別指定については、寄附金税額控除の対象となる寄附金を受け入れるNPO法人の名称及び主たる事務所の所在地が条例で明らかにされていることが必要です。

## (2) 活動の対象に関する基準

### 実績判定期間における

- イ 会員等に対する資産の譲渡等及び会員等  
が対象である活動
- ロ 特定の範囲の者に便益が及ぶ活動
- ハ 特定の著作物又は特定の者に関する活動
- ニ 特定の者の意に反した活動

の事業活動に占める割合 < 50%

(解説)

実績判定期間における事業活動のうち次に掲げる活動の占める割合が50%未満であること（法45①二）。

(注) 上記の割合は、そのNPO法人の行った事業活動に係る事業費の額、従事者の作業時間数その他の合理的な指標によりその事業活動のうちイ、ロ、ハ、ニに掲げる活動の占める割合を算定する方法により算定した割合をいいます（法規10）。

イ 会員又はこれに類する者（NPO法人の運営又は業務の執行に関係しない者で一定の者を除きます。以下「会員等」といいます。）に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供（以下「資産の譲渡等」といいます。）、会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動（資産の譲渡等のうち対価を得ないで行われるものその他一定のものを除きます。）

(注1) 会員に類する者とは、次に掲げる者をいいます（法規11）。

① 当該申請に係るNPO法人から継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受ける者又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者として、NPO法人の帳簿書類等に氏名又は名称が記載された者であって、そのNPO法人から継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受け、又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者

② 当該申請に係るNPO法人の役員

(注2) NPO法人の運営又は業務の執行に関係しない者で一定の者とは、NPO法人が行う不特定多数の者を対象とする資産の譲渡等の相手方であって、当該資産の譲渡等以外のNPO法人の活動に関係しない者をいいます（法規12）。

(注3) その他一定のものとは、次に掲げるものをいいます（法規13）。

① そのNPO法人が行う資産の譲渡等で、その対価として資産の譲渡等に係る通常対価の額のおおむね10%程度に相当する額以下のもの及び交通費、消耗品費その他その資産の譲渡等に付随して生ずる費用でその実費に相当する額（②において「付随費用の実費相当額」といいます。）以下のものを会員等から得て行うもの

② そのNPO法人が行う役務の提供で、その対価として最低賃金法第4条第1項の規定により使用者が労働者に支払わなければならないこととされている賃金の算定の基礎となる同法第9条第1項に規定する地域別最低賃金の額を会員等がそのNPO法人に支払う役務の提供の対価の額の算定の基礎となる額とみなして、これと当該役務の提供の従事者の作業時間数に基づいて算出される金額におおむね相当する額以下のもの及び付随費用の実費相当額以下のものをその対価として会員等から得て行うもの

③ 法別表19号に掲げる活動又は同表第20号の規定により同表第19号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県若しくは指定都市の条例で定める活動を主たる目的とする法人が行うその会員等の活動（公益社団法人若しくは公益財団法人である会員等又は認定NPO法人である会員等が参加しているものに限りま

す。）に対する助成

ロ 会員等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者、特定の地域に居住し又は事務所その他これらに準ずるものを有する者などその便益の及ぶ者が特定の範囲の者である活動（会員等を対象とする活動

で上記イ(注3)③に掲げる活動及び会員等に対する資産の譲渡等を除きます。)

(注1) 特定の地域とは、一の市町村(東京都の特別区の存する区域及び指定都市にあつては、区。)の区域の一部で地縁に基づく地域をいいます(法規15)。

(注2) 都道府県又は市区町村が、個人住民税の寄附金税額控除の対象として条例により個別に指定したNPO法人については、特定の範囲の者のうち、「便益の及ぶ者が地縁に基づく地域に居住する者等である活動」を除いて判定することとなります。

ハ 特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動

ニ 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動

### (3) 運営組織及び経理に関する基準

運営組織及び経理について、次のいずれにも適合していること。

イ 運営組織が次のいずれにも該当すること

$$\frac{\text{役員のうち親族関係を有する者等で構成する最も大きなグループの人数}}{\text{役員の数}} \leq \frac{1}{3}$$

かつ

$$\frac{\text{役員のうち特定の法人の役員又は使用人等で構成する最も大きなグループの人数}}{\text{役員の数}} \leq \frac{1}{3}$$

ロ 各社員の表決権が平等であること

ハ 会計について

公認会計士等の監査を受けていること

または

青色申告法人と同等の取引記録、帳簿の保存を行っていること

ニ 不適正な経理を行っていないこと

(解説)

その運営組織及び経理に関して次に掲げる基準を満たしていること(法45①三)。

イ 次の割合のいずれについても3分の1以下であること。

- ① 役員の数の中に役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族(以下「親族関係を有する者」といいます。)並びに役員と特殊の関係のある者の数の占める割合
- ② 役員の数の中に特定の法人(その法人との間に一定の関係のある法人を含みます。以下同じ。)の役員又は使用人である者並びにこれらの者と親族関係を有する者並びにこれらの者と特殊の関係のある者の数の占める割合

(注1) 「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます(法規16)。

a 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係

b 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係

c a又はbに掲げる関係のある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

(注2) 「一定の関係のある法人」とは、一の者(法人に限ります。)が法人の発行済株式又は出資(以下「発行済株式等」といいます。)の総数又は総額の50%以上の数又は金額の株式又は出資を保有する場合における一の者と法人との間の関係(以下「直接支配関係」といいます。)にある法人をいいます。

この場合において、次に該当するときは、一の者は、他の法人の発行済株式等の総数又は総額の50%以上の数又は金額の株式又は出資を保有するものとみなされます(法規17)。

a 一の者及びこれとの間に直接支配関係がある1若しくは2以上の法人が、他の法人の発行済株式等の総数又は総額の50%以上の数又は金額の株式又は出資を保有する場合

b 一の者との間に直接支配関係がある1若しくは2以上の法人が、他の法人の発行済株式等の総数又は総額の50%以上の数又は金額の株式又は出資を保有する場合

(注3) NPO法人の責めに帰することのできない事由によりこの基準に適合しないこととなった場合には、その後遅滞なくこの基準を満たしていると認められるときは、この基準を継続して満たしているものとみなされます(法規19)。

ロ 各社員の表決権が平等であること

ハ その会計について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けていること、又は法人規第53条から第59条までの規定(青色申告法人の帳簿書類の保存)に準じて帳簿及び書類を備え付けてこれらにその取引を記録し、かつ、当該帳簿及び書類を保存していること(法規20)。

ニ その支出した金銭でその費途が明らかでないものがあるもの、帳簿に虚偽の記載があるものその他の不適正な経理が行われていないこと(法規21)。

#### (4) 事業活動に関する基準

事業活動が次のいずれも満たしていること

イ 宗教活動、政治活動及び特定の公職者等又は政党を推薦、支持又は反対する活動を行っていないこと

ロ 役員、社員、職員又は寄附者等に特別の利益を与えないこと及び営利を目的とした事業を行う者等に寄附を行っていないこと

ハ 実績判定期間における

特定非営利活動に係る事業費

$$\frac{\text{特定非営利活動に係る事業費}}{\text{総事業費}} \geq 80\%$$

ニ 実績判定期間における

受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額

$$\frac{\text{受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額}}{\text{受入寄附金総額}} \geq 70\%$$

(解説)

その事業活動に関し、次に掲げる基準を満たしていること(法45①四)。

イ 次に掲げる活動を行っていないこと。

① 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成すること。

- ② 政治上の主義を推進し、若しくは支持し、又はこれに反対すること。
- ③ 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対すること。

ロ その役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者と親族関係を有する者又はこれらの者と特殊の関係のある者に対し特別の利益を与えないことその他の特定の者と特別の関係がないものとして一定の基準を満たしていること。

(注1) ここにいう「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます(法規16、22)。

- a 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
- b 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは3親等以内の親族から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係
- c a又はbに掲げる関係のある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

(注2) 「一定の基準」とは、次に掲げる基準をいいます(法規23)。

- a 当該役員の職務の内容、当該NPO法人の職員に対する給与の支給の状況、当該NPO法人とその活動内容及び事業規模が類似するものの役員に対する報酬の支給の状況等に照らして当該役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給を行わないことその他役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと。
- b 役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡を行わないことその他これらの者と当該NPO法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと。
- c 役員等に対し役員の選任その他当該NPO法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと。
- d 営利を目的とした事業を行う者、イの①から③に掲げる活動を行う者又はイの③の特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し、寄附を行わないこと

ハ 実績判定期間における事業費の総額のうちに特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること。

(注1) この割合を事業費以外の指標によって算定し、申請書を提出した場合であっても、所轄庁の長はその事業費以外の指標によって算定した割合が合理的であると認めた場合には、事業費により算定した割合に代えて、その事業費以外の指標により算定した割合によりこの基準の判定を行うことができます(法規24)。

(注2) 活動計算書における経常費用中にボランティア評価費用、施設等評価費用等の法人自身が金額換算し計上した科目に係る金額がある場合には、事業費の合計額から控除します。

ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること。

(注) 活動計算書における経常費用中にボランティア評価費用、施設等評価費用等の法人自身が金額換算し計上した科目に係る金額がある場合には、事業費の合計額から控除します。

(コラム) 特定資産について

- ・ NPO法人の特定非営利活動において、将来の特定非営利活動事業に充てるために、集めた寄附金の一部を一定期間法人内部に積み立てることができます。
- ・ 当該積立金相当額は、活動計算書上「費用」とはなりません。積立金の使用目的(その法人の今後の特定非営利活動事業に充当するために法人の内部に積み立てるものであること)や事業計画、目的外取り崩しの禁止等について、理事会又は社員総会で議決するなど適正な手続を踏んで積み立て、貸借対照表に

例えば「特定資産」として計上するなどしているものであれば、いわゆる「総事業費の80%基準」や「受入寄附金の70%基準」の判定において、特定非営利活動事業費及び総事業費に含めて差し支えありません。

- ・実績判定期間中に「特定資産」等の勘定科目を設定した場合、勘定科目と金額を「認定基準等チェック表 第4表（次葉）」（P165参照）に記載して下さい。
- ・この場合、当該積立金相当額は、既に「総事業費の80%基準」等の判定において特定非営利活動事業費及び総事業費として含めておりますので、事後に当該積立金を取り崩して費消（資産の取得等を含みます）し、かつ、活動計算書において費用（取得資産に係る減価償却費を含みます）として計上されている場合には、当該費用を特定非営利活動事業費及び総事業費から除いたところで「総事業費の80%基準」等の判定をする必要があります。

## (5) 情報公開に関する基準

### 次に掲げる書類を閲覧させること

#### イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等

- ロ ① 各認定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
- ② 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
- ③ 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程、前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他内閣府令で定める事項を記載した書類
- ④ 内閣府令で定める書類
- ⑤ 助成の実績を記載した書類

(解説)

イ及びロの書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、当該書類をその事務所において閲覧させること（法45①五）。

#### イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）

- ロ ① 各認定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類（法44②二）
- ② 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類（法44②三）
- ③ (1) 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程（法54②二）
- (2) 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他内閣府令で定める事項を記載した書類（法54②三）

(注) 「内閣府令で定める事項を記載した書類」とは以下のものをいいます（法規32①）。

- 1 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項
- 2 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項
- 3 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項

イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引

ロ 役員等との取引

- 4 寄附者（当該認定NPO法人の役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定NPO法人に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限り。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日
- 5 役員等に対する報酬又は給与の状況

- イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（ロに係る部分を除く。）
- ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項
- 6 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日
- 7 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日

(3) 内閣府令で定める書類（法 54②四）

（注） 「内閣府令で定める書類」とは以下のものをいいます（法規 32②）

法第四十五条第一項第三号（ロに係る部分を除く。）、第四号イ及びロ、第五号並びに第七号に掲げる基準に適合している旨並びに法第四十七条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類

④ 助成の実績を記載した書類（法 54③）

**(6) 事業報告書等の提出に関する基準**

**各事業年度において、事業報告書等を法第 29 条の規定により所轄庁に提出していること**

（解説）

法第 28 条第 1 項に規定する事業報告書等（前事業年度の事業報告書、計算書類及び財産目録並びに年間役員名簿並びに前事業年度の末日における社員のうち 10 人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面）を法第 29 条の規定により提出していること（法 45①六）。

**(7) 不正行為等に関する基準**

**法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと**

（解説）

法令又は法令に基づいてする行政庁の処分違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと（法 45①七）。

**(8) 設立後の経過期間に関する基準**

**認定又は特例認定の申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、設立の日以後 1 年を超える期間が経過していること。**

（解説）

申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後 1 年を超える期間が経過していること（法 45①八）。

**4 特例認定 NPO 法人としての特例認定を受けるための基準**

特例認定 NPO 法人としての特例認定を受けるためには、上記(2)～(8)の認定基準に加え、次の(9)及び(10)の認定基準に適合する必要があります（法 59）。

### (9) 設立の日からの経過期間に関する基準

特例認定の申請書を提出した日の前日において、その設立の日から5年を経過しない法人であること  
(法59 二)

### (10) 認定又は特例認定の有無に関する基準

過去に認定又は特例認定を受けたことがないこと (法59 三)

## 5 欠格事由

### 欠格事由

次に掲げる欠格事由のいずれにも該当しないこと (法47)

イ 役員のうち、次の①から④のいずれかに該当する者がある

- ① 認定等を取り消された法人において、その取消原因の事実があった日以前1年以内に当該法人のその業務を行う理事であった者でその取消の日から5年を経過しない者
- ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日等から5年を経過しない者
- ③ NPO法若しくは暴力団員不当行為防止法等に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行を終わった日等から5年を経過しない者
- ④ 暴力団の構成員等

ロ 認定等の取消の日から5年を経過しない

ハ 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している

ニ 国税又は地方税の滞納処分が執行されている又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない

ホ 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課されてから3年を経過しない

ヘ 次の①、②のいずれかに該当する法人

- ① 暴力団
- ② 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人

(解説)

欠格事由のいずれかに該当するNPO法人は、認定、特例認定(以下「認定等」といいます。)又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、認定等又は認定の有効期間の更新を受けることができません(法47)。

イ NPO法人の役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合には、欠格事由に該当します。

- ① 認定NPO法人が認定を取り消された場合又は特例認定NPO法人が特例認定を取り消された場合において、その取消の原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定NPO法人等のその業務を行う理事であった者でその取消の日から5年を経過しない者
- ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ③ NPO法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等<sup>(注1)</sup>若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の

行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとするに關する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

④ 暴力団の構成員等<sup>(注2)</sup>

(注1) 「刑法204条等」とは、刑法第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条をいいます。

(注2) 「暴力団の構成員等」とは、法第12条第1項第3号ロに規定する暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含みます。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者をいいます。

ロ 認定又は特例認定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない法人は、欠格事由に該当します。

ハ NPO法人の定款又は事業計画書の内容が法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反している法人は、欠格事由に該当します。

ニ 国税又は地方税の滞納処分の執行がされている法人、又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過していない法人は、欠格事由に該当します。

なお、認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります。

(注1) 添付が必要となる納税証明書は、国税及び地方税の納付の有無にかかわらず、主たる事務所が所在する所轄税務署長、都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書となります。また、従たる事務所において国税又は地方税を納付している場合には、当該従たる事務所が所在する所轄税務署長、都道府県知事又は市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付も必要となります。

(注2) 所轄庁の条例で定めるところにより、毎事業年度1回所轄庁に提出する役員報酬規程等提出書には、上記の納税証明書の添付は必要ありません。

ホ 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過していない法人は、欠格事由に該当します。

ヘ 次のいずれかに該当する法人は、欠格事由に該当します。

① 暴力団

② 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にある法人



### 第3章 認定 NPO 法人の管理・運営について

## 1 認定 NPO 法人等の報告義務

### (1) 事業年度終了後の役員報酬規程等の報告

認定 NPO 法人等は、所轄庁の条例で定めるところにより、毎事業年度 1 回、下表①～⑩に掲げる書類を所轄庁に提出しなければなりません（法 54②二～四、55①、62、法規 32）。

(注 1) すべての NPO 法人は、条例で定めるところにより、毎事業年度 1 回、所轄庁に事業報告書等を提出する必要があります（法 29）。

(注 2) 2 以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定 NPO 法人等は、所轄庁のほか所轄庁以外の関係知事にも提出しなければなりません（法 55①、62）。

### ○ 所轄庁に毎事業年度提出する書類一覧

|   | 提出書類  | 参照ページ         |         |
|---|---|---------------|---------|
| ① | 認定（特例認定）特定非営利活動法人の役員報酬規程等提出書  | 180～181       |         |
| ② | 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程<br>（内容に変更がない場合、毎事業年度の提出は不要）   |               |         |
| ③ | 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項を記載した書類   | 前事業年度の収益の明細など |         |
| ④ | 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項を記載した書類<br>イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第 1 順位から第 5 順位までの取引<br>ロ 役員等 <sup>(注)</sup> との取引 |               |         |
| ⑤ | 寄附者（当該認定 NPO 法人等の役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者 <sup>(注)</sup> で、前事業年度における当該認定 NPO 法人等に対する寄附金の合計額が 20 万円以上であるものに限ります。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日を記載した書類    |               |         |
| ⑥ | 役員等に対する報酬又は給与の状況<br>イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（ロに係る部分を除く。）<br>ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項  |               |         |
| ⑦ | 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日  |               |         |
| ⑧ | 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日を記載した書類   |               |         |
|   |   |               | 182～189 |
|   |   |               |         |

|   |  |                            |
|---|--|----------------------------|
| ⑨ | <p>第2章「2(1)認定の基準の概要」の③(ロの部分を除きます。)、④イ及びロ、⑤並びに⑦に掲げる基準に適合している旨及び欠格事由のいずれにも該当していない旨を説明する書類(特例認定の場合も同じです。)</p> <p>※認定基準等チェック表(第3表、第4表(初葉)、第5表、第7表)、欠格事由チェック表</p> | <p>161～166<br/>172～177</p> |
|---|--|----------------------------|

(注) ④欄の「役員等」及び⑤欄の「特殊の関係」の詳細については、187ページを御参照ください。

## (2) 助成金の報告

認定NPO法人等は、助成金の支給を行ったときは、所轄庁の条例で定めるところにより、支給後遅滞なく、助成金の実績を記載した書類を作成し、所轄庁に提出しなければなりません(法54③、55②、62)。

### (3) その他の報告

認定 NPO 法人等は、次表に掲げる「提出するとき」欄に該当する事項がある場合には、「提出書類」欄に掲げる書類を「提出先」欄に提出する必要があります。

|   | 提出するとき   | 提出書類  | 提出先                                      |
|---|--|---|--|
| ① | <p>所轄庁から認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の通知を受けた場合(法 49④、法 51⑤、法 62)</p> <p>※二以上の都道府県に事務所を設置する法人に限る。</p> | <p>①直近の事業報告書等</p> <p>②役員名簿</p> <p>③定款等</p> <p>④認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請書に添付した書類の写し</p> <p>⑤認定、特例認定又は認定の有効期間の更新に関する書類の写し</p> <p>⑥法規 27②、法規 28 及び法規 33①に規定されている提出書（認定の通知を受けた場合は様式第 1 号、特例認定を受けた場合は様式第 4 号、認定の有効期間の更新を受けた場合は様式第 2 号）</p> <p>※①～③は、認定の有効期間の更新の場合は提出不要です（法 51⑤）。</p> | 所轄庁以外の関係知事                               |
| ② | <p>役員の変更等をした場合(法 52①、法 62、法 23)</p>  | <p>①役員の変更等届出書</p> <p>②変更後の役員名簿</p> <p>③役員が新たに就任した場合は、</p> <p>イ その役員が法第 20 条（役員の欠格事由）に該当しないこと及び法第 21 条（役員の親族等の排除）に違反しないことを誓約し、就任を承諾する書面の写し</p> <p>ロ 当該役員の住所又は居所を証する書面として条例で定めるもの</p>   | 所轄庁（二以上の都道府県に事務所を設置する法人は所轄庁及び所轄庁以外の関係知事） |
| ③ | <p>定款を変更した場合（所轄庁の認証が必要な場合を除きます。）(法 52①、法 62、法 25⑥)</p>                                     | <p>①定款変更届出書</p> <p>②当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本</p> <p>③変更後の定款</p> <p>④その他所轄庁及び所轄庁以外の関係知事の条例で定める事項</p>  |  |
| ④ | <p>定款の変更に係る登記をした場合(法 52①、法 62、法 25⑦)</p>   | <p>①定款の変更の登記完了提出書</p> <p>②登記をしたことを証する登記事項証明書</p>  |  |
| ⑤ | <p>定款の変更の認証を受けた場合(法 52②、法 62、法 25③④)</p> <p>※二以上の都道府県に事務所を設置する法人に限る。</p>                   | <p>①認定（特例認定）特定非営利活動法人の定款変更の認証を受けた場合の提出書(190 頁)</p> <p>②当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本</p> <p>③変更後の定款</p> <p>④その他所轄庁以外の関係知事の条例で定める事項</p>  | 所轄庁以外の関係知事                               |

|   |  |   |                        |
|---|--|---|------------------------|
| ⑥ | 認定 NPO 法人等が所轄庁の変更を伴う定款の変更の認証を受けなければならない事項の申請をする場合(法 52③、法 62、法規 30、法規 34、法 26 ①) | <ul style="list-style-type: none"> <li>①定款の変更の認証を受けなければならない事項(法 25③)に係る定款変更認証申請書</li> <li>②定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本</li> <li>③変更後の定款</li> <li>④定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書(法 11①三又は十一に掲げる事項に限ります。)</li> <li>⑤役員名簿</li> <li>⑥宗教活動等を主たる目的等とするものではないこと(法 2②二)及び暴力団等に該当しないものであること(法 12①三)を確認したことを示す書面</li> <li>⑦直近の事業報告書等</li> <li>⑧認定等申請書に添付した寄附者名簿等全ての添付書類の写し</li> <li>⑨認定等に関する書類の写し</li> <li>⑩所轄庁に提出した直近の役員報酬規程等(寄附者名簿を除く添付書類を含みます。)の写し</li> <li>⑪所轄庁に提出した直近の助成金の実績を記載した書類</li> </ul> | 変更前の所轄庁を經由して変更後の所轄庁へ提出 |
| ⑦ | 認定 NPO 法人等の代表者の氏名に変更があった場合(法 53①、法 62)   | 認定(特例認定)特定非営利活動法人の代表者変更届出書(179 頁)   | 所轄庁                    |
| ⑧ | 認定 NPO 法人等がその事務所が所在する都道府県以外の都道府県の区域内に新たに事務所を設置した場合(法 53④、法 62、法規 31②、法規 33②)     | <ul style="list-style-type: none"> <li>①直近の事業報告書等</li> <li>②役員名簿</li> <li>③定款等</li> <li>④認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請書に添付した書類の写し</li> <li>⑤認定、特例認定又は認定の有効期間の更新に関する書類の写し</li> <li>⑥法規 31②及び法規 33②に規定されている提出書(認定 NPO 法人は様式第 3 号、特例認定 NPO 法人は様式第 5 号)</li> </ul>   | 所轄庁以外の関係知事             |

## 2 認定 NPO 法人等の情報公開

### (1) 認定 NPO 法人等の情報公開（閲覧）

認定 NPO 法人等は、以下の書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させなければならないこととされています（65 頁の「認定 NPO 法人等、所轄庁における閲覧等書類一覧」参照）（法 52④、54④、法 62）。

- ① 事業報告書等
- ② 役員名簿
- ③ 定款等
- ④ 認定等の申請書に添付した認定等の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
- ⑤ 認定等の申請書に添付した寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
- ⑥ 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
- ⑦ 前事業年度の収益の明細など
- ⑧ ⑦のほか、法規 32②で定める書類
- ⑨ 助成金の支給の実績を記載した書類

（注）①～②の書類を請求に応じて閲覧させる場合、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除くことができます（法 52⑤）。

#### 《参考》

認定 NPO 法人等は、認定等を受けたときは、以下の書類をその事務所に備え置かなければならないこととされています（法 54①②、法 62）。

| 書 類 名   | 備え置き期間                             |                          |
|---|------------------------------------|--------------------------|
|   | 認定 NPO 法人                          | 特例認定 NPO 法人              |
| 認定等の申請書に添付した認定等の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類（法 54①）  | 認定の日から起算して 5 年間                    | 特例認定の日から起算して 3 年間        |
| 認定等の申請書に添付した寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類（法 54①）  |                                    |                          |
| 前事業年度の寄附者名簿（法 54②一）   | 作成の日から起算して 5 年間                    | 作成の日から起算して 3 年間          |
| 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程（法 54②二）   | 作成の日から起算して 5 年が経過した日を含む事業年度の末日までの間 | 翌々事業年度の末日までの間            |
| 前事業年度の収益の明細など（法 54②三）   |                                    |                          |
| 第 2 章「2 (1) 認定の基準の概要」の (3)（ロに係る部分を除きます。）、(4)イ及びロ、(5)並びに(7)に掲げる基準に適合している旨並びに欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類（法 54②四、法規 32②） |                                    |                          |
| 「助成金の支給の実績」を記載した書類（法 54③）   |                                    | 作成の日から特例認定の有効期間の満了の日までの間 |

(2) 所轄庁の情報公開（閲覧・謄写）

所轄庁は、認定 NPO 法人等から提出を受けた上記(1)の書類について、閲覧又は謄写の請求があったときは、所轄庁の条例で定めるところにより、これを閲覧させ、又は謄写させなければならないこととされています(法 30、56、62)。

認定 NPO 法人等、所轄庁における閲覧等書類一覧

認定 NPO 法人等及び所轄庁において閲覧（所轄庁においては謄写も可能です。）対象となる書類及びその閲覧可能年分は以下のとおりです。

| 書 類 名   |   | 認定 NPO 法人等<br>(閲覧) | 所轄庁<br>(閲覧又は謄写) |
|---|---|--------------------|-----------------|
| 事業報告書等(注1)  | 事業報告書   | ○                  | ○               |
|   | 計算書類（活動計算書、貸借対照表）   |                    |                 |
|   | 財産目録  |                    |                 |
|   | 年間役員名簿（各事業年度において役員であった者全員の氏名及び住所等並びに報酬の有無を記載した名簿）   |                    |                 |
|   | 社員のうち 10 人以上の者の氏名及び住所等を記載した書面   |                    |                 |
| 役員名簿(注1)  | (注2)  | (注2)               |                 |
| 定款等（定款、認証及び登記に関する書類の写し）                             |   |                    |                 |
| 認定等の申請書に添付した認定等の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 |   | ○                  | ○               |
| 認定等の申請書に添付した寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類             |   | ○                  | ○               |
| 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程                           |   | ○                  | ○               |
| 前事業年度の収益の明細など                                       | 収益の源泉別の明細、借入金、その他の資金に関する事項を記載した書類   | ○                  | ○               |
|   | 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項を記載した書類   | ○                  | ×               |
|   | 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項を記載した書類<br>イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第 1 順位から第 5 順位までの取引<br>ロ 役員等との取引 | ○                  | ○               |
|   | 寄附者（当該認定 NPO 法人等の役員、役員の配偶者若しくは 3 親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定 NPO 法人等に対する寄附金の額の合計額が 20 万円以上であるものに限り、）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日を記載した書類  | ○                  | ○               |
|   | 役員等に対する報酬又は給与の状況<br>イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（ロに係る部分を除く）<br>ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項   | ○                  | ○               |
|   | 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日を記載した書類   | ○                  | ○               |
|   | 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び用途並びにその実施日を記載した書類   | ○                  | ○               |

|   |   |                                |   |   |
|---|---|--------------------------------|---|---|
| 第2章「2(1)認定の基準の概要」の(3)(ロに係る部分を除きます。)、(4)イ及びロ、(5)並びに(7)に掲げる基準に適合している旨並びに欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類 | ○ |                                | ○ |   |
| 「助成金の支給の実績」を記載した書類  | ○ | 作成の日から5年が経過した日を含む事業年度の末日まで(注4) | ○ |   |
| 寄附者名簿   |   | ×                              |   | × |
| 認定(特例認定)申請書   |   | ×                              |   | × |
| 認定(特例認定)申請書の添付書類のうち上記に含まれていないもの   |   | ×                              |   | × |

(注1) 認定NPO法人・特例認定NPO法人が閲覧させる場合、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除くことができます。所轄庁が閲覧又は謄写させる場合、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いて閲覧又は謄写させなければいけません(法30、52⑤)。

(注2) 所轄庁又は認定NPO法人等において役員名簿又は定款等の閲覧等を行う場合には、最新のものが閲覧等の対象となります。

(注3) 特例認定NPO法人の場合は特例認定の日から3年間

(注4) 特例認定NPO法人の場合は作成の日から特例認定の有効期間の満了の日まで

### 3 認定NPO法人等に対する監督等

#### (1) 認定NPO法人等に対する報告及び検査

イ 所轄庁は、認定NPO法人等が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定NPO法人等に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせることができます。

また、所轄庁は、所轄庁の職員に当該認定NPO法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができます(法64①)。

ロ 所轄庁以外の関係知事は、認定NPO法人等が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定NPO法人等に対し、当該都道府県の区域内における業務若しくは財産の状況に関し報告をさせることができます。

また、所轄庁以外の関係知事は、所轄庁以外の関係知事の職員に、当該都道府県の区域内に所在する当該認定NPO法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができます(法64②)。

ハ 上記イ又はロの検査については、次のように定められています。

① 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、当該検査をする職員に、上記イ又はロの疑いがあると認める理由を記載した書面を、あらかじめ、認定NPO法人等の役員等に

提示させるものとされています（法 64③）。

- ② 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事が、上記イ又はロの検査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、あらかじめ、上記ハ①の書面の提示を要しないものとされています（法 64④）。
- ③ 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、その検査を終了するまでの間に、当該検査をする職員に、認定 NPO 法人等の役員等に上記ハ①の書面を提示させるものとされています（法 64⑤）。
- ④ 上記イ又はロの検査をする職員が、当該検査により上記ハ①又は③で理由として提示した事項以外の事項について、イ又はロの疑いがあると認められることとなった場合において、当該事項に関し検査を行うことを妨げるものではないものとされています。この場合、ハ①又は③の規定による書面の提示は、当該事項に関する検査については適用しないものとされています（法 64⑥）。
- ⑤ イ又はロの検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない、この検査の権限は犯罪捜査のために認められたものではありません（法 64⑦、41③～④）。

## (2) 認定 NPO 法人等に対する勧告、命令等

- イ 所轄庁は、認定 NPO 法人等について、(4)ロ①から③の認定又は特例認定（以下「認定等」といいます。）の取消事由のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該認定 NPO 法人等に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができます（法 65①）。
- ロ 所轄庁以外の関係知事は、認定 NPO 法人等について、(4)ロ①（第 2 章「2 (1) 認定の基準の概要」の(3)は除きます。）から③の認定等の取消事由のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該認定 NPO 法人等に対し、期限を定めて、当該都道府県の区域内における事業活動について、その改善のために必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができます（法 65②）。
- ハ 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、上記イ又はロの規定による勧告を受けた認定 NPO 法人等が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置を採らなかったときは、当該認定 NPO 法人等に対し、その勧告に係る措置を採るべきことを命ずることができます（法 65④）。
- ニ 上記イ及びロの勧告並びにハの命令は、書面により行うよう努めなければならないこととされています（法 65⑤）。
- ホ 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、上記イ若しくはロの勧告又はハの命令をしたときは、インターネットの利用その他適切な方法により、その勧告の内容又は命令をした旨を公示することとされています（法 65③⑥）。
- ヘ 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、イ若しくはロの勧告又はハの命令をしようとするときは、次に掲げる事由の区分に応じ、当該事由の有無について、それぞれに定める者の意見を聴くことができるものとされています（法 65⑦）。

- ① 欠格事由の概要（42 頁参照）の(1) 4 及び(6)の事由 警視総監又は道府県警察本部長
- ② 欠格事由の概要（42 頁参照）の(4) 及び(5)の事由 国税庁長官、関係都道府県知事又は関係市町村長

### (3) その他の事業の停止

- イ 所轄庁は、その他の事業を行う認定 NPO 法人につき、その他の事業から生じた利益が当該認定 NPO 法人が行う特定非営利活動に係る事業以外の目的に使用されたと認めるときは、当該認定 NPO 法人に対し、その他の事業の停止を命ずることができます(法 66①)。
- ロ 所轄庁は、上記イの命令を書面により行うよう努めることとされており、当該命令をしたときは、インターネットの利用その他適切な方法により、その旨を公示することとされています(法 66②、65⑤～⑥)。

### (4) 認定 NPO 法人等に対する認定等の取消し

- イ 所轄庁は、認定 NPO 法人等が次のいずれかに該当するときは、認定又は特例認定（以下「認定等」といいます。）を取り消さなければなりません(法 67①③)。
  - ① 欠格事由（認定等を取り消され、その取消しの日から 5 年を経過しないものを除きます。欠格事由については 56 頁を参照願います。）のいずれかに該当するとき
  - ② 偽りその他不正の手段により認定、特例認定、認定の有効期間の更新並びに合併による地位の承継の認定を受けたとき
  - ③ 正当な理由がなく、上記(2)ハの命令又は(3)イのその他の事業の停止命令に従わないとき
  - ④ 認定 NPO 法人等から認定又は特例認定の取消しの申請があったとき
- ロ 所轄庁は、認定 NPO 法人等が次のいずれかに該当するときは、認定等を取り消すことができます(法 67②③)。
  - ① 第 2 章「2 (1) 認定の基準の概要」(3)、(4)イ若しくはロ、(7) (39～41 頁参照)に掲げる基準に適合しなくなったとき
  - ② 事業報告書等を所轄庁に提出しないとき、「2 認定 NPO 法人等の情報公開」(1) (64 頁参照)に違反して書類を閲覧させないとき
  - ③ 上記ロ①及び②のほか、法令又は法令に基づいてする行政庁の処分違反したとき
- ハ 認定等の取消しに係る聴聞等について、次のように定められています。
  - ① 上記(4)イ又はロの認定等の取消しに係る聴聞の期日における審理は、当該認定 NPO 法人等から請求があったときは、公開により行うよう努めなければならないものとされています(法 67④、43③)。
  - ② 所轄庁は、上記ハ①の請求があった場合において、聴聞の期日における審理を公開により行わないときは、当該認定 NPO 法人等に対し、当該公開により行わない理

由を記載した書面を交付しなければならないものとされています(法 67④、43④)。

- ③ 所轄庁は、認定等を取り消したときは、その理由を付した書面をもって認定等を受けていた NPO 法人等にその旨を通知するとともに、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示することとされています(法 67④、49①②)。
- ④ 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、認定等の取消しをしようとするときは、次に掲げる事由の区分に応じ、当該事由の有無について、それぞれに定める者の意見を聴くことができるものとされています(法 67④、65⑦)。
  - a 欠格事由の概要(42 頁参照)の(1)4 及び(6)の事由 警視総監又は道府県警察本部長
  - b 欠格事由の概要(42 頁参照)の(4)及び(5)の事由 国税庁長官、関係都道府県知事又は関係市町村長

#### 《参考》 認定の取消しを受けた場合の取戻し課税

認定 NPO 法人の認定が取り消された場合には、その取消しの基因となった事実が生じた日を含む事業年度以後の各事業年度のみなし寄附金の額<sup>(注)</sup>のうち、所得の金額の計算上損金の額に算入された金額に相当する金額の合計額は、その法人のその取消しの日を含む事業年度の収益事業(法人税法第 2 条第 13 号の収益事業を言います。(注)に同じです。)から生じた収益とみなされ、その事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入することとなります(措法 66 の 11 の 2③④⑤)。

(注) 収益事業に属する資産のうちから収益事業以外の事業で特定非営利活動に係る事業に該当するもののために支出した金額をいいます(25 頁参照)。

#### (5) 罰則

法の規定に違反した場合には、以下のイ～ハの罰則が設けられています。

##### イ 6 か月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金

偽りその他不正の手段により認定、認定の有効期間の更新、特例認定又は認定 NPO 法人等と認定 NPO 法人等でない法人の合併について所轄庁の認定を受けた者は、6 か月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処せられます(法 77)。

##### ロ 50 万円以下の罰金

次の①～④に該当する者は、50 万円以下の罰金に処せられます(法 78、79)。

- ① 認定 NPO 法人又は特例認定 NPO 法人でない者であって、その名称又は商号中に、認定 NPO 法人又は特例認定 NPO 法人であると誤認されるおそれのある文字を用いた者(法 50①、62、78 二、四)
- ② 不正の目的をもって、他の認定 NPO 法人又は特例認定 NPO 法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用した者(法 50②、62、78 三、五)
- ③ 正当な理由がないのに、上記(2)ハの規定による命令に違反して、その命令に係る措置を採らなかった者(法 65④、78 六)

- ④ 正当な理由がないのに、上記(3)イの規定による停止命令に違反して引き続きその他の事業を行った者（法 66①、78 七）

ハ 20 万円以下の過料

以下の①～④のいずれかに該当する場合には、NPO 法人の理事、監事又は清算人は、20 万円以下の過料に処せられます（法 80）。

- ① 認定 NPO 法人等が、代表者の氏名に変更があったときの所轄庁への届出等（法 52 ①、53①）、の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき（法 80 三）
- ② 認定 NPO 法人等が、認定申請の添付書類及び役員報酬規程等の備え置きの規定（法 54①～③）に違反して、その事務所に備え置かなければならない書類（第 3 章 2(1)「認定 NPO 法人等の情報公開（閲覧）《参考》（64 頁）」を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき（法 80 四）
- ③ 事務所が二以上の区域内に事務所を設置する認定 NPO 法人等が認定の通知を受けたとき、若しくは認定 NPO 法人等が所在する都道府県以外の都道府県の区域内に新たに事務所を設置したときの関係知事への直近の事業報告書等及び役員名簿又は定款等の提出の規定（法 49④、53④）又は事務所が二以上の区域内に事務所を設置する認定 NPO 法人等が定款変更の認証を受けたときの関係知事への社員総会の議事録の謄本等の提出の規定（法 52②）、認定 NPO 法人等が所轄庁への役員報酬規程等の提出の規定（法 55①②）に違反して、毎事業年度 1 回提出しなければならない書類（第 3 章 1(1)「事業年度終了後の役員報酬規程等の報告」（60 頁）を参照してください）及び第 3 章 1(3)「その他の報告」（62～63 頁参照）①、④、⑤、⑧の書類の提出を怠ったとき（法 80 五）
- ④ 上記(1)イ若しくはロによる報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき（法 80 十）

## 第4章 認定NPO法人等の合併について

## 1 NPO 法人の合併

NPO 法人は、社員総会の決議により、他の NPO 法人と合併することができます(法 33)。社員総会において合併の決議がなされた NPO 法人は、社員総会の議事録の謄本を添付した申請書を所轄庁に提出し、認証を受けなければなりません(法 34)。

所轄庁から合併の認証を受けた NPO 法人は、その認証の通知のあった日から 2 週間以内にその債権者に対して、合併に異議があれば一定の期間内に述べるべきことを公告するとともに、貸借対照表及び財産目録を作成し、債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、事務所に備え置く必要があります(法 35)。

法人の成立の時期については、合併の認証その他合併に必要な手続きが終了した日から 2 週間以内に、合併により設立した NPO 法人又は合併後存続する NPO 法人の主たる事務所の所在地において登記をすることによって効力を生じることとなります(組登令 8)。

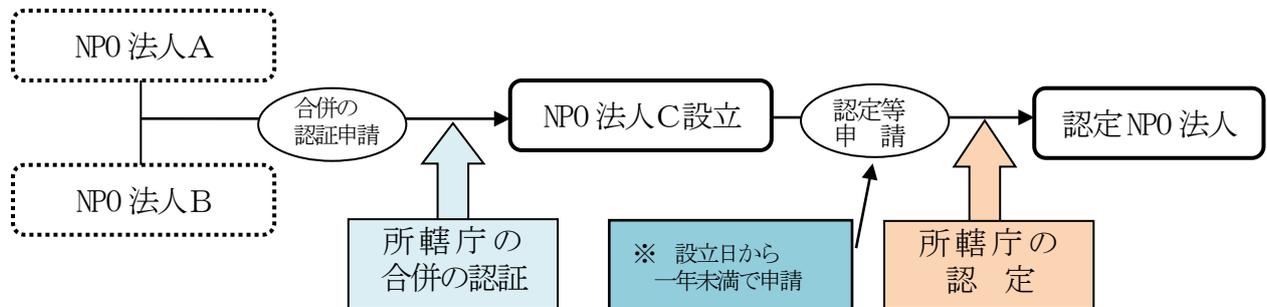
(注)「一定の期間内」の期間は、2 カ月を下回ってはなりません。

## 2 合併法人に係る認定等の基準の適用

合併により設立された NPO 法人又は合併後存続する NPO 法人は、その所轄庁に認定の申請を行うこととなります。申請書の提出日を含む事業年度の初日において合併後 1 年を超える期間を経過していないものが、認定又は特例認定(以下「認定等」といいます。)を受けようとする場合には、認定等の基準の適用において次のように取り扱われます。

### (1) 合併によって設立された NPO 法人が申請を行う場合

認定等を受けようとする NPO 法人が合併によって設立された NPO 法人で申請書の提出日を含む事業年度の初日において合併後 1 年を超える期間を経過していないもの(以下「合併新設法人」といいます。)である場合の実績判定期間及び認定等の基準は、次のとおりとなります。



※ この取扱いは、合併によって設立された日から認定等の申請日を含む事業年度の初日において 1 年を超える期間を経過していない法人が対象となります。

### イ 実績判定期間

合併新設法人の実績判定期間は、次のとおりとなります(法 46、令 6③)。

#### (イ) 実績判定期間の終了日

- ① 合併新設法人が設立後最初の事業年度を終了しているとき  
その最初の事業年度の末日
- ② 合併新設法人が設立後最初の事業年度を終了していないとき  
設立の日の前日

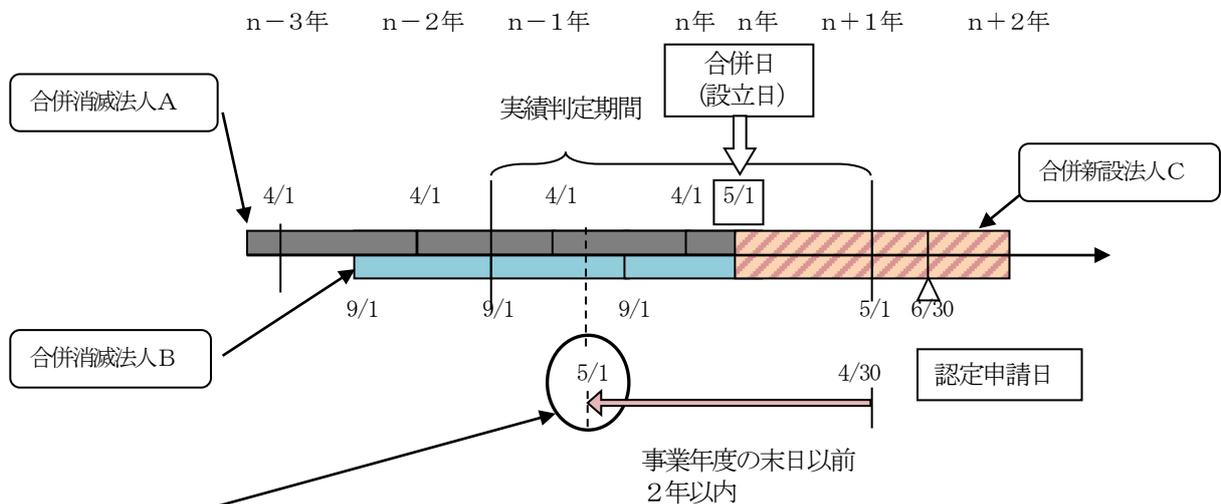
(ロ) 実績判定期間の開始日

上記イ(イ)①又は②の日以前5年(過去に認定を受けたことのないNPO法人が認定を受けようとする場合、又は特例認定を受けようとする場合は2年)内に終了した合併によって消滅した各NPO法人(以下「合併消滅法人」といいます。)の各事業年度のうち最も早い事業年度の初日

(注) 特例認定の申請を行う場合には、その申請書を提出した日の前日において、合併新設法人及び各合併消滅法人の設立の日のうち最も早い日から5年を経過していないことが特例認定の基準となります(法59、令8④)。

(設立後最初の事業年度が終了した合併新設法人が初めて認定を受けようとする場合の実績判定期間)

- ① 法人A(事業年度: 4月~3月)と法人B(n-3年9月1日設立、事業年度: 9月~8月)が、
- ② n年5月1日に合併して新設法人C(事業年度: 5月~4月)を設立し、  
(注) 合併新設法人の最初の事業年度は、必ずしも1年間で設定されるとは限らず、1年間よりも短く設定される場合もあります。
- ③ 新設法人Cがn+1年6月30日に認定の申請を行う場合

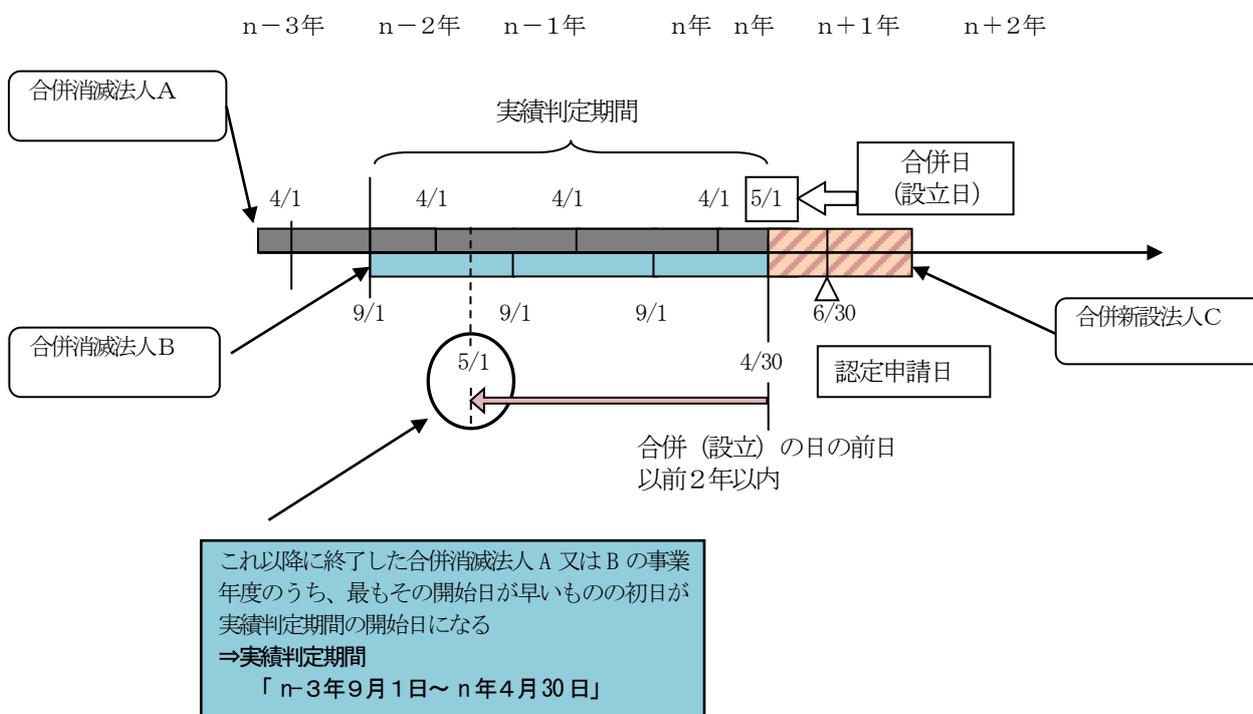


これ以降に終了した合併消滅法人A又はBの事業年度のうち、最もその開始日が早いものの初日が実績判定期間の開始日になる  
⇒実績判定期間  
「n-2年9月1日~ n+1年4月30日」

《ポイント》  
この例の場合、申請書を提出するn+1年6月30日に係る事業年度の初日(n+1年5月1日)においては、設立の日以後1年を超える期間が経過していません。  
なお、申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、設立の日以後1年を超える期間が経過している場合には、原則どおり申請した合併新設法人の事業年度で実績判定期間を判定することとなります。

(設立後最初の事業年度が終了していない合併新設法人が初めて認定を受けようとする場合の実績判定期間)

- ① 法人A (事業年度：4月～3月) と法人B (n-3年9月1日設立、事業年度：9月～8月) が、
- ② n年5月1日に合併して新設法人C (事業年度：5月～4月) を設立し、
- ③ 新設法人Cがn年6月30日に認定の申請を行う場合



(参考:各規定の読替え (法令6③))

| 通常の申請時  | 読替え後  |
|---|---|
| <p>(実績判定期間について)</p> <p>実績判定期間とは、認定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年(認定を受けたことのない特定非営利活動法人が認定を受けようとする場合にあっては、2年)内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日からその末日までの期間をいう(法44③)。</p> | <p>(実績判定期間について)</p> <p>実績判定期間とは、認定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日(申請書を提出しようとする日の前日において、設立後最初の事業年度が終了していない場合にあっては、その設立の日の前日。以下この項において同じ。)以前5年(認定を受けたことのない特定非営利活動法人が認定を受けようとする場合にあっては、2年)内に終了した合併によって消滅した各特定非営利活動法人の各事業年度のうち最も早い事業年度の初日からその末日までの期間をいう(法44③)。</p> |
| <p>(設立後の経過期間について)</p> <p>申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること(法45①八)。</p>  | <p>(設立後の経過期間について)</p> <p>申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、合併によって消滅した各特定非営利活動法人の設立の日のうち最も早い日以後1年を超える期間が経過していること(法45①八)。</p>   |

□ 法人の設立前の期間における認定等の基準への適合の判定（法46、法令5②、6②③）

申請をしようとするNPO法人が合併新設法人である場合は、実績判定期間中に合併新設法人の設立前の期間が含まれることとなるため、この場合の特例として、次の取扱いが定められています。

- ① 合併後の期間については、合併新設法人について基準の適合を判定します。
- ② 合併前の期間（実績判定期間中に限ります。）については、次表の判定方法によって、各合併消滅法人について基準の適合を判定します。

| 認定基準                            |  | 合併前の判定方法   |
|---------------------------------|--|--|
| パブリック・サポート・テスト（PST）に関する基準（一号基準） |  | 各合併消滅法人を一の法人とみなして判定します。                                    |
| 活動の対象に関する基準（二号基準）               |  |  |
| 運営組織及び経理に関する規準（三号基準）            |  | 各合併消滅法人のそれぞれについて判定します。                                     |
| 基準<br>（四号基準）<br>事業活動に関する        | イ 宗教活動、政治活動及び特定の公職者等又は政党を推薦、支持又は反対する活動を行っていないこと  |  |
|                                 | ロ 役員、社員、職員又は寄附者等に特別の利益を与えないこと及び営利を目的とした事業を行う者等に寄附を行っていないこと   |  |
|                                 | ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること  |  |
|                                 | ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること  |  |
| 基準<br>（五号基準）<br>情報公開に関する        | イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等を閲覧させること（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除く。）  | 各合併消滅法人のそれぞれについて判定します。                                     |
|                                 | ロ 各認定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類、役員報酬又は職員給与の支給に関する規定、収益に関する事項等、助成金の提出書、寄附金を充当する予定の事業の内容を記載した書類等を閲覧させること | 各合併消滅法人（実績判定期間中に認定又は特例認定を受けていた期間が含まれるものに限り）のそれぞれについて判定します。 |
| 所轄庁への書類の提出に関する基準（六号基準）          |  | 各合併消滅法人のそれぞれについて判定します。                                     |
| 不正行為に関する基準（七号基準）                |  |  |

また、設立後の経過期間に関する基準（八号基準）は次のとおりとなります。

合併新設法人が申請書を提出しようとする事業年度の初日においてその設立の日から1年を超える期間が経過していない場合には、各合併消滅法人のうち最も設立の早い法人の設立の日を基準として判定することとなります。

（注1） 各基準の詳細は、第2章「3 認定NPO法人としての認定を受けるための基準（43～55頁）」を参照してください。

（注2） 特例認定の申請をする法人については、1号基準及び5号ロの基準の適用はありません。

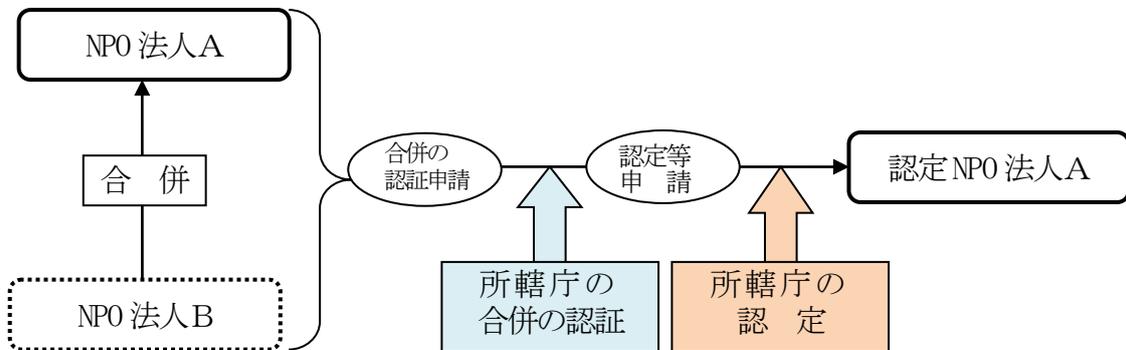
《ポイント》

認定等申請書の添付書類は、合併新設法人に加え、各合併消滅法人の実績判定期間に係る添付書類も提出する必要があります。

また、三号基準、四号基準のイとロ、五号基準、六号基準及び七号基準は、実績判定期間内の各事業年度だけでなく認定等の時まで満たしておく必要があります（法45①九）。

## (2) 合併後存続した NPO 法人が申請を行う場合

認定等を受けようとする NPO 法人が合併後存続する NPO 法人で申請書の提出日を含む事業年度の初日において合併後 1 年を超える期間を経過していないもの（以下「合併存続法人」といいます。）である場合の実績判定期間及び認定等の基準は、次のとおりとなります。



※ この取扱いは、合併の日から認定等の申請日を含む事業年度の初日において 1 年を超える期間を経過していない法人が対象となります。

### イ 実績判定期間

合併存続法人の実績判定期間は、次のとおりとなります（法 46、令 6①）。

#### (イ) 実績判定期間の終了日

- ① 合併存続法人が合併後最初の事業年度を終了しているとき  
その最初の事業年度の末日
- ② 合併存続法人が合併後最初の事業年度を終了していないとき  
合併の前日

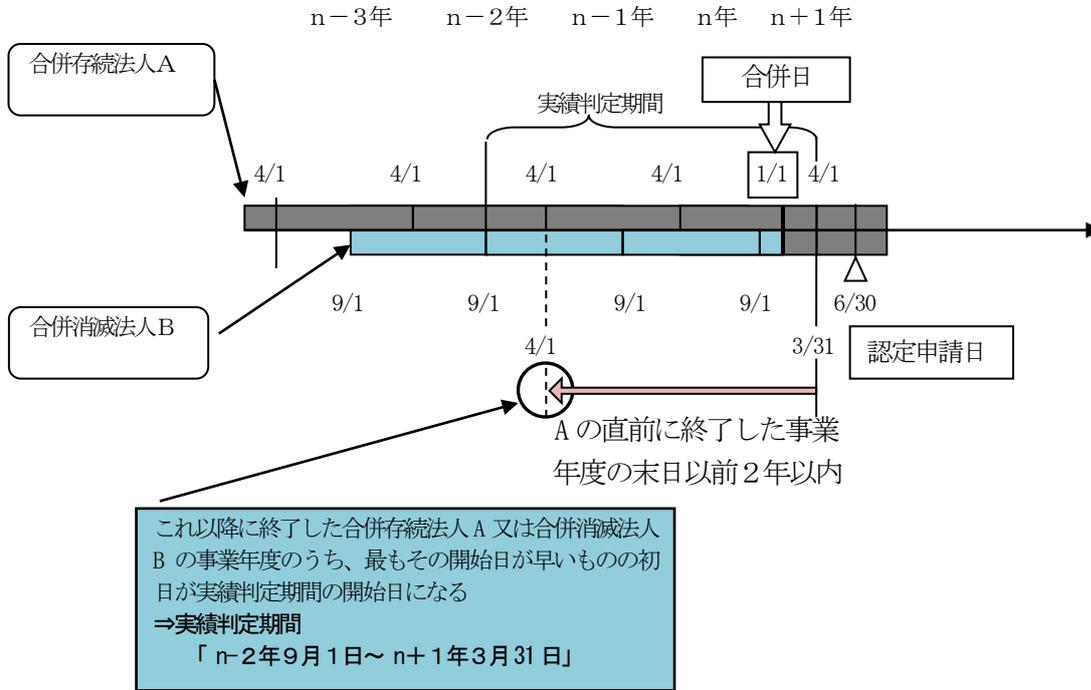
#### (ロ) 実績判定期間の開始日

上記イ (イ) ①又は②の日以前 5 年（過去に認定を受けたことのない NPO 法人が認定を受けようとする場合、又は特例認定を受けようとする場合は 2 年）内に終了した合併存続法人又は各合併消滅法人の各事業年度のうち、最も早い事業年度の初日

(注) 特例認定の申請を行う場合には、その申請書を提出した日の前日において、合併存続法人及び各合併消滅法人の設立の日のうち最も早い日から 5 年を経過していないことが特例認定の基準となります（法 59、法令 8）。

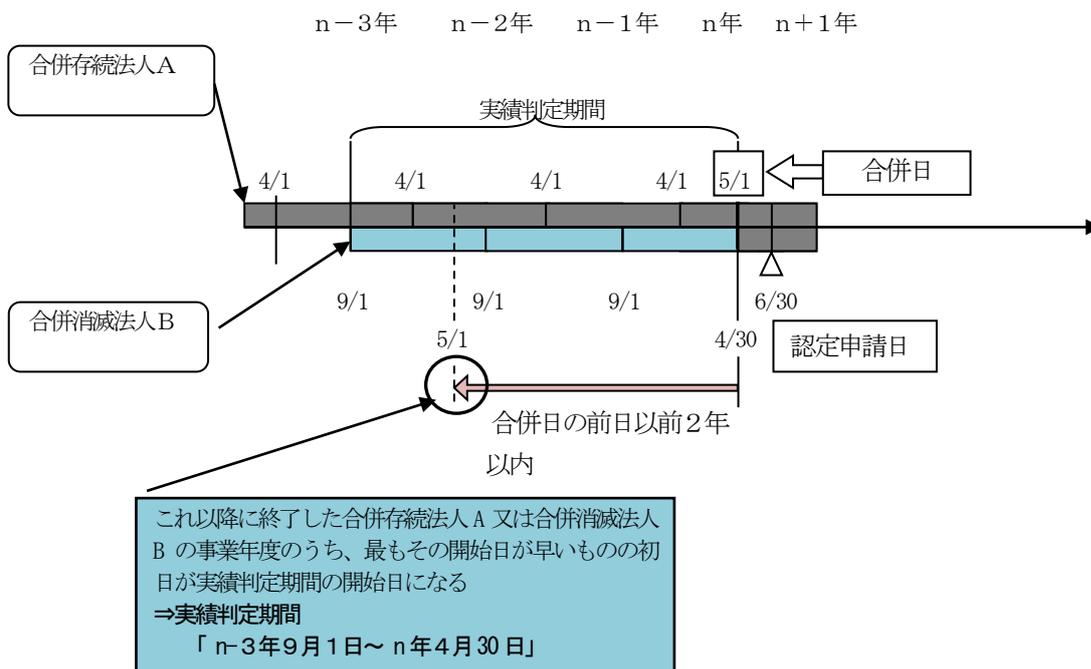
(合併後最初の事業年度が終了した合併存続法人が初めて認定を受けようとする場合の実績判定期間)

- ① 法人A (事業年度：4月～3月) と法人B (n-3年9月1日設立、事業年度：9月～8月) が、
- ② n+1年1月1日に合併して法人Aが存続し、
- ③ 合併後の法人Aがn+1年6月30日に認定の申請を行う場合



(合併後最初の事業年度が終了していない合併存続法人が初めて認定を受けようとする場合の実績判定期間)

- ① 法人A (事業年度：4月～3月) と法人B (n-3年9月1日設立、事業年度：9月～8月) が、
- ② n年5月1日に合併して法人Aが存続し、
- ③ 合併後の法人Aがn年6月30日に認定の申請を行う場合



(参考:各規定の読替え(法令6①))

| 通常の申請時  | 読替え後  |
|---|---|
| <p>(実績判定期間について)</p> <p>実績判定期間とは、認定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年(認定を受けたことのない特定非営利活動法人が認定を受けようとする場合にあっては、2年)内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日からその末日までの期間をいう(法44③)。</p> | <p>(実績判定期間について)</p> <p>実績判定期間とは、認定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日(当該末日の翌々日以後に合併をした場合にあっては、その合併の日の前日。以下この項において同じ。)以前5年(認定を受けたことのない特定非営利活動法人が認定を受けようとする場合にあっては、2年)内に終了したその特定非営利活動法人又は合併によって消滅した各特定非営利活動法人の各事業年度のうち最も早い事業年度の初日からその末日までの期間をいう(法44③)。</p> |
| <p>(設立後の経過期間について)</p> <p>申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること(法45①八)。</p>  | <p>(設立後の経過期間について)</p> <p>申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その申請に係る特定非営利活動法人又は合併によって消滅した各特定非営利活動法人の設立の日のうち最も早い日以後1年を超える期間が経過していること(法45①八)。</p>   |

□ 法人の合併前の期間における認定基準等への適合の判定(法46、法令5②、6①②)

申請をしようとするNPO法人が合併存続法人である場合は、実績判定期間中に合併存続法人の設立前の期間が含まれることとなるため、この場合の特例として、次の取扱いが定められています。

- ① 合併後の期間については、合併存続法人について基準の適合を判定します。
- ② 合併前の期間(実績判定期間中に限ります。)については、次表の判定方法によって、合併前の合併存続法人(以下「合併前法人」といいます。)及び各合併消滅法人について基準の適合を判定します。

| 認定基準                            |  | 判定方法   |
|---------------------------------|--|--|
| パブリック・サポート・テスト(PST)に関する基準(一号基準) |  | 合併前法人及び合併消滅法人を一の法人とみなして判定します。                                      |
| 活動の対象に関する基準(二号基準)               |  |  |
| 運営組織及び経理に関する規準(三号基準)            |  | 合併前法人及び合併消滅法人のそれぞれについて判定します。                                       |
| 基準<br>(四号基準)<br>事業活動に関する        | イ 宗教活動、政治活動及び特定の公職者等又は政党を推薦、支持又は反対する活動を行っていないこと  |  |
|                                 | ロ 役員、社員、職員又は寄附者等に特別の利益を与えないこと及び営利を目的とした事業を行う者等に寄附を行っていないこと   |  |
|                                 | ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること  |  |
|                                 | ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること  |  |
| 基準<br>(五号基準)<br>情報公開に関する        | イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等を閲覧させること(個人の住所又は居所に係る記載の部分を除く。)  | 合併前法人及び合併消滅法人のそれぞれについて判定します。                                       |
|                                 | ロ 各認定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類、役員報酬又は職員給与の支給に関する規定、収益に関する事項等、助成金の提出書、寄附金を充当する予定の事業の内容を記載した書類等を閲覧させること | 合併前法人及び合併消滅法人(実績判定期間中に認定又は特例認定受けていた期間が含まれるものに限ります。)のそれぞれについて判定します。 |

|                        |                               |
|------------------------|-------------------------------|
| 所轄庁への書類の提出に関する基準（六号基準） | 合併存続法人及び合併消滅法人のそれぞれについて判定します。 |
| 不正行為に関する基準（七号基準）       |                               |

また、設立後の経過期間に関する基準（八号基準）は次のとおりとなります。

合併存続法人が申請書を提出しようとする事業年度の初日においてその合併の日から1年を超える期間が経過していないものである場合には、合併存続法人又は合併消滅法人のうち最も設立の早い法人の設立の日を基準として判定することとなります。

（注1） 各基準の詳細は、第2章 「3 認定NPO法人としての認定を受けるための基準」（43～55頁）を参照してください。

（注2） 特例認定の申請をする法人については、1号基準及び5号口の基準の適用はありません。

《ポイント》

認定等申請書の添付書類は、合併存続法人に加え、各合併消滅法人の実績判定期間に係る書類も提出する必要があります。

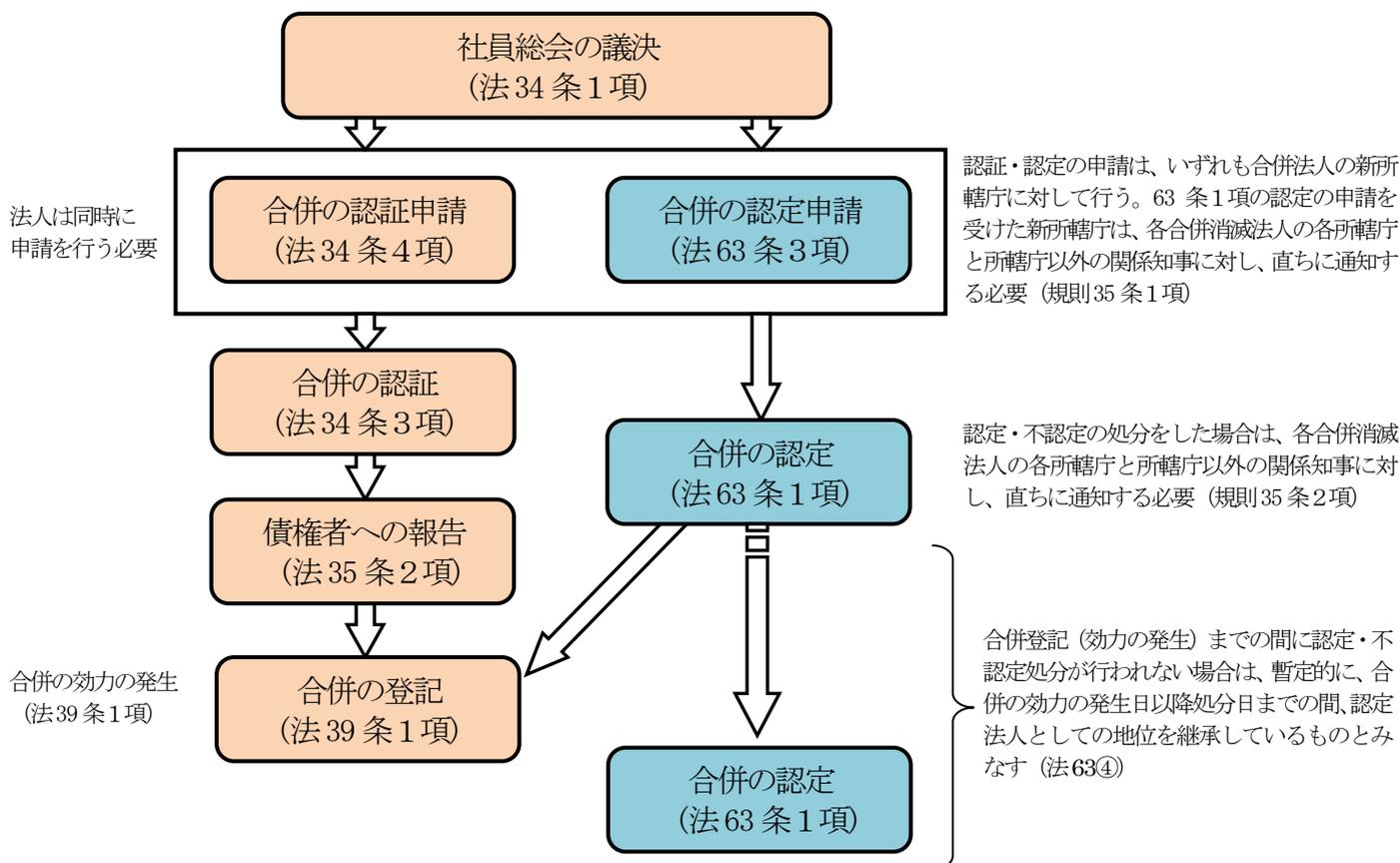
また、三号基準、四号基準のイとロ、五号基準、六号基準及び七号基準は、実績判定期間内の各事業年度だけでなく認定等の時まで満たしておく必要があります（法45①九）。

（3） 認定NPO法人等の合併

イ 認定NPO法人が認定NPO法人でないNPO法人と合併した場合

認定NPO法人が認定NPO法人でないNPO法人と合併した場合で、合併後存続又は合併によって設立したNPO法人は、その合併について所轄庁の認定がされたときに限り、認定NPO法人としての地位を承継します（法63①）。

○ 申請から認定手続



## ロ 特例認定NPO法人が特例認定NPO法人でないNPO法人と合併した場合

特例認定NPO法人が特例認定NPO法人でないNPO法人（認定NPO法人を除きます。）と合併した場合で、合併後存続又は合併によって設立したNPO法人は、その合併について所轄庁の認定がされたときに限り、特例認定NPO法人としての地位を承継します(法63②)。

## ハ 合併の認定の申請

上記イ又はロの所轄庁の合併の認定を受けようとするNPO法人は、所轄庁に提出する合併の認証の申請に併せて、所轄庁に当該認定の申請をしなければなりません（法63③）。

なお、当該認定の申請を行った場合において、その合併の効力が生ずる日までに認定の申請に対する処分がされないときは、合併後存続するNPO法人又は合併によって設立されたNPO法人は、その処分がされるまでの間は、認定NPO法人又は特例認定NPO法人としての地位を承継しているものとみなされます(法63④)。

## ニ 実績判定期間及び認定基準

合併後存続するNPO法人又は合併によって設立されたNPO法人が、上記イ又はロの所轄庁の合併の認定を受けようとする場合の実績判定期間及び各認定基準は、次のとおりとなります。

### (イ) 実績判定期間

合併の認定に係る実績判定期間は、次のとおりとなります（法63⑤、令9①②）。

#### (1) 実績判定期間の終了日

合併後存続するNPO法人及び合併によって消滅する各NPO法人（合併によってNPO法人を設立する場合にあつては、合併によって消滅する各NPO法人。以下同じです。）の各事業年度のうち申請書を提出する直前に終了した事業年度の末日

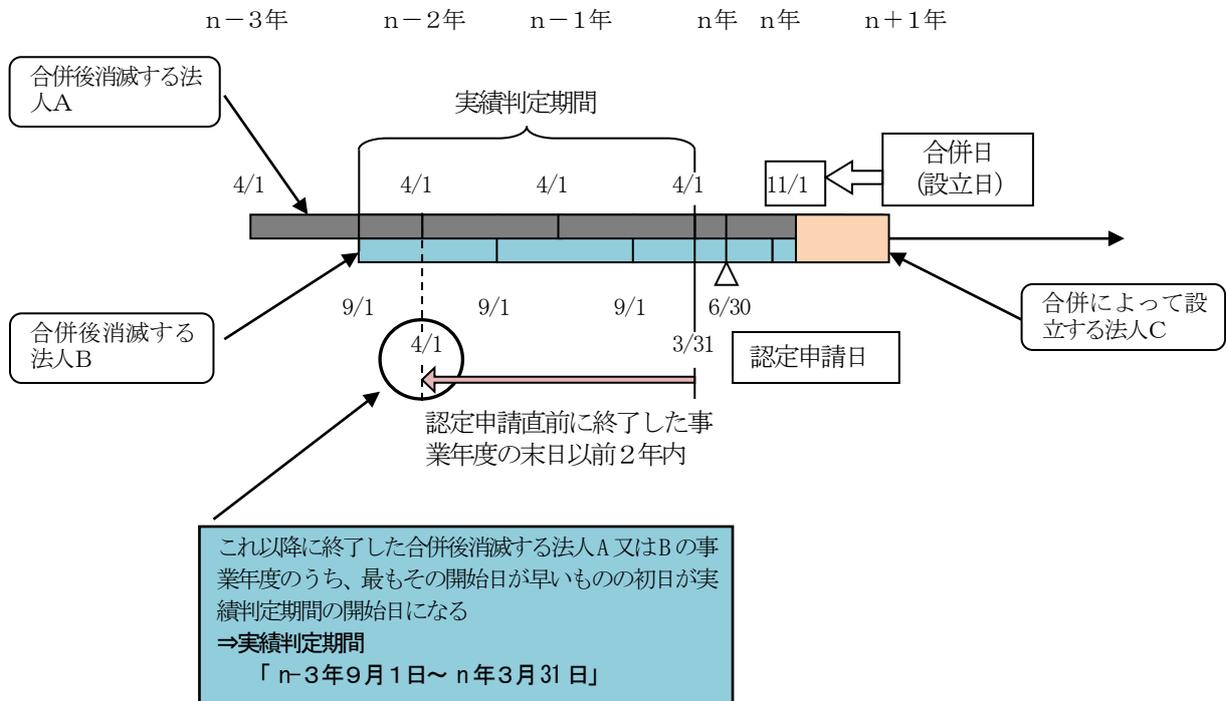
#### (2) 実績判定期間の開始日

上記(1)の日以前2年以内に終了した合併後存続するNPO法人又は合併によって消滅する各NPO法人の各事業年度のうち、最も早い事業年度の初日

(注) 特例認定NPO法人が特例認定NPO法人でないNPO法人と合併する際の合併の認定の申請を行う場合には、その申請書を提出した日の前日において、合併後存続するNPO法人又は合併によって消滅する各NPO法人であつて特例認定NPO法人でないものが、①その設立の日のうち最も早い日から5年を経過していないこと、及び②過去に認定又は特例認定を受けたことがないこと、が特例認定の基準となります（法59、法令9①②）。

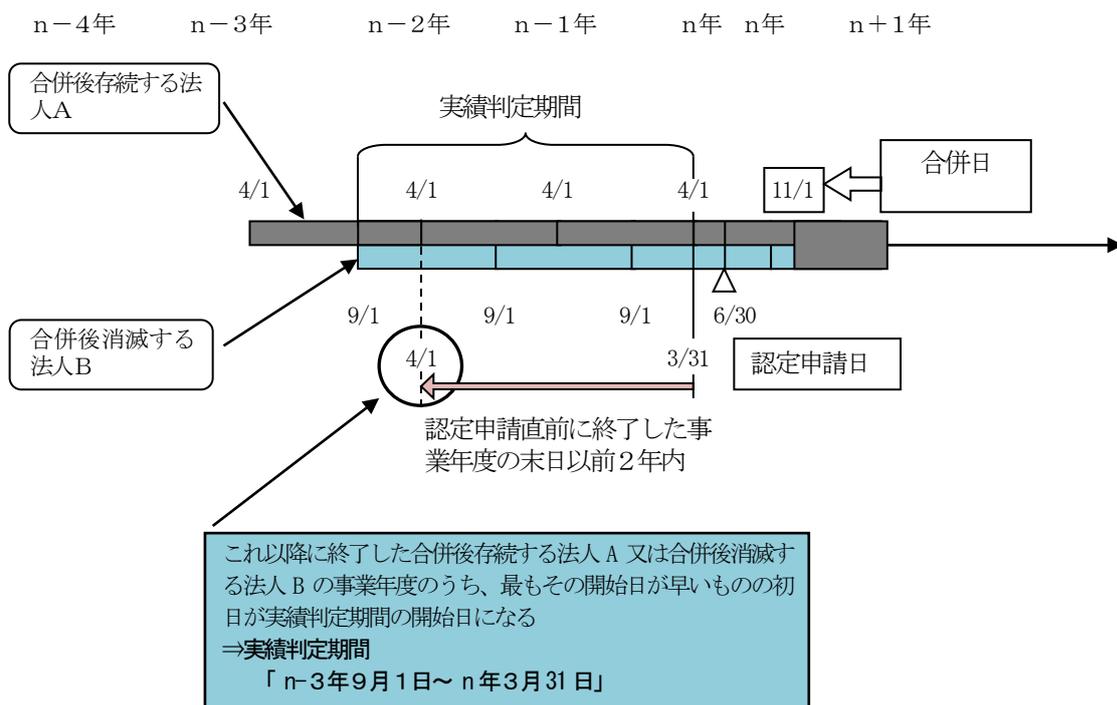
(合併によって設立されるNPO法人が認定を受けようとする場合の実績判定期間)

- ① 法人A (事業年度：4月～3月) と法人B (n-3年9月1日設立、事業年度：9月～8月) が、
- ② n年11月1日に合併して新設法人C (事業年度：5月～4月) を設立するため、
- ③ n年6月30日に合併の認定の申請を行う場合



(合併後存続するNPO法人が認定を受けようとする場合の実績判定期間)

- ① 法人A (事業年度：4月～3月) と法人B (n-3年9月1日設立、事業年度：9月～8月) が、
- ② n年11月1日に合併してAを存続させるため、
- ③ n年6月30日に合併の認定の申請を行う場合



(参考:各規定の読替え(法令9①))

| 通常の申請時   | 読替え後   |
|--|--|
| <p>(実績判定期間について)</p> <p>実績判定期間とは、<u>認定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年(認定を受けたことのない特定非営利活動法人が認定を受けようとする場合にあっては、2年)内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日からその末日までの期間をいう(法44③)。</u></p> | <p>(実績判定期間について)</p> <p>実績判定期間とは、<u>合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって消滅する各特定非営利活動法人(合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各特定非営利活動法人。以下この項において同じ)の各事業年度のうち直前に終了した事業年度の末日以前2年以内に終了した合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって消滅する各特定非営利活動法人の各事業年度のうち最も早い事業年度の初日からその末日までの期間をいう(法44③)。</u></p>   |
| <p>(設立後の経過期間について)</p> <p>申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、<u>その設立の日以後1年を超える期間が経過していること(法45①八)。</u></p>  | <p>(設立後の経過期間について)</p> <p><u>合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって消滅する各特定非営利活動法人(合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各特定非営利活動法人)の各事業年度のうち直前に終了した事業年度の末日の翌日において、合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人(合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各特定非営利活動法人)であって認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人でないものの設立の日以後1年を超える期間が経過していること(法45①八)。</u></p> |

(ロ) 認定基準への適合の判定(法63、法令9③⑤)

認定基準への適合の判定については、次の判定方法によって、合併後存続するNPO法人及び合併によって消滅する各NPO法人の実績について判定を行うこととなります。

| 認定基準                            |  | 判定方法   |
|---------------------------------|--|--|
| パブリック・サポート・テスト(PST)に関する基準(一号基準) |  | 合併後存続するNPO法人及び合併によって消滅する各NPO法人を一の法人とみなして判定します。 |
| 活動の対象に関する基準(二号基準)               |  |  |
| 運営組織及び経理に関する規準(三号基準)            |  | 合併後存続するNPO法人及び合併によって消滅する各NPO法人のそれぞれについて判定します。  |
| 事業活動に関する基準(四号基準)                | イ 宗教活動、政治活動及び特定の公職者等又は政党を推薦、支持又は反対する活動を行っていないこと            |  |
|                                 | ロ 役員、社員、職員又は寄附者等に特別の利益を与えないこと及び営利を目的とした事業を行う者等に寄附を行っていないこと |  |
|                                 | ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること      |  |
|                                 | ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること            |  |

|                          |  |  |
|--------------------------|--|--|
| 基準<br>(五号基準)<br>情報公開に関する | イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等を閲覧させること<br>(個人の住所又は居所に係る記載の部分を除く。)  | 合併後存続する NPO 法人及び合併によって消滅する各 NPO 法人のそれぞれについて判定します。  |
|                          | ロ 各認定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類、役員報酬又は職員給与の支給に関する規定、収益に関する事項等、助成金の提出書、寄附金を充当する予定の事業の内容を記載した書類等を閲覧させること | 合併後存続する NPO 法人及び合併によって消滅する各 NPO 法人 (実績判定期間中に認定又は特例認定受けていた期間が含まれるものに限り) のそれぞれについて判定します。   |
| 所轄庁への書類の提出に関する基準 (六号基準)  |  | 合併後存続する NPO 法人及び合併によって消滅する各 NPO 法人のそれぞれについて判定します。  |
| 不正行為に関する基準 (七号基準)        |  |  |
| 設立後の経過期間に関する基準 (八号基準)    |  | 合併後存続する NPO 法人及び合併によって消滅する各 NPO 法人の各事業年度のうち直前に終了した事業年度の末日の翌日において、合併後存続する NPO 法人及び合併によって消滅する各 NPO 法人であって認定 NPO 法人又は特例認定 NPO 法人でないものの設立の日以後 1 年を超える期間を経過していることが、認定基準となります。 |

(注1) 各基準の詳細は、第2章 「3 認定NPO法人としての認定を受けるための基準」(43～55頁)を参照してください。

(注2) 現に特例認定法人である法人については、法59条2号(設立後5年以内である)及び3号(過去に認定を受けたことがない)の基準は適用対象になりません(法63⑤、令9②)。



## 認定NPO法人に関するQ & A

- (問1) 認定NPO法人制度とは、どのような制度でしょうか。
- (問2) 認定等を受けたいと考えていますが、どこに相談すればよいでしょうか。
- (問3) 認定等の申請は、NPO法人設立後、いつからすることができますか。
- (問4) 設立から5年以上を経過している場合は、特例認定を受けることができないのでしょうか。
- (問5) 認定等の申請を行ったNPO法人に対して、その申請に対する結果は通知されるのですか。  
また、有効期間が満了して認定が失効した場合、所轄庁からNPO法人に通知されるのですか。
- (問6) 所轄庁の認定等の審査に当たり、申請法人の実態確認が行われますか。
- (問7) 認定、特例認定の更新をすることはできますか。
- (問8) 寄附者名簿を作成していないと認定されませんか。
- (問9) 寄附者名簿にはどのような内容を記載すればよいのでしょうか。
- (問10) パブリックサポートテスト（PST）の判定に当たって、会費を寄附金として取り扱うことはできるのでしょうか。
- (問11) 寄附者の氏名（名称）だけ判明していれば、その寄附金は、パブリックサポートテスト（PST）の判定に含めてもよろしいのでしょうか。
- (問12) NPO法人等が寄附者から古本を寄贈（現物寄附）され、当該古本を業者に買い取ってもらったところ5千円に換金できました。この場合、当該古本（現物寄附）の換金額を寄附金としてパブリック・サポート・テスト（PST）の判定に含めてよろしいのでしょうか。
- (問13) NPO法人の設立に当たり、当該NPO法人の前身の団体から財産を受け入れた場合には、当該受入財産については寄附として「総収入金額」及び「受入寄附金総額」に含めて計算してもよろしいのでしょうか。
- (問14) 特定非営利活動に係る事業に加え「その他の事業」を行っており、「その他の事業」を区分経理して活動計算書を複数作成していますが、パブリックサポートテスト（PST）について相対値基準を採用する場合、総収入金額には、「その他の事業」に係る収入金額も含めなければならないのでしょうか。
- (問15) 国等からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付するものとは、どういうものをいうのですか。
- (問16) 社会福祉法人などの公益法人等から交付される助成金等はパブリックサポートテスト（PST）の計算上、国の補助金等として計算してもよいのでしょうか。
- (問17) 認定NPO法人の認定基準（PST算定）における休眠預金等からの助成金の除外とはどのような制度ですか。
- (問18) パブリックサポートテスト（PST）の判定に当たって、絶対値基準を採用する予定ですが、寄附者数は具体的にどのように算出すればよいのでしょうか。
- (問19) パブリックサポートテスト（PST）について絶対値基準を採用した場合、寄附者数に含めた者・含めなかった者の区別を寄附者名簿に記載する必要はありますか。
- (問20) 絶対値基準において寄附者数を算出するに当たり、役員からの寄附金かどうか、生計を一にするかどうかは、いつの時点で判断すればよいのでしょうか。
- (問21) 寄附者（又は役員）と生計を一にする者とは具体的にどのような者を指すのでしょうか。
- (問22) 絶対値基準において、同一人物が年度をまたいで数回に分けて寄附している場合、寄附者数はどのように計算するのでしょうか。

- (問23) 近所にお住まいのご夫婦から3,000円(夫から2,000円、妻から1,000円)の寄附金を受領しました。この場合、寄附者単位で見ると3,000円未満の寄附となるため、絶対値基準においては、寄附者に含まれないのでしょうか。
- (問24) 条例による個別指定とはどのようなものですか。
- (問25) 条例の個別指定を受けたNPO法人ですが、条例を制定した都道府県(又は市区町村)内には当NPO法人の事務所はありません。この場合でも、パブリックサポートテスト(PST)基準を満たすこととなりますか。
- (問26) 条例による個別指定はいつの時点で受けていけばよいのですか。
- (問27) 運営組織に関する要件のうち「配偶者及び3親等以内の親族」とは、具体的にどのような範囲をいいますか。
- (問28) 運営組織に関する基準のうち「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者と親族関係を有する者並びにこれらの者と特殊の関係のある者」とは、具体的にどのような範囲をいいますか。
- (問29) 経理に関する基準に「公認会計士又は監査法人の監査を受けていること」というものがありますが、小さな規模の法人でも必ず監査は受けなければならないのでしょうか。
- (問30) 経理に関する基準に「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われている」とこととありますが、どのような帳簿書類の備付けなどが必要ですか。
- (問31) 将来の特定非営利活動事業に充てるための積立金は、認定基準等のうち、「総事業費のうち80%以上を特定非営利活動事業費に充てること」及び「受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動事業費に充てること」の両基準において「特定非営利活動事業費」に含めることができますか。
- (問32) 活動計算書と収支計算書では認定基準等の計算の仕方は違うのですか。
- (問33) 役員が認定又は特例認定の取消しを受けた他の法人の理事を兼ねていたことを知らなかった場合であっても、その法人は欠格事由の対象となるのでしょうか。
- (問34) 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの(法第47条第4号)とはどのような状態をいうのですか。
- (問35) 認定NPO法人等に寄附をした場合に税制上の優遇措置を受けるためには、どのような手続きが必要ですか。
- (問36) 事業年度終了後の報告のほかに、認定NPO法人等が所轄庁に提出しなければならない書類はありますか。
- (問37) 認定NPO法人等は毎事業年度一回、『前事業年度の役員報酬又は職員給与に関する規程』を作成し事務所へ備え置くとともに、所轄庁への提出を義務付けられていますが、役員報酬又は給与の支給に関する規程のどちらか一方を提出すれば足りるのでしょうか。
- (問38) 認定NPO法人等が寄附者に対して発行する領収書には、形式の定めはありますか。
- (問39) どのような場合に認定、特例認定は取り消されますか。
- (問40) 認定基準等に適合しなくなった場合や、認定法人等としての義務違反があった場合、勧告・命令を経ずに取消しが行われることはありますか。
- (問41) 事業年度の途中で役員の親族割合基準を満たさなくなった場合、直ちに認定取消しとなるのでしょうか。

(問42) 認定又は特例認定の取消しを受けたNPO法人は、二度と認定を受けることはできないのでしょうか。

(問43) 認定が取り消された場合の取戻し課税とはどのような制度でしょうか。

(問44) 認定NPO法人等の合併認定等の基準適合は、どのように判定するのですか。

**(問1) 認定NPO法人制度とは、どのような制度でしょうか。**

(答) NPO法人のうち、一定の基準等に適合するものとして所轄庁の認定又は特例認定を受けた法人(以下「認定NPO法人等」といいます。)に対して支出した寄附について、次のような税制上の優遇措置が講じられています。

① 個人が認定NPO法人等に対し、その認定NPO法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附(その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除きます。)をした場合は、次のいずれかの控除を選択適用できます。

イ その寄附に係る支出金を特定寄附金とみなして、寄附金控除(所得控除)の適用(措法41の18の2①)。

ロ その寄附に係る支出金について、認定NPO法人等寄附金特別控除(税額控除)の適用(措法41の18の2②)

② 法人が認定NPO法人等に対し、その認定NPO法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合は、一般寄附金の損金算入限度額とは別に損金算入限度額が設けられています。

認定NPO法人等に対する上記の寄附金の額については、特定公益増進法人に対する一定の寄附の金額と合わせて、特定公益増進法人に対する寄附金の特別損金算入限度額(以下「特別損金算入限度額」といいます。)の範囲内で損金算入が認められます。

なお、これらの合計額が特別損金算入限度額を超える場合には、その超える部分の金額は一般寄附金の額と合わせて、一般寄附金の損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます(法人法37④、措法66の11の2②)。

③ 相続又は遺贈により財産を取得した者が、その取得した財産を相続税の申告期限までに認定NPO法人(特例認定NPO法人は対象となりません。)に対し、その認定NPO法人の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合は、その寄附をした者又はその親族等の相続税又は贈与税の負担を不当に減少する結果となる場合を除き、その寄附をした財産の価額は相続又は遺贈に係る相続税の課税価格の計算の基礎に算入されません(措法70①⑩)。

④ 認定NPO法人(特例認定NPO法人は対象となりません。)の収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業で特定非営利活動に係る事業に該当するもののために支出した金額をその収益事業に係る寄附金の額とみなすとともに(みなし寄附金)、寄附金の損金算入限度額は、所得金額の50%又は200万円のいずれか多い額までとなります(法人法37⑤、法令73①、法規22の5、措法66の11の2①)。

⑤ 個人が認定NPO法人等に対し、土地、建物、株式等の現物資産を寄附した場合のみなし譲渡所得税について、その寄附財産を基金に組み入れる方法により管理するなどの一定の要件を満たす場合、国税庁長官の非課税承認又は不承認の決定が申請から一定期間内に行われなかったときに自動的に承認があったものとみなされます。また、非課税措置の適用を受けた寄附資産について、基金に組み入れて管理し、その後買い換えた資産を当該基金の中で管理する等の一定の要件を満たす場合には、国税庁長官へ必要書類を提出することで、引き続き非課税措置の適用を受けることができます(措法40)。

**(問2) 認定等を受けたいと考えていますが、どこに相談すればよいでしょうか。**

(答) 認定又は特例認定(以下「認定等」といいます。)の手続が円滑に進められるよう、申請に関する相談等を行っていますので、所轄庁にご相談ください。

事前相談は任意の手続ですが、認定等の申請を行う皆様と各所轄庁の双方が、認定基準等についての理解を共有するためのものであり、この事前相談を行うことにより、認定等の申請を行う皆様にとっては、申請時に必要な資料作成事務を効率的に行うことができ、また、各所轄庁における申請後の

審査の円滑化・迅速化の効果が期待できるため、事前相談を積極的に活用していただくことをお勧めします。

なお、事前相談は、原則として予約制としておりますので、相談を希望される方は、共助社会づくり課 NPO 認証・認定担当（048-830-2836）まで事前に電話で相談の日時等をご予約ください。

**（問3）認定等の申請は、NPO 法人設立後、いつからすることができますか。**

（答） 認定又は特例認定を受けるためには、申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していることが基準とされています（法45①八、59①一）。

したがって、申請書を提出する事業年度の初日が、設立の日から1年を超える期間が経過していれば、認定又は特例認定の申請をすることができます。

例えば、事業年度の期間が1年である法人について、その設立初年度が1年に満たない期間となっている場合には、事業年度の期間が1年である第2期が終了し、設立後の第1期及び第2期の事業年度報告書等を作成し、所轄庁に提出していれば、設立の日以後1年を超える期間が経過していることとなりますので、認定又は特例認定の申請をすることができます。

**（問4）設立から5年以上を経過している場合は、特例認定を受けることができないのでしょうか。**

（答） 特例認定は、申請書を提出した日の前日において、その設立の日から5年を経過しない NPO 法人であることが基準の1つとなっています（法59①二）。

**（問5）認定等の申請を行った NPO 法人に対して、その申請に対する結果は通知されるのですか。また、有効期間が満了して認定が失効した場合、所轄庁から NPO 法人に通知されるのですか。**

（答） 所轄庁は、認定等をしたときはその旨を、認定等をしないことを決定したときはその旨及びその理由を、認定等の申請を行った NPO 法人に対して速やかに書面により通知しなければならないこととされています（法49①、法62）。

また、所轄庁は、認定又は特例認定をしたときは、インターネットその他の適切な方法により、次の事項を公示しなければならないこととなっています（法49②、法62）。

- ① 当該認定 NPO 法人等の名称
- ② 代表者の氏名
- ③ 主たる事務所及びその他の事務所の所在地
- ④ 当該認定の有効期間
- ⑤ その他都道府県又は指定都市の条例で定める事項

なお、有効期間の満了等により認定又は特例認定の効力を失った場合には、所轄庁から NPO 法人に対する通知はされませんが、所轄庁は、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示しなければならないこととされています（法57②、法62）

**（問6）所轄庁の認定等の審査に当たり、申請法人の実態確認が行われますか。**

（答） NPO 法人から認定等の申請書が提出されると、所轄庁の職員が当該申請書の内容等を確認するために申請法人を訪問し、実態確認を行う場合があります。

実態確認においては、認定基準等の適合性や申請書類の記載内容を確認するための参考資料として、以下のような書類の提示（又は提出）をお願いする可能性があります。

| 確認させていただく書類の例 |  | (参 考)<br>確認する主な認定基準  |
|---------------|--|----------------------|
| 1             | NPO 法人の事業活動内容がわかる資料<br>(パンフレット、会報誌、マスコミで紹介されている記事、事業所一覧等)            | パブリック・サポート・テストに関する基準 |
|               |  | 活動の対象に関する基準          |
|               |  | 事業活動に関する基準           |
|               |  | 不正行為等に関する基準          |
| 2             | NPO 法人の職員一覧、給与台帳   | 運営組織及び経理に関する基準       |
|               |  | 事業活動に関する基準           |
|               |  | 不正行為等に関する基準          |
| 3             | 総勘定元帳など作成している帳簿や取引記録<br>(会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている場合の「監査証明書」を含みます。) | パブリック・サポート・テストに関する基準 |
|               |  | 活動の対象に関する基準          |
|               |  | 運営組織及び経理に関する基準       |
|               |  | 事業活動に関する基準           |
|               |  | 不正行為等に関する基準          |
| 4             | 申請書に記載された数字の計算根拠となる資料<br>(例)・事業費と管理費の区分基準<br>・役員の総数に占める一定のグループの人数割合  | パブリック・サポート・テストに関する基準 |
|               |  | 活動の対象に関する基準          |
|               |  | 運営組織及び経理に関する基準       |
|               |  | 事業活動に関する基準           |
| 5             | 事業費の内容がわかる資料<br>(事業活動の対象、イベント等の実績(開催回数、募集内容等)、支出先など)                 | 活動の対象に関する基準          |
|               |  | 運営組織及び経理に関する基準       |
|               |  | 事業活動に関する基準           |
| 6             | 寄附金・会費の内容がわかる資料<br>(現物寄附の評価額、寄附金・会費に係る特典等)                           | パブリック・サポート・テストに関する基準 |
|               |  | 活動の対象に関する基準          |
|               |  | 事業活動に関する基準           |
| 7             | 絶対値基準(寄附金額の合計額が年 3,000 円以上の者の人数が年平均 100 人以上)の算出方法がわかる資料              | パブリック・サポート・テストに関する基準 |
| 8             | 条例により個別に指定を受けていることがわかる資料   | パブリック・サポート・テストに関する基準 |
| 9             | 助成金・補助金を受けている場合、その募集要項、申請書及び報告書等                                     | パブリック・サポート・テストに関する基準 |
| 10            | 閲覧に関する細則(社内規則)   | 情報公開に関する基準           |
| 11            | NPO 法人が特定の第三者を通じて活動を行っている場合、特定の第三者の活動内容及び NPO 法人と特定の第三者との関係がわかる資料    | 活動の対象に関する基準          |
|               |  | 事業活動に関する基準           |
|               |  | 不正行為等に関する基準          |

(注) 上記は、確認させていただく資料の一例であり、認定審査等の過程において、必要に応じて、これら以外の資料を確認させていただく場合があります。また、これらの資料は、事前相談の際にも確認させていただく場合があります。

#### (問7) 認定、特例認定の更新をすることはできますか。

(答) 認定の有効期間は、所轄庁による認定の日から起算して5年となっており、認定の有効期間の満了後、引き続き認定 NPO 法人として活動を行おうとする認定 NPO 法人は、有効期間の満了の日の6月前から3月前までの間に、所轄庁の条例で定めるところにより、有効期間の更新の申請書を提出し、有効期間の更新を受けることができます(法51②③⑤)。

また、特例認定の有効期間は所轄庁による特例認定の日から起算して3年となり、特例認定の有効

期間が経過したときは、特例認定は失効します（更新はできません）ので、特例認定の有効期間中又は有効期間経過後に認定 NPO 法人として認定を受けたい場合は、認定の申請を行う必要があります。なお、特例認定 NPO 法人が、認定 NPO 法人として認定を受けたときは、特例認定の効力を失います（法 61 四）。

なお、認定の有効期間の更新の申請があった場合において、従前の認定期間の満了の日までに当該更新申請に対する処分がされないときは、従前の認定は、従前の認定の有効期間の満了後も処分がなされるまでの間は、なお効力を有することとなります（法 51④）。

**（問 8）寄附者名簿を作成していないと認定されませんか。**

（答） 法令上、相対値基準又は絶対値基準による申請の場合、実績判定期間内の日を含む各事業年度の寄附者名簿については、初回の認定申請書に添付しなければならないこととされているため、寄附者名簿を作成していなければ認定基準を満たさないこととなります（法 44②一）。

また、認定又は特例認定後においても、毎事業年度初めの 3 カ月以内に、条例で定めるところにより、前事業年度の寄附者名簿を作成し、その作成の日から起算して 5 年間（特例認定の場合は 3 年間）その事務所に備え置く必要があります（法 54②、62）。

したがって、認定、特例認定を受けることをお考えの方は、寄附者名簿を確実に作成・保管しておく必要があります。

**（問 9）寄附者名簿にはどのような内容を記載すればよいのでしょうか。**

（答） 寄附者名簿には、原則として、寄附者全員の「氏名（法人・団体にあつては、その名称）及び住所並びにその寄附金の額及び受け入れた年月日」を記載する必要があります。

ただし、匿名で行われた寄附や 1,000 円に満たない少額の寄附については、例えば、「匿名寄附 ○口 計○○○○円」、「少額寄附 ○口 計○○○○円」というように省略して記載しても差し支えありません。

**（問 10）パブリックサポートテスト（PST）の判定に当たって、会費を寄附金として取り扱うことはできるのでしょうか。**

（答） 「寄附金」とは、支出する側に任意性があり、直接の反対給付がない経済的利益の供与と考えられます。一方、「会費」とは、サービス利用の対価又は会員たる地位にあるものが会を成り立たせるために負担すべきものであって、寄附金と異なり対価性を有するものと考えられます。

したがって、会員から受領する「会費」については、一般的には、PST の判定上、寄附金の額として取り扱うことはできません。

ただし、会費という名目であっても、定款や規約等から実質的に判断して、明らかに贈与と認められる会費（すなわち対価性が認められない会費<sup>(注)</sup>。いわゆる「賛助会費」がこれに該当する場合があります。）については、その名称にかかわらず、PST の判定上、寄附金として取り扱って差し支えないこととしております。

なお、絶対値基準においても同様に、定款や規約等から実質的に判断して、明らかに贈与と認められる会費については、その名称にかかわらず、PST の判定上、寄附金として取り扱って差し支えないこととしております。

（注） 対価性の有無の判断に当たっては、例えば、不特定多数の者に対して無償で配布される機関誌等を会員が受け取っている程度であれば、対価性がないものとして取り扱われます。

**(問 11) 寄附者の氏名(名称)だけ判明していれば、その寄附金は、パブリックサポートテスト(PST)の判定に含めてもよろしいでしょうか。**

(答) PSTの判定上寄附金として取り扱わないこととされている「寄附者の氏名(法人・団体にあつては、その名称)及びその住所が明らかな寄附金以外の寄附金」とは、寄附者の確認(寄附者の特定)ができない寄附金のことを指しますので、PST上の寄附金として取り扱うためには、寄附者が確認(特定)できること、つまり、氏名(名称)のみならずその住所又は主たる事務所の所在地も明確になっている必要があります。

したがって、お尋ねのような、氏名(名称)以外分からない寄附金については、PSTの判定上の寄附金として取り扱うことはできません<sup>(注)</sup>。

例えば、口座振込による寄附金で氏名以外分からない場合には、寄附者が特定されているとはいえ、「寄附者の氏名又は名称及びその住所又は主たる事務所の所在地が明らかな寄附金以外の寄附金」に該当し、PSTの判定上、寄附金として取り扱わないこととなります。

(注) 相対値基準で小規模特例の適用を受ける場合には寄附金として取り扱うことができます。

**(問 12) NPO 法人が寄附者から古本を寄贈(現物寄附)され、当該古本を業者に買い取ってもらったところ5千円に換金できました。この場合、当該古本(現物寄附)の換金額を寄附金としてパブリックサポートテスト(PST)の判定に含めてよろしいでしょうか。**

(答) NPO 法人が寄附者からの現物寄附を受け入れた場合には、当該現物寄附が経済的価値のある場合には受入時の時価で適正に評価し、PSTの判定上、寄附金の額に含めることができます。

したがって、お尋ねのような古本を寄附として受領した場合、当該 NPO 法人は当該古本を業者による換金により時価で適正に評価されたものとして、活動計算書において受取寄附金勘定中の資産受贈益(例えば古本受贈益)として当該金額を計上することにより、PSTの相対値基準又は絶対値基準のいずれにおいても寄附金の額に含めて計算することができます。

なお、現物寄附を受けた法人が認定 NPO 法人等である場合には、当該認定 NPO 法人等が寄附者に領収書を発行することにより、寄附者は税制上の優遇措置を受けることができます(問 35、問 38 参照)。

(注) NPO 法人が受領した現物寄附が、例えば不要となった子どもの洋服(古着)など経済的価値がない場合には、時価ゼロ若しくは備忘価額1円として評価することとなります。

**(問 13) NPO 法人の設立に当たり、当該 NPO 法人の前身の団体から財産を受け入れた場合には、当該受入財産については寄附として「総収入金額」及び「受入寄附金総額」に含めて計算してもよろしいのでしょうか。**

(答) 新たに NPO 法人を設立し、その前身の団体が有していた財産をそのまま無償で引き継いだ場合には、新しく設立された NPO 法人と前身の団体とは法律上は別組織と考えられますので、前身の団体からの寄附として取り扱うことになります。

したがって、当該受入財産については、寄附金(受入時の時価)として「総収入金額」及び「受入寄附金総額」に含めて計算することになります。

なお、前身の団体が単なる個人の集合体である場合には、NPO 法人に寄附した財産はそれぞれの財産所有者である個人からの寄附となりますので、それぞれの金額の計算を行う際には注意が必要です。

**(問 14) 特定非営利活動に係る事業に加え「その他の事業」を行っており、「その他の事業」を区分経理して活動計算書を作成していますが、パブリックサポートテスト（PST）について相対値基準を採用する場合、総収入金額には、「その他の事業」に係る収益も含めなければならないのでしょうか。**

(答) PSTについて相対値基準を採用する場合、「その他の事業」を区分経理して活動計算書を作成している場合であっても、「その他の事業」を含むすべての収益の部の合計額（経常収益計と経常外収益計の合計額）が、総収入金額となります。

(注1) 活動計算書における「固定資産売却益（臨時的なものに限ります。）は、パブリックサポートテスト（PST）の相対値基準における総収入金額には含めなくても差し支えありません。その場合、認定基準等チェック表（第1表 相対値基準）の④欄の記載の必要はありません。

(注2) 活動計算書における「前期繰越正味財産額」は、パブリックサポートテスト（PST）の相対値基準における総収入金額には含めないことに留意願います。

**(問 15) 国等からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付するものとは、どういうものをいうのですか。**

(答) 国等からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付するものとは、補助金その他名称のいかんにかかわらず、反対給付を受けないで国等が、直接、NPO 法人に対して交付するものをいいます。

したがって、国等以外の団体（例えば社会福祉法人等）が、反対給付を求めないで NPO 法人に対して交付するもの（助成金等）については、この要件には該当せず、寄附金と同様に取り扱うこととなります。

(注) 国等とは、国、地方公共団体、一定の独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関をいいます。

**(問 16) 社会福祉法人などの公益法人等から交付される助成金等はパブリックサポートテスト（PST）の計算上、国の補助金等として計算してもよいのでしょうか。**

(答) 国の補助金等とは、国、地方公共団体、一定の独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関から直接交付されるものであり、社会福祉法人などの公益法人等から交付される助成金等は国の補助金等には該当しないため、受入寄附金総額及び総収入金額に含めて計算することとなります（法規5①一）。

なお、受入寄附金総額に含めて計算することができる助成金等は、対価性がないものに限られます。

**(問 17) 認定 NPO 法人の認定基準（PST 算定）における休眠預金等からの助成金の除外とはどのような制度ですか。**

(答) 税制上の優遇措置の対象となる認定NPO法人制度において、認定の際に広く市民からの支援を受けているかどうかの判定に用いるPST算定式から、休眠預金等からの助成金を除外する制度改正を行いました（NPO法施行令、NPO法施行規則を改正。令和2年4月1日施行。）。

パブリックサポートテスト（PST）の判定に休眠預金等活用制度に基づき事業を実施するために受け取った助成金（休眠預金等交付金関係助成金）が影響を与えないようにするため、当該助成金を算定式から除外することとなります。

**(問 18) パブリックサポートテスト (PST) の判定に当たって、絶対値基準を採用する予定ですが、寄附者数は具体的にどのように算出すればよいのでしょうか。**

(答) 絶対値の具体的な水準は、実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上（ただし、休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、3,000円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額を加算した金額以上）である寄附者の数の合計数が年平均100人以上であることとされています。

したがって、実績判定期間内においてこの水準を満たすかどうかは、次の算式に当てはめて判定することとなります。

$$\frac{\text{実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が} \\ \text{3,000円以上（ただし、休眠預金等交付金関係助成金を受け} \\ \text{取っている場合は、3,000円に当該休眠預金等交付金関係助} \\ \text{成金の額を加算した金額以上）の寄附者の合計人数} \times 12}{\text{実績判定期間の月数}} \geq 100 \text{人}$$

※月数は暦に従って計算し、一月未満の端数は切り上げて一月としてください。

なお、寄附者数のカウントに当たっては、次の点に注意してください。

- ① 氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地が明らかな寄附者のみを数えます。
- ② 寄附者本人と生計を一にする者も含めて一人として数えます。
- ③ 寄附者が、そのNPO法人の役員及び役員と生計を一にする者である場合は、これらの者は、寄附者数に含めません。

**(問 19) パブリックサポートテスト (PST) について絶対値基準を採用した場合、寄附者数に含めた者・含めなかった者の区別を寄附者名簿に記載する必要はありますか。**

(答) 絶対値基準による場合であっても、法令上、寄附者名簿への明記は特に必要とされていません。しかしながら、寄附者数のカウントに当たっては、

- ① 寄附者の氏名（法人・団体にあつては、その名称）及びその住所の明らかな寄附者のみを数える。
- ② 寄附者の数は、寄附者本人と生計を一にする者を含めて一人とする。
- ③ 認定申請を行う NPO 法人の役員又は役員と生計を一にする者が寄附者である場合には、その者を寄附者の数に含めない。

といった点に注意していただく必要があり、認定審査に当たって、所轄庁から、寄附者数の算出方法等について確認させていただく場合があります。

そのため、寄附者数の算出方法等が分かる何らかの資料の作成・保管（寄附者名簿に明記していただく方法でも構いません。）をお願いいたします。

**(問 20) 絶対値基準において寄附者数を算出するに当たり、役員からの寄附金かどうか、生計を一にするかどうかは、いつの時点で判断すればよいのでしょうか。**

(答) 寄附をしたときの現況で判断することになります。

したがって、事業年度末において役員であったとしても、寄附をしたときに役員でなければ、絶対値基準の計算上は、寄附者数に含めて差し支えありません。

また、生計を一にするかどうかについては、原則として、寄附をしたときの現況で判断していただくこととなりますが、生計を一にするかどうかは、寄附をした時点の現況だけで判断することが難しい場合もありますので、前後の生活状況等を踏まえた上で判断していただいて差し支えありません。

(注) 寄附者名簿など外形的な情報に基づき寄附者数をカウントする場合、生計を一にするかどうかの一義的な判断は、姓及び住所が同一かどうかで判断して差し支えありません。

**(問 21) 寄附者（又は役員）と生計を一にする者とは具体的にどのような者を指すのでしょうか。**

(答) 寄附者（又は役員）と生計を一にする者とは、寄附者（又は役員）と日常生活の資を共通にしている者をいいます。

したがって、同居していなくても仕送り等により日常生活の資を共通にしている場合には、その者は生計を一にする者となります。

(注)「生計を一にする」とは、必ずしも同一の家屋に起居していることをいうものではありませんので、次のような場合には、それぞれ次によります。

(1) 勤務、修学、療養等の都合上他の親族と日常の起居を共にしていない親族がいる場合であっても次に掲げる場合に該当するときは、これらの親族は生計を一にするものとされます。

イ 当該他の親族と日常の起居を共にしていない親族が、勤務、修学等の余暇には当該他の親族のもとで起居を共にすることを常例としている場合

ロ これらの親族間において、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合

(2) 親族が同一の家屋に起居している場合には、明らかに互いに独立した生活を営んでいると認められる場合を除き、これらの親族は生計を一にするものとされます。

**(問 22) 絶対値基準において、同一人物が年度をまたいで数回に分けて寄附している場合、寄附者数はどのように計算するのでしょうか。**

(答) 寄附金の額が 3,000 円以上かどうかは、実績判定期間内の各事業年度ごとの合計額で判定することとなります。

したがって、例えば、3月決算（実績判定期間が平成 28 年 3 月期、平成 29 年 3 月期の 2 事業年度とします）の法人が、寄附者 A さんから以下のように 5 回に分けて合計 10,000 円の寄附を受けた場合、平成 28 年 3 月期は合計 8,000 円の寄附金となりますので、寄附者数に含めますが、平成 29 年 3 月期は合計 2,000 円の寄附金となりますので、寄附者数に含めないこととなります。

《寄附者 A さんからの寄附内訳》

| 事業年度         | 寄附年月         | 寄附金額    | 備 考                                       |
|--------------|--------------|---------|---|
| 平成 28 年 3 月期 | 平成 27 年 5 月  | 2,000 円 | 合計 8,000 円 $\geq$ 3,000 円<br>⇒ 1 人としてカウント |
|              | 平成 27 年 8 月  | 2,000 円 |   |
|              | 平成 27 年 10 月 | 2,000 円 |   |
|              | 平成 28 年 2 月  | 2,000 円 |   |
| 平成 29 年 3 月期 | 平成 28 年 5 月  | 2,000 円 | 合計 2,000 円 $<$ 3,000 円<br>⇒ 1 人としてカウントしない |

**(問 23) 近所にお住まいのご夫婦から 3,000 円（夫から 2,000 円、妻から 1,000 円）の寄附金を受領しました。この場合、寄附者単位で見ると 3,000 円未満の寄附となるため、絶対値基準においては、寄附者に含まれないのでしょうか。**

(答) 絶対値基準における寄附者数の算出に当たっては、寄附者本人と生計を一にする者を含めて一人として数えることとなります。また、その場合、年 3,000 円以上の寄附金額かどうかについては合計金額で判断することとなります。

したがって、お尋ねの場合、ご夫婦で合計 3,000 円の寄附を行っていますので、ご夫婦を絶対値基準における寄附者に含めることができますが、寄附者の数については「一人」として数えることとなります。

**(問 24) 条例による個別指定とはどのようなものですか。**

(答) 条例による個別指定とは、個人住民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金を受け入れる NPO 法人として、これらの寄附金を定める条例により定められている場合、認定に係る P S T 基準を満たすものとして認められるというものです。

なお、条例による個別指定については、寄附金税額控除の対象となる寄附金を受け入れる NPO 法人の名称及び主たる事務所の所在地が条例で明らかにされていることが必要です。

**(問 25) 条例の個別指定を受けた NPO 法人ですが、条例を制定した都道府県（又は市区町村）内には当 NPO 法人の事務所はありません。この場合でも、パブリックサポートテスト（P S T）基準を満たすこととなりますか。**

(答) 条例個別指定を受けたことにより P S T 基準を満たすこととなる NPO 法人は、条例を制定した都道府県（又は市区町村）の区域内に事務所<sup>(注)</sup>を有する NPO 法人に限られます。

したがって、条例を制定した都道府県（又は市区町村）の区域内に事務所を有さない場合には、他の P S T（相対値基準又は絶対値基準）を満たす必要があります。

(注) 定款において定められた事務所（主たる事務所か従たる事務所かは問いません。）をいいます。

**(問 26) 条例による個別指定はいつの時点で受けていけばよいのですか。**

(答) 認定申請書を提出する日の前日において、個人住民税の寄附金税額控除の対象として都道府県又は市区町村の条例で定められており、かつ、その条例の効力が生じている<sup>(注)</sup>必要があります。

(注) その条例が、地方自治法第 16 条《条例及び規則の公告式》に基づき公布され、かつ、施行されていることをいいます。

**(問 27) 運営組織に関する要件のうち「配偶者及び3親等以内の親族」とは、具体的にどのような範囲をいいますか。**

(答) 例えば、NPO 法人の役員が 8 名いるとして、その中に Y さんの夫である A さんと、Y さんのいとこの B さん、B さんの長男の C さんがいます。なお、Y さんは当該 NPO 法人の役員とはなっていません。

このような役員構成の場合には、B さんと C さんは親族となります（1 親等の血族）が、A さんは B さん及び C さんと親族関係はありません（4 親等及び 5 親等の姻族となります。）。

したがって、「配偶者及び 3 親等以内の親族」に該当する人数は 2 人となります（法 45①三イ(1)）。

(注) 45 頁の《3 親等以内の親族図》を参照ください。

**(問 28) 運営組織に関する基準のうち「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者と親族関係を有する者並びにこれらの者と特殊の関係のある者」とは、具体的にどのような範囲をいいますか。**

(答) 例えば、NPO 法人の役員が 10 名いるとして、その中に株式会社 X の役員である A さんと B さん及び A さんの長男である C さんがいます。

このような場合には、株式会社 X を「特定の法人」とみると、A さん及び B さんは株式会社 X の役員であることから「その法人の役員又は使用人である者」に該当し、C さんは A さんの長男であることから「これらの者と親族関係を有する者」に該当することになります。

したがって、「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者と親族関係を有する者並びにこれらの者と特殊の関係のある者」に該当する人数は 3 人となります（法 45①三イ(2)）。

(注) 「特定の法人」には、地方公共団体も含まれます。

**(問 29) 経理に関する基準に「公認会計士又は監査法人の監査を受けていること」というものがありますが、小さな規模の法人でも必ず監査は受けなければならないのでしょうか。**

(答) 会計については、公認会計士若しくは監査法人の監査を受けていること、又は青色申告法人と同等の帳簿書類を備え付けてこれに取引を記録し、当該帳簿書類を保存していることが認定基準ですので、後者の認定基準を満たしていれば、必ずしも公認会計士等の監査を必要とするものではありません(法45①三ハ、法規20)。

**(問 30) 経理に関する基準に「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われている」こととありますが、どのような帳簿書類の備付けなどが必要ですか。**

(答) 青色申告法人の帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について、その具体的な内容は以下のとおりです。

- ① 資産、負債及び資本に影響を及ぼす一切の取引を複式簿記の原則に従って、整然と、かつ、明りょうに記録し、その記録に基づいて決算を行うこと(法人規53)。
- ② 仕訳帳、総勘定元帳その他必要な帳簿を備え、取引に関する一定事項を記載すること(法人規54、同別表二十)。
- ③ 仕訳帳には、取引の発生順に、取引の年月日、内容、勘定科目及び金額を記載し、総勘定元帳には、その勘定ごとに記載の年月日、相手方勘定科目及び金額を記載すること(法人規55)。
- ④ たな卸表を作成すること(法人規56)。
- ⑤ 一定の科目をもって貸借対照表及び損益計算書を作成すること(法人規57、同別表二十一)。
- ⑥ 帳簿書類を7年間整理保存すること(法人規59)。

(注) NPO 法上の活動計算書を作成していれば、⑤の損益計算書を作成していることとして取り扱っても差し支えありません。

**(問 31) 将来の特定非営利活動事業に充てるための積立金は、認定基準等のうち、「総事業費のうち 80%以上を特定非営利活動事業費に充てること」及び「受入寄附金総額の 70%以上を特定非営利活動事業費に充てること」の両基準において「特定非営利活動事業費」に含めることができますか。**

(答) NPO 法人の特定非営利活動において、その法人の将来の特定非営利活動事業に充てるために、集めた寄附金の一部を一定期間法人内部に積み立てる場合も考えられます。

このような場合、当該積立金相当額は、活動計算書上「費用」とはなりませんが、積立金の使用目的(その法人の今後の特定非営利活動事業に充当するために法人の内部に積み立てるものであること)や事業計画、目的外取り崩しの禁止等について、理事会又は社員総会で議決するなど適正な手続きを踏んで積み立て、貸借対照表に例えば「特定資産」として計上するなどしているものであれば、いわゆる「総事業費の80%基準」や「受入寄附金の70%基準」の判定において、特定非営利活動事業費及び総事業費に含めて差し支えありません。

実績判定期間中に「特定資産」等の勘定科目を設定した場合、勘定科目と金額を「認定基準等チェック表 第4表(次葉)」(P165 参照)に記載して下さい。

なお、この場合、当該積立金相当額は、既に「総事業費の80%基準」等の判定において特定非営利活動事業費及び総事業費として含めておりますので、事後に当該積立金を取り崩して費消(資産の取得等を含みます。)し、かつ、活動計算書において費用(取得資産に係る減価償却費を含みます。)として計上されている場合には、当該費用を特定非営利活動事業費及び総事業費から除いたところで「総事業費の80%基準」等の判定をする必要があります。

**(問 32) 活動計算書と収支計算書では認定基準等の計算の仕方は違うのですか。**

(答) 認定等の審査は提出されている活動計算書又は収支計算書に基づいて行われるものであり、書類の違いにより認定等の基準が変わることはありません。

**(問 33) 役員が認定又は特例認定の取消しを受けた他の法人の理事を兼ねていたことを知らなかった場合であっても、その法人は欠格事由の対象となるのでしょうか。**

(答) 他の認定 NPO 法人等が認定等を取り消された場合において、当該認定等の取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該他の認定 NPO 法人等のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないものが役員に在る認定 NPO 法人等は、義務的取消しの対象となります(法 47 一イ、67①一)。

しかしながら、義務的取消しであっても欠格事由に該当する疑いがあれば即座に取り消されるわけではなく、義務的取消しという不利益処分については、原則として、所轄庁は聴聞による事実確認を行うことが必要であり、欠格事由に該当するかは聴聞を踏まえて判断されることとなります。

したがって、認定又は特例認定の取消しに関する聴聞手続きが行われる前に、その役員を解任するなどの措置をとっていれば、義務的取消しの対象とならず、欠格事由の対象とはなりません。

**(問 34) 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの(法第 47 条第 4 号)とはどのような状態をいうのですか。**

(答) 法第 47 条第 4 号でいう国税又は地方税の滞納処分が執行されているものとは、その法人が国税又は地方税を完納しない場合に租税債権の強制的実現を図るため、各行政機関が財産の差押え、交付要求(参加差押えを含みます)、換価、配当等の行政処分を執行している状態をいいます。

**(問 35) 認定 NPO 法人等に寄附をした場合に税制上の優遇措置を受けるためには、どのような手続きが必要ですか。**

(答) 寄附金を支出した者等の所得税、法人税、相続税及び個人住民税の確定申告等において、次の手続を行う必要があります。

イ 所得 税 (所得控除又は税額控除)

寄附をした日を含む年分の確定申告書の提出の際に、確定申告書に記載した特定寄附金の明細書と①特定寄附金を受領した旨(その特定寄附金が認定 NPO 法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金である旨を含みます。)、②その金額及び受領年月日を認定 NPO 法人等が証した書類を添付又は提示する必要があります(所令 262①、所規 47 の 2③)。

税額控除の適用を受けるためには、寄附金の税額控除額の計算明細書と上記①及び②の書類(寄附者の氏名と住所が記載されたもの)を確定申告書に添付する必要があります(措法 41 の 18 の 2③、措規 19 の 10 の 4)。

ロ 所得 税 (みなし譲渡所得)

寄附者は、認定 NPO 法人等に現物資産を寄附した後、みなし譲渡所得税の非課税承認申請書に、認定 NPO 法人等から交付された基金証明書の写し等を添付し、寄附者の所轄税務署を経由し国税庁長官に対して、当該寄附資産について、非課税承認の申請を行います(措法 40)。

詳細については、内閣府 NPO ホームページに掲載されている「認定 NPO 法人等に対する個人からの現物資産寄附のみなし譲渡所得税非課税承認～証明申請等の手引き～」や、国税庁ホームページに掲載されている「『租税特別措置法第 40 条の規定による承認申請書』の記載のしかた」等をご参照ください。

## ハ 法人税

寄附金の支出をした日を含む事業年度の確定申告書に特別損金算入限度超過額の計算上、寄附金の額の合計額に算入されない金額(特定公益増進法人又は認定NPO法人等に対する寄附金の額の合計額のうち特別損金算入限度額を超える金額をいいます。)を記載し、その寄附金の明細を添付しなければなりません。また、認定NPO法人等が発行するその寄附金が特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金である旨等を記載した証明書を保存しておく必要があります(法人法37⑨、措規22の1289)。

## ニ 相続税

相続税の申告書に特例措置の適用を受けようとする旨等を記載するとともに、その財産の寄附を受けた認定NPO法人(特例認定NPO法人は対象となりません。)が、①その寄附が特定非営利活動に係る事業に関連する寄附である旨、②その寄附を受けた年月日及びその財産の明細、③その財産の使用目的を記載した書類を添付する必要があります(措法70⑤⑩、措規23の5)。

## ホ 個人住民税

個人が条例により指定された認定NPO法人等に対する寄附金を支出した場合は、所得税の確定申告を行うことにより、個人住民税控除の適用も受けることができます(所得税の確定申告を行う方は住民税の申告は不要です)。ただし、控除対象となるかどうかは自治体によって異なりますので、お住まいの都道府県・市区町村にお問い合わせください。個人住民税控除の適用が受けられる時は、寄附先の法人から受け取った領収書などを申告書に添付することが必要です。

個人住民税の寄附金控除だけを受けようとする場合には、所得税の確定申告の代わりに、住所地の市区町村に申告を行うこととなります(この場合、所得税の控除は受けられません)。

(注) 条例で個別に指定されたNPO法人で認定NPO法人等以外の法人への寄附金は、個人住民税の控除の対象となりますが、所得税の控除対象となっていないため、控除を受ける場合は、確定申告とは別に、市区町村への申告が必要となります。

※22頁～26頁を参照ください。

**(問36) 事業年度終了後の報告のほか、認定NPO法人等が所轄庁に提出しなければならない書類はありますか。**

(答) 認定NPO法人等は、助成金の支給を行ったときには、所轄庁の条例で定めるところにより、支給後遅滞なく、助成金の実績を記載した書類を作成し、所轄庁に提出しなければなりません(法55②、62)。

**(問37) 認定NPO法人等は、毎事業年度一回、『前事業年度の役員報酬又は職員給与に関する規程』を作成し、事務所に備え置くとともに、所轄庁への提出を義務付けられていますが、役員報酬又は職員給与の支給に関する規程のどちらか一方を提出すれば足りるのでしょうか。**

(答) 税制上の優遇措置がある認定NPO法人等については、認定を受けていないNPO法人よりも、より透明性の高い情報公開が求められており、当該規程は、「役員に対する報酬」、「職員に対する給与」について、法人内部で定めたルールによって支給が行われていること、また、そのルールを市民に閲覧させること(法第54条第2項及び第4項、第55条第1項)が求められています。

役員と職員は、法人内の異なる構成員であることから、「役員報酬の支給に関する規程」、「職員給与の支給に関する規程」が同一の規程とされている場合を除けば、一方の規程の提出により他方の代わりとはなりません。従って、透明性の高い情報公開を求める法の趣旨から、「役員報酬の支給に関する規程」、「職員給与の支給に関する規程」がともに存在する場合には、両方の作成、備え置き及び提出が必

要となります。なお、令和3年6月9日以後に開始する事業年度においては、所轄庁への提出は前事業年度中に変更があった場合に限りです。

**(問 38) 認定 NPO 法人等が寄附者に対して発行する領収書には、形式の定めはありますか。**

(答) 認定 NPO 法人等が発行する領収書は、特に形式は問いませんが、租税特別措置法施行措規上、「…認定特定非営利活動法人等の行う措法第66条11の2第2項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金である旨の当該認定特定非営利活動法人等が証する書類」とされていることから、認定 NPO 法人等の名称、所在地、所轄庁からの認定等通知書に記載された番号、認定年月日、受領した寄附金の額及び受領年月日並びにどのような特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金であるのかが記載されている必要があります。また、認定 NPO 法人等寄附金控除（税額控除）の適用を受けるためには、領収書に寄附者の氏名と住所も記載する必要があります（措規 19 の 10 の 3、22 の 12）。

個人住民税の寄附金控除だけを受けようとする場合には、所得税の確定申告の代わりに、住所地の市区町村に申告を行うこととなりますが、その場合の記載事項については、住所地の市区町村にお問い合わせください。

**(問 39) どのような場合に認定、特例認定は取り消されますか。**

- (答) ① 次の場合には、認定又は特例認定が取り消されることとなります（法 67①）。
- イ 欠格事由（認定等を取り消され、その取消の日から5年を経過しないものを除きます。）のいずれかに該当するとき
  - ロ 偽り其他不正の手段により認定、特例認定、認定の有効期間の更新又は合併の認定を受けたとき
  - ハ 正当な理由がなく、所轄庁又は所轄庁以外の関係知事による命令に従わないとき
  - ニ 認定 NPO 法人等から認定又は特例認定の取消しの申請があったとき
- ② 次の場合には、所轄庁は認定又は特例認定を取り消すことができます（法 67②）。
- イ 法第 45 条第 1 項第 3 号、第 4 号イ若しくはロ又は第 7 号に掲げる認定基準等に適合しなくなったとき
  - ロ 法第 29 条の事業報告書等の提出、第 52 条第 4 項又は第 54 条第 4 項の閲覧の規定を遵守していないとき
  - ハ 上記②イ及びロに掲げるもののほか、法令又は法令に基づいてする行政庁の処分違反したとき

**(問 40) 認定基準等に適合しなくなった場合や、認定 NPO 法人等としての義務違反があった場合、勧告・命令を経ずに取消しが行われることはありますか。**

(答) 認定の基準等に適合しなくなった場合や事業報告書等を所轄庁に提出していないなどの義務違反があった場合には、所轄庁は認定等を取り消すことができるとされています（法 67②）。通常、認定基準等を回復することが十分に期待される場合や、義務違反行為を発生させるに至ったものの、再発防止策や法令遵守体制の整備が十分に講じられ、今後の是正が十分期待しうるような場合には勧告、命令等が措置され事後の適正な発展を期することとなりますが、認定 NPO 法人等の行為等が著しく悪質である等の場合には勧告、命令等の段階的な処分を前置するとなく認定等を取り消されることがあります。

**(問 41) 事業年度の途中で役員の親族割合基準を満たさなくなった場合、直ちに認定取消しとなるのでしょうか。**

(答) 役員の親族割合基準を満たさない場合には、所轄庁は認定等を取り消すことができるとされています(法 67②)。なお、何らかの理由で理事が欠けた場合に、結果として親族割合が変動してしまう場合などが考えられ、そのような場合には法人の努力や所轄庁の指導監督で改善が期待されることが少なくないことから、事態の度合いに応じて所轄庁が取消しの必要性を判断することとなります。

**(問 42) 認定又は特例認定の取消しを受けた NPO 法人は、二度と認定を受けることはできないのでしょうか。**

(答) 認定等の取消しを受けた場合は欠格事由に該当することとなりますが、認定等の取消しの日から 5 年を経過した法人は認定の申請を行うことができます(法 47 二)。

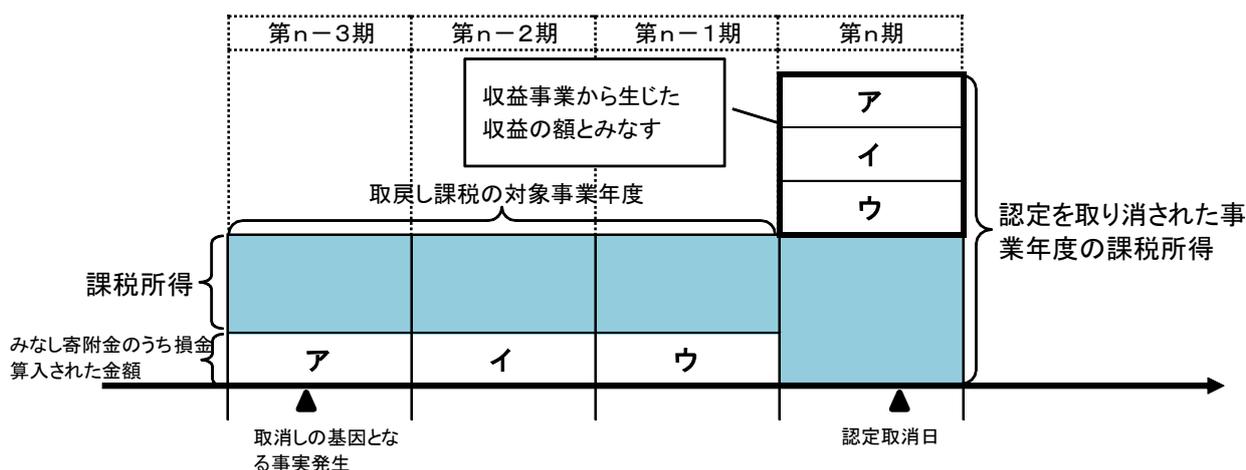
なお、認定等を受けたことがある法人は特例認定を受けることができないため、再度特例認定の申請を行うことはできません(法 59 三)。

**(問 43) 認定が取り消された場合の取戻し課税とはどのような制度でしょうか。**

(答) 認定 NPO 法人の認定が取り消された場合に、その取消しの基因となった事実が生じた日を含む事業年度以後の各事業年度のみなし寄附金の額<sup>(注)</sup>のうち、所得の金額の計算上損金の額に算入された金額に相当する金額の合計額を、その法人のその取消しの日を含む事業年度の収益事業から生じた収益の額とみなし、その事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する制度をいいます(措法 66 の 11 の 2③④⑤)。

(注) のみなし寄附金の額とは、収益事業に属する資産のうちから収益事業以外の事業で特定非営利活動事業に係る事業に該当するもののために支出した金額をいいます(25 頁を参照してください)。

**【概要図】**



**(問44) 認定NPO法人等の合併認定等の基準適合は、どのように判定するのですか。**

(答) 合併により設立されたNPO法人又は合併後存続するNPO法人が合併の認定を受けようとする場合は、その所轄庁に認定の申請を行う必要があります。当該法人について、①合併後の期間については、合併後のNPO法人、②合併前については、次表の判定方法によって、基準の適合を判定します(75頁参照)。

| 認定基準                            |  | 合併前の判定方法   |
|---------------------------------|--|--|
| パブリック・サポート・テスト(PST)に関する基準(一号基準) |  | 各合併消滅法人(合併後存続したNPO法人の場合は、合併前法人及び合併消滅法人)を一の法人とみなして判定します。                                    |
| 活動の対象に関する基準(二号基準)               |  |  |
| 運営組織及び経理に関する規準(三号基準)            |  | 各合併消滅法人(合併後存続したNPO法人の場合は、合併前法人及び合併消滅法人)のそれぞれについて判定します。                                     |
| 基準<br>(四号基準)<br>事業活動に関する        | イ 宗教活動、政治活動及び特定の公職者等又は政党を推薦、支持又は反対する活動を行っていないこと  |  |
|                                 | ロ 役員、社員、職員又は寄附者等に特別の利益を与えないこと及び営利を目的とした事業を行う者等に寄附を行っていないこと   |  |
|                                 | ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること  |  |
|                                 | ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること  |  |
| 基準<br>(五号基準)<br>情報公開に関する        | イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等を閲覧させること   | 各合併消滅法人(合併後存続したNPO法人の場合は、合併前法人及び合併消滅法人)のそれぞれについて判定します。                                     |
|                                 | ロ 各認定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類、役員報酬又は職員給与の支給に関する規程、収益に関する事項等、助成金の提出書、海外送金等の提出書、寄附金を充当する予定の事業の内容を記載した書類等を閲覧させること | 各合併消滅法人(合併後存続したNPO法人の場合は、合併前法人及び合併消滅法人)(実績判定期間中に認定又は特例認定を受けていた期間が含まれるものに限り)のそれぞれについて判定します。 |
| 所轄庁への書類の提出に関する基準(六号基準)          |  | 各合併消滅法人のそれぞれについて判定します。   |
| 不正行為に関する基準(七号基準)                |  |  |

また、設立後の経過期間に関する基準(八号基準)は次のとおりとなります。

合併新設法人が申請書を提出しようとする事業年度の初日においてその設立の日から1年を超える期間が経過していない場合には、各合併消滅法人(合併後存続したNPO法人の場合は、合併前法人及び合併消滅法人)のうち最も設立の早い法人の設立の日を基準として判定することとなります。



## 関係法令・様式集

# 特定非営利活動促進法

(平成十年三月二十五日法律第七号)

最終改正 令和二年十二月九日法律第七十二号

## 第一章 総則

### (目的)

第一条 この法律は、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること並びに運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資する特定非営利活動法人の認定に係る制度を設けること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

### (定義)

第二条 この法律において「特定非営利活動」とは、別表に掲げる活動に該当する活動であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。

2 この法律において「特定非営利活動法人」とは、特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、次の各号のいずれにも該当する団体であって、この法律の定めるところにより設立された法人をいう。

一 次のいずれにも該当する団体であって、営利を目的としないものであること。

イ 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと。

ロ 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の三分の一以下であること。

二 その行う活動が次のいずれにも該当する団体であること。

イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。

ロ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。

ハ 特定の公職（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者にならうとする者を含む。以下同じ。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。

3 この法律において「認定特定非営利活動法人」とは、第四十四条第一項の認定を受けた特定非営利活動法人をいう。

4 この法律において「特例認定特定非営利活動法人」とは、第五十八条第一項の特例認定を受けた特定非営利活動法人をいう。

## 第二章 特定非営利活動法人

### 第一節 通則

#### (原則)

第三条 特定非営利活動法人は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として、その事業を行ってはならない。

2 特定非営利活動法人は、これを特定の政党のために利用してはならない。

#### (名称の使用制限)

第四条 特定非営利活動法人以外の者は、その名称中に、「特定非営利活動法人」又はこれに紛らわしい文字を用いてはならない。

#### (その他の事業)

第五条 特定非営利活動法人は、その行う特定非営利活動に係る事業に支障がない限り、当該特定非営利活動に係る事業以外の事業（以下「その他の事業」という。）を行うことができる。この場合において、利益を生じたときは、これを当該特定非営利活動に係る事業のために使用しなければならない。

2 その他の事業に関する会計は、当該特定非営利活動法人の行う特定非営利活動に係る事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。

#### (住所)

第六条 特定非営利活動法人の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

#### (登記)

第七条 特定非営利活動法人は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

#### (一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用)

第八条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第七十八条の規定は、特定非営利活動法人について準用する。

### (所轄庁)

第九条 特定非営利活動法人の所轄庁は、その主たる事務所が所在する都道府県の知事（その事務所が一の指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内のみに所在する特定非営利活動法人にあっては、当該指定都市の長）とする。

## 第二節 設立

### (設立の認証)

第十条 特定非営利活動法人を設立しようとする者は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、次に掲げる書類を添付した申請書を所轄庁に提出して、設立の認証を受けなければならない。

一 定款

二 役員に係る次に掲げる書類

イ 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。以下同じ。）

ロ 各役員が第二十条各号に該当しないこと及び第二十一条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本

ハ 各役員の住所又は居所を証する書面として都道府県又は指定都市の条例で定めるもの

三 社員のうち十人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面

四 第二条第二項第二号及び第十二条第一項第三号に該当することを確認したことを示す書面

五 設立趣旨書

六 設立についての意思の決定を証する議事録の謄本

七 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書

八 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書（その行う活動に係る事業の収益及び費用の見込みを記載した書類をいう。以下同じ。）

2 所轄庁は、前項の認証の申請があった場合には、遅滞なく、その旨及び次に掲げる事項をインターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により公表するとともに、同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類（同項第二号イに掲げる書類については、これに記載された事項中、役員の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの。第二号において「特定添付書類」という。）を、申請書を受理した日から二週間、その指定した場所において公衆の縦覧に供しなければならない。

一 申請のあった年月日

二 特定添付書類に記載された事項

3 前項の規定による公表は、第十二条第一項の規定による認証又は不認証の決定がされるまでの間、行うものとする。

4 第一項の規定により提出された申請書又は当該申請書に添付された同項各号に掲げる書類に不備があるときは、当該申請をした者は、当該不備が都道府県又は指定都市の条例で定める軽微なものである場合に限り、これを補正することができる。ただし、所轄庁が当該申請書を受理した日から一週間を経過したときは、この限りでない。

### (定款)

第十一条 特定非営利活動法人の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 目的

二 名称

三 その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

四 主たる事務所及びその他の事務所の所在地

五 社員の資格の得喪に関する事項

六 役員に関する事項

七 会議に関する事項

八 資産に関する事項

九 会計に関する事項

十 事業年度

十一 その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項

十二 解散に関する事項

十三 定款の変更に関する事項

十四 公告の方法

2 設立当初の役員は、定款で定めなければならない。

3 第一項第十二号に掲げる事項中に残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、

特定非営利活動法人その他次に掲げる者のうちから選定されるようにしなければならない。

- 一 国又は地方公共団体
- 二 公益社団法人又は公益財団法人
- 三 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人
- 四 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人
- 五 更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第二条第六項に規定する更生保護法人

#### **(認証の基準等)**

第十二条 所轄庁は、第十条第一項の認証の申請が次の各号に適合すると認めるときは、その設立を認証しなければならない。

- 一 設立の手続並びに申請書及び定款の内容が法令の規定に適合していること。
  - 二 当該申請に係る特定非営利活動法人が第二条第二項に規定する団体に該当するものであること。
  - 三 当該申請に係る特定非営利活動法人が次に掲げる団体に該当しないものであること。
    - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下この号及び第四十七条第六号において同じ。）
    - ロ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある団体
  - 四 当該申請に係る特定非営利活動法人が十人以上の社員を有するものであること。
- 2 前項の規定による認証又は不認証の決定は、正当な理由がない限り、第十条第二項の期間を経過した日から二月（都道府県又は指定都市の条例でこれより短い期間を定めたときは、当該期間）以内に行わなければならない。
- 3 所轄庁は、第一項の規定により認証の決定をしたときはその旨を、同項の規定により不認証の決定をしたときはその旨及びその理由を、当該申請をした者に対し、速やかに、書面により通知しなければならない。

#### **(意見聴取等)**

第十二条の二 第四十三条の二及び第四十三条の三の規定は、第十条第一項の認証の申請があった場合について準用する。

#### **(成立の時期等)**

第十三条 特定非営利活動法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する。

- 2 特定非営利活動法人は、前項の登記をしたときは、遅滞なく、当該登記をしたことを証する登記事項証明書及び次条の財産目録を添えて、その旨を所轄庁に届け出なければならない。
- 3 設立の認証を受けた者が設立の認証があった日から六月を経過しても第一項の登記をしないときは、所轄庁は、設立の認証を取り消すことができる。

#### **(財産目録の作成及び備置き)**

第十四条 特定非営利活動法人は、成立の時に財産目録を作成し、常にこれをその事務所に備え置かなければならない。

### **第三節 管理**

#### **(通常社員総会)**

第十四条の二 理事は、少なくとも毎年一回、通常社員総会を開かなければならない。

#### **(臨時社員総会)**

第十四条の三 理事は、必要があると認めるときは、いつでも臨時社員総会を招集することができる。

- 2 総社員の五分之一以上から社員総会の目的である事項を示して請求があったときは、理事は、臨時社員総会を招集しなければならない。ただし、総社員の五分之一の割合については、定款でこれと異なる割合を定めることができる。

#### **(社員総会の招集)**

第十四条の四 社員総会の招集の通知は、その社員総会の日より少なくとも五日前に、その社員総会の目的である事項を示し、定款で定めた方法に従ってしなければならない。

#### **(社員総会の権限)**

第十四条の五 特定非営利活動法人の業務は、定款で理事その他の役員に委任したものを除き、すべて社員総会の決議によって行う。

#### **(社員総会の決議事項)**

第十四条の六 社員総会においては、第十四条の四の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

#### **(社員の表決権)**

第十四条の七 各社員の表決権は、平等とする。

2 社員総会に出席しない社員は、書面で、又は代理人によって表決をすることができる。

3 社員は、定款で定めるところにより、前項の規定に基づく書面による表決に代えて、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものをいう。第二十八条の二第一項第三号において同じ。）により表決をすることができる。

4 前三項の規定は、定款に別段の定めがある場合には、適用しない。

**(表決権のない場合)**

第十四条の八 特定非営利活動法人と特定の社員との関係について議決をする場合には、その社員は、表決権を有しない。

**(社員総会の決議の省略)**

第十四条の九 理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして内閣府令で定めるものをいう。）により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があつたものとみなす。

2 前項の規定により社員総会の目的である事項の全てについての提案を可決する旨の社員総会の決議があつたものとみなされた場合には、その時に当該社員総会が終結したものとみなす。

**(役員の数)**

第十五条 特定非営利活動法人には、役員として、理事三人以上及び監事一人以上を置かなければならない。

**(理事の代表権)**

第十六条 理事は、すべて特定非営利活動法人の業務について、特定非営利活動法人を代表する。ただし、定款をもって、その代表権を制限することができる。

**(業務の執行)**

第十七条 特定非営利活動法人の業務は、定款に特別の定めのないときは、理事の過半数をもって決する。

**(理事の代理行為の委任)**

第十七条の二 理事は、定款又は社員総会の決議によって禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

**(仮理事)**

第十七条の三 理事が欠けた場合において、業務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、仮理事を選任しなければならない。

**(利益相反行為)**

第十七条の四 特定非営利活動法人と理事との利益が相反する事項については、理事は、代表権を有しない。この場合においては、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、特別代理人を選任しなければならない。

**(監事の職務)**

第十八条 監事は、次に掲げる職務を行う。

一 理事の業務執行の状況を監査すること。

二 特定非営利活動法人の財産の状況を監査すること。

三 前二号の規定による監査の結果、特定非営利活動法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを社員総会又は所轄庁に報告すること。

四 前号の報告をするために必要がある場合には、社員総会を招集すること。

五 理事の業務執行の状況又は特定非営利活動法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

**(監事の兼職禁止)**

第十九条 監事は、理事又は特定非営利活動法人の職員を兼ねてはならない。

**(役員の数格事由)**

第二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。

一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

三 この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項の規定を除く。第四十七条第一号ハにおいて同じ。）に違反したことにより、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五

年法律第六十号) の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

四 暴力団の構成員等

五 第四十三条の規定により設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から二年を経過しない者

六 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの

#### (役員親族等の排除)

第二十一条 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の三分の一を超えて含まれることになってはならない。

#### (役員欠員補充)

第二十二条 理事又は監事のうち、その定数の三分の一を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

#### (役員変更等の届出)

第二十三条 特定非営利活動法人は、その役員の氏名又は住所若しくは居所に変更があったときは、遅滞なく、変更後の役員名簿を添えて、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

2 特定非営利活動法人は、役員が新たに就任した場合(任期満了と同時に再任された場合を除く。)において前項の届出をするときは、当該役員に係る第十条第一項第二号ロ及びハに掲げる書類を所轄庁に提出しなければならない。

#### (役員任期)

第二十四条 役員任期は、二年以内において定款で定める期間とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、定款で役員を社員総会で選任することとしている特定非営利活動法人にあっては、定款により、後任の役員が選任されていない場合に限り、同項の規定により定款で定められた任期の末日後最初の社員総会が終結するまでその任期を延長することができる。

#### (定款の変更)

第二十五条 定款の変更は、定款で定めるところにより、社員総会の議決を経なければならない。

2 前項の議決は、社員総数の二分の一以上が出席し、その出席者の四分の三以上の多数をもってしなければならない。ただし、定款に特別の定めがあるときは、この限りでない。

3 定款の変更(第十一条第一項第一号から第三号まで、第四号(所轄庁の変更を伴うものに限る。)、第五号、第六号(役員定数に係るものを除く。)、第七号、第十一号、第十二号(残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。))又は第十三号に掲げる事項に係る変更を含むものに限る。)は、所轄庁の認証を受けなければ、その効力を生じない。

4 特定非営利活動法人は、前項の認証を受けようとするときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添付した申請書を、所轄庁に提出しなければならない。この場合において、当該定款の変更が第十一条第一項第三号又は第十一号に掲げる事項に係る変更を含むものであるときは、当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を併せて添付しなければならない。

5 第十条第二項から第四項まで及び第十二条の規定は、第三項の認証について準用する。

6 特定非営利活動法人は、定款の変更(第三項の規定により所轄庁の認証を受けなければならない事項に係るものを除く。)をしたときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、遅滞なく、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添えて、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

7 特定非営利活動法人は、定款の変更に係る登記をしたときは、遅滞なく、当該登記をしたことを証する登記事項証明書(所轄庁に提出しなければならない)を所轄庁に提出しなければならない。

第二十六条 所轄庁の変更を伴う定款の変更に係る前条第四項の申請書は、変更前の所轄庁を経由して変更後の所轄庁に提出するものとする。

2 前項の場合においては、前条第四項の添付書類のほか、第十条第一項第二号イ及び第四号に掲げる書類並びに直近の第二十八条第一項に規定する事業報告書等(設立後当該書類が作成されるまでの間は第十条第一項第七号の事業計画書、同項第八号の活動予算書及び第十四条の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は第三十四条第五項において準用する第十条第一項第七号の事業計画書、第三十四条第五項において準用する第十条第一項第八号の活動予算書及び第三十五条第一項の財産目録)を申請書に添付しなければならない。

3 第一項の場合において、当該定款の変更を認証したときは、所轄庁は、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、変更前の所轄庁から事務の引継ぎを受けなければならない。

#### (会計原則)

第二十七条 特定非営利活動法人の会計は、この法律に定めるもののほか、次に掲げる原則に従って、行わなければならない。

- 一 削除
- 二 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。
- 三 計算書類（活動計算書及び貸借対照表をいう。次条第一項において同じ。）及び財産目録は、会計簿に基づいて活動に係る事業の実績及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとすること。
- 四 採用する会計処理の基準及び手続については、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

#### （事業報告書等の備置き等及び閲覧）

第二十八条 特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの三月以内に、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、前事業年度の事業報告書、計算書類及び財産目録並びに年間役員名簿（前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿をいう。）並びに前事業年度の末日における社員のうち十人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面（以下「事業報告書等」という。）を作成し、これらを、その作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、その事務所に備え置かなければならない。

2 特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、役員名簿及び定款等（定款並びにその認証及び登記に関する書類の写しをいう。以下同じ。）を、その事務所に備え置かなければならない。

3 特定非営利活動法人は、その社員その他の利害関係人から次に掲げる書類の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧させなければならない。

- 一 事業報告書等（設立後当該書類が作成されるまでの間は第十条第一項第七号の事業計画書、同項第八号の活動予算書及び第十四条の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は第三十四条第五項において準用する第十条第一項第七号の事業計画書、第三十四条第五項において準用する第十条第一項第八号の活動予算書及び第三十五条第一項の財産目録、第三十条及び第四十五条第一項第五号イにおいて同じ。）

- 二 役員名簿
- 三 定款等

#### （貸借対照表の公告）

第二十八条の二 特定非営利活動法人は、内閣府令で定めるところにより、前条第一項の規定による前事業年度の貸借対照表の作成後遅滞なく、次に掲げる方法のうち定款で定める方法によりこれを公告しなければならない。

- 一 官報に掲載する方法
- 二 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法
- 三 電子公告（電磁的方法により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であって内閣府令で定めるものをとる公告の方法をいう。以下この条において同じ。）

四 前三号に掲げるもののほか、不特定多数の者が公告すべき内容である情報を認識することができる状態に置く措置として内閣府令で定める方法

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する貸借対照表の公告の方法として同項第一号又は第二号に掲げる方法を定款で定める特定非営利活動法人は、当該貸借対照表の要旨を公告することで足りる。

3 特定非営利活動法人が第一項第三号に掲げる方法を同項に規定する貸借対照表の公告の方法とする旨を定款で定める場合には、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の当該公告の方法として、同項第一号又は第二号に掲げる方法のいずれかを定めることができる。

4 特定非営利活動法人が第一項の規定により電子公告による公告をする場合には、前条第一項の規定による前事業年度の貸借対照表の作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、継続して当該公告をしなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、同項の規定により電子公告による公告をしなければならない期間（第二号において「公告期間」という。）中公告の中断（不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置かれた情報がその状態に置かれなかったこととなったこと又はその情報がその状態に置かれた後改変されたことをいう。以下この項において同じ。）が生じた場合において、次のいずれにも該当するときは、その公告の中断は、当該電子公告による公告の効力に影響を及ぼさない。

- 一 公告の中断が生ずることにつき特定非営利活動法人が善意でかつ重大な過失がないこと又は特定非営利活動法人に正当な事由があること。

- 二 公告の中断が生じた時間の合計が公告期間の十分の一を超えないこと。
- 三 特定非営利活動法人が公告の中断が生じたことを知った後速やかにその旨、公告の中断が生じた時間及び公告の中断の内容を当該電子公告による公告に付して公告したこと。

#### **(事業報告書等の提出)**

第二十九条 特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、毎事業年度一回、事業報告書等を所轄庁に提出しなければならない。

#### **(事業報告書等の公開)**

第三十条 所轄庁は、特定非営利活動法人から提出を受けた事業報告書等（過去五年間に提出を受けたものに限る。）、役員名簿又は定款等について閲覧又は謄写の請求があったときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、これらの書類（事業報告書等又は役員名簿については、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）を閲覧させ、又は謄写させなければならない。

### **第四節 解散及び合併**

#### **(解散事由)**

第三十一条 特定非営利活動法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- 一 社員総会の決議
- 二 定款で定めた解散事由の発生
- 三 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- 四 社員の欠亡
- 五 合併
- 六 破産手続開始の決定
- 七 第四十三条の規定による設立の認証の取消し

2 前項第三号に掲げる事由による解散は、所轄庁の認定がなければ、その効力を生じない。

3 特定非営利活動法人は、前項の認定を受けようとするときは、第一項第三号に掲げる事由を証する書面を、所轄庁に提出しなければならない。

4 清算人は、第一項第一号、第二号、第四号又は第六号に掲げる事由によって解散した場合には、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。

#### **(解散の決議)**

第三十一条の二 特定非営利活動法人は、総社員の四分の三以上の賛成がなければ、解散の決議をすることができない。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

#### **(特定非営利活動法人についての破産手続の開始)**

第三十一条の三 特定非営利活動法人がその債務につきその財産をもって完済することができなくなった場合には、裁判所は、理事若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。

2 前項に規定する場合には、理事は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

#### **(清算中の特定非営利活動法人の能力)**

第三十一条の四 解散した特定非営利活動法人は、清算の目的の範囲内において、その清算の終了に至るまではなお存続するものとみなす。

#### **(清算人)**

第三十一条の五 特定非営利活動法人が解散したときは、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、定款に別段の定めがあるとき、又は社員総会において理事以外の者を選任したときは、この限りでない。

#### **(裁判所による清算人の選任)**

第三十一条の六 前条の規定により清算人となる者がいないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

#### **(清算人の解任)**

第三十一条の七 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

#### **(清算人の届出)**

第三十一条の八 清算中に就任した清算人は、その氏名及び住所を所轄庁に届け出なければならない。

#### **(清算人の職務及び権限)**

第三十一条の九 清算人の職務は、次のとおりとする。

- 一 現務の結了
- 二 債権の取立て及び債務の弁済

### 三 残余財産の引渡し

2 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

#### (債権の申出の催告等)

第三十一条の十 清算人は、特定非営利活動法人が第三十一条第一項各号に掲げる事由によって解散した後、遅滞なく、公告をもって、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、判明している債権者を除斥することができない。

3 清算人は、判明している債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

4 第一項の公告は、官報に掲載してする。

#### (期間経過後の債権の申出)

第三十一条の十一 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、特定非営利活動法人の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

#### (清算中の特定非営利活動法人についての破産手続の開始)

第三十一条の十二 清算中に特定非営利活動法人の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

2 清算人は、清算中の特定非営利活動法人が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。

3 前項に規定する場合において、清算中の特定非営利活動法人が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

4 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

#### (残余財産の帰属)

第三十二条 解散した特定非営利活動法人の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、所轄庁に対する清算終了の届出の時に於いて、定款で定めるところにより、その帰属すべき者に帰属する。

2 定款に残余財産の帰属すべき者に関する規定がないときは、清算人は、所轄庁の認証を得て、その財産を国又は地方公共団体に譲渡することができる。

3 前二項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。

#### (裁判所による監督)

第三十二条の二 特定非営利活動法人の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

3 特定非営利活動法人の解散及び清算を監督する裁判所は、所轄庁に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

4 所轄庁は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べるることができる。

#### (清算終了の届出)

第三十二条の三 清算が終了したときは、清算人は、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

#### (解散及び清算の監督等に関する事件の管轄)

第三十二条の四 特定非営利活動法人の解散及び清算の監督並びに清算人に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

#### (不服申立ての制限)

第三十二条の五 清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

#### (裁判所の選任する清算人の報酬)

第三十二条の六 裁判所は、第三十一条の六の規定により清算人を選任した場合には、特定非営利活動法人が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聴かなければならない。

第三十二条の七 削除

#### (検査役の選任)

第三十二条の八 裁判所は、特定非営利活動法人の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2 第三十二条の五及び第三十二条の六の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、同条中「清算人及び監事」とあるのは、「特定非営利活動法人及び検査役」と読み替えるものとする。

#### (合併)

第三十三条 特定非営利活動法人は、他の特定非営利活動法人と合併することができる。

#### (合併手続)

第三十四条 特定非営利活動法人が合併するには、社員総会の議決を経なければならない。

2 前項の議決は、社員総数の四分の三以上の多数をもってしなければならない。ただし、定款に特別の定めがあるときは、この限りでない。

3 合併は、所轄庁の認証を受けなければ、その効力を生じない。

4 特定非営利活動法人は、前項の認証を受けようとするときは、第一項の議決をした社員総会の議事録の謄本を添付した申請書を、所轄庁に提出しなければならない。

5 第十条及び第十二条の規定は、第三項の認証について準用する。

第三十五条 特定非営利活動法人は、前条第三項の認証があったときは、その認証の通知のあった日から二週間以内に、貸借対照表及び財産目録を作成し、次項の規定により債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、これをその事務所に備え置かなければならない。

2 特定非営利活動法人は、前条第三項の認証があったときは、その認証の通知のあった日から二週間以内に、その債権者に対し、合併に異議があれば一定の期間内に述べるべきことを公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。この場合において、その期間は、二月を下回ってはならない。

第三十六条 債権者が前条第二項の期間内に異議を述べなかったときは、合併を承認したものとみなす。

2 債権者が異議を述べたときは、特定非営利活動法人は、これに弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

第三十七条 合併により特定非営利活動法人を設立する場合には、定款の作成その他特定非営利活動法人の設立に関する事務は、それぞれの特定非営利活動法人において選任した者が共同して行わなければならない。

#### (合併の効果)

第三十八条 合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人は、合併によって消滅した特定非営利活動法人の一切の権利義務（当該特定非営利活動法人がその行う事業に関し行政庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。）を承継する。

#### (合併の時期等)

第三十九条 特定非営利活動法人の合併は、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地において登記をすることによって、その効力を生ずる。

2 第十三条第二項及び第十四条の規定は前項の登記をした場合について、第十三条第三項の規定は前項の登記をしない場合について、それぞれ準用する。

第四十条 削除

## 第五節 監督

#### (報告及び検査)

第四十一条 所轄庁は、特定非営利活動法人（認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人を除く。以下この項及び次項において同じ。）が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、当該特定非営利活動法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該特定非営利活動法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 所轄庁は、前項の規定による検査をさせる場合においては、当該検査をする職員に、同項の相当の理由を記載した書面を、あらかじめ、当該特定非営利活動法人の役員その他の当該検査の対象となっている事務所その他の施設の管理について権限を有する者（以下この項において「特定非営利活動法人の役員等」という。）に提示させなければならない。この場合において、当該特定非営利活動法人の役員等が当該書面の交付を要求したときは、これを交付させなければならない。

3 第一項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

4 第一項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

#### (改善命令)

第四十二条 所轄庁は、特定非営利活動法人が第十二条第一項第二号、第三号又は第四号に規定する要件を欠くに至ったと認めるときその他法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該特定非営利活動法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

#### (設立の認証の取消し)

第四十三条 所轄庁は、特定非営利活動法人が、前条の規定による命令に違反した場合であって他の方法

により監督の目的を達することができないとき又は三年以上にわたって第二十九条の規定による事業報告書等の提出を行わないときは、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。

- 2 所轄庁は、特定非営利活動法人が法令に違反した場合において、前条の規定による命令によってはその改善を期待することができないことが明らかであり、かつ、他の方法により監督の目的を達することができないときは、同条の規定による命令を経ないでも、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。
- 3 前二項の規定による設立の認証の取消しに係る聴聞の期日における審理は、当該特定非営利活動法人から請求があったときは、公開により行うよう努めなければならない。
- 4 所轄庁は、前項の規定による請求があった場合において、聴聞の期日における審理を公開により行わないときは、当該特定非営利活動法人に対し、当該公開により行わない理由を記載した書面を交付しなければならない。

#### (意見聴取)

第四十三条の二 所轄庁は、特定非営利活動法人について第十二条第一項第三号に規定する要件を欠いている疑い又はその役員について第二十条第四号に該当する疑いがあると認めるときは、その理由を付して、警視總監又は道府県警察本部長の意見を聴くことができる。

#### (所轄庁への意見)

第四十三条の三 警視總監又は道府県警察本部長は、特定非営利活動法人について第十二条第一項第三号に規定する要件を欠いていると疑うに足りる相当な理由又はその役員について第二十条第四号に該当すると疑うに足りる相当な理由があるため、所轄庁が当該特定非営利活動法人に対して適当な措置を採ることが必要であると認めるときは、所轄庁に対し、その旨の意見を述べることができる。

### 第三章 認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人

#### 第一節 認定特定非営利活動法人

##### (認定)

第四十四条 特定非営利活動法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するものは、所轄庁の認定を受けることができる。

- 2 前項の認定を受けようとする特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、次に掲げる書類を添付した申請書を所轄庁に提出しなければならない。ただし、次条第一項第一号ハに掲げる基準に適合する特定非営利活動法人が申請をする場合には、第一号に掲げる書類を添付することを要しない。
  - 一 実績判定期間内の日を含む各事業年度（その期間が一年を超える場合は、当該期間をその初日以後一年ごとに区分した期間（最後に一年未満の期間を生じたときは、その一年未満の期間）。以下同じ。）の寄附者名簿（各事業年度に当該申請に係る特定非営利活動法人が受け入れた寄附金の支払者ごとに当該支払者の氏名（法人にあっては、その名称）及び住所並びにその寄附金の額及び受け入れた年月日を記載した書類をいう。以下同じ。）
  - 二 次条第一項各号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類（前号に掲げる書類を除く。）及び第四十七条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類
  - 三 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
- 3 前項第一号の「実績判定期間」とは、第一項の認定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日以前五年（同項の認定を受けたことのない特定非営利活動法人が同項の認定を受けようとする場合にあっては、二年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいう。

##### (認定の基準)

第四十五条 所轄庁は、前条第一項の認定の申請をした特定非営利活動法人が次の各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、同項の認定をするものとする。

- 一 広く市民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準として次に掲げる基準のいずれかに適合すること。
  - イ 実績判定期間（前条第三項に規定する実績判定期間をいう。以下同じ。）における経常収入金額（(1)に掲げる金額をいう。）のうち寄附金等収入金額（(2)に掲げる金額（内閣府令で定める要件を満たす特定非営利活動法人にあっては、(2)及び(3)に掲げる金額の合計額）をいう。）の占める割合が政令で定める割合以上であること。
    - (1) 総収入金額から国等（国、地方公共団体、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関をいう。以下この(1)において同じ。）からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付するもの（次項において「国の補助金等」という。）、臨時的な収入その他の内閣府

令で定めるものの額を控除した金額

(2) 受け入れた寄附金の額の総額（第四号ニにおいて「受入寄附金総額」という。）から一者当たり基準限度超過額（同一の者からの寄附金の額のうち内閣府令で定める金額を超える部分の金額をいう。）その他の内閣府令で定める寄附金の額の合計額を控除した金額

(3) 社員から受け入れた会費の額の合計額から当該合計額に次号に規定する内閣府令で定める割合を乗じて計算した金額を控除した金額のうち(2)に掲げる金額に達するまでの金額

ロ 実績判定期間内の日を含む各事業年度における判定基準寄附者（当該事業年度における同一の者からの寄附金（寄附者の氏名（法人にあっては、その名称）その他の内閣府令で定める事項が明らかな寄附金に限る。以下このロにおいて同じ。）の額の総額（当該同一の者が個人である場合には、当該事業年度におけるその者と生計を一にする者からの寄附金の額を加算した金額）が政令で定める額以上である場合の当該同一の者をいい、当該申請に係る特定非営利活動法人の役員である者及び当該役員と生計を一にする者を除く。以下同じ。）の数（当該事業年度において個人である判定基準寄附者と生計を一にする他の判定基準寄附者がいる場合には、当該判定基準寄附者と当該他の判定基準寄附者を一人とみなした数）の合計数に十二を乗じてこれを当該実績判定期間の月数で除して得た数が政令で定める数以上であること。

ハ 前条第二項の申請書を提出した日の前日において、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三十七条の二第一項第四号（同法第一条第二項の規定により都について準用する場合を含む。）に掲げる寄附金又は同法第三百十四条の七第一項第四号（同法第一条第二項の規定により特別区について準用する場合を含む。）に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人としてこれらの寄附金を定める条例で定められているもの（その条例を制定した道府県（都を含む。）又は市町村（特別区を含む。）の区域内に事務所を有するものに限る。）であること。

二 実績判定期間における事業活動のうちに次に掲げる活動の占める割合として内閣府令で定める割合が百分の五十未満であること。

イ 会員又はこれに類するものとして内閣府令で定める者（当該申請に係る特定非営利活動法人の運営又は業務の執行に関係しない者で内閣府令で定めるものを除く。以下この号において「会員等」という。）に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供（以下「資産の譲渡等」という。）、会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動（資産の譲渡等のうち対価を得ないで行われるものその他内閣府令で定めるものを除く。）

ロ その便益の及ぶ者が次に掲げる者その他特定の範囲の者（前号ハに掲げる基準に適合する場合にあっては、(4)に掲げる者を除く。）である活動（会員等を対象とする活動で内閣府令で定めるもの及び会員等に対する資産の譲渡等を除く。）

(1) 会員等

(2) 特定の団体の構成員

(3) 特定の職域に属する者

(4) 特定の地域として内閣府令で定める地域に居住し又は事務所その他これに準ずるものを有する者

ハ 特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動

ニ 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動

三 その運営組織及び経理に関し、次に掲げる基準に適合していること。

イ 各役員について、次に掲げる者の数の役員の総数のうちに占める割合が、それぞれ三分の一以下であること。

(1) 当該役員並びに当該役員の配偶者及び三親等以内の親族並びに当該役員と内閣府令で定める特殊の関係のある者

(2) 特定の法人（当該法人との間に発行済株式又は出資（その有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額の百分の五十以上の株式又は出資の数又は金額を直接又は間接に保有する関係その他の内閣府令で定める関係のある法人を含む。）の役員又は使用人である者並びにこれらの者の配偶者及び三親等以内の親族並びにこれらの者と内閣府令で定める特殊の関係のある者

ロ 各社員の表決権が平等であること。

ハ その会計について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けていること又は内閣府令で定めるところにより帳簿及び書類を備え付けてこれらにその取引を記録し、かつ、当該帳簿及び書類を保存していること。

ニ その支出した金銭でその費途が明らかでないものがあることその他の不適正な経理として内閣府令で定める経理が行われていないこと。

四 その事業活動に関し、次に掲げる基準に適合していること。

イ 次に掲げる活動を行っていないこと。

(1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成すること。

- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対すること。
  - (3) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対すること。
  - ロ その役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と内閣府令で定める特殊の関係のある者に対し特別の利益を与えないことその他の特定の者と特別の関係がないものとして内閣府令で定める基準に適合していること。
  - ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める割合が百分の八十以上であること。
  - ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の百分の七十以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること。
- 五 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、当該書類（イに掲げる書類については、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）をその事務所において閲覧させること。
- イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等
  - ロ 前条第二項第二号及び第三号に掲げる書類並びに第五十四条第二項第二号から第四号までに掲げる書類及び同条第三項の書類
- 六 各事業年度において、事業報告書等を第二十九条の規定により所轄庁に提出していること。
- 七 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと。
- 八 前条第二項の申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後一年を超える期間が経過していること。
- 九 実績判定期間において、第三号、第四号イ及びロ並びに第五号から第七号までに掲げる基準（当該実績判定期間中に、前条第一項の認定又は第五十八条第一項の特例認定を受けていない期間が含まれる場合には、当該期間については第五号ロに掲げる基準を除く。）に適合していること。
- 2 前項の規定にかかわらず、前条第一項の認定の申請をした特定非営利活動法人の実績判定期間に国の補助金等がある場合及び政令で定める小規模な特定非営利活動法人が同項の認定の申請をした場合における前項第一号イに規定する割合の計算については、政令で定める方法によることができる。

#### （合併特定非営利活動法人に関する適用）

第四十六条 前二条に定めるもののほか、第四十四条第一項の認定を受けようとする特定非営利活動法人が合併後存続した特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人で同条第二項の申請書を提出しようとする事業年度の初日においてその合併又は設立の日以後一年を超える期間が経過していないものである場合における前二条の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

#### （欠格事由）

第四十七条 第四十五条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する特定非営利活動法人は、第四十四条第一項の認定を受けることができない。

- 一 その役員のうち、次のいずれかに該当する者があるもの
  - イ 認定特定非営利活動法人が第六十七条第一項若しくは第二項の規定により第四十四条第一項の認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が第六十七条第三項において準用する同条第一項若しくは第二項の規定により第五十八条第一項の特例認定を取り消された場合において、その取消の原因となった事実があった日以前一年内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消の日から五年を経過しないもの
  - ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
  - ハ この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反したことにより、若しくは刑法第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとする事に関する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
  - ニ 暴力団の構成員等
- 二 第六十七条第一項若しくは第二項の規定により第四十四条第一項の認定を取り消され、又は第六十七条第三項において準用する同条第一項若しくは第二項の規定により第五十八条第一項の特例認定を取り消され、その取消の日から五年を経過しないもの
- 三 その定款又は事業計画書の内容が法令又は法令に基づいてする行政庁の処分違反しているもの

- 四 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から三年を経過しないもの
- 五 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から三年を経過しないもの
- 六 次のいずれかに該当するもの
  - イ 暴力団
  - ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にあるもの

#### (認定に関する意見聴取)

第四十八条 所轄庁は、第四十四条第一項の認定をしようとするときは、次の各号に掲げる事由の区分に応じ、当該事由の有無について、当該各号に定める者の意見を聴くことができる。

- 一 前条第一号ニ及び第六号に規定する事由 警視總監又は道府県警察本部長
- 二 前条第四号及び第五号に規定する事由 国税庁長官、関係都道府県知事又は関係市町村長（以下「国税庁長官等」という。）

#### (認定の通知等)

第四十九条 所轄庁は、第四十四条第一項の認定をしたときはその旨を、同項の認定をしないことを決定したときはその旨及びその理由を、当該申請をした特定非営利活動法人に対し、速やかに、書面により通知しなければならない。

- 2 所轄庁は、第四十四条第一項の認定をしたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、当該認定に係る認定特定非営利活動法人に係る次に掲げる事項を公示しなければならない。
  - 一 名称
  - 二 代表者の氏名
  - 三 主たる事務所及びその他の事務所の所在地
  - 四 当該認定の有効期間
  - 五 前各号に掲げるもののほか、都道府県又は指定都市の条例で定める事項
- 3 所轄庁は、特定非営利活動法人で二以上の都道府県の区域内に事務所を設置するものについて第四十四条第一項の認定をしたときは、当該認定に係る認定特定非営利活動法人の名称その他の内閣府令で定める事項を、その主たる事務所が所在する都道府県以外の都道府県でその事務所が所在する都道府県の知事（以下「所轄庁以外の関係知事」という。）に対し通知しなければならない。
- 4 認定特定非営利活動法人で二以上の都道府県の区域内に事務所を設置するものは、第一項の規定による認定の通知を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、次に掲げる書類を所轄庁以外の関係知事に提出しなければならない。
  - 一 直近の事業報告書等（合併後当該書類が作成されるまでの間は、第三十四条第五項において準用する第十条第一項第七号の事業計画書、第三十四条第五項において準用する第十条第一項第八号の活動予算書及び第三十五条第一項の財産目録、第五十二条第四項及び第五項において同じ。）、役員名簿及び定款等
  - 二 第四十四条第二項の規定により所轄庁に提出した同項各号に掲げる添付書類の写し
  - 三 認定に関する書類の写し

#### (名称等の使用制限)

第五十条 認定特定非営利活動法人でない者は、その名称又は商号中に、認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

- 2 何人も、不正の目的をもって、他の認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用してはならない。

#### (認定の有効期間及びその更新)

第五十一条 第四十四条第一項の認定の有効期間（次項の有効期間の更新がされた場合にあつては、当該更新された有効期間。以下この条及び第五十七条第一項第一号において同じ。）は、当該認定の日（次項の有効期間の更新がされた場合にあつては、従前の認定の有効期間の満了の日の翌日。第五十四条第一項において同じ。）から起算して五年とする。

- 2 前項の有効期間の満了後引き続き認定特定非営利活動法人として特定非営利活動を行おうとする認定特定非営利活動法人は、その有効期間の更新を受けなければならない。
- 3 前項の有効期間の更新を受けようとする認定特定非営利活動法人は、第一項の有効期間の満了の日の六月前から三月前までの間（以下この項において「更新申請期間」という。）に、所轄庁に有効期間の更新の申請をしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により更新申請期間にその申請をすることができないときは、この限りでない。
- 4 前項の申請があつた場合において、第一項の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の認定は、同項の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なお効力を有する。

- 5 第四十四条第二項（第一号に係る部分を除く。）及び第三項、第四十五条第一項（第三号ロ、第六号、第八号及び第九号に係る部分を除く。）及び第二項、第四十六条から第四十八条まで並びに第四十九条第一項、第二項及び第四項（第一号に係る部分を除く。）の規定は、第二項の有効期間の更新について準用する。ただし、第四十四条第二項第二号及び第三号に掲げる書類については、既に所轄庁に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、その添付を省略することができる。

**(役員の変更等の届出、定款の変更の届出等及び事業報告書等の提出に係る特例並びにこれらの書類の閲覧)**

第五十二条 認定特定非営利活動法人についての第二十三条、第二十五条第六項及び第七項並びに第二十九条の規定の適用については、これらの規定中「所轄庁に」とあるのは、「所轄庁（二以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人にあつては、所轄庁及び所轄庁以外の関係知事）に」とする。

- 2 二以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人は、第二十五条第三項の定款の変更の認証を受けたときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、遅滞なく、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を所轄庁以外の関係知事に提出しなければならない。
- 3 第二十六条第一項の場合においては、認定特定非営利活動法人は、同条第二項に掲げる添付書類のほか、内閣府令で定めるところにより、寄附者名簿その他の内閣府令で定める書類を申請書に添付しなければならない。
- 4 認定特定非営利活動法人は、事業報告書等、役員名簿又は定款等の閲覧の請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させなければならない。
- 5 認定特定非営利活動法人は、前項の請求があつた場合において事業報告書等又は役員名簿を閲覧させるときは、同項の規定にかかわらず、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除くことができる。

**(代表者の氏名の変更の届出等並びに事務所の新設及び廃止に関する通知等)**

第五十三条 認定特定非営利活動法人は、代表者の氏名に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

- 2 所轄庁は、認定特定非営利活動法人について、第四十九条第二項各号（第二号及び第四号を除く。）に掲げる事項に係る定款の変更についての第二十五条第三項の認証をしたとき若しくは同条第六項の届出を受けたとき、前項の届出を受けたとき又は第四十九条第二項第五号に掲げる事項に変更があつたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示しなければならない。
- 3 所轄庁は、認定特定非営利活動法人の事務所が所在する都道府県以外の都道府県の区域内に新たに事務所を設置する旨又はその主たる事務所が所在する都道府県以外の都道府県の区域内の全ての事務所を廃止する旨の定款の変更についての第二十五条第三項の認証をしたとき又は同条第六項の届出を受けたときは、その旨を当該都道府県の知事に通知しなければならない。
- 4 認定特定非営利活動法人は、その事務所が所在する都道府県以外の都道府県の区域内に新たに事務所を設置したときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、第四十九条第四項各号に掲げる書類を、当該都道府県の知事に提出しなければならない。

**(認定申請の添付書類及び役員報酬規程等の備置き等及び閲覧)**

第五十四条 認定特定非営利活動法人は、第四十四条第一項の認定を受けたときは、同条第二項第二号及び第三号に掲げる書類を、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、同条第一項の認定の日から起算して五年間、その事務所に備え置かなければならない。

- 2 認定特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの三月以内に、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、次に掲げる書類を作成し、第一号に掲げる書類についてはその作成の日から起算して五年間、第二号から第四号までに掲げる書類についてはその作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、その事務所に備え置かなければならない。
- 一 前事業年度の寄附者名簿
- 二 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
- 三 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他の内閣府令で定める事項を記載した書類
- 四 前三号に掲げるもののほか、内閣府令で定める書類
- 3 認定特定非営利活動法人は、助成金の支給を行ったときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、遅滞なく、その助成の実績を記載した書類を作成し、その作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、これをその事務所に備え置かなければならない。
- 4 認定特定非営利活動法人は、第四十四条第二項第二号若しくは第三号に掲げる書類又は第二項第二号から第四号までに掲げる書類若しくは前項の書類の閲覧の請求があつた場合には、正当な理由がある場

合を除いて、これをその事務所において閲覧させなければならない。

#### (役員報酬規程等の提出)

第五十五条 認定特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、毎事業年度一回、前条第二項第二号から第四号までに掲げる書類（同項第三号に掲げる書類については、資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項以外の事項を記載した書類に限る。）を所轄庁（二以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人にあっては、所轄庁及び所轄庁以外の関係知事。以下この条において同じ。）に提出しなければならない。ただし、前条第二項第二号に掲げる書類については、既に所轄庁に提出されている当該書類の内容に変更がない場合は、この限りでない。

2 認定特定非営利活動法人は、助成金の支給を行ったときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、前条第三項の書類を所轄庁に提出しなければならない。

#### (役員報酬規程等の公開)

第五十六条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人から提出を受けた第四十四条第二項第二号若しくは第三号に掲げる書類又は第五十四条第二項第二号から第四号までに掲げる書類若しくは同条第三項の書類（過去五年間に提出を受けたものに限る。）について閲覧又は謄写の請求があったときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、これを閲覧させ、又は謄写させなければならない。

#### (認定の失効)

第五十七条 認定特定非営利活動法人について、次のいずれかに掲げる事由が生じたときは、第四十四条第一項の認定は、その効力を失う。

一 第四十四条第一項の認定の有効期間が経過したとき（第五十一条第四項に規定する場合にあっては、更新拒否処分がされたとき。）。

二 認定特定非営利活動法人が認定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人と合併をした場合において、その合併が第六十三条第一項の認定を経ずにその効力を生じたとき（同条第四項に規定する場合にあっては、その合併の不認定処分がされたとき。）。

三 認定特定非営利活動法人が解散したとき。

2 所轄庁は、前項の規定により第四十四条第一項の認定がその効力を失ったときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示しなければならない。

3 所轄庁は、認定特定非営利活動法人で二以上の都道府県の区域内に事務所を設置するものについて第一項の規定により第四十四条第一項の認定がその効力を失ったときは、その旨を所轄庁以外の関係知事に対し通知しなければならない。

## 第二節 特例認定特定非営利活動法人

#### (特例認定)

第五十八条 特定非営利活動法人であって新たに設立されたもののうち、その運営組織及び事業活動が適正であって特定非営利活動の健全な発展の基盤を有し公益の増進に資すると見込まれるものは、所轄庁の特例認定を受けることができる。

2 第四十四条第二項（第一号に係る部分を除く。）及び第三項の規定は、前項の特例認定を受けようとする特定非営利活動法人について準用する。この場合において、同条第三項中「五年（同項の認定を受けたことのない特定非営利活動法人が同項の認定を受けようとする場合にあっては、二年）」とあるのは、「二年」と読み替えるものとする。

#### (特例認定の基準)

第五十九条 所轄庁は、前条第一項の特例認定の申請をした特定非営利活動法人が次の各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、同項の特例認定をするものとする。

一 第四十五条第一項第二号から第九号までに掲げる基準に適合すること。

二 前条第二項において準用する第四十四条第二項の申請書を提出した日の前日において、その設立の日（当該特定非営利活動法人が合併後存続した特定非営利活動法人である場合にあっては当該特定非営利活動法人又はその合併によって消滅した各特定非営利活動法人の設立の日のうち最も早い日、当該特定非営利活動法人が合併によって設立した特定非営利活動法人である場合にあってはその合併によって消滅した各特定非営利活動法人の設立の日のうち最も早い日）から五年を経過しない特定非営利活動法人であること。

三 第四十四条第一項の認定又は前条第一項の特例認定を受けたことがないこと。

#### (特例認定の有効期間)

第六十条 第五十八条第一項の特例認定の有効期間は、当該特例認定の日から起算して三年とする。

#### (特例認定の失効)

第六十一条 特例認定特定非営利活動法人について、次のいずれかに掲げる事由が生じたときは、第五十

八条第一項の特例認定は、その効力を失う。

- 一 第五十八条第一項の特例認定の有効期間が経過したとき。
- 二 特例認定特定非営利活動法人が特例認定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人と合併をした場合において、その合併が第六十三条第一項又は第二項の認定を経ずにその効力を生じたとき（同条第四項に規定する場合にあっては、その合併の不認定処分がされたとき。）。
- 三 特例認定特定非営利活動法人が解散したとき。
- 四 特例認定特定非営利活動法人が第四十四条第一項の認定を受けたとき。

#### (認定特定非営利活動法人に関する規定の準用)

第六十二条 第四十六条から第五十条まで、第五十二条から第五十六条まで並びに第五十七条第二項及び第三項の規定は、特例認定特定非営利活動法人について準用する。この場合において、第五十四条第一項中「五年間」とあるのは「三年間」と、同条第二項中「五年間」とあるのは「三年間」と、「その作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度」とあるのは「翌々事業年度」と、同条第三項中「五年が経過した日を含む事業年度の末日」とあるのは「第六十条の有効期間の満了の日」と、第五十六条中「五年間」とあるのは「三年間」と読み替えるものとする。

### 第三節 認定特定非営利活動法人等の合併

第六十三条 認定特定非営利活動法人が認定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人と合併をした場合は、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人は、その合併について所轄庁の認定がされたときに限り、合併によって消滅した特定非営利活動法人のこの法律の規定による認定特定非営利活動法人としての地位を承継する。

- 2 特例認定特定非営利活動法人が特例認定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人（認定特定非営利活動法人であるものを除く。）と合併をした場合は、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人は、その合併について所轄庁の認定がされたときに限り、合併によって消滅した特定非営利活動法人のこの法律の規定による特例認定特定非営利活動法人としての地位を承継する。
- 3 第一項の認定を受けようとする認定特定非営利活動法人又は前項の認定を受けようとする特例認定特定非営利活動法人は、第三十四条第三項の認証の申請に併せて、所轄庁に第一項の認定又は前項の認定の申請をしなければならない。
- 4 前項の申請があった場合において、その合併がその効力を生ずる日までにその申請に対する処分がされないときは、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人は、その処分がされるまでの間は、合併によって消滅した特定非営利活動法人のこの法律の規定による認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人としての地位を承継しているものとみなす。
- 5 第四十四条第二項及び第三項、第四十五条、第四十七条から第四十九条まで並びに第五十四条第一項の規定は第一項の認定について、第五十八条第二項において準用する第四十四条第二項及び第三項、第五十九条並びに前条において準用する第四十七条から第四十九条まで及び第五十四条第一項の規定は第二項の認定について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えその他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

### 第四節 認定特定非営利活動法人等の監督

#### (報告及び検査)

第六十四条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人（以下「認定特定非営利活動法人等」という。）が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該認定特定非営利活動法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 所轄庁以外の関係知事は、認定特定非営利活動法人等が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、当該都道府県の区域内における業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該都道府県の区域内に所在する当該認定特定非営利活動法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 3 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、前二項の規定による検査をさせる場合においては、当該検査をする職員に、これらの項の疑いがあると認める理由を記載した書面を、あらかじめ、当該認定特定非営利活動法人等の役員その他の当該検査の対象となっている事務所その他の施設の管理について権限を有する者（第五項において「認定特定非営利活動法人等の役員等」という。）に提示させなければならない。

- 4 前項の規定にかかわらず、所轄庁又は所轄庁以外の関係知事が第一項又は第二項の規定による検査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、前項の規定による書面の提示を要しない。
- 5 前項の場合において、所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、第一項又は第二項の規定による検査を終了するまでの間に、当該検査をする職員に、これらの項の疑いがあると認める理由を記載した書面を、認定特定非営利活動法人等の役員等に提示させるものとする。
- 6 第三項又は前項の規定は、第一項又は第二項の規定による検査をする職員が、当該検査により第三項又は前項の規定により理由として提示した事項以外の事項について第一項又は第二項の疑いがあると認められることとなった場合において、当該事項に関し検査を行うことを妨げるものではない。この場合において、第三項又は前項の規定は、当該事項に関する検査については適用しない。
- 7 第四十一条第三項及び第四項の規定は、第一項又は第二項の規定による検査について準用する。

**(勧告、命令等)**

- 第六十五条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人等について、第六十七条第二項各号（同条第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。）のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該認定特定非営利活動法人等に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができる。
- 2 所轄庁以外の関係知事は、認定特定非営利活動法人等について、第六十七条第二項各号（第一号にあっては、第四十五条第一項第三号に係る部分を除く。）のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該認定特定非営利活動法人等に対し、期限を定めて、当該都道府県の区域内における事業活動について、その改善のために必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができる。
  - 3 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、前二項の規定による勧告をしたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その勧告の内容を公表しなければならない。
  - 4 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、第一項又は第二項の規定による勧告を受けた認定特定非営利活動法人等が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置を採らなかったときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、その勧告に係る措置を採るべきことを命ずることができる。
  - 5 第一項及び第二項の規定による勧告並びに前項の規定による命令は、書面により行うよう努めなければならない。
  - 6 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、第四項の規定による命令をしたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示しなければならない。
  - 7 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、第一項若しくは第二項の規定による勧告又は第四項の規定による命令をしようとするときは、次の各号に掲げる事由の区分に応じ、当該事由の有無について、当該各号に定める者の意見を聴くことができる。
    - 一 第四十七条第一号ニ又は第六号に規定する事由 警視總監又は道府県警察本部長
    - 二 第四十七条第四号又は第五号に規定する事由 国税庁長官等

**(その他の事業の停止)**

- 第六十六条 所轄庁は、その他の事業を行う認定特定非営利活動法人につき、第五条第一項の規定に違反してその他の事業から生じた利益が当該認定特定非営利活動法人が行う特定非営利活動に係る事業以外の目的に使用されたと認めるときは、当該認定特定非営利活動法人に対し、その他の事業の停止を命ずることができる。
- 2 前条第五項及び第六項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

**(認定又は特例認定の取消し)**

- 第六十七条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人が次のいずれかに該当するときは、第四十四条第一項の認定を取り消さなければならない。
- 一 第四十七条各号（第二号を除く。）のいずれかに該当するとき。
  - 二 偽りその他不正の手段により第四十四条第一項の認定、第五十一条第二項の有効期間の更新又は第六十三条第一項の認定を受けたとき。
  - 三 正当な理由がなく、第六十五条第四項又は前条第一項の規定による命令に従わないとき。
  - 四 認定特定非営利活動法人から第四十四条第一項の認定の取消しの申請があったとき。
- 2 所轄庁は、認定特定非営利活動法人が次のいずれかに該当するときは、第四十四条第一項の認定を取り消すことができる。
    - 一 第四十五条第一項第三号、第四号イ若しくはロ又は第七号に掲げる基準に適合しなくなったとき。
    - 二 第二十九条、第五十二条第四項又は第五十四条第四項の規定を遵守していないとき。
    - 三 前二号に掲げるもののほか、法令又は法令に基づいてする行政庁の処分違反したとき。
  - 3 前二項の規定は、第五十八条第一項の特例認定について準用する。この場合において、第一項第二号中「、第五十一条第二項の有効期間の更新又は第六十三条第一項の認定」とあるのは、「又は第六十三条第二項の認定」と読み替えるものとする。

- 4 第四十三条第三項及び第四項、第四十九条第一項から第三項まで並びに第六十五条第七項の規定は、第一項又は第二項の規定による認定の取消し（第六十九条において「認定の取消し」という。）及び前項において準用する第一項又は第二項の規定による特例認定の取消し（同条において「特例認定の取消し」という。）について準用する。

#### **(所轄庁への意見等)**

第六十八条 所轄庁以外の関係知事は、認定特定非営利活動法人等が第六十五条第四項の規定による命令に従わなかった場合その他の場合であつて、所轄庁が当該認定特定非営利活動法人等に対して適当な措置を採ることが必要であると認めるときは、所轄庁に対し、その旨の意見を述べることができる。

- 2 次の各号に掲げる者は、認定特定非営利活動法人等についてそれぞれ当該各号に定める事由があると疑うに足りる相当な理由があるため、所轄庁が当該認定特定非営利活動法人等に対して適当な措置を採ることが必要であると認める場合には、所轄庁に対し、その旨の意見を述べることができる。

- 一 警視総監又は道府県警察本部長 第四十七条第一号ニ又は第六号に該当する事由
- 二 国税庁長官等 第四十七条第四号又は第五号に該当する事由

- 3 所轄庁は、この章に規定する認定特定非営利活動法人等に関する事務の実施に関して特に必要があると認めるときは、所轄庁以外の関係知事に対し、当該所轄庁以外の関係知事が採るべき措置について、必要な要請をすることができる。

#### **(所轄庁への指示)**

第六十九条 内閣総理大臣は、この章に規定する認定特定非営利活動法人等に関する事務の実施に関して地域間の均衡を図るため特に必要があると認めるときは、所轄庁に対し、第六十五条第一項の規定による勧告、同条第四項の規定による命令、第六十六条第一項の規定による命令又は認定の取消し若しくは特例認定の取消しその他の措置を採るべきことを指示することができる。

## **第四章 税法上の特例**

第七十条 特定非営利活動法人は、法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第三十七条の規定を適用する場合には同条第四項中「公益法人等（）」とあるのは「公益法人等（特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する法人（以下「特定非営利活動法人」という。）並びに）」と、同法第六十六条の規定を適用する場合には同条第一項及び第二項中「普通法人」とあるのは「普通法人（特定非営利活動法人を含む。）」と、同条第三項中「公益法人等（）」とあるのは「公益法人等（特定非営利活動法人及び）」と、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十八条の六の規定を適用する場合には同条中「みなされているもの」とあるのは「みなされているもの（特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する法人については、小規模な法人として政令で定めるものに限る。）」とする。

- 2 特定非営利活動法人は、消費税法（昭和六十三年法律第八号）その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第三に掲げる法人とみなす。

- 3 特定非営利活動法人は、地価税法（平成三年法律第六十九号）その他地価税に関する法令の規定（同法第三十三条の規定を除く。）の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。ただし、同法第六条の規定による地価税の非課税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第七号に規定する人格のない社団等とみなす。

第七十一条 個人又は法人が、認定特定非営利活動法人等に対し、その行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附又は贈与をしたときは、租税特別措置法で定めるところにより、当該個人又は法人に対する所得税、法人税又は相続税の課税について寄附金控除等の特例の適用があるものとする。

## **第五章 雑則**

#### **(情報の提供等)**

第七十二条 内閣総理大臣及び所轄庁は、特定非営利活動法人に対する寄附その他の特定非営利活動への市民の参画を促進するため、認定特定非営利活動法人等その他の特定非営利活動法人の事業報告書その他の活動の状況に関するデータベースの整備を図り、国民にインターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用を通じて迅速に情報を提供できるよう必要な措置を講ずるものとする。

- 2 所轄庁及び特定非営利活動法人は、特定非営利活動法人の事業報告書その他の活動の状況に関する情報を前項の規定により内閣総理大臣が整備するデータベースに記録することにより、当該情報の積極的な公表に努めるものとする。

#### **(協力依頼)**

第七十三条 所轄庁は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。

#### **(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の適用)**

第七十四条 第十条第一項（第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による提出及び第十条第二項（第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による縦覧、第十二条第三項（第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による通知、第十三条第二項（第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出、第二十三条第一項の規定による届出、第二十五条第四項の規定による提出、同条第六項の規定による届出及び同条第七項の規定による提出、第二十九条の規定による提出、第三十条の規定による閲覧、第三十一条第三項の規定による提出、第三十四条第四項の規定による提出、第四十三条第四項（第六十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定による交付、第四十四条第二項（第五十一条第五項、第五十八条第二項（第六十三条第五項において準用する場合を含む。）及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定による提出、第四十九条第一項（第五十一条第五項、第六十二条（第六十三条第五項において準用する場合を含む。）、第六十三条第五項及び第六十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定による通知及び第四十九条第四項（第五十一条第五項、第六十二条（第六十三条第五項において準用する場合を含む。）及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定による提出、第五十二条第二項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による提出、第五十三条第四項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による提出、第五十五条第一項及び第二項（これらの規定を第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による提出並びに第五十六条（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による閲覧について情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）の規定を適用する場合においては、同法第六条第一項及び第四項から第六項まで、第七条第一項、第四項及び第五項、第八条第一項並びに第九条第一項及び第三項中「主務省令」とあるのは、「都道府県又は指定都市の条例」とする。

#### （民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用）

第七十五条 第十四条（第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による作成及び備置き、第二十八条第一項の規定による作成及び備置き、同条第二項の規定による備置き並びに同条第三項の規定による閲覧、第三十五条第一項の規定による作成及び備置き、第四十五条第一項第五号（第五十一条第五項及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定による閲覧、第五十二条第四項及び第五項（これらの規定を第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による閲覧、第五十四条第一項（第六十二条（第六十三条第五項において準用する場合を含む。）及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定による備置き、第五十四条第二項及び第三項（これらの規定を第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による作成及び備置き並びに第五十四条第四項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による閲覧について民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）の規定を適用する場合においては、同法中「主務省令」とあるのは、「都道府県又は指定都市の条例」とし、同法第九条の規定は、適用しない。

#### （実施規定）

第七十六条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定の実施のための手続その他その執行に関し必要な細則は、内閣府令又は都道府県若しくは指定都市の条例で定める。

## 第六章 罰則

第七十七条 偽りその他不正の手段により第四十四条第一項の認定、第五十一条第二項の有効期間の更新、第五十八条第一項の特例認定又は第六十三条第一項若しくは第二項の認定を受けた者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 正当な理由がないのに、第四十二条の規定による命令に違反して当該命令に係る措置を採らなかった者
- 二 第五十条第一項の規定に違反して、認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある文字をその名称又は商号中に用いた者
- 三 第五十条第二項の規定に違反して、他の認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用した者
- 四 第六十二条において準用する第五十条第一項の規定に違反して、特例認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある文字をその名称又は商号中に用いた者
- 五 第六十二条において準用する第五十条第二項の規定に違反して、他の特例認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用した者
- 六 正当な理由がないのに、第六十五条第四項の規定による命令に違反して当該命令に係る措置を採らなかった者
- 七 正当な理由がないのに、第六十六条第一項の規定による停止命令に違反して引き続きその他の事業を行った者

第七十九条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第八十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、特定非営利活動法人の理事、監事又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一 第七条第一項の規定による政令に違反して、登記することを怠ったとき。

二 第十四条（第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、財産目録を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

三 第二十三条第一項若しくは第二十五条第六項（これらの規定を第五十二条第一項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第五十三条第一項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四 第二十八条第一項若しくは第二項、第五十四条第一項（第六十二条（第六十三条第五項において準用する場合を含む。）及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。）又は第五十四条第二項及び第三項（これらの規定を第六十二条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、書類を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

五 第二十五条第七項若しくは第二十九条（これらの規定を第五十二条第一項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第四十九条第四項（第五十一条第五項、第六十二条（第六十三条第五項において準用する場合を含む。）及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。）又は第五十二条第二項、第五十三条第四項若しくは第五十五条第一項若しくは第二項（これらの規定を第六十二条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、書類の提出を怠ったとき。

六 第三十一条の三第二項又は第三十一条の十二第一項の規定に違反して、破産手続開始の申立てをしなかったとき。

七 第二十八条の二第一項、第三十一条の十第一項又は第三十一条の十二第一項の規定に違反して、公告をせず、又は不正の公告をしたとき。

八 第三十五条第一項の規定に違反して、書類の作成をせず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

九 第三十五条第二項又は第三十六条第二項の規定に違反したとき。

十 第四十一条第一項又は第六十四条第一項若しくは第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第八十一条 第四条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

## 附 則 （令和二年一二月九日法律第七二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（認証の申請に関する経過措置）

第二条 この法律による改正後の特定非営利活動促進法（以下この条及び次条において「新法」という。）第十条第二項から第四項まで（これらの規定を新法第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行の日（以下この条及び次条において「施行日」という。）以後に新法第十条第一項、第二十五条第三項又は第三十四条第三項の認証の申請があった場合について適用し、施行日前にこの法律による改正前の特定非営利活動促進法第十条第一項、第二十五条第三項又は第三十四条第三項の認証の申請があった場合については、なお従前の例による。

（書類の提出に関する経過措置）

第三条 新法第五十五条第一項（新法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定は、新法第二条第三項に規定する認定特定非営利活動法人又は同条第四項に規定する特例認定特定非営利活動法人（以下この条において「認定特定非営利活動法人等」という。）が施行日以後に開始する事業年度において提出すべき書類について適用し、認定特定非営利活動法人等が施行日前に開始した事業年度において提出すべき書類については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第四条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(情報通信技術の利用のための措置)

第八条 政府は、この法律の施行後速やかに、特定非営利活動促進法に基づく事務又は業務に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るため、当該事務又は業務について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことができるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

#### 別表（第二条関係）

- 一 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 二 社会教育の推進を図る活動
- 三 まちづくりの推進を図る活動
- 四 観光の振興を図る活動
- 五 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- 六 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 七 環境の保全を図る活動
- 八 災害救援活動
- 九 地域安全活動
- 十 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 十一 国際協力の活動
- 十二 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- 十三 子どもの健全育成を図る活動
- 十四 情報化社会の発展を図る活動
- 十五 科学技術の振興を図る活動
- 十六 経済活動の活性化を図る活動
- 十七 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- 十八 消費者の保護を図る活動
- 十九 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- 二十 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

# 特定非営利活動促進法の施行に関する条例

(平成10年埼玉県条例第54号)

## (趣旨)

第一条 この条例は、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号。以下「法」という。）第九条の規定により知事が所轄する特定非営利活動法人に関する事項について定めるものとする。

## (設立の認証申請)

第二条 法第十条第一項の認証を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 氏名及び住所又は居所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

三 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

2 法第十条第一項第二号ハに規定する書面は、次に掲げるとおりとする。

一 当該役員が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の適用を受ける者である場合にあっては、同法第十二条第一項に規定する住民票の写し

二 当該役員が前号に該当しない者である場合にあっては、当該役員の住所又は居所を証する権限のある官公署が発給する書面

3 前項第二号に掲げる書面が外国語で作成されているものであるときは、当該書面の日本語による翻訳文で、翻訳者を明らかにしたものを添付しなければならない。

4 第二項各号に掲げる書面は、提出の日前六月以内に作成されたものでなければならない。

5 第二項第一号の規定にかかわらず、知事が住民基本台帳法第三十条の十一第一項の規定により地方公共団体情報システム機構（次条において「機構」という。）から当該役員に係る同法第三十条の七第四項の機構保存本人確認情報（次条において単に「機構保存本人確認情報」という。）の提供を受けるとき、又は同法第三十条の十五第一項の規定により当該役員に係る同法第三十条の六第四項の都道府県知事保存本人確認情報（次条において単に「都道府県知事保存本人確認情報」という。）を利用するときは、第一項の申請書には、第二項第一号に掲げる書面を添付することを要しない。

6 法第十条第四項（法第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。）に規定する条例で定める軽微な不備は、誤記その他明白な誤りとする。

## (役員の変更等の届出に係る提出書類の特例)

第二条の二 法第二十三条第二項に規定する場合における前条第二項第一号に掲げる書面については、知事が住民基本台帳法第三十条の十一第一項の規定により機構から当該役員に係る機構保存本人確認情報の提供を受けるとき、又は同法第三十条の十五第一項の規定により当該役員に係る都道府県知事保存本人確認情報を利用するときは、法第二十三条第二項の規定による提出をすることを要しない。

## (社員総会の決議が省略された場合における議事録)

第三条 法第二十五条第四項若しくは第三十四条第四項又は第二十五条第六項の規定により社員総会の議事録の謄本を提出し、又は届け出る場合において、当該社員総会が法第十四条の九第一項の規定により社員総会の決議があったものとみなされたものであるときの社員総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものとする。

一 社員総会の決議があったものとみなされた事項の内容

二 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

三 社員総会の決議があったものとみなされた日

四 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## (定款の変更の認証申請)

第四条 特定非営利活動法人は、法第二十五条第三項の認証を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- 二 変更の内容
- 三 変更の理由

**(定款の変更の届出)**

第五条 特定非営利活動法人は、法第二十五条第六項の規定による届出をしようとするときは、前条各号に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

**(事業報告書等の提出)**

第六条 特定非営利活動法人は、法第二十九条の規定による書類の提出を毎事業年度初めの三月以内に行わなければならない。

**(事業報告書等の公開)**

第七条 法第三十条の規定による閲覧又は謄写は、知事が定める場所において行うものとする。

**(合併の認証申請)**

第八条 特定非営利活動法人は、法第三十四条第三項の認証を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 合併しようとする各特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- 二 合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- 三 合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する特定非営利活動法人の定款に記載された目的

2 第二条第二項から第五項までの規定は、法第三十四条第五項において準用する法第十条第一項第二号ハに規定する書面について準用する。

**(認定の申請)**

第九条 特定非営利活動法人は、法第四十四条第一項の認定を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及び設立の年月日
- 二 特定非営利活動法人が現に行っている事業の概要
- 三 その他参考となるべき事項

2 前項の規定は、法第五十一条第二項の有効期間の更新及び法第五十八条第一項の特例認定を受けようとする場合について準用する。

**(役員報酬規程等の提出)**

第十条 認定特定非営利活動法人は、法第五十五条第一項の規定による書類の提出を当該認定の有効期間内の日を含む毎事業年度終了の日の翌日から三月以内に行わなければならない。

- 2 認定特定非営利活動法人は、助成金の支給を行ったときは、遅滞なく、法第五十五条第二項の規定による書類の提出を行わなければならない。
- 3 前二項の規定は、法第六十二条において準用する法第五十五条の規定による特例認定特定非営利活動法人の書類の提出について準用する。

**(役員報酬規程等の公開)**

第十一条 法第五十六条（法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による閲覧又は謄写は、知事が定める場所において行うものとする。

**(合併の認定申請)**

第十二条 特定非営利活動法人は、法第六十三条第一項又は第二項の認定を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 合併しようとする各特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- 二 合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- 三 合併しようとする各特定非営利活動法人が現に行っている事業の概要
- 四 その他参考となるべき事項

**(特定非営利活動法人等が行う電子情報処理組織による申請等)**

第十二条の二 第二条第一項に規定する者又は特定非営利活動法人が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術活用法」という。）第六条第一項の規定により、規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により知事に申請等を行う場合においては、規則で定める方法により行わなければならない。

追加〔令和五年条例六号〕

**（知事が行う電子情報処理組織による処分通知等）**

第十二条の三 知事が、情報通信技術活用法第七条第一項の規定により、規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行う場合においては、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべき事項を知事の使用に係る電子計算機から入力し、規則で定める方法により行うものとする。

2 情報通信技術活用法第七条第一項ただし書に規定する主務省令で定める方式は、規則で定める方式とする。

**（知事が行う電磁的記録による縦覧等）**

第十三条 知事が、情報通信技術活用法第八条第一項の規定により、電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行う場合においては、規則で定める方法により行うものとする。

**（特定非営利活動法人が行う電磁的記録による保存）**

第十四条 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号。以下「電子文書法」という。）第三条第一項に規定する主務省令で定める保存は、法第十四条（法第三十九条第二項において準用する場合を含む。）、第二十八条第一項及び第二項、第三十五条第一項、第五十四条第一項（法第六十二条（法第六十三条第五項において準用する場合を含む。）及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。）並びに第五十四条第二項及び第三項（これらの規定を法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による書面の備置きとする。

2 特定非営利活動法人が、電子文書法第三条第一項の規定により、前項に規定する書面の備置きに代えて当該書面に係る電磁的記録の備置きを行う場合は、規則で定める方法により行わなければならない。

**（特定非営利活動法人が行う電磁的記録による作成）**

第十五条 電子文書法第四条第一項に規定する主務省令で定める作成は、法第十四条（法第三十九条第二項において準用する場合を含む。）、第二十八条第一項、第三十五条第一項並びに第五十四条第二項及び第三項（これらの規定を法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による書面の作成とする。

2 特定非営利活動法人が、電子文書法第四条第一項の規定により、前項に規定する書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、規則で定める方法により行わなければならない。

**（特定非営利活動法人が行う電磁的記録による縦覧等）**

第十六条 電子文書法第五条第一項に規定する主務省令で定める縦覧等は、法第二十八条第三項、第四十五条第一項第五号（法第五十一条第五項及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。）並びに第五十二条第四項及び第五十四条第四項（これらの規定を法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による書面の閲覧とする。

2 特定非営利活動法人が、電子文書法第五条第一項の規定により、前項に規定する書面の閲覧に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の閲覧を行う場合は、規則で定める方法により行わなければならない。

**（委任）**

第十七条 この条例に定めるもののほか、知事が所轄する特定非営利活動法人に関し必要な事項は、規則で定める。

**附 則**

この条例は、平成十年十二月一日から施行する。

附 則（平成十五年三月十八日条例第十号）

- 1 この条例は、平成十五年五月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際事業年度を設けていない特定非営利活動法人についての当初の事業年度の開始の日の前日までの期間に係る改正後の第四条の規定の適用については、同条中「毎事業年度」とあるのは「毎年」とする。

附 則（平成十八年三月二十八日条例第十号）

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二十年十月十四日条例第四十八号）

この条例は、平成二十年十二月一日から施行する。

附 則（平成二十三年十二月二十七日条例第五十九号）

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二十四年五月二十五日条例第三十七号）

この条例は、平成二十四年七月九日から施行する。

附 則（平成二十八年十一月二十二日条例第五十三号）

この条例は、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第七十号）の施行の日から施行する。

附 則（令和元年十一月二十二日条例第十四号）

この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）の施行の日から施行する。

附 則（令和三年二月十二日条例第一号）

この条例は、令和三年六月九日から施行する。

附 則（令和五年三月二十二日条例第六号）

この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第十六条第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和六年二月二日条例第三号）

この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）第二条中住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の六に一項を加える改正規定及び第三十条の七に一項を加える改正規定の施行の日から施行する。

# 特定非営利活動促進法の施行に関する条例施行規則

(平成10年埼玉県規則第91号)

## (設立の認証申請書)

第一条 特定非営利活動促進法の施行に関する条例（平成十年埼玉県条例第五十四号。以下「条例」という。）第二条第一項の申請書の様式は、様式第一号のとおりとする。

## (設立の認証申請書等の補正)

第二条 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号。以下「法」という。）第十条第四項（法第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による補正は、様式第二号の補正書を知事に提出してしなければならない。

## (設立等登記の届出書)

第三条 法第十三条第二項（法第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、様式第三号の届出書を知事に提出してしなければならない。

## (役員の変更等の届出)

第四条 法第二十三条第一項の規定による届出は、様式第四号の届出書を知事に提出してしなければならない。

## (定款の変更の認証申請書)

第五条 条例第四条の申請書の様式は、様式第五号のとおりとする。

## (定款の変更の届出)

第六条 条例第五条の届出書の様式は、様式第六号のとおりとする。

## (定款の変更登記の提出書)

第七条 法第二十五条第七項の規定による提出は、様式第七号の提出書を知事に提出してしなければならない。

## (事業報告書等の提出)

第八条 法第二十九条の規定による提出は、様式第八号の提出書を知事に提出してしなければならない。

## (成功の不能による解散の認定の申請)

第九条 特定非営利活動法人は、法第三十一条第二項の認定を受けようとするときは、同条第三項に規定する書面を添付した様式第九号の申請書を知事に提出してしなければならない。

## (解散の届出等)

第十条 法第三十一条第四項の規定による届出は、解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付した様式第十号の届出書を知事に提出してしなければならない。

2 法第三十一条の八の規定による届出は、当該清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付した様式第十一号の届出書を知事に提出してしなければならない。

## (残余財産の譲渡の認証申請)

第十一条 清算人は、法第三十二条第二項の認証を受けようとするときは、様式第十二号の申請書を知事に提出してなければならない。

## (清算終了の届出)

第十二条 法第三十二条の三の規定による届出は、清算終了の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付した様式第十三号の届出書を知事に提出してしなければならない。

## (合併の認証申請書)

第十三条 条例第八条の申請書の様式は、様式第十四号のとおりとする。

## (身分証明書)

第十四条 法第四十一条第三項（法第六十四条第七項において準用する場合を含む。）の身分を示す証明書の様式は、様式第十五号のとおりとする。

## (認定申請書)

第十五条 条例第九条第一項の申請書の様式は、様式第十六号のとおりとする。

2 条例第九条第二項において準用する有効期間の更新を受けようとする場合の同条第一項の申請書の様式は、様式第十七号のとおりとする。

3 条例第九条第二項において準用する特例認定を受けようとする場合の同条第一項の申請書の様式は、様式第十八号のとおりとする。

**(認定特定非営利活動法人等の代表者の氏名の変更の届出)**

第十六条 法第五十三条第一項(法第六十二条において準用する場合を含む。)の規定による届出は、様式第十九号の届出書を知事に提出してしなければならない。

**(役員報酬規程等の提出)**

第十七条 法第五十五条第一項(法第六十二条において準用する場合を含む。)の規定による提出は、様式第二十号の提出書を知事に提出してしなければならない。

2 法第五十五条第二項(法第六十二条において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による法第五十四条第三項の書類の提出は、様式第二十一号の提出書を知事に提出してしなければならない。

**(合併の認定申請書)**

第十八条 条例第十二条の申請書の様式は、様式第二十二号のとおりとする。

**(特定非営利活動法人等が行う電子情報処理組織による申請等の方法)**

第十八条の二 条例第十二条の二の規則で定める電子情報処理組織は、知事の使用に係る電子計算機と条例第二条第一項に規定する者又は特定非営利活動法人(以下この条及び次条において「特定非営利活動法人等」という。)の使用に係る電子計算機であって当該知事の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

2 条例第十二条の二の規則で定める方法は、次に掲げる事項を特定非営利活動法人等の使用に係る電子計算機から入力する方法とする。

一 電子情報処理組織を使用して申請等を行う場合において従うこととされている様式であって、知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能なものに記録すべき事項(次号に掲げる事項を除く。)

二 当該申請等を行うときに法令等の規定に基づき添付すべきとされている書面等又は電磁的記録に記載され若しくは記録されている事項又は記載すべき若しくは記録すべき事項

3 特定非営利活動法人等は、識別符号及び暗証符号を特定非営利活動法人等の使用に係る電子計算機から入力する方法により申請等を行わなければならない。

(知事が行う電子情報処理組織による処分通知等の方法)

第十八条の三 条例第十二条の三第一項の規則で定める電子情報処理組織は、前条第一項の電子情報処理組織とする。

2 条例第十二条の三第一項の規則で定める方法は、識別符号及び暗証符号を知事の使用に係る電子計算機から入力する方法とする。

3 条例第十二条の三第二項の規則で定める方式は、次に掲げる方式のいずれかとする。

一 第一項の電子情報処理組織を使用して行う識別符号及び暗証符号の入力

二 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の知事が定めるところにより行う届出

**(知事が行う電磁的記録による縦覧等の方法)**

第十九条 条例第十三条の規則で定める方法は、電磁的記録に記載されている事項をインターネットを利用して縦覧又は閲覧に供する方法、知事に置かれる機関の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は当該事項を記載した書類を知事に置かれる機関の事務所に備え置く方法とする。

**(特定非営利活動法人が行う電磁的記録による備置きの方法)**

第二十条 条例第十四条第二項の規則で定める方法は、次に掲げる方法のいずれかとする。

一 作成された電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。次号及び次条において同じ。)をもって調製するファイルにより備え置く方法

- 二 書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルにより備え置く方法
- 2 特定非営利活動法人は、前項の規定により電磁的記録の備置きを行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式で使用に係る電子計算機その他の機器に表示し、及び書面を作成することができるようにしなければならない。

**(特定非営利活動法人が行う電磁的記録による作成の方法)**

第二十一条 条例第十五条第二項の規則で定める方法は、特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもって調製する方法とする。

**(特定非営利活動法人が行う電磁的記録による閲覧の方法)**

第二十二条 条例第十六条第二項の規則で定める方法は、電磁的記録に記録されている事項を特定非営利活動法人の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は当該事項を記載した書類を特定非営利活動法人の事務所に備え置く方法とする。

**(用紙の規格)**

第二十三条 法、条例又はこの規則の規定により知事に提出する書類は、日本産業規格A列四番の用紙を使用するものとする。ただし、官公署が発給するものについては、この限りでない。

附 則

この規則は、平成十年十二月一日から施行する。

附 則（平成十五年四月二十五日規則第九十七号）

この規則は、平成十五年五月一日から施行する。

附 則（平成十七年四月一日規則第九十二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十八年三月二十八日規則第二十五号）

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二十年十一月二十二日規則第九十二号）

この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。ただし、様式第一号の改正規定及び様式第二号から様式第十一号までの改正規定（「埼玉県知事 様」を

「 （あて先）

埼玉県知事

」

に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十四年三月三十日規則第二十二号）

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二十九年三月十日規則第五号）

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則（令和元年六月二十八日規則第三号）

1 この規則は、令和元年七月一日から施行する。

2 この規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和三年六月八日規則第五十七号）

1 この規則は、令和三年六月九日から施行する。ただし、第一条の規定は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正前の特定非営利活動促進法の施行に関する条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和五年三月二十二日規則第九号）

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

2 この規則による改正前の特定非営利活動促進法の施行に関する条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和六年三月一日規則第四号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

認 定 申 請 書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

(特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地)

(特定非営利活動法人の名称)

代表者氏名

電話番号

ファクシミリ番号

代理人氏名

特定非営利活動促進法第44条第1項の規定により、下記のとおり認定を受けたいので、申請します。

記

- 1 設立年月日
- 2 その他の事務所の所在地、電話番号(ファクシミリ番号を含む。)並びに責任者の役職及び氏名
- 3 事業年度
- 4 本申請において適用するパブリックサポートテスト基準(いずれかにレ印)
  - 相対値基準(原則)
  - 相対値基準(小規模法人)
  - 絶対値基準
  - 条例個別指定法人
- 5 現に行っている事業の概要
- 6 過去の認定の有無及びその有効期間
- 7 過去の特例認定の有無及び特例認定を受けた日
- 8 認定取消しの有無及び取消年月日
- 9 特例認定取消しの有無及び取消年月日

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 申請書を提出する日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していない場合は、認定を受けることができない。
- 3 過去に認定又は特例認定の取消しを受けている場合は、その取消しの日から5年を経過していないときは、認定を受けることができない。
- 4 過去に認定(有効期間の更新を除く。)又は認定取消しを複数回受けている場合は、直近の認定の有効期間又は取消年月日を記載すること。
- 5 2の「責任者」とは、その事務所を統括する者をいう。
- 6 この申請書には、次の書類を添付すること。

- (1) 実績判定期間内の日を含む各事業年度（その期間が1年を超える場合は、当該期間をその初日以後1年ごとに区分した期間（最後に1年未満の期間を生じたときは、その1年未満の期間）の寄附者名簿（各事業年度に当該申請に係る特定非営利活動法人が受け入れた寄附金の支払者ごとに当該支払者の氏名（法人にあっては、その名称）及び住所並びにその寄附金の額及び受け入れた年月日を記載した書類をいう。）（法第44条第2項）
- (2) 法第45条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類（(1)に掲げる書類を除く。）（法第44条第2項）
- (3) 法第47条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類（法第44条第2項）
- (4) 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類（法第44条第2項）

認 定 更 新 申 請 書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

(特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地)

(特定非営利活動法人の名称)

代表者氏名

電話番号

代理人氏名

特定非営利活動促進法第51条第2項の規定により、認定の有効期間の更新を受けたいので、申請します。

記

- 1 認定の有効期間
- 2 認定の有効期間の満了日の6月前の日
- 3 認定の有効期間の満了日の3月前の日
- 4 事業年度
- 5 本申請において適用するパブリックサポートテスト基準（いずれかにレ点）
  - 相対値基準（原則）
  - 相対値基準（小規模法人）
  - 絶対値基準
  - 条例個別指定法人
- 6 現に行っている事業の概要
- 7 その他の事務所の所在地、電話番号並びに責任者の役職及び氏名

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 認定の有効期間の更新を受けようとする認定特定非営利活動法人は、認定の有効期間満了の日の6月前から3月前までの間（更新申請期間）に更新の申請をすること。この更新期間内に更新の申請をしない場合（災害その他やむを得ない事由により更新申請期間に更新の申請をすることができない場合は除く。）は、改めて認定の申請を行うこと。
- 3 1には、直近の法第44条第1項の認定を受けた日から継続している有効期間を記入すること。
- 4 7の「責任者」とは、その事務所を統括する者をいう。
- 5 この申請書には、次の書類を添付すること。
  - (1) 法第45条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類（法第44条第2項第1号に掲げる書類を除く。）（法第51条第5項）
  - (2) 法第47条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類（法第51条第5項）
  - (3) 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類（法第51条第5項）

特 例 認 定 申 請 書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

（特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地）

（特定非営利活動法人の名称）

代表者氏名

電話番号

ファクシミリ番号

代理人氏名

特定非営利活動促進法第58条第1項の規定により、特例認定を受けたいので、申請します。

記

- 1 設立年月日
- 2 その他の事務所の所在地、電話番号（ファクシミリ番号を含む。）並びに責任者の役職及び氏名
- 3 事業年度
- 4 現に行っている事業の概要
- 5 過去の認定の有無
- 6 過去の特例認定の有無

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 申請書を提出する日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していない場合は、特例認定を受けることができない。
- 3 設立の日から5年を経過している場合は、特例認定を受けることができない。
- 4 過去に認定又は特例認定を受けている場合は、特例認定を受けることができない。
- 5 2の「責任者」とは、その事務所を統括する者をいう。
- 6 この申請書には、次の書類を添付すること。
  - （1）法第45条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類（法第44条第2項第1号に掲げる書類を除く。）（法第58条第2項）
  - （2）法第47条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類（法第58条第2項）
  - （3）寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類（法第58条第2項）

認定を受けるための申請書及び添付書類一覧（兼チェック表）

| 申請書・添付書類                          |                                   | チェック |
|-----------------------------------|-----------------------------------|------|
| 認定特定非営利活動法人としての認定を受けるための申請書       |                                   |      |
| 1 寄附者名簿 <sup>(注)</sup>            |                                   |      |
| 2 認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 |                                   |      |
| 一<br>号<br>基<br>準                  | イ、ロ、ハのいずれか1つの基準を選択してください。         |      |
|                                   | イ 相対値基準・原則 又は 相対値基準・小規模法人         |      |
|                                   | 認定基準等チェック表（第1表 相対値基準・原則用）         |      |
|                                   | 認定基準等チェック表（第1表 相対値基準・小規模法人用）      |      |
|                                   | 受け入れた寄附金の明細表（第1表付表1 相対値基準・原則用）    |      |
|                                   | 受け入れた寄附金の明細表（第1表付表1 相対値基準・小規模法人用） |      |
|                                   | 社員から受け入れた会費の明細表（第1表付表2 相対値基準用）    |      |
|                                   | ロ 絶対値基準                           |      |
|                                   | 認定基準等チェック表（第1表 絶対値基準用）            |      |
|                                   | ハ 条例個別指定基準                        |      |
| 認定基準等チェック表（第1表 条例個別指定法人用）         |                                   |      |
| 二<br>号<br>基<br>準                  | いずれかの書類を提出することとなります。              |      |
|                                   | 認定基準等チェック表（第2表）                   |      |
| 三<br>号<br>基<br>準                  | 認定基準等チェック表（第3表）                   |      |
|                                   | 役員の状況（第3表付表1）                     |      |
|                                   | 帳簿組織の状況（第3表付表2）                   |      |
| 四<br>号<br>基<br>準                  | 認定基準等チェック表（第4表）                   |      |
|                                   | 役員等に対する報酬等の状況（第4表付表1）             |      |
|                                   | 役員等に対する資産の譲渡等の状況等（第4表付表2）         |      |
| 五<br>号<br>基<br>準                  | 認定基準等チェック表（第5表）                   |      |
| 六<br>号<br>基<br>準                  | 認定基準等チェック表（第6、7、8表）               |      |
| 欠格事由チェック表                         |                                   |      |
| 3 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類     |                                   |      |

(注意事項)

条例個別指定基準に適合する法人は、寄附者名簿の添付は必要ありません（法44②ただし書）。

特例認定を受けるための申請書及び添付書類一覧（兼チェック表）

| 申請書・添付書類                          |  | チェック |
|-----------------------------------|--|------|
| 特例認定特定非営利活動法人としての認定を受けるための申請書     |  |      |
| 1 寄附者名簿 <small>(注)</small>        |  |      |
| 2 認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 |  |      |
| 一<br>号<br>基<br>準                  | イ、ロ、ハのいずれか1つの基準を選択してください。 <small>(注)</small> |      |
|                                   | イ 相対値基準・原則 又は 相対値基準・小規模法人                    |      |
|                                   | 認定基準等チェック表（第1表 相対値基準・原則用）                    |      |
|                                   | 認定基準等チェック表（第1表 相対値基準・小規模法人用）                 |      |
|                                   | 受け入れた寄附金の明細表（第1表付表1 相対値基準・原則用）               |      |
|                                   | 受け入れた寄附金の明細表（第1表付表1 相対値基準・小規模法人用）            |      |
|                                   | 社員から受け入れた会費の明細表（第1表付表2 相対値基準用）               |      |
|                                   | ロ 絶対値基準                                      |      |
|                                   | 認定基準等チェック表（第1表 絶対値基準用）                       |      |
|                                   | ハ 条例個別指定基準                                   |      |
| 認定基準等チェック表（第1表 条例個別指定法人用）         |  |      |
| 二<br>号<br>基<br>準                  | いずれかの書類を提出することとなります。                         |      |
|                                   | 認定基準等チェック表（第2表）                              |      |
|                                   | 認定基準等チェック表（第2表 条例個別指定法人用）                    |      |
| 三<br>号<br>基<br>準                  | 認定基準等チェック表（第3表）                              |      |
|                                   | 役員 の 状 況（第3表付表1）                             |      |
|                                   | 帳簿組織の状況（第3表付表2）                              |      |
| 四<br>号<br>基<br>準                  | 認定基準等チェック表（第4表）                              |      |
|                                   | 役員等に対する報酬等の状況（第4表付表1）                        |      |
|                                   | 役員等に対する資産の譲渡等の状況等（第4表付表2）                    |      |
| 基<br>準<br>五<br>号                  | 認定基準等チェック表（第5表）                              |      |
| 基<br>準<br>六<br>号                  | 認定基準等チェック表（第6、7、8表）                          |      |
| 基<br>準<br>八                       | 欠格事由チェック表                                    |      |
| 3 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類     |  |      |

（注意事項）

寄附者名簿及び一号基準に関する書類の添付は必要ありません（法58②、59一）

認定の有効期間の更新の申請書及び添付書類一覧（兼チェック表）

| 申請書・添付書類                          |                                   | チェック |
|-----------------------------------|-----------------------------------|------|
| 認定特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新の申請書        |                                   |      |
| 1 寄附者名簿 <small>（注1）</small>       |                                   |      |
| 2 認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 |                                   |      |
| 一<br>号<br>基<br>準                  | イ、ロ、ハのいずれか1つの基準を選択してください。         |      |
|                                   | イ 相対値基準・原則 又は 相対値基準・小規模法人         |      |
|                                   | 認定基準等チェック表（第1表 相対値基準・原則用）         |      |
|                                   | 認定基準等チェック表（第1表 相対値基準・小規模法人用）      |      |
|                                   | 受け入れた寄附金の明細表（第1表付表1 相対値基準・原則用）    |      |
|                                   | 受け入れた寄附金の明細表（第1表付表1 相対値基準・小規模法人用） |      |
|                                   | 社員から受け入れた会費の明細表（第1表付表2 相対値基準用）    |      |
|                                   | ロ 絶対値基準                           |      |
|                                   | 認定基準等チェック表（第1表 絶対値基準用）            |      |
|                                   | ハ 条例個別指定基準                        |      |
| 認定基準等チェック表（第1表 条例個別指定法人用）         |                                   |      |
| 二<br>号<br>基<br>準                  | いずれかの書類を提出することとなります。              |      |
|                                   | 認定基準等チェック表（第2表）                   |      |
|                                   | 認定基準等チェック表（第2表 条例個別指定法人用）         |      |
| 三<br>号<br>基<br>準                  | 認定基準等チェック表（第3表）                   | （注）3 |
|                                   | 役員 の 状 況（第3表付表1）                  |      |
|                                   | 帳簿組織の状況（第3表付表2）                   |      |
| 四<br>号<br>基<br>準                  | 認定基準等チェック表（第4表）                   | （注）2 |
|                                   | 役員等に対する報酬等の状況（第4表付表1）             |      |
|                                   | 役員等に対する資産の譲渡等の状況等（第4表付表2）         |      |
| 基<br>準<br>五<br>号                  | 認定基準等チェック表（第5表）                   | （注）3 |
| 基<br>準<br>六<br>号                  | 認定基準等チェック表（第6、7、8表）               |      |
| 基<br>準<br>八<br>号                  |                                   |      |
|                                   | 欠格事由チェック表                         |      |
| 3 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類     |                                   |      |

（注意事項）

- 寄附者名簿については、現地確認の際に領収書等と突合を行うこととしていますが、あらかじめ認定基準の対象となる寄附者の確認等を行うため、認定更新申請書の提出時に、年度ごとに作成した寄附者名簿を電子データで提出してください。
- 法第55条第1項に基づき所轄庁に提出した書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項は、省略することができます（法51⑤ただし書）。なお、認定基準等チェック表の添付を省略する場合はチェック欄に「省略」と記載してください。
- 「認定基準等チェック表（第3表）ロ」欄及び「認定基準等チェック表（第6表）並びに（第8表）」欄の記載は必要ありません。



認定基準等チェック表 (第1表 相対値基準・原則用)

|  |  |        |              |    |
|--|--|--------|--------------|----|
| 法人名  |  | 実績判定期間 | 年 月 日～ 年 月 日 |    |
| 1 経常収入金額のうち寄附金等収入金額の占める割合が実績判定期間(注意事項参照)において5分の1以上であること。 |  |        | チェック欄        |    |
|  |  | 実績判定期間 |              |    |
| 経常収入金額 (㊸の金額)  |  | ①      | 円            |    |
| 総収入金額  |  | ㊸      | 円            |    |
| 控<br>除<br>金<br>額   | 国の補助金等の金額 (㊹欄に金額の記載がある場合は、記入不可)  | ㊸      | 円            |    |
|  | 委託の対価としての収入で国等から支払われるものの金額   | ㊹      | 円            |    |
|  | 法律等の規定に基づく事業で、その対価を国又は地方公共団体が負担することとされている場合の負担金額                       | ㊺      | 円            |    |
|  | 資産の売却収入で臨時的なものの金額  | ㊻      | 円            |    |
|  | 遺贈により受け入れた寄附金等のうち基準限度超過額に相当する金額(付表1(相対値基準・原則用)①欄の「( )」)                | ㊼      | 円            |    |
|  | 寄附者の氏名(法人の名称)等が明らかなもののうち、同一の者からの寄附金でその合計額が1千円未満のものの額(付表1(相対値基準・原則用)①欄) | ㊽      | 円            |    |
|  | 寄附者の氏名(法人の名称)等が明らかでない寄附金額(付表1(相対値基準・原則用)⑤欄)                            | ㊾      | 円            |    |
|  | 休眠預金等交付金関係助成金(付表1(相対値基準・原則用)①欄)  | ㊿      | 円            |    |
| 差引金額 (㊸-㊸-㊹-㊺-㊻-㊼-㊽-㊾-㊿)                                 | ㊿  | 円      | ⇒①           |    |
| 寄附金等収入金額 (㊿の金額)  |  | ②      | 円            |    |
| 受入寄附金総額(付表1(相対値基準・原則用)④欄)                                |  | ㊿      | 円            |    |
| 控<br>除<br>金<br>額   | 一者当たり基準限度超過額の合計額(付表1(相対値基準・原則用)①欄)                                     | ㊿      | 円            |    |
|  | 寄附者の氏名(法人の名称)等が明らかなもののうち、同一の者からの寄附金でその合計額が1千円未満のものの額(付表1(相対値基準・原則用)①欄) | ㊿      | 円            |    |
|  | 寄附者の氏名(法人の名称)等が明らかでない寄附金額(付表1(相対値基準・原則用)⑤欄)                            | ㊿      | 円            |    |
|  | 休眠預金等交付金関係助成金(付表1(相対値基準・原則用)①欄)  | ㊿      | 円            |    |
| 差引金額 (㊿-㊿-㊿-㊿-㊿)   | ㊿  | 円      |              |    |
| 会費収入(㊿欄と付表2(相対値基準用)④欄のうちいずれか少ない金額)                       |  | ㊿      | 円            |    |
| 国の補助金等の金額(㊿欄の金額を限度とする。)                                  |  | ㊿      | 円            |    |
| 合計金額 (㊿+㊿+㊿)   |  | ㊿      | 円            | ⇒② |
| 基準となる割合 (②÷①)  |  | ③      | %            |    |

(注意事項)

- ・ 実績判定期間とは、申請書提出の直前に終了した事業年度の末日以前5年(認定を受けたことのない法人の場合は2年)内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から申請書提出の直前に終了した事業年度の末日までの期間です。  
したがって、例えば、3月決算法人が平成29年6月に申請書を提出する場合、実績判定期間は平成24年4月1日から平成29年3月31日(認定を受けたことのない法人の場合は平成27年4月1日から平成29年3月31日)となります。
- ・ チェック欄には、この表の各欄の記載を終了し、基準を満たしていることを確認した場合に「○」を記載してください(第2表以下についても同様です。)

「認定基準等チェック表」(第1表 相対値基準・原則用) 記載要領

| 項 目  | 記 載 要 領  | 注 意 事 項  |
|--|--|--|
| 「総収入金額⑦」欄  | 活動計算書の経常収益計と経常外収益計の合計額を記載します。  | その他の事業がある場合には、特定非営利活動に係る事業と全てのその他の事業の経常収益計と経常外収益計の合計額を記載します。 |
| 「国の補助金等の金額⑧」欄  | 総収入金額のうち、国、地方公共団体、法人税法別表第1に掲げる独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関(以下「国等」といいます。)からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付するもの(以下「国の補助金等」といいます。)の金額の合計金額を記載します。 | 「国の補助金等の金額⑧」欄に金額の記載がある場合は記入できません。                            |
| 「委託の対価としての収入で国等から支払われるものの金額⑨」欄   | 総収入金額のうち、国等からの委託事業費の合計金額を記載します。  |  |
| 「法律等の規定に基づく事業で、その対価を国又は地方公共団体が負担することとされている場合の負担金額⑩」欄                                 | 総収入金額のうち、法律又は政令の規定に基づき行われる事業でその対価の全部又は一部につき、その対価を支払うべき者に代わり国又は地方公共団体が負担することとされている場合のその負担部分の合計金額を記載します。   |  |
| 「資産の売却収入で臨時的なものの金額⑪」欄  | 総収入金額のうち、固定資産や有価証券等の売却収入額を記載します。   | 貸借対照表等において固定資産として経理している資産であっても、実質的に販売用の資産であるものは除かれます。        |
| 「遺贈により受け入れた寄附金等のうち基準限度超過額に相当する金額⑫」～「休眠預金等交付金関係助成金⑬」、及び「受入寄附金総額⑭」～「休眠預金等交付金関係助成金⑮」の各欄 | 「第1表付表1(相対値基準・原則用)」の各該当欄の金額を転記します。   |  |
| 「会費収入⑯」欄   | 「差引金額⑰」欄と「第1表付表2(相対値基準用)④」欄のうちいずれか少ない金額を記載します。   |  |
| 「国の補助金等の金額⑱」欄  | 国の補助金等の金額を算入する場合は、「差引金額⑰」欄の金額を限度として記載します。  | 国の補助金等の金額を算入するか否かは、法人の選択となります。                               |

**認定基準等チェック表 (第1表 相対値基準・小規模法人用)**

|  |   |  |                   |       |   |   |           |   |  |  |  |  |  |  |
|--|---|--|-------------------|-------|---|---|-----------|---|--|--|--|--|--|--|
| 法人名  |   | 実績判定期間   | 年 月 日～ 年 月 日      |       |   |   |           |   |  |  |  |  |  |  |
| 1 実績判定期間（注意事項参照）における下欄③の㊦欄の金額に占める㊩欄の金額の割合（㊫欄）が、5分の1以上であること |   |  | チェック欄             |       |   |   |           |   |  |  |  |  |  |  |
| <b>小規模法人の判定</b>  |   |  |                   |       |   |   |           |   |  |  |  |  |  |  |
| 1  | <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:50%;">実績判定期間の総収入金額</td> <td style="width:10%; text-align: right;">円</td> <td rowspan="2" style="width:10%; text-align: center;">×12 =</td> <td style="width:30%; border: 1px solid black;">㊠</td> <td style="width:10%; text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>実績判定期間の月数</td> <td style="text-align: right;">月</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>   | 実績判定期間の総収入金額   | 円                 | ×12 = | ㊠ | 円 | 実績判定期間の月数 | 月 |  |  |  |  |  |  |
| 実績判定期間の総収入金額   | 円   | ×12 =  | ㊠                 |       | 円 |   |           |   |  |  |  |  |  |  |
| 実績判定期間の月数  | 月   |  |                   |       |   |   |           |   |  |  |  |  |  |  |
| ㊠が800万円未満である   |   | はい   | 2                 | へ     |   |   |           |   |  |  |  |  |  |  |
|  |   | いいえ  | 小規模法人の例計算・・・適用不可  |       |   |   |           |   |  |  |  |  |  |  |
| 2  | <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:50%;">実績判定期間において受け入れた寄附金の合計額が3千円以上の寄附者（役員、社員を除く。）の数が50人以上である</td> <td style="width:10%; text-align: right;">円</td> <td rowspan="2" style="width:10%; text-align: center;">×12 =</td> <td style="width:30%; border: 1px solid black;">㊡</td> <td style="width:10%; text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>実績判定期間の月数</td> <td style="text-align: right;">月</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> | 実績判定期間において受け入れた寄附金の合計額が3千円以上の寄附者（役員、社員を除く。）の数が50人以上である | 円                 | ×12 = | ㊡ | 円 | 実績判定期間の月数 | 月 |  |  |  |  |  |  |
| 実績判定期間において受け入れた寄附金の合計額が3千円以上の寄附者（役員、社員を除く。）の数が50人以上である     | 円   | ×12 =  | ㊡                 |       | 円 |   |           |   |  |  |  |  |  |  |
| 実績判定期間の月数  | 月   |  |                   |       |   |   |           |   |  |  |  |  |  |  |
| ㊡が800万円未満である   |   | はい   | 2                 | へ     |   |   |           |   |  |  |  |  |  |  |
|  |   | いいえ  | 小規模法人の特例計算・・・適用不可 |       |   |   |           |   |  |  |  |  |  |  |
| <b>3 小規模法人の特例計算を適用する場合</b>                                 |   |  |                   |       |   |   |           |   |  |  |  |  |  |  |
| 総収入金額  |   | ㊦  |                   | 円     |   |   |           |   |  |  |  |  |  |  |
| 控除金額   | 国の補助金等の額（㊧欄に金額の記載がある場合は、記入不可）   | ㊦  |                   | 円     |   |   |           |   |  |  |  |  |  |  |
|  | 委託の対価としての収入で国等から支払われるものの金額  | ㊧  |                   | 円     |   |   |           |   |  |  |  |  |  |  |
|  | 法律等の規定に基づく事業で、その対価を国又は地方公共団体が負担することとされている場合の負担金額  | ㊨  |                   | 円     |   |   |           |   |  |  |  |  |  |  |
|  | 資産の売却収入で臨時的なものの金額   | ㊩  |                   | 円     |   |   |           |   |  |  |  |  |  |  |
|  | 遺贈により受け入れた寄附金等のうち準限度超過額に相当する金額（付表1（相対値基準・小規模法人用）㊪欄の「（ ）」）   | ㊪  |                   | 円     |   |   |           |   |  |  |  |  |  |  |
|  | 休眠預金等交付金関係助成金（付表1（相対値基準・小規模法人用）㊫欄）  | ㊫  |                   | 円     |   |   |           |   |  |  |  |  |  |  |
| <b>差引金額</b> （㊦-㊧-㊨-㊩-㊪-㊫）                                  |   | ㊬  |                   | 円     |   |   |           |   |  |  |  |  |  |  |
| 受入寄附金総額（付表1（相対値基準・小規模法人用）㊭欄）                               |   | ㊭  |                   | 円     |   |   |           |   |  |  |  |  |  |  |
| 控除金額   | 一者当たり基準限度超過額の合計額（付表1（相対値基準・小規模法人用）㊮欄）   | ㊮  |                   | 円     |   |   |           |   |  |  |  |  |  |  |
|  | 休眠預金等交付金関係助成金（付表1（相対値基準・小規模法人用）㊫欄）  | ㊫  |                   | 円     |   |   |           |   |  |  |  |  |  |  |
|  | <b>差引金額</b> （㊭-㊮-㊫）   | ㊯  |                   | 円     |   |   |           |   |  |  |  |  |  |  |
| 会費収入（㊰欄と付表2（相対値基準）㊱欄のうちいずれか少ない金額）                          |   | ㊰  |                   | 円     |   |   |           |   |  |  |  |  |  |  |
| 国の補助金等の金額（㊱欄の金額を限度とする）                                     |   | ㊱  |                   | 円     |   |   |           |   |  |  |  |  |  |  |
| <b>合計金額</b> （㊯+㊰+㊱）  |   | ㊲  |                   | 円     |   |   |           |   |  |  |  |  |  |  |
| <b>基準となる割合</b> （㊲÷㊬）                                       |   | ㊳  |                   | %     |   |   |           |   |  |  |  |  |  |  |

**(注意事項)**

- ・ 実績判定期間とは、申請書提出の直前に終了した事業年度の末日以前5年（認定を受けたことのない法人の場合は2年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から申請書提出の直前に終了した事業年度の末日までの期間です。したがって、例えば、3月決算法人が平成29年6月に申請書を提出する場合、実績判定期間は平成24年4月1日から平成29年3月31日（認定を受けたことのない法人の場合は平成27年4月1日から平成29年3月31日）となります。
- ・ チェック欄には、この表の各欄の記載を終了し、基準を満たしていることを確認した場合に「○」を記載してください（第2表以下についても同様です。）。

「認定基準等チェック表」(第1表 相対値基準・小規模法人用) 記載要領

| 項 目   | 記 載 要 領  | 注 意 事 項  |
|---|--|--|
| 「実績判定期間の月数」欄  | 実績判定期間の月数の総数を記載します。  | 月数は暦に従って計算し、一月未満の端数がある場合は一月に切り上げます。                          |
| 「総収入金額㉞」欄   | 活動計算書の経常収益計と経常外収益計の合計額を記載します。  | その他の事業がある場合には、特定非営利活動に係る事業と全てのその他の事業の経常収益計と経常外収益計の合計額を記載します。 |
| 「国の補助金等の金額㉟」欄   | 総収入金額のうち、国、地方公共団体、法人税法別表第1に掲げる独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関(以下「国等」といいます。)からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付するもの(以下「国の補助金等」といいます。)の金額の合計金額を記載します。 | 「国の補助金等の金額㉟」欄に金額の記載がある場合は記入できません。                            |
| 「委託の対価としての収入で国等から支払われるものの金額㉟」欄  | 総収入金額のうち、国等からの委託事業費の合計金額を記載します。  |  |
| 「法律等の規定に基づく事業で、その対価を国又は地方公共団体が負担することとされている場合の負担金額㉟」欄  | 総収入金額のうち、法律又は政令の規定に基づき行われる事業でその対価の全部又は一部につき、その対価を支払うべき者に代わり国又は地方公共団体が負担することとされている場合のその負担部分の合計金額を記載します。   |  |
| 「資産の売却収入で臨時的なものの金額㉟」欄   | 総収入金額のうち、固定資産や有価証券等の売却収入額を記載します。   | 貸借対照表等において固定資産として経理している資産であっても、実質的に販売用の資産であるものは除かれます。        |
| 「遺贈により受け入れた寄附金等のうち基準限度超過額に相当する金額㉟」、「休眠預金等交付金関係助成金㉟」、「受入寄附金総額㉟」、「一者当たり基準限度超過額の合計㉟」、「休眠預金等交付金関係助成金㉟」の各欄 | 「第1表付表1(相対値基準・小規模法人用)」の各該当欄の金額を転記します。  |  |
| 「会費収入㉟」欄  | 「差引金額㉟」欄と「第1表付表2(相対値基準用)㉟」欄のうちいずれか少ないほうの金額を記載します。  |  |
| 「国の補助金等の金額㉟」欄   | 国の補助金等の金額を算入する場合は、「差引金額㉟」欄の金額を限度として記載します。  | 国の補助金等の金額を算入するか否かは、法人の選択となります。                               |

受け入れた寄附金の明細表 第1表付表1（相対値基準・原則用）

|     |  |        |              |
|-----|--|--------|--------------|
| 法人名 |  | 実績判定期間 | 年 月 日～ 年 月 日 |
|-----|--|--------|--------------|

**1 基準限度額の計算**

|  |   |   |
|--|---|---|
| 受 入 寄 附 金 総 額  | Ⓐ | 円 |
| 休 眠 預 金 等 交 付 金 関 係 助 成 金                                  | Ⓑ | 円 |
| 基準限度額（受入寄附金総額から休眠預金等交付金関係助成金の額の総額を控除した金額の10%相当額（(Ⓐ-Ⓑ）×10%） | Ⓒ | 円 |
| 基準限度額（受入寄附金総額から休眠預金等交付金関係助成金の額の総額を控除した金額の50%相当額（(Ⓐ-Ⓑ）×50%） | Ⓓ | 円 |

**2 寄附者の氏名（法人・団体にあつては、その名称）及びその住所が明らかでない寄附金**

|   |   |   |
|---|---|---|
| Ⓐのうち寄附者の氏名（法人・団体にあつては、その名称）及びその住所が明らかでない寄附金の額 | Ⓔ | 円 |
|---|---|---|

**3 寄附者の氏名（法人・団体にあつては、その名称）及びその住所が明らかな寄附金**

| 役員の氏名                          | 役職                   | ①<br>寄附金額           | ②<br>①欄と㉑（特定公益増進法人、認定特定非営利活動法人については㉒）欄のいずれか少ない金額 | ③<br>①のうち基準限度超過額（①-②） |
|--------------------------------|----------------------|---------------------|--|-----------------------|
|                                |                      | (            )<br>円 | (            )<br>円                              | (            )<br>円   |
|                                |                      | (            )<br>円 | (            )<br>円                              | (            )<br>円   |
|                                |                      | (            )<br>円 | (            )<br>円                              | (            )<br>円   |
|                                |                      | (            )<br>円 | (            )<br>円                              | (            )<br>円   |
|                                |                      | (            )<br>円 | (            )<br>円                              | (            )<br>円   |
|                                |                      | (            )<br>円 | (            )<br>円                              | (            )<br>円   |
|                                |                      | (            )<br>円 | (            )<br>円                              | (            )<br>円   |
|                                |                      | (            )<br>円 | (            )<br>円                              | (            )<br>円   |
| 役員等からの寄附金の額が20万円以上のものの合計額      | ㉓                    | (            )<br>円 | (            )<br>円                              | (            )<br>円   |
| ㉓欄以外の同一の者からの寄附金の額が1千円以上のものの合計額 | 特定公益増進法人、認定特定非営利活動法人 | ㉔                   | 円  | 円                     |
|                                | ㉔欄以外の者               | ㉕                   | (            )<br>円                              | (            )<br>円   |
| 同一の者からの寄附金の額が1千円未満のもの合計額       | ㉖                    | (            )<br>円 | /  | /                     |
| 休眠預金等交付金関係助成金                  | ㉗                    | 円                   | /  | /                     |
| 合 計（㉓+㉔+㉕+㉖+㉗）                 | ㉘                    | (            )<br>円 | /  | (            )<br>円   |

（注意事項）

①～③の各欄の「( )」には、遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）により受け入れた寄附金又は贈与者の被相続人に係る相続の開始があったことを知った日の翌日から十月以内に当該相続により当該贈与者が取得した財産の全部又は一部を当該贈与者から贈与（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除きます。）により受け入れた寄附金の額を記載してください。

「受け入れた寄附金の明細表」第1表付表1（相対値基準・原則用） 記載要領

| 項 目                           | 記 載 要 領   | 注 意 事 項  |
|-------------------------------|---|--|
| 「受入寄附金総額④」欄                   | <p>活動計算書の収益の部の受取寄附金及び助成金（対価性のないものに限りません。）の合計を記載します。</p> <p>なお、国の補助金等の金額は、寄附金及び助成金には含まれません。</p> <p>④欄の金額は、⑤欄の金額と⑥欄の金額を合算した金額になります（④＝⑤＋⑥）。</p>  | <p>受取寄附金は、実際に入金したときに収益として計上します。</p>  |
| 「休眠預金等交付金関係助成金⑦及び⑧」欄          | <p>指定活用団体や資金分配団体等から、休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、当該金額を記載します。</p>  |  |
| 「役員の氏名」欄                      | <p>「受入寄附金総額④」欄のうち、役員からの寄附金の合計額が20万円以上のものについて各人別に記載します。</p> <p>役員からの寄附金の合計額の記載に当たっては、他の寄附者のうちに当該役員の配偶者及び三親等以内の親族並びに当該役員と特殊の関係のある者があるときは、これらの者は同一の者とみなして、当該役員からの寄附金に含めて記載する必要があります。</p> <p>なお、各人別の役員からの寄附金の合計額については、「役員からの寄附金の額が20万円以上のものの合計額⑨」欄に記載します。</p> <p>また、すべての寄附者（役員であって、寄附金の合計額が20万円以上のものに限りません。）について記載しきれない場合には、「受け入れた寄附金の明細表 第1表付表1（次葉）」を利用してください。</p> | <p>左欄の「特殊の関係」は、次に掲げる関係をいいます。</p> <p>① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係</p> <p>② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係</p> <p>③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係</p> |
| 「役職」欄                         | <p>役員の役職（代表理事、常務理事等）を記載します。</p>   |  |
| 「特定公益増進法人、認定特定非営利活動法人⑩」欄      | <p>特定公益増進法人（法人令77）、認定特定非営利活動法人からの寄附金で、同一の法人からの寄附金の額が1千円以上のものの合計額を記載します。</p>   | <p>⑩欄の①～③の各欄には、寄附者毎に①－②＝③を計算し、それぞれの合計を記載することとなります。</p>   |
| 「⑩欄以外の者⑪」欄                    | <p>上記⑩欄記載以外の者からの寄附金で、同一の者からの寄附金の額が1千円以上のものの合計額を記載します。</p>   | <p>⑪欄の①～③の各欄には、寄附者毎に①－②＝③を計算し、それぞれの合計を記載することとなります。</p>   |
| 「同一の者からの寄附金の額が1千円未満のものの合計額⑫」欄 | <p>同一の者からの寄附金の額が1千円未満のものの合計額を記載します。</p>   |  |



「受け入れた寄附金の明細表」第1表付表1（相対値基準・小規模法人用） 記載要領

| 項 目                      | 記 載 要 領  | 注 意 事 項  |
|--------------------------|--|--|
| 「受入寄附金総額④」欄              | <p>活動計算書の収益の部の受取寄附金及び助成金（対価性のないものに限ります。）の合計を記載します。</p> <p>なお、国の補助金等の金額は、寄附金及び助成金には含まれません。</p> <p>④欄の金額は、①欄の金額に等しくなります（④＝①）。</p>  | <p>受取寄附金は、実際に入金したときに収益として計上します。</p>  |
| 「休眠預金等交付金関係助成金⑤及び⑥」欄     | <p>指定活用団体や資金分配団体等から、休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、当該金額を記載します。</p>   |  |
| 「役員の氏名」欄                 | <p>「受入寄附金総額④」欄のうち、役員からの寄附金で、その金額が20万円以上のものについて各人別に記載します。</p> <p>（注）小規模法人における役員からの寄附金の記載に当たっては、他の寄附者のうちに当該役員の配偶者及び三親等以内の親族並びに当該役員と特殊の関係のある者があるとき、これらの者は同一の者とみなして、当該役員の寄附金に含めて記載する必要はありません。</p> <p>なお、各人別の役員からの寄附金の合計額については、「役員からの寄附金の額が20万円以上のものの合計額⑦」欄に記載します。</p> <p>また、すべての寄附者について記載しきれない場合には、「受け入れた寄附金の明細表 第1表付表1（次葉）」を利用してください。</p> | <p>左欄の（注）書き「特殊の関係」とは、次に掲げる関係をいいます。</p> <p>① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係</p> <p>② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係</p> <p>③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係</p> |
| 「役職」欄                    | <p>役員の役職（代表理事、常務理事等）を記載します。</p>  |  |
| 「特定公益増進法人、認定特定非営利活動法人⑧」欄 | <p>特定公益増進法人（法人令77）、認定特定非営利活動法人からの寄附金で、同一の法人からの寄附金の合計額を記載します。</p>   | <p>⑧欄の①～③の各欄には、寄附者毎に①－②＝③を計算し、それぞれの合計を記載することとなります。</p>   |
| 「⑧欄以外の者⑨」欄               | <p>上記⑧欄記載の以外の者からの寄附金で、同一の者からの寄附金の合計額を記載します。</p>  | <p>⑨欄の①～③の各欄には、寄附者毎に①－②＝③を計算し、それぞれの合計を記載することとなります。</p>   |



社員から受け入れた会費の明細表

第1表付表2（相対値基準用）

|     |  |        |        |       |
|-----|--|--------|--------|-------|
| 法人名 |  | 実績判定期間 | 年 月 日～ | 年 月 日 |
|-----|--|--------|--------|-------|

1 社員の会費に関する基準

社員の会費の額を分子に算入する場合は、実績判定期間において、次のイとロの基準を満たす必要があります。

| 基準                            | 基準を満たしている旨を証する書類の名称とその内容等 | 判定     |
|-------------------------------|---------------------------|--------|
| イ<br>社員の会費の額が合理的な基準により定められている |                           | はい・いいえ |
| ロ<br>社員（役員等を除く。）の数が20人以上である   |                           | はい・いいえ |

※ イとロの基準を満たしている場合は、「2 社員の会費の額の受入寄附金算入限度額の計算」を行ってください。

2 社員の会費の額の受入寄附金算入限度額の計算

|                 |       |   |  |
|-----------------|-------|---|--|
| 社員の会費の額の合計額     | ..... | ① |  |
| 共益的活動の割合（第2表③欄） | ..... | ② |  |
| ①から控除する金額（①×②）  | ..... | ③ |  |
| 差引金額（①－③）       | ..... | ④ |  |

↓

第1表（相対値基準・原則用）④欄又は、  
第1表（相対値基準・小規模法人用）③欄へ

「社員から受け入れた会費の明細表」第1表付表2（相対値基準用） 記載要領

| 項 目                          | 記 載 要 領   | 注 意 事 項  |
|------------------------------|---|--|
| 「基準口」欄                       |   | <p>「役員等」とは、役員並びに役員の配偶者及び三親等以内の親族並びに当該役員と特殊の関係のある者をいいます。</p> <p>なお、上記の特殊の関係とは、次に掲げる関係をいいます。</p> <p>① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係</p> <p>② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係</p> <p>③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係</p> |
| 「基準を満たしている旨を証する書類の名称とその内容等」欄 | <p>① イ欄には、例えば、「定款（又は会則）第〇条に社員の会費の額については、一律〇円と規定」のように、基準を満たしている旨を証する書類の名称と合理的な基準により定められている旨を記載します。</p> <p>② ロ欄には、例えば、「社員名簿に〇名登載」のように記載します。</p> |  |
| 「社員の会費の額の合計額①」欄              | 活動計算書の収益の部の社員の会費の額を記載します。   | 活動計算書の会費収入に期末の未収会費額を計上している場合には、当該欄に未収会費額は算入できませんので、未収計上した会費の額は会費収入から控除する必要があります。   |

**認定基準等チェック表 (第1表 絶対値基準用)**

|   |  |        |              |
|---|--|--------|--------------|
| 法人名   |  | 実績判定期間 | 年 月 日～ 年 月 日 |
| <b>1 実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上である寄附者の数(※)の合計数が年平均100人以上であること</b>   |  |        |              |
|   |  |        | チェック欄        |
| <b>【留意事項】</b><br>1 寄附者の氏名(法人・団体にあつては、その名称)及びその住所が明らかな寄附者のみを数えてください。<br>2 寄附者の数の算出に当たっては、寄附者本人と生計を一にする方を含めて一人としてください。<br>3 貴法人の役員及びその役員と生計を一にする方が寄附者である場合、それらの方を寄附者の数に含めないでください。 |  |        |              |

| 実績判定期間内の各事業年度                |   | ㉑      | ㉒      | ㉓      | ㉔      | ㉕      |
|------------------------------|---|--------|--------|--------|--------|--------|
|                              | 自 | 年 月 日  | 年 月 日  | 年 月 日  | 年 月 日  | 年 月 日  |
|                              | 至 | 年 月 日  | 年 月 日  | 年 月 日  | 年 月 日  | 年 月 日  |
| 年3,000円以上の寄附者の数(※)が100人以上である |   | はい いいえ |

**【チェック欄】**

- 寄附者の氏名(法人・団体にあつては、その名称)及びその住所が明らかな寄附者のみを数えていますか。
- 寄附者の数の算出に当たって、寄附者本人と生計を一にする方を含めて一人としていますか。
- 貴法人の役員及びその役員と生計を一にする方が寄附者の場合、それらの方を寄附者数から除いていますか。

○ 実績判定期間内において、寄附金額が年3,000円以上の寄附者の数(※)が年100人未満の事業年度がある場合は、下欄により、年平均100人以上かどうかを判定してください。

| 年3,000円以上の寄附者の数(※)                        | ㉑ | ㉒ | ㉓ | ㉔ | ㉕ | 合計 |   |
|---|---|---|---|---|---|----|---|
|   | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | A  | 人 |
| 実績判定期間の月数<br>(注) 一月未満の端数がある場合は、一月に切り上げます。 |   |   |   |   |   | B  | 月 |

|                          |   |   |      |  |   |        |
|--------------------------|---|---|------|--|---|--------|
| 実績判定期間の年3,000円以上の寄附者数(※) | A | 人 | × 12 |  | 人 | ≥ 100人 |
| 実績判定期間の月数                | B | 月 | =    |  | 人 |        |

**(注意事項)**

- ・ 実績判定期間とは、申請書提出の直前に終了した事業年度の末日以前5年(認定を受けたことのない法人の場合は2年)内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から申請書提出の直前に終了した事業年度の末日までの期間です。したがって、例えば、3月決算法人が平成29年6月に申請書を提出する場合、実績判定期間は平成24年4月1日から平成29年3月31日(認定を受けたことのない法人の場合は平成27年4月1日から平成29年3月31日)となります。
  - ・ チェック欄には、この表の各欄の記載を終了し、基準を満たしていることを確認した場合に「○」を記載してください(第2表以下についても同様です)。
  - ・ なお、認定審査の過程において、年3,000円以上の寄附者の数(※)の算出根拠について確認させていただく場合がありますので、寄附者の数の算出根拠を示す書類を法人の主たる事務所に確実に保管するようお願いいたします。
- ※ 休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、3,000円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額を加算した金額以上の寄附者数となります。

「認定基準等チェック表」(第1表 絶対値基準用) 記載要領

| 項 目                  | 記 載 要 領   | 注 意 事 項   |
|----------------------|---|---|
| 「実績判定期間内の各事業年度」欄     | <p>実績判定期間内の各事業年度を、「㉑」から「㉓」の各欄に記載します。</p> <p>また、各事業年度において、寄附金額の合計額が年 3,000 円以上の寄附者の数(※)が 100 人以上である場合は下欄の「はい」、100 人未満である場合は「いいえ」に○をします。</p> <p>なお、寄附金額の合計額が年 3,000 円以上の寄附者の数(※)が 100 人以上であるかどうかの判定に当たっては、チェック欄の事項にご注意ください(確認後は、□に✓を記入してください)。</p> <p>実績判定期間内のすべての事業年度において、「はい」に○がされている場合は、その下の「年 3,000 円以上(※)の寄附者の数」の計算の表及びその下の計算式の記入は必要ありません。</p> | <p>寄附者の数の算出に当たっては、次の点に注意してください。</p> <p>イ 寄附者の氏名(法人・団体にあつては、その名称)及びその住所が明らかな寄附者のみを数えます。</p> <p>ロ 寄附者本人と生計を一にする方を含めて一人とします。</p> <p>ハ 貴法人の役員及びその役員と生計を一にする方は寄附者の数に含めません。</p> |
| 「年 3,000 円以上の寄附者の数」欄 | <p>実績判定期間内の各事業年度における、寄附金額の合計額が 3,000 円以上の寄附者の数(※)を、「㉑」から「㉓」の各欄に記載し、合計を「A」欄に記載します。</p>   |   |
| 「実績判定期間の月数」欄         | <p>実績判定期間の月数の総数を「B」欄に記載します。</p>   | <p>月数は暦に従って計算し、一月未満の端数がある場合は一月に切り上げます。</p>  |

※ 休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、3,000 円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額を加算した金額以上の寄附者数となります。

認定基準等チェック表 (第1表 条例個別指定法人用)

|   |        |                              |        |               |       |  |  |  |
|---|--------|------------------------------|--------|---------------|-------|--|--|--|
| 法人名   |        | チェック欄                        |        |               |       |  |  |  |
| 1 都道府県又は市区町村の条例により、個人住民税の寄附金税額控除の対象となる法人として個別に指定を受けていること  |        |                              |        |               |       |  |  |  |
| <p>【留意事項】</p> <p>1 条例を制定した都道府県又は市区町村の区域内に事務所を有する場合に限りです。</p> <p>2 申請日の前日において、条例で定められており、かつ、その条例の効力が生じている必要があります。</p>                                    |        |                              |        |               |       |  |  |  |
| <table border="1"> <tr> <td>条例を制定した都道府県又は市区町村</td> <td></td> </tr> <tr> <td>条 例 指 定 年 月 日</td> <td>年 月 日</td> </tr> </table>                            |        | 条例を制定した都道府県又は市区町村            |        | 条 例 指 定 年 月 日 | 年 月 日 |  |  |  |
| 条例を制定した都道府県又は市区町村   |        |                              |        |               |       |  |  |  |
| 条 例 指 定 年 月 日   | 年 月 日  |                              |        |               |       |  |  |  |
| <table border="1"> <tr> <td>条例を制定した都道府県又は市区町村の区域内に事務所がある</td> <td>はい・いいえ</td> <td>事務所所在地</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td></td> </tr> </table> |        | 条例を制定した都道府県又は市区町村の区域内に事務所がある | はい・いいえ | 事務所所在地        |       |  |  |  |
| 条例を制定した都道府県又は市区町村の区域内に事務所がある  | はい・いいえ | 事務所所在地                       |        |               |       |  |  |  |
|   |        |                              |        |               |       |  |  |  |
| <p>※ 法人の所轄庁以外の都道府県又は市区町村の条例により、個人住民税の寄附金税額控除の対象となる法人として個別に指定を受けた旨の条例の写し（公報の写し）を添付してください。</p>  |        |                              |        |               |       |  |  |  |

【記載要領】

| 項 目                             | 記 載 要 領                                | 注 意 事 項  |
|---------------------------------|--|--|
| 「条例を制定した都道府県又は市区町村」欄            | 条例を制定した都道府県又は市区町村の名称を記載します。            |  |
| 「条例指定年月日」欄                      | 条例指定を受けた年月日を記載します。                     | 申請書を提出する日の前日において、条例で定められており、かつ、その条例の効力が生じている必要があります。   |
| 「条例を制定した都道府県又は市区町村の区域内に事務所がある」欄 | 該当する方に○をします。                           | 「いいえ」の場合は、他のパブリック・サポート・テスト基準（相対値基準又は絶対値基準）を満たす必要があります。 |
| 「事務所所在地」欄                       | 条例を制定した都道府県又は市区町村の区域内にある事務所の所在地を記載します。 |  |

認定基準等チェック表 (第2表)

|     |  |       |
|-----|--|-------|
| 法人名 |  | チェック欄 |
|-----|--|-------|

2 実績判定期間における事業活動のうち次の活動の占める割合が50%未満であること

イ 会員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供（以下「資産の譲渡等」という。）、会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動（資産の譲渡等のうち対価を得ないで行われるもの等を除く。）

ロ 会員等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者、特定の地域に居住し又は事務所その他これらに準ずるものを有する者その他便益の及ぶ者が特定の範囲の者である活動（会員等に対する資産の譲渡等を除く。）

（注意事項） 特定の地域とは、一の市区町村の区域の一部で地縁に基づく地域をいいます。

ハ 特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動

ニ 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動

実績判定期間

すべての事業活動に係る金額等 ..... ① (指標 )

①のうちイ～ニの活動に係る金額等 ..... ②

|                 |  |   |     |
|-----------------|--|---|-----|
| イ               | 会員等に対する資産の譲渡等の活動（対価を得ないで行われるもの等を除く。）に係る金額等 | ① |     |
|                 | 会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動に係る金額等    | ② |     |
| ロ               | 便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等                  | ③ |     |
| ハ               | 特定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等                   | ④ |     |
| ニ               | 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等       | ⑤ |     |
| 合 計 (①+②+③+④+⑤) |  | ⑥ | ⇒②へ |

基準となる割合 (②÷①) ..... ③

「認定基準等チェック表」(第2表) 記載要領

| 項 目  | 記 載 要 領   | 注 意 事 項   |
|--|---|---|
| 「すべての事業活動に係る金額等①」欄                             | 活動計算書の事業費の合計金額(その他の事業がある場合は、特定非営利活動に係る事業費計とその他の事業の事業費計の合計金額)を記載します。<br>また、算出方法を具体的に示す資料を添付してください。   | 実績判定期間において使用する「指標」は、例えば、その実績判定期間に行った事業活動に係る事業費の額、従事者の作業時間数など合理的なものを使用します。   |
| 「①のうち上記イ～ニの活動に係る金額等②」欄                         | 「合計①」欄の金額等を転記します。   |   |
| 「①～③」各欄共通事項                                    | 「①～③」の各欄に記載する金額等は、①で用いた「指標」と同様の「指標」により算出します。  | 「①～③」の各欄に記載する金額等については、重複する部分がある場合には一方から控除して記載します。   |
| 「会員等に対する資産の譲渡等の活動(対価を得ないで行われるもの等を除く。)に係る金額等④」欄 | 会員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供に係る活動(対価を得ないで行われるもの等を除きます。)に係る金額等を記載します。  | この表において「会員等」とは、次の者をいいます。<br>① 会員<br>② 当該申請に係る法人から継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受ける者又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者として当該法人の帳簿又は書類その他に氏名(法人にあっては、その名称)が記載された者であって、継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受ける者又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者<br>③ 役員<br>なお、①及び②においては、当該法人の運営又は業務の執行に関係しない者で、当該法人が行う不特定多数の者を対象とする資産の譲渡等の相手方であって、当該資産の譲渡等以外の当該法人の活動に関係しない者は除きます。 |
| 「会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動に係る金額等⑤」欄    | 会員等相互の交流、連絡、意見交換など、その対象が会員等である活動(以下の①及び②に該当するものを除きます。)に係る金額等を記載します。<br>① 会員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供(以下「資産の譲渡等」といいます。)に係る活動<br>② 特定非営利活動促進法別表第19号に掲げる活動又は同表第20号の規定により同表19号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動を主たる目的とする法人が行う、その会員等の活動(公益社団法人若しくは公益財団法人又は認定特定非営利活動法人である会員等が参加しているものに限りません。)に対する助成                     | また、「対価を得ないで行われるもの等」には、次の対価を得て行うものを含みます。<br>① 資産の譲渡等に係る通常対価の10%相当額以下のもの及び交通費、消耗品費等の実費相当額<br>② 役務の提供の対価で最低賃金法による最低賃金相当金額以下のもの及び付随費用の実費相当額   |
| 「便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等⑥」欄                  | 会員等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者、特定の地域に居住し、又は事務所その他これに準ずるものを有する者その他その便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動(以下の①及び②に該当するものを除きます。)に係る金額等を記載します。<br>① 会員等に対する資産の譲渡等の活動に係るもの<br>② 特定非営利活動促進法別表第19号に掲げる活動又は同表第20号の規定により同表19号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動を主たる目的とする法人が行う、その会員等の活動(公益社団法人若しくは公益財団法人又は認定特定非営利活動法人である会員等が参加しているものに限りません。)に対する助成 | この表において「特定の地域」とは、一の市区町村の一部で地縁に基づく地域をいいます。   |
| 「特定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等⑦」欄                   | 特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動に係る金額等を記載します。  |   |
| 「特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等⑧」欄       | 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等を記載します。   |   |

認定基準等チェック表（第2表 条例個別指定法人用）

|   |   |  |   |  |   |   |  |  |
|---|---|--|---|--|---|---|--|--|
| 法人名   |   | チェック欄  |   |  |   |   |  |  |
| <p>2 実績判定期間における事業活動のうち次の活動の占める割合が50%未満であること</p> <p>イ 会員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供（以下「資産の譲渡等」という。）、会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動（資産の譲渡等のうち対価を得ないで行われるもの等を除く。）</p> <p>ロ 会員等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者その他便益の及ぶ者が特定の範囲の者である活動（地縁に基づく地域に居住する者等に対する活動及び会員等に対する資産の譲渡等を除く。）</p> <p>ハ 特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動</p> <p>ニ 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動</p> |   |  |   |  |   |   |  |  |
| <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">実績判定期間</div>   |   |  |   |  |   |   |  |  |
| <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">すべての事業活動に係る金額等</div>   | .....   | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">① (指標 )</div> |   |  |   |   |  |  |
| <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">①のうちイ～ニの活動に係る金額等</div>   | .....   | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">②</div>       |   |  |   |   |  |  |
| イ   | <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">会員等に対する資産の譲渡等の活動（対価を得ないで行われるもの等を除く。）に係る金額等</td> <td style="width: 5%;">①</td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td>会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動に係る金額等</td> <td>②</td> <td></td> </tr> </table> | 会員等に対する資産の譲渡等の活動（対価を得ないで行われるもの等を除く。）に係る金額等   | ① |  | 会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動に係る金額等 | ② |  |  |
| 会員等に対する資産の譲渡等の活動（対価を得ないで行われるもの等を除く。）に係る金額等  | ①   |  |   |  |   |   |  |  |
| 会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動に係る金額等   | ②   |  |   |  |   |   |  |  |
| ロ   | 便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等   | ③  |   |  |   |   |  |  |
| ハ   | 特定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等  | ④  |   |  |   |   |  |  |
| ニ   | 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等  | ⑤  |   |  |   |   |  |  |
| 合 計   | (①+②+③+④+⑤)   | ⑥  |   |  |   |   |  |  |
|   |   | ⇒②へ  |   |  |   |   |  |  |
| <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">基準となる割合 (②÷①)</div>  | .....   | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">③</div>       |   |  |   |   |  |  |

「認定基準等チェック表」(第2表 条例個別指定法人用) 記載要領

| 項目   | 記載要領  | 注意事項   |
|--|---|--|
| 「すべての事業活動に係る金額等①」欄                             | 活動計算書の事業費の合計金額(その他の事業がある場合は、特定非営利活動に係る事業費計とその他の事業の事業費計の合計金額)を記載します。算出方法を具体的に示す資料を添付してください。  | 実績判定期間において使用する「指標」は、例えば、その実績判定期間に行った事業活動に係る事業費の額、従事者の作業時間数など合理的なものを使用します。  |
| 「①のうち上記イ～ニの活動に係る金額等②」欄                         | 「合計①」欄の金額等を転記します。   |  |
| 「①～③」各欄共通事項                                    | 「①～③」の各欄に記載する金額等は、①で用いた「指標」と同様の「指標」により算出します。  | 「①～③」の各欄に記載する金額等については、重複する部分がある場合には一方から控除して記載します。  |
| 「会員等に対する資産の譲渡等の活動(対価を得ないで行われるもの等を除く。)に係る金額等④」欄 | 会員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供に係る活動(対価を得ないで行われるもの等を除きます。)に係る金額等を記載します。  | この表において「会員等」とは、次の者をいいます。<br>① 会員<br>② 当該申請に係る法人から継続的に若しくは回復して資産の譲渡等を受ける者又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者として当該法人の帳簿又は書類その他に氏名(法人・団体にあっては、その名称)が記載された者であって、継続的に若しくは回復して資産の譲渡等を受ける者又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者   |
| 「会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動に係る金額等⑤」欄    | 会員等相互の交流、連絡、意見交換など、その対象が会員等である活動(以下の①及び②に該当するものを除きます。)に係る金額等を記載します。<br>① 会員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供(以下「資産の譲渡等」といいます。)に係る活動<br>② 特定非営利活動促進法別表第19号に掲げる活動又は同表第20号の規定により同表19号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動を主たる目的とする法人が行う、その会員等の活動(公益社団法人若しくは公益財団法人又は認定特定非営利活動法人である会員等が参加しているものに限りません。)に対する助成 | ③ 役員<br>なお、①及び②においては、当該法人の運営又は業務の執行に関係しない者で、当該法人が行う不特定多数の者を対象とする資産の譲渡等の相手方であって、当該資産の譲渡等以外の当該法人の活動に関係しない者は除きます。<br>また、「対価を得ないで行われるもの等」には、次の対価を得て行うものを含みます。<br>① 資産の譲渡等に係る通常の対価の10%相当額以下のもの及び交通費、消耗品費等の実費相当額<br>② 役務の提供の対価で最低賃金法による最低賃金相当金額以下のもの及び付随費用の実費相当額 |
| 「便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等⑥」欄                  | 会員等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者その他その便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動(以下の①、②及び③に該当するものを除きます。)に係る金額等を記載します。<br>① 便益の及ぶ者が地縁に基づく地域に居住する者等である活動に係るもの<br>② 会員等に対する資産の譲渡等の活動に係るもの<br>③ 特定非営利活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動を主たる目的とする法人が行う、当該法人の会員等の活動(特定公益増進法人又は認定特定非営利活動法人である会員等が参加しているものに限りません。)に対する助成                  |  |
| 「特定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等⑦」欄                   | 特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動に係る金額等を記載します。  |  |
| 「特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等⑧」欄       | 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等を記載します。   |  |

認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

|     |  |       |
|-----|--|-------|
| 法人名 |  | チェック欄 |
|-----|--|-------|

3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること

イ 従業員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること

- (1) 役員及びその親族等
- (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等

ロ 各社員の表決権が平等であること

ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること

ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと

イ

| 区 分   | 項 目          | 役員数 | 最も人数が多い「親族等」のグループの人数 | 割 合<br>(②÷①) | 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数 | 割 合<br>(④÷①) |
|-------|--------------|-----|----------------------|--------------|---|--------------|
|       |              | ①   | ②                    | ③            | ④   | ⑤            |
| ①     | 年 月 日～ 年 月 日 | 人   | 人                    | %            | 人   | %            |
| ②     | 年 月 日～ 年 月 日 | 人   | 人                    | %            | 人   | %            |
| ③     | 年 月 日～ 年 月 日 | 人   | 人                    | %            | 人   | %            |
| ④     | 年 月 日～ 年 月 日 | 人   | 人                    | %            | 人   | %            |
| ⑤     | 年 月 日～ 年 月 日 | 人   | 人                    | %            | 人   | %            |
| 申 請 時 |              | 人   | 人                    | %            | 人   | %            |

⑥ 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。

ロ

| 各社員の表決権が平等である     | ①         | ②         | ③         | ④         | ⑤         | 申 請 時     |
|-------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 上記を証する書類の名称とその内容等 | はい<br>いいえ | はい<br>いいえ | はい<br>いいえ | はい<br>いいえ | はい<br>いいえ | はい<br>いいえ |

(注意事項)

- ・認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、省略することができます。

ハ

| 項 目                                     | ㉑              | ㉒              | ㉓              | ㉔              | ㉕              | 申請時            |
|---|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている              | はい<br>・<br>いいえ | はい<br>・<br>いいえ | はい<br>・<br>いいえ | はい<br>・<br>いいえ | はい<br>・<br>いいえ | はい<br>・<br>いいえ |
| 帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている | はい<br>・<br>いいえ | はい<br>・<br>いいえ | はい<br>・<br>いいえ | はい<br>・<br>いいえ | はい<br>・<br>いいえ | はい<br>・<br>いいえ |

㉕ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二

| 項 目                                   | ㉑   | ㉒   | ㉓   | ㉔   | ㉕   | 申請時 |
|---------------------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 |

（注意事項）

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、省略することができます。

### 「認定基準等チェック表」（第3表）記載要領

| 項 目  | 記 載 要 領  | 注 意 事 項   |
|------|--|---|
| イの各欄 | 区分欄の「㉑」から「㉕」欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。<br>第3表付表1「役員の状況」を記載して、「①」、「②」及び「④」の各欄に該当する人数を転記します。      |   |
| ロの各欄 | 該当する一方を「○」で囲みます。<br>「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第○条に正社員の表決権（又は議決権）は平等に一票を与えると規定」のように記載します。 |   |
| ハの各欄 | 該当する一方を「○」で囲みます。<br>なお、「㉑」から「㉕」については、上記イに記載する各期間（「㉑」から「㉕」）を示したものです。                                | ① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。<br>② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。 |
| ニの各欄 | 該当する一方を「○」で囲みます。<br>なお、「㉑」から「㉕」については、上記イに記載する各期間（「㉑」から「㉕」）を示したものです。                                |   |



## 「役員 の 状況」 第 3 表 付 表 1 記 載 要 領

- 1 「役員の内訳」欄は「親族等」又は「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループごとに記載します。
- 2 「就任等の状況」の「@」から「©」及び「申請時」の各欄は役員であった時期に「○」を付します。  
なお、当該「@」から「©」については、認定基準等チェック表（第3表）のイに記載する各期間（「@」から「©」）を示したものです。
- 3 この表において、「親族等」とは特定非営利活動法人の役員である次の者が該当します。
  - ① 役員 の 配 偶 者 及 び 三 親 等 以 内 の 親 族
  - ② 役員 と 婚 姻 の 届 出 を し て い な い が 事 実 上 婚 姻 関 係 と 同 様 の 事 情 に あ る 者
  - ③ 役員 の 使 用 人 及 び 使 用 人 以 外 の 者 で 当 該 役 員 か ら 受 け る 金 銭 そ の 他 の 財 産 に よ っ て 生 計 を 維 持 し て い る 者
  - ④ ② 又 は ③ に 掲 げ る 者 の 配 偶 者 及 び 三 親 等 以 内 の 親 族 で こ れ ら の 者 と 生 計 を 一 に し て い る 者
- 4 この表において、「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」とは特定非営利活動法人の役員である次の者が該当します。
  - ① 特定 の 法 人 の 役 員 又 は 使 用 人
  - ② ① に 掲 げ る 者 と 役 員 の 配 偶 者 及 び 三 親 等 以 内 の 親 族
  - ③ ① に 掲 げ る 者 と 婚 姻 の 届 出 を し て い な い が 事 実 上 婚 姻 関 係 と 同 様 の 事 情 に あ る 者
  - ④ ① に 掲 げ る 者 の 使 用 人 及 び 使 用 人 以 外 の 者 で 当 該 ① に 掲 げ る 者 か ら 受 け る 金 銭 そ の 他 の 財 産 に よ っ て 生 計 を 維 持 し て い る 者
  - ⑤ ③ 又 は ④ に 掲 げ る 者 の 配 偶 者 及 び 三 親 等 以 内 の 親 族 で こ れ ら の 者 と 生 計 を 一 に し て い る 者
- 5 上記の「特定の法人」には、特定の法人との間に発行済株式の総数又は出資の総額（以下「発行済株式の総数等」といいます。）の50%以上の株式の数又は出資の金額（以下「株式の数等」といいます。）を直接又は間接に保有する関係にある法人を含みます。  
なお、50%以上の株式の数等を直接又は間接に保有する関係とは以下のとおりです。
  - 直接に保有する関係  
一の法人が他方の法人の発行済株式の総数等の50%以上の株式の数等を保有する場合の一の法人と他方の法人との関係（以下「直接支配関係」といいます。）
  - 間接に保有する関係  
一の法人及び一の法人と直接支配関係にある法人又は一の法人と直接支配関係にある法人が、他方の法人の発行済株式の総数等の50%以上の株式の数等を保有する場合の一の法人、一の法人と直接支配関係にある法人及び他方の法人との関係



認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

|  |  |       |
|--|--|-------|
| 法人名  |  | チェック欄 |
| <p>4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること</p> <p>イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと</p> <p>ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと</p> <p>ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること</p> <p>ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること</p> |  |       |

イ

| 項 目  | ㉑   | ㉒   | ㉓   | ㉔   | ㉕   | 申請時 |
|--|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動                 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 |
| 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動                   | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 |
| 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 |

ロ

| 項 目  | ㉑   | ㉒   | ㉓   | ㉔   | ㉕   | 申請時 |
|--|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 役員職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 |
| 役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時の価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無                              | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 |
| 役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無  | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 |
| 営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無   | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 |

(注意事項)

- ・「認定基準等チェック表(第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表(次葉)」(ハ及びニ)の記載及び添付の必要はありません。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、省略することができます。

ハ

| 項 目              |   | 実績判定期間 |
|------------------|---|--------|
| 事業費の総額           | ① | 円      |
| 特定非営利活動に係る事業費の額  | ② | 円      |
| 特定非営利活動の割合 (②÷①) | ③ | %      |

③ 「ハ」について、事業費以外の指標により計算を行う場合には、使用した指標及び単位を記載してください。

| 使用した指標 | 単位 |
|--------|----|
|        |    |

- 算出方法を具体的に示す資料を添付してください。

ニ

| 項 目                          |   | 実績判定期間 |
|------------------------------|---|--------|
| 受入寄附金総額                      | ① | 円      |
| 受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額 | ② | 円      |
| 受入寄附金の充当割合 (②÷①)             | ③ | %      |

※ハ、ニについて、実績判定期間中に「特定資産」等の勘定科目を設定した場合、以下に勘定科目及び金額を記載して下さい。

| 勘定科目 | 金額 |
|------|----|
|      | 円  |

(注意事項)

- 「認定基準等チェック表(第4表 次葉)」(ハ及びニ)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時には記載及び添付の必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第4表) 記載要領

| 項 目       | 記 載 要 領  | 注 意 事 項  |  |
|-----------|--|--|--|
| イ及びロの各欄共通 | <p>該当する一方を「○」で囲みます。</p> <p>「役員等」とは、役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者をいいます。</p> <p>「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます。</p> <p>① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係</p> <p>② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係</p> <p>③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係</p> | <p>第4表付表1及び2を記載し添付してください。</p> <p>なお、当該「@」から「◎」については、認定基準等チェック表(第3表)のイに記載する各期間(「@」から「◎」)を示したものです。</p> |  |
| ハ         | 共通事項   | 「事業費」以外の指標により計算を行う場合には、使用した指標及び単位を④欄に記載し、具体的な算出方法を示す資料を添付してください。                                     |  |
|           | 「事業費の総額①」欄   | 実績判定期間における活動計算書の事業費の合計金額(その他の事業がある場合は、特定非営利活動に係る事業費計とその他の事業の事業費計の合計金額)を記載します。                        | 損益計算書を作成している場合には、損益計算書により事業に係る支出金額を算出して記載しても差し支えありません。その場合には、損益計算書及び金額の算定方法を示す資料を添付してください。 |
|           | 「特定非営利活動に係る事業費の額②」欄  | 活動計算書における特定非営利活動に係る事業費の合計額を記載します。  | 特定非営利活動に係る部分とそれ以外に共通する事業費は、それぞれに合理的に配賦します。   |
| ニ         | 「受入寄附金総額①」欄  | 第1表付表「受け入れた寄附金の明細表」の「A」欄の金額を転記します。   |  |
|           | 「受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額②」欄   | 「受入寄附金総額①」欄のうち、特定非営利活動に係る事業費に充てた額を記載します。   |  |
|           | 「受入寄附金の充当割合③」欄   | 割合が100%を超える場合は、100%と記載します。   |  |

(注意事項)

- ・ハについて、一定の条件の下、将来の特定非営利活動に充てるために当期に「特定資産」等として貸借対照表に計上した金額は、当期の「事業費の総額①」欄、「特定非営利活動に係る事業費の額②」欄にそれぞれ算入できます。
- ・ニについて、一定の条件の下、将来の特定非営利活動に充てるために当期に「特定資産」等として貸借対照表に計上した金額は、当期の「受入寄附金総額①」欄に加え、「受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額②」欄にも算入できます。

役員等に対する報酬等の状況

第4表付表1

|     |  |
|-----|--|
| 法人名 |  |
|-----|--|

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者<sup>(注1)</sup>（以下「役員等」という）に対する報酬又は給与の支給等（実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに行った取引等）について以下の項目を記載してください。

(注1)「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。

- ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

イ 役員等に対する報酬又は給与の支給（ロを除く）

| 氏名 | 職名 | 法人との関係<br>(注2) | 報酬・給与の<br>区分 | 支給期間等 | 支給金額 |
|----|----|----------------|--------------|-------|------|
|    |    |                |              |       |      |
|    |    |                |              |       |      |
|    |    |                |              |       |      |
|    |    |                |              |       |      |
|    |    |                |              |       |      |
|    |    |                |              |       |      |
|    |    |                |              |       |      |
|    |    |                |              |       |      |
|    |    |                |              |       |      |

(注2) 注1の①～④の内容を具体的に記述します。

ロ 給与を得た職員の総数及び総額

|            |               |
|------------|---------------|
| 集計期間       | 年 月 日 ~ 年 月 日 |
| 給与を得た職員の総数 | 左記の職員に対する給与総額 |
|            | 円             |

(注意事項)

- ・「役員等に対する報酬等の状況（第4表付表1）」は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時には記載及び添付の必要はありません。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、省略することができます。

法人名

1 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係<sup>(注)</sup>にある者（以下「役員等」という）又は役員等が支配する法人に対する資産の譲渡等（実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに行った取引等）について以下の項目を記載してください。

(注)「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます。

- ① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
- ② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係
- ③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

## (1) 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

| 取引先の氏名等 | 法人との関係 | 譲渡資産の内容 | 譲渡年月日 | 譲渡価格 | その他の取引条件等 |
|---------|--------|---------|-------|------|-----------|
|         |        |         |       | 円    |           |
|         |        |         |       | 円    |           |
|         |        |         |       | 円    |           |
|         |        |         |       | 円    |           |
|         |        |         |       | 円    |           |
|         |        |         |       | 円    |           |
|         |        |         |       | 円    |           |

## (2) 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

| 取引先の氏名等 | 法人との関係 | 貸付資産の内容 | 貸付年月日 | 対価の額 | その他の取引条件等 |
|---------|--------|---------|-------|------|-----------|
|         |        |         |       | 円    |           |
|         |        |         |       | 円    |           |
|         |        |         |       | 円    |           |
|         |        |         |       | 円    |           |
|         |        |         |       | 円    |           |
|         |        |         |       | 円    |           |
|         |        |         |       | 円    |           |

## (注意事項)

- ・「役員等に対する資産の譲渡等の状況等（第4表付表2）」は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時には記載及び添付の必要はありません。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、省略することができます。
- ・NPO法人が譲渡、貸付け、役務の提供を受ける場合を含みます。

## (3) 役務の提供 (施設の利用等を含む。)

| 取引先の氏名等 | 法人との関係 | 役務の提供の内容 | 役務の提供年月日 | 対価の額 | その他の取引条件等 |
|---------|--------|----------|----------|------|-----------|
|         |        |          |          | 円    |           |
|         |        |          |          | 円    |           |
|         |        |          |          | 円    |           |
|         |        |          |          | 円    |           |
|         |        |          |          | 円    |           |
|         |        |          |          | 円    |           |
|         |        |          |          | 円    |           |
|         |        |          |          | 円    |           |
|         |        |          |          | 円    |           |
|         |        |          |          | 円    |           |

## 2 役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関する事項

(該当する事項がある場合にその内容を具体的に記載してください。)

## 3 支出した寄附金(実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに支出した寄附金)

| 支出先の名称等 | 住所等 | 支出金額 | 支出年月日 | 寄附の目的等 |
|---------|-----|------|-------|--------|
|         |     |      |       |        |
|         |     |      |       |        |
|         |     |      |       |        |
|         |     |      |       |        |
|         |     |      |       |        |
|         |     |      |       |        |
|         |     |      |       |        |

## (注意事項)

- ・「役員等に対する資産の譲渡等の状況等(第4表付表2)」は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時には記載及び添付の必要はありません。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、省略することができます。

認定基準等チェック表 (第5表)

| 法人名  |  |  | チェック欄   |    |  |    |     |  |  |
|--|--|--|---|----|--|----|-----|--|--|
| <p>5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること</p> <p>イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）</p> <p>ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類</p> <p>ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類</p> <p>ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程</p> <p>ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類</p> <p>ヘ 助成の実績を記載した書類</p> |  |  |   |    |  |    |     |  |  |
| <p>次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。</p>   |  |  | <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">同意</th> </tr> <tr> <th>する</th> <th>しない</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 同意 |  | する | しない |  |  |
| 同意   |  |  |   |    |  |    |     |  |  |
| する   | しない  |  |   |    |  |    |     |  |  |
|  |  |  |   |    |  |    |     |  |  |
| イ  | <p>① 事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面）</p> <p>② 役員名簿</p> <p>③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し）</p> <p>※いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの</p>   |  |   |    |  |    |     |  |  |
| ロ  | 各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類   |  |   |    |  |    |     |  |  |
| ハ  | 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類  |  |   |    |  |    |     |  |  |
| ニ  | 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程  |  |   |    |  |    |     |  |  |
| ホ  | <p>次の事項を記載した書類</p> <p>① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項</p> <p>② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項</p> <p>③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引</li> <li>・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引</li> </ul> <p>④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日</p> <p>⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（bに係る部分を除く。）</li> <li>b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項</li> </ul> <p>⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日</p> <p>⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日</p> |  |   |    |  |    |     |  |  |
| ヘ  | 助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し  |  |   |    |  |    |     |  |  |

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、省略することができます。

「認定基準等チェック表」(第5表) 記載要領

| 項 目   | 記 載 要 領          | 注 意 事 項  |
|-------|------------------|--|
| 「同意」欄 | 該当する一方を「○」で囲みます。 | 閲覧に関する細則(社内規則)等がある場合には、その細則(社内規則)等を添付してください。   |
| 「ホ」欄  |                  | <p>③、④の「特殊の関係」とは、次に掲げる関係をいいます。</p> <p>① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係</p> <p>② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係</p> <p>③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係</p> |

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

|     |  |
|-----|--|
| 法人名 |  |
|-----|--|

認定基準等チェック表 (第6表)

|   |       |       |       |       |
|---|-------|-------|-------|-------|
| 6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに定款等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること | チェック欄 |       |       |       |
| 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに定款等の所轄庁への提出の有無                                |       |       |       |       |
| ①   | ②     | ③     | ④     | ⑤     |
| 有 ・ 無   | 有 ・ 無 | 有 ・ 無 | 有 ・ 無 | 有 ・ 無 |

認定基準等チェック表 (第7表)

|   |       |       |       |       |       |
|---|-------|-------|-------|-------|-------|
| 7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと | チェック欄 |       |       |       |       |
| 法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無                      |       |       |       |       |       |
| ①   | ②     | ③     | ④     | ⑤     | 申請時   |
| 有 ・ 無   | 有 ・ 無 | 有 ・ 無 | 有 ・ 無 | 有 ・ 無 | 有 ・ 無 |
| ⑨ 認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。           |       |       |       |       |       |

認定基準等チェック表 (第8表)

|  |          |       |          |       |       |
|--|----------|-------|----------|-------|-------|
| 8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること  | チェック欄    |       |          |       |       |
| <table border="1"> <tr> <td>事業年度</td> <td>月 日～ 月 日</td> <td>設立年月日</td> <td>年 月 日</td> </tr> </table> |          | 事業年度  | 月 日～ 月 日 | 設立年月日 | 年 月 日 |
| 事業年度   | 月 日～ 月 日 | 設立年月日 | 年 月 日    |       |       |

(注意事項)

- ・ 法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、省略することができます。

「認定基準等チェック表」(第6表) 記載要領

| 項 目  | 記 載 要 領          | 注 意 事 項  |
|------|------------------|--|
| 各欄共通 | 該当する一方を「○」で囲みます。 | 「@」から「◎」については、認定基準等チェック表(第3表)のイに記載する各期間(「@」から「◎」)を示したものです。 |

「認定基準等チェック表」(第7表) 記載要領

| 項 目  | 記 載 要 領          | 注 意 事 項  |
|------|------------------|--|
| 各欄共通 | 該当する一方を「○」で囲みます。 | 「@」から「◎」については、認定基準等チェック表(第3表)のイに記載する各期間(「@」から「◎」)を示したものです。 |

「認定基準等チェック表」(第8表) 記載要領

| 項 目  | 記 載 要 領        | 注 意 事 項 |
|------|----------------|---------|
| 各欄共通 | 該当する年月日を記載します。 |         |

## 欠格事由チェック表

| 法人名   |  | チェック欄  |
|---|--|--------|
| <p>認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。</p> <p>1 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合</p> <p>イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消の原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消の日から5年を経過しないもの</p> <p>ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等<sup>(注1)</sup>若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>ニ 暴力団の構成員等<sup>(注2)</sup></p> <p>2 認定又は特例認定を取り消されその取消の日から5年を経過しない法人</p> <p>3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人</p> <p>4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人（認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります<sup>(注3)</sup>）。</p> <p>5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人</p> <p>6 次のいずれかに該当する法人</p> <p>イ 暴力団</p> <p>ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人</p> |  |        |
| 1   | 役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無  |        |
| イ   | 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消の原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消の日から5年を経過しない者の有無       | 有・無    |
| ロ   | 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無  | 有・無    |
| ハ   | 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無 | 有・無    |
| ニ   | 暴力団の構成員等の有無  | 有・無    |
| 2   | 認定又は特例認定を取り消されその取消の日から5年を経過しない法人   | はい・いいえ |
| 3   | 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人  | はい・いいえ |
| 4   | 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人   | はい・いいえ |
| 添付書類  | 認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること（役員報酬規程等提出書には添付不要）                                    | はい・いいえ |
| 5   | 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人  | はい・いいえ |
| 6   | 次のいずれかに該当する法人  |        |
| イ   | 暴力団  | はい・いいえ |
| ロ   | 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人   | はい・いいえ |

(注意事項)

- 1 「刑法 204 条等」とは、刑法第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 2、第 222 条若しくは第 247 条をいいます。
- 2 「暴力団の構成員等」とは、法第 12 条第 1 項第 3 号ロに規定する暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含みます。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいいます。
- 3 添付が必要となる納税証明書は、国税及び地方税の納付の有無にかかわらず、主たる事務所が所在する所轄税務署長、都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書となります。また、従たる事務所において国税又は地方税を納付している場合には、当該従たる事務所が所在する所轄税務署長、都道府県知事又は市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付も必要となります。

寄附金を充当する予定の事業内容等

|     |  |
|-----|--|
| 法人名 |  |
|-----|--|

| 事業名 | 具体的な事業内容 | 実施予定<br>年 月 | 実施予<br>定場所 | 従事者の<br>予定人数 | 受益対象者の<br>範囲及び予定<br>人数 | 寄附金充当<br>予 定 額 |
|-----|----------|-------------|------------|--------------|------------------------|----------------|
|     |          |             |            |              |                        |                |
|     |          |             |            |              |                        |                |
|     |          |             |            |              |                        |                |
|     |          |             |            |              |                        |                |
|     |          |             |            |              |                        |                |
|     |          |             |            |              |                        |                |

代表者の氏名の変更届出書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

(特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地)

(特定非営利活動法人の名称)

代表者氏名

電話番号

代理人氏名

下記のとおり代表者の氏名の変更があったので、特定非営利活動促進法第53条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により、届け出ます。

記

変更の内容

| 変更前 | 変更後 | 変更年月日 |
|-----|-----|-------|
|     |     |       |

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 変更前及び変更後の代表者の氏名（ふりがなを付すこと。）を対照させて記載し、併せて変更年月日を記載すること。

役員報酬規程等提出書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

（特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地）

（特定非営利活動法人の名称）

代表者氏名

電話番号

その他の事務所（県内に所在するものに限る。）の所在地及び電話番号

代理人氏名

特定非営利活動促進法第55条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により、前事業年度（ 年 月 日から 年 月 日まで）の役員報酬規程等を提出します。

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 この提出書には、次の書類を添付すること。
  - (1) 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程（法第55条第1項）  
＜提出しない場合＞  
最後に役員報酬規程を提出した事業年度 \_\_\_\_\_年度  
最後に職員給与規程を提出した事業年度 \_\_\_\_\_年度
  - (2) 次の事項を記載した書類（法第55条第1項）
    - ① 前事業年度の収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項
    - ② 前事業年度における次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項
      - イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引
      - ロ 役員等との取引
    - ③ 前事業年度の寄附者（当該特定非営利活動法人の役員、役員の配偶者若しくは3親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該特定非営利活動法人に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日
    - ④ 前事業年度の役員等に対する報酬又は給与の状況

- イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（ロに係る部分を除く。）
  - ロ 給与を得た職員の総数及び総額に関する事項
  - ⑤ 前事業年度に支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日
  - ⑥ 前事業年度に海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日
- (3) 法第45条第1項第3号（ロに係る部分を除く。）、第4号イ及びロ、第5号並びに第7号に掲げる基準に適合している旨並びに法第47条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類（法第55条第1項）



2 取引の内容に関する事項 [③次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引]

(1) 収益の生ずる取引の上位5者

| 氏名又は名称 | 住所又は所在地 | 取引金額 | 取引内容等 |
|--------|---------|------|-------|
|        |         | 円    |       |
|        |         | 円    |       |
|        |         | 円    |       |
|        |         | 円    |       |
|        |         | 円    |       |

(2) 費用の生ずる取引の上位5者

| 氏名又は名称 | 住所又は所在地 | 取引金額 | 取引内容等 |
|--------|---------|------|-------|
|        |         | 円    |       |
|        |         | 円    |       |
|        |         | 円    |       |
|        |         | 円    |       |
|        |         | 円    |       |

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引（NPO 法人が譲渡等を受ける場合を含む。）

イ 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

| 取引先の氏名等 | 法人との関係 | 譲渡資産の内容 | 譲渡年月日 | 譲渡価格 | その他の取引条件等 |
|---------|--------|---------|-------|------|-----------|
|         |        |         |       | 円    |           |
|         |        |         |       | 円    |           |
|         |        |         |       | 円    |           |
|         |        |         |       | 円    |           |
|         |        |         |       | 円    |           |
|         |        |         |       | 円    |           |
|         |        |         |       | 円    |           |
|         |        |         |       | 円    |           |
|         |        |         |       | 円    |           |
|         |        |         |       | 円    |           |

ロ 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

| 取引先の氏名等 | 法人との<br>関 係 | 貸付資産の内容 | 貸 付<br>年月日 | 対 価 の 額 | その他の取引条件等 |
|---------|-------------|---------|------------|---------|-----------|
|         |             |         |            | 円       |           |
|         |             |         |            | 円       |           |
|         |             |         |            | 円       |           |
|         |             |         |            | 円       |           |
|         |             |         |            | 円       |           |
|         |             |         |            | 円       |           |
|         |             |         |            | 円       |           |
|         |             |         |            | 円       |           |
|         |             |         |            | 円       |           |
|         |             |         |            | 円       |           |

ハ 役務の提供（施設の利用等を含む。）

| 取引先の氏名等 | 法人との<br>関 係 | 役務の提供の内容 | 役務の提<br>供年月日 | 対 価 の 額 | その他の取引条件等 |
|---------|-------------|----------|--------------|---------|-----------|
|         |             |          |              | 円       |           |
|         |             |          |              | 円       |           |
|         |             |          |              | 円       |           |
|         |             |          |              | 円       |           |
|         |             |          |              | 円       |           |
|         |             |          |              | 円       |           |
|         |             |          |              | 円       |           |
|         |             |          |              | 円       |           |
|         |             |          |              | 円       |           |
|         |             |          |              | 円       |           |





5 支出した寄附金に関する事項 [⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

| 支出先の名称等 | 住 所 等 | 支 出 金 額 | 支 出 年 月 日 | 寄 附 の 目 的 等 |
|---------|-------|---------|-----------|-------------|
|         |       | 円       |           |             |
|         |       | 円       |           |             |
|         |       | 円       |           |             |
|         |       | 円       |           |             |
|         |       | 円       |           |             |
|         |       | 円       |           |             |
|         |       | 円       |           |             |
|         |       | 円       |           |             |
|         |       | 円       |           |             |
|         | 合 計   | 円       |           |             |

6 海外への送金等に関する事項 [⑦海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日]

| 実 施 日 | 使 途 | 金 額 |
|-------|-----|-----|
| . .   |     | 円   |
| . .   |     | 円   |
| . .   |     | 円   |
| . .   |     | 円   |
| . .   |     | 円   |
| . .   |     | 円   |
| . .   |     | 円   |
| . .   |     | 円   |

※この書類は所轄庁へ提出する必要はありません。

資産の譲渡等の内容に関する事項 [②資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項]

(1) 資産の譲渡に係る料金及び条件等 (NPO 法人が譲り受ける場合を含む。)

| 譲 渡 資 産 の 内 容 | 料 金 | 条 件 等 |
|---------------|-----|-------|
|               | 円   |       |
|               | 円   |       |
|               | 円   |       |
|               | 円   |       |
|               | 円   |       |
|               | 円   |       |
|               | 円   |       |
|               | 円   |       |

(2) 資産の貸付に係る料金及び条件等 (NPO 法人が貸付けを受ける場合を含む。)

| 貸 付 資 産 の 内 容 | 料 金 | 条 件 等 |
|---------------|-----|-------|
|               | 円   |       |
|               | 円   |       |
|               | 円   |       |
|               | 円   |       |
|               | 円   |       |
|               | 円   |       |
|               | 円   |       |
|               | 円   |       |
|               | 円   |       |

(3) 役務の提供に係る料金及び条件等 (NPO 法人が役務の提供を受ける場合を含む。)

| 役 務 の 提 供 の 内 容 | 料 金 | 条 件 等 |
|-----------------|-----|-------|
|                 | 円   |       |
|                 | 円   |       |
|                 | 円   |       |
|                 | 円   |       |
|                 | 円   |       |
|                 | 円   |       |
|                 | 円   |       |
|                 | 円   |       |
|                 | 円   |       |

## 「特定非営利活動促進法第 54 条第 2 項第 3 号に定める事項を記載した書類」記載要領

### 1 「1 資金に関する事項」欄

- (1)欄には、受取寄附金、〇〇事業収益、〇〇資産売却益、受取利息等の収益の源泉別の内訳を記載します。  
(2)欄には、借入金がある場合に、その借入先ごとの内訳を記載します。  
(3)欄には、上記の他に資金に関する重要な事項がある場合に記載します。

### 2 「2 取引の内容に関する事項」欄

(1)及び(2)の各欄には、収益及び費用が生ずる取引それぞれについて取引金額の最も多いものから上位 5 者に対する、取引内容等について記載します。

(3)の各欄には、役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の親族等との取引等について記載します。

(注意事項)

この場合の「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の親族等」とは次の者が該当します。

- ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

### 3 「3 寄附者に関する事項」欄

当期中の寄附者のうち、役員、役員の親族等で寄附金の額の事業年度中の合計額が 20 万円以上の者について記載します。

(注意事項)

この場合の「役員の親族等」とは次の者が該当します。

- ① 役員の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② 役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ 役員の使用人及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

### 4 「4 役員等に対する報酬又は給与の状況」欄

イの欄には、役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者に対する報酬又は給与の支給について記載します。ロの欄には、当期中に給与を支給した従業員の総数と総額を記載します。

### 5 「5 支出した寄附金に関する事項」欄

当期中に支出した寄附金（助成金を含みます。）について記載します。

### 6 「6 海外への送金等に関する事項」欄

海外への送金又は金銭の持出しを行った場合に記載します。

「資産の譲渡等の内容に関する事項」欄

(所轄庁への提出は不要ですが、NPO 法人において、作成、備置、閲覧については行う必要があります。)

(1)～(3)の各欄には、譲渡資産等の内容、料金及び特定の者に対する割引販売等の譲渡等における条件を記載します。個別の記載に代えて、料金表、カタログ等を添付する場合には、その旨を記載します。

記載例（第16条関係）

定 款 変 更 認 証 提 出 書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

(特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地)

(特定非営利活動法人の名称)

代表者氏名

電話番号

その他の事務所（県内に所在するものに限る。）の所在地及び電話番号

代理人氏名

下記のとおり定款の変更の認証を受けたので、特定非営利活動促進法第52条第2項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により、提出します。

記

- 1 定款変更の認証日
- 2 定款変更の内容

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 県以外の都道府県の区域内に主たる事務所を設置する認定（特例認定）特定非営利活動法人で、県内にその他の事務所を設置するものは、この提出書を提出すること。
- 3 この提出書には、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の写し（法第52条第2項（法第62条において準用する場合を含む。））及び変更後の定款（法第52条第2項（法第62条において準用する場合を含む。））を添付すること。

助成金支給実績提出書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

（特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地）

（特定非営利活動法人の名称）

代表者氏名

電話番号

その他の事務所（県内に所在するものに限る。）の所在地及び電話番号

代理人氏名

下記のとおり助成金の支給を行ったので、特定非営利活動促進法第55条第2項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により、助成金の支給実績を提出します。

記

- 1 支給年月日
- 2 支給対象者
- 3 支給金額
- 4 助成対象の事業等

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 4には、事業等の内容を具体的に記載すること。

合 併 認 定 申 請 書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

(合併しようとする特定非営利活動法人（甲）の主たる事務所の所在地)

(合併しようとする特定非営利活動法人（甲）の名称)

代表者氏名

電話番号

ファクシミリ番号

(合併しようとする特定非営利活動法人（乙）の主たる事務所の所在地)

(合併しようとする特定非営利活動法人（乙）の名称)

代表者氏名

電話番号

ファクシミリ番号

代理人氏名

特定非営利活動促進法第63条 { 第1項 / 第2項 } の規定により、下記のとおり合併の認定を受けたいので、申請します。

記

- 1 認定（特例認定）年月日
- 2 認定（特例認定）の有効期間
- 3 事業年度
- 4 合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する特定非営利活動法人

| 法人名及び代表者名 | 主たる事務所の所在地及び電話番号（ファクシミリ番号） | 現に行っている事業の概要 | 区 分                 |
|-----------|----------------------------|--------------|---------------------|
|           |                            |              | 認 定<br>特例認定<br>上記以外 |

5 合併によって消滅する特定非営利活動法人

| 法人名及び代表者名 | 主たる事務所の所在地及び電話番号（ファクシミリ番号） | 現に行っている事業の概要 | 区 分                 |
|-----------|----------------------------|--------------|---------------------|
|           |                            |              | 認 定<br>特例認定<br>上記以外 |

- 6 本申請において適用するパブリックサポートテスト基準（合併後に認定特定非営利活動法人としての地位を承継しようとする場合は、いずれかに $\surd$ 印）

- 相対値基準（原則）
- 相対値基準（小規模法人）
- 絶対値基準
- 条例個別指定法人

#### 備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 この申請に係る実績判定期間については、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって消滅する特定非営利活動法人（合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する特定非営利活動法人）の各事業年度のうち申請書提出の直前に終了した事業年度の末日以前2年以内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から申請書提出の直前に終了した各事業年度の末日までの期間となる。
- 3 この申請書には、次の書類を添付すること。
  - (1) 寄附者名簿（各事業年度に当該申請に係る特定非営利活動法人が受け入れた寄附金の支払者ごとに当該支払者の氏名（法人にあっては、その名称）及び住所並びにその寄附金の額及び受け入れた年月日を記載した書類をいう。ただし、法第45条第1項第1号ハに掲げる基準に適合する特定非営利活動法人及び法第63条第2項の合併の認定を受けようとする特例認定特定非営利活動法人は、添付を要しない。）（法63条第5項）
  - (2) 法45条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類（(1)に掲げる書類を除く。）（法第63条第5項）
  - (3) 法47条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類（法第63条第5項）
  - (4) 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類（法第63条第5項）

法第 63 条第 1 項又は第 2 項の合併の認定申請書及び添付書類一覧（兼チェック表）

| 申請書・添付書類   |  | 第 1 項<br>(認定) | 第 2 項<br>(特例認定) |
|--|--|---------------|-----------------|
| 特定非営利活動促進法第 63 条第 1 項又は同条第 2 項の合併の認定を受けるための申請書                           |  |               |                 |
| 1  | 寄附者名簿 <small>(注) 1</small>                       |               |                 |
| 2 認定基準等に適合する旨及び第 47 条各号（欠格事由）のいずれにも該当しない旨を説明する書類 <small>(注) 2, 3</small> |  |               |                 |
| 一<br>号<br>基<br>準   | イ、ロ、ハのいずれか 1 つの基準を選択してください。 <small>(注) 4</small> |               |                 |
|  | イ 相対値基準・原則 又は 相対値基準・小規模法人                        |               |                 |
|  | 認定基準等チェック表（第 1 表 相対値基準・原則用）                      |               |                 |
|  | 認定基準等チェック表（第 1 表 相対値基準・小規模法人用）                   |               |                 |
|  | 受け入れた寄附金の明細表（第 1 表付表 1 相対値基準・原則用）                |               |                 |
|  | 受け入れた寄附金の明細表（第 1 表付表 1 相対値基準・小規模法人用）             |               |                 |
|  | 社員から受け入れた会費の明細表（第 1 表付表 2 相対値基準用）                |               |                 |
|  | ロ 絶対値基準  |               |                 |
|  | 認定基準等チェック表（第 1 表 絶対値基準用）                         |               |                 |
|  | ハ 条例個別指定基準                                       |               |                 |
| 認定基準等チェック表（第 1 表 条例個別指定法人用）  |  |               |                 |
| 二<br>号<br>基<br>準   | いずれかの書類を提出することとなります。                             |               |                 |
|  | 認定基準等チェック表（第 2 表）                                |               |                 |
| 三<br>号<br>基<br>準   | 認定基準等チェック表（第 3 表）                                |               |                 |
|  | 役員 の 状 況（第 3 表付表 1）                              |               |                 |
|  | 帳簿組織の状況（第 3 表付表 2）                               |               |                 |
| 四<br>号<br>基<br>準   | 認定基準等チェック表（第 4 表）                                |               |                 |
|  | 財産の運用及び事業運営の状況等（第 4 表付表 1）                       |               |                 |
|  | 財産の運用及び事業運営の状況等（第 4 表付表 2）                       |               |                 |
| 基<br>準<br>五<br>号   | 認定基準等チェック表（第 5 表）                                |               |                 |
| 基<br>準<br>六<br>号<br>七<br>号<br>八<br>号                                     | 認定基準等チェック表（第 6、7、8 表）                            |               |                 |
| 欠格事由チェック表  |  |               |                 |

③注意寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

1 条例個別指定基準に適合する法人、法第 63 条第 2 項の合併の認定を受けようとする特例認定特定非営利活動法人は、寄附者名簿の添付は必要ありません（法 44②、58②、63⑤、法令 9②）。

2 各認定基準等チェック表のうち、第 1 表、第 2 表及び第 4 表（ハ及びニに係る事項に限ります。）の記載に当たっては、合併後存続する法人及び合併によって消滅する法人（合併によって法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各法人。以下同じです。）を一つの法人とみなして記載してください（法令 9③⑤）。

3 各認定基準等チェック表のうち、第 3 表、第 4 表（イ及びロに係る事項に限ります。）、第 5 表及び第 6、7、8 表については、合併後存続する法人、合併によって設立する法人及び合併によって消滅する法人について、それぞれ記載してください（法令 9③⑤）。

4 法第 63 条第 2 項の合併の認定を受けようとする特例認定特定非営利活動法人は、一号基準に関する書類の添付は必要ありません（法 59 一、63⑤、法令 9②）。

## 認定NPO法人ガイドブック埼玉県版

2024年（令和6年）4月改訂版

問い合わせ先：埼玉県県民生活部共助社会づくり課

住所：〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

TEL：048-830-2836

FAX：048-830-4751

E-mail：[a2835@pref.saitama.lg.jp](mailto:a2835@pref.saitama.lg.jp)